

日本簿記学会

検定簿記と会計実務の関連性に関する研究

最終報告書

令和 5・6 年度簿記実務研究部会

部 会 長	：加藤 大吾	（公認会計士・税理士）
委 員	：加瀬 きよ子	（東京都立第一商業高等学校）
	片岡 洋人	（明治大学）
	金子 友裕	（東洋大学）
	川村 義則	（早稲田大学）
	中野 貴元	（全国経理教育協会）
	西村 和朗	（公認会計士・税理士）
	平野 智久	（北海道大学大学院経済学研究院）
	村橋 秀一	（公認会計士）
	山下 修平	（専修大学）
オブザーバー	：梅原 秀継	（明治大学）
	増子 敦仁	（東洋大学）
	吉田 智也	（中央大学）

2025 年 8 月

はじめに

本報告書は、2023年8月に行われた第38回日本簿記学会会員総会において、2年の期限で設置が認められた簿記実務研究部会の最終報告書である。

本研究部会「検定簿記と会計実務の関連性に関する研究」は、現在実施されている簿記検定試験（日商簿記検定試験，全経簿記能力検定試験，全商簿記実務検定試験）の学習内容および試験問題と会計実務がどこまでリンクしているか，もしリンクしていないとするとそれはなぜか，そしてリンクさせるためにはどのような修正を行うべきか等について検討することを目的としている。

本研究部会は、2023年9月以降、対面およびZOOMによるハイブリッド形式で12回開催した。研究部会の開催日は以下のとおりである。

- | | |
|--------|---|
| 第1回研究会 | 2023年9月16日（土）早稲田大学およびZOOMによるハイブリッド開催
研究方針について |
| 第2回研究会 | 2023年11月3日（金）明治大学およびZOOMによるハイブリッド開催
増子敦仁オブザーバー「近年の日商簿記検定の現状について」
中野貴元委員「全経簿記検定の概要と改正点」 |
| 第3回研究会 | 2024年1月7日（日）都立第一商業高等学校およびZOOMによるハイブリッド開催
加瀬きよ子委員「全商簿記実務検定試験の概要と改正点」
加藤大吾部会長「電子記録債権に関する取引の検討」 |
| 第4回研究会 | 2024年2月23日（金）都立第一商業高等学校およびZOOMによるハイブリッド開催
金子友裕委員「簿記教育における税務処理の考慮に関する検討」 |
| 第5回研究会 | 2024年5月11日（土）早稲田大学およびZOOMによるハイブリッド開催
中野貴元委員「資金決済に関する取引の検討」 |
| 第6回研究会 | 2024年6月8日（土）早稲田大学およびZOOMによるハイブリッド開催
川村義則委員「棚卸資産に関する取引の検討」
加藤大吾部会長「インボイス制度が消費税の会計処理に与える影響」
※日本簿記学会第40回関東部会統一論題「インボイス制度と簿記」（座長：金子友裕委員）にて報告 |
| 第7回研究会 | 2024年7月20日（土）日本大学およびZOOMによるハイブリッド開催
中間報告に向けた報告内容の検討 |

- 第 8 回研究会 2024 年 9 月 22 日（日）早稲田大学および ZOOM によるハイブリッド開催
西村和朗委員 「固定資産取引に関する検討」
山下修平委員 「草創期の簿記検定と実務との関係」
- 第 9 回研究会 2024 年 12 月 22 日（日）早稲田大学および ZOOM によるハイブリッド開催
村橋秀一委員 「業種別会計と簿記会計の範囲の比較」
- 第 10 回研究会 2025 年 2 月 23 日（日）都立第一商業高等学校および ZOOM によるハイブリッド開催
平野智久委員 「資産除去債務にかんする検定簿記はこのままでよいのか」
片岡洋人委員 「原価計算と管理会計の境界線」
- 第 11 回研究会 2025 年 5 月 24 日（土）早稲田大学および ZOOM によるハイブリッド開催
山下修平委員 「草創期の簿記検定が目指したものー主要な論点の解明と実務との関係ー」
加藤大吾部会長「消費税に関する取引の検討」
- 第 12 回研究会 2025 年 6 月 29 日（日）北海道大学および ZOOM によるハイブリッド開催
最終報告に向けた報告内容の検討

本報告書には、目次で示すように、研究部会における各委員およびオブザーバーによる報告をもとに、その場での質疑と討論を反映して、各委員がまとめた 13 編の論考を収録している。意見や提案に関する部分は、執筆者個人が責任を負っているものの、部会として、体系的、明瞭性等を勘案した編纂に責任を負っている。

本研究部会で 2 年間にわたり、12 回の研究部会に参加され、本報告書の作成に携わって頂いた委員およびオブザーバーの全員には心から御礼を申し上げたい。また、最終報告書の作成にあたり、校正および編纂作業にお引き受けをいただいた東洋大学経営学部教授 金子友裕先生、中央大学商学部教授 吉田智也先生および全国経理教育協会 中野貴元先生には心から感謝申し上げます。

本報告書が今後の日本簿記学会およびその会員並びにわが国の簿記理論・教育・実務の一助になれば幸いである。

目 次

	頁
はじめに	i
序章 本研究部会の目的と最終報告書の構成（加藤大吾）	1
【第 1 部 検定簿記の変遷に関する報告】	
第 1 章 日商簿記検定試験の現状について（増子敦仁）	7
第 2 章 公益社団法人全国経理教育協会と簿記能力検定試験（中野貴元）	30
第 3 章 全商簿記実務検定試験の概要と改正点（加瀬きよ子・吉田智也）	36
第 4 章 草創期の簿記検定が目指したものー主要な論点の解明と実務との関係ー （山下修平）	50
第 5 章 原価計算と管理会計の境界線（片岡洋人）	69
【第 2 部 検定簿記と会計実務の比較に関する報告】	
第 6 章 業種別会計の実務書を利用した会計実務と簿記教育の比較（村橋秀一）	87
第 7 章 資金決済取引に関する検討（中野貴元）	110
第 8 章 電子記録債権取引に関する検討（加藤大吾）	126
第 9 章 棚卸資産の会計ー会計基準の解釈と実務ー（川村義則）	138
第 10 章 固定資産取引に関する検討（西村和朗）	163
第 11 章 資産除去債務会計の実務をかんがえるー簿記教育とのつながりを意識し てー（平野智久）	180
第 12 章 消費税取引に関する検討（加藤大吾）	210
第 13 章 税務会計からみた簿記検定（金子友裕）	224
結章 本研究のまとめと今後の検討課題（加藤大吾）	238

本報告書で参照している略称

略称	正式名称
『検定簿記講義 3 級商業簿記』	渡部裕亘・片山覚・北村敬子編著.2025.『検定簿記講義／3 級商業簿記 2025 年度版』中央経済社。
『検定簿記講義 2 級商業簿記』	渡部裕亘・片山覚・北村敬子編著.2025.『検定簿記講義／2 級商業簿記 2025 年度版』中央経済社。

序章 本研究部会の目的と最終報告書の構成

加藤大吾（公認会計士・税理士）

1 本研究部会の目的

本研究部会では、現在実施されている簿記検定試験（日商簿記検定試験，全経簿記能力検定試験，全商簿記実務検定試験。以下，本報告書において「検定簿記」という。）の学習内容および試験問題と会計実務がどこまでリンクしているか，もしリンクしていないとするとそれはなぜか，そしてリンクさせるためにはどのような修正を行うべきか等について検討する。

日商簿記検定試験では，2016 年度からの出題区分表の改定に際し，「一般的な企業における近年のビジネススタイルや会計実務の動向を踏まえ，検定試験がより実際の企業活動や会計実務に則した実践的なものとなるよう区分表を見直し，出題項目の一部修正または追加を行いました。」（日本商工会議所「平成 28 年度以降の簿記検定試験出題区分表の改定等について」平成 27 年 4 月 1 日）と述べている。これにより，日商簿記検定試験の試験範囲は，日本商工会議所の考える「会計実務に則した実践的な」学習内容・出題に変更されているはずであるが，ここでどのような会計実務等を想定しているのか等の検証が必要である。本研究部会では，検定簿記の学習内容について，実際の会計実務で行われている簿記処理との関連性について確認する。

また，2023 年 10 月から開始された消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）や 2026 年までに約束手形の利用廃止の検討（経済産業省中小企業庁「取引適正化に向けた 5 つの取組について」令和 4 年 2 月 10 日，令和 4 年 6 月 17 日一部訂正）など，日々変化している会計実務の動向も念頭に，現在では試験問題で取り上げられていない論点も考慮して，検定簿記の学習内容について確認し，これまでの簿記教育の内容に関する見直しの可否についても検討する。

2 研究の背景と研究手法

2.1 検定簿記と簿記教育の現状

検定簿記には，「簿記は何か役に立ちそう」という社会から一定の評価があり，検定試験の合格は簿記教育のゴールではないが，学習者の重要なインセンティブになる。また，高等学校，大学などの教育現場においても検定簿記が幅広く活用されている。

例えば，商業高校では全商簿記実務検定の合格を生徒に促したり，大学への推薦入試に日

商簿記検定が利用したりすることがある。また、専門学校では全経簿記能力検定の合格により、資格取得による就職活動への活用が期待されている。さらに、大学のシラバスにおいては、日商簿記検定に準拠したシラバスが存在する。その他、全経簿記検定上級および日商簿記 1 級合格者に対する税理士試験の受験資格の付与が行われている（なお、2013 年度より税理士試験科目のうち、会計学科目の受験資格は撤廃されている）。

簿記教育の目標については、経理担当者に必要な取引に対する仕訳や財務諸表を作成する“直接的”な効果に目が行きがちである。しかし、企業を取り巻くルールやビジネスの仕組みなどを理解することができる“副次的”な効果があり、簿記学習者は後者に対して検定簿記に対する大きな魅力を感じているものと考えられる。

日商簿記 3 級の出題範囲で、副次的”な効果を示すとすれば、給料の支払いという論点における所得税の源泉徴収や社会保険料の源泉控除制度、社会保険料の会社負担分を法定福利費の存在に触れることになる。また、会社法における株式会社の設立、増資および配当などの株式会社の基本的な仕組みを学ぶことになる。このように、会社法などの条文などには直接触れることはないものの、企業を取り巻く法規や制度を前提とした取引を学ぶことができる。

法律や制度のみならず、財産管理を目的とした簿記処理に関する論点も、日商簿記 3 級では多く存在する。例えば、債権債務の管理のために相手先別の残高を管理するために売掛金元帳や買掛金元帳などの補助簿の必要性を認識する。また、現金の実査の際の現金過不足などの会計実務で起こりうる取引など会計実務に触れることになる。

このように、簿記教育を広義に捉えれば、経理担当者になるために簿記を学ぶのではなく、経営者、経営管理者、営業担当者など全ての人が、ビジネスの仕組みや知識を学ぶことに検定簿記の存在意義があると考えられる。

さらに、日商簿記 3 級が会計実務のみならず、会計理論へとつなげる礎となる。例えば、商品有高帳において先入先出法や移動平均法を学習することにより、企業会計原則・一般原則における相対的真実性の意味や払出欄における売上原価の計算、棚卸資産の期末評価といった会計学における重要な論点に触れることになる。

ところが、簿記を学ぶことによる簿記学習者への“副次的”な効果があるにも関わらず、一部の大学においてみられる簿記教育を資格受験予備校へ丸投げをし、検定試験の合格のためだけのテクニックに特化する指導が果たして簿記教育といえるのか、甚だ疑問である。

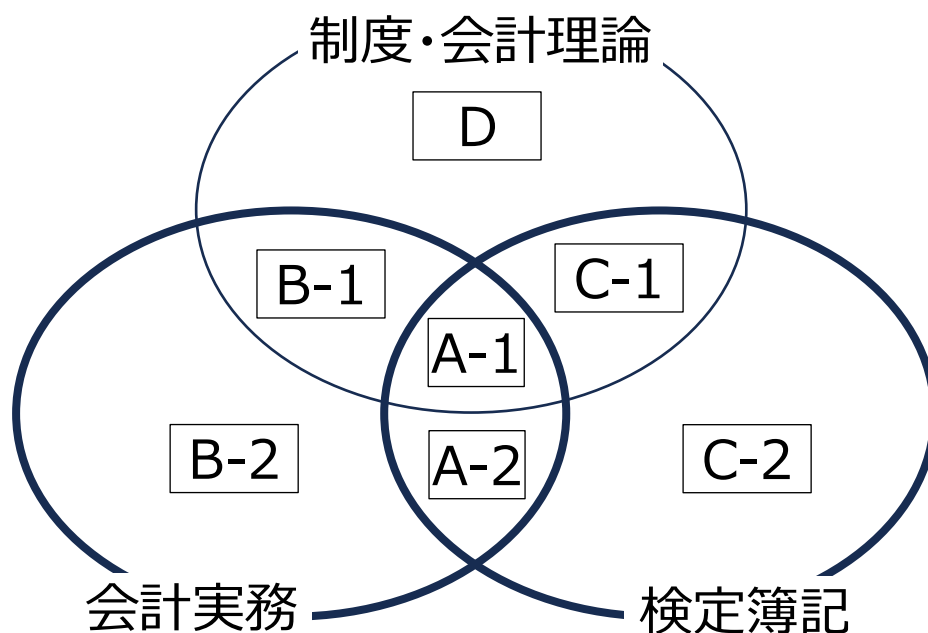
このような問題意識を踏まえて、本研究部会では日本簿記学会の設立趣旨にある「会計学および会計実務の一層の発展に寄与することを目的」として設置されている簿記実務研究部会として、検定簿記と会計実務が大きく変化する中で従来通りの簿記教育のままで良いのかを会計実務という視点から検討を行う。また、試験の実施主体である日商簿記検定や全経簿記能力検定においては、出題範囲の改正やペーパー試験から CBT 試験へ移行するなど変化

していることを念頭に、本研究部会の委員およびオブザーバーと問題意識の共有を行い、会計実務の目線で現状の簿記教育に重要な影響を及ぼしている検定簿記に対する考察する。

2.2 研究手法について

本研究部会において、検定簿記と会計実務との関連性について、これらの差異を明らかにする方法として、検定簿記（特に日商簿記検定）が簿記教育のベンチマークになっていることを鑑みて、日商簿記検定の出題区分表や『検定簿記講義』（中央経済社）について、特に受験者の多い3級および2級を中心に会計実務と比較して検討する。簿記検定試験の学習内容に関して、試験問題や簿記検定試験等のテキストに記述されている内容や、実務書や委員の実務経験を踏まえて多面的に検討を行い、検定簿記と会計実務とがリンクしているものとリンクしていないものとの論点整理を行う（図表 0-1）。

図表 0-1 検定簿記と会計実務との関係



A-1：商品売上の売上原価対立法（会計実務においても是認される方法）

A-2：補助簿（補助記入帳と補助元帳）の記入方法（制度では規定されていない）

B-1：消費税のインボイス制度（検定簿記においては未出題）

B-2：債権債務の管理に用いるための補助科目の設定

C-1：商品売上の三分法（市販会計ソフトには仕入勘定や繰越商品勘定は使用しない）

C-2：紙の帳簿を前提とした締切線，次期繰越の赤字記入

D：勘定学説・勘定理論（現状では会計実務にも検定簿記にも存在しない論点）

(出典) 筆者作成。

図表 0-1 は、検定簿記における出題項目 (A-1, A-2, C-1, C-2) や未出題項目 (B-1, B-2, D) として、「会計実務」および「制度・会計理論」との関係を示したものである。ここで、制度とは会計基準や企業を取り巻く法規であり、また、会計理論とは利益観や勘定学説など、複式簿記の前提となる会計学や簿記学に関する理論を意味する。

例えば、商品売上の記帳方法に関して、売上原価対立法は従来からの簿記書においても記載されており、会計実務においても売上や売上原価、商品といった勘定科目が設定されており、A-1 に区分している。これに対して、三分法は売上原価対立法と同様に従来からの簿記書においても記載されている一方で、繰越商品という勘定科目の設定は一般の会計ソフトには見られないことから C-1 に区分している。

本研究部会では、このうち、D を除いた会計実務と検定簿記に関する比較検討を行うことにより、A-1 や A-2 の検定簿記と会計実務がリンクする論点と、B-1, B-2, C-1, C-2 のリンクしない論点を第 2 部において比較および検討を行った。

これにより、検定簿記にはないが会計実務では行われている簿記処理や、検定簿記には存在するが会計実務では行われていない簿記処理を明らかにするとともに、会計実務の観点から必要と思われる簿記教育を考察する。なお、本研究部会において、伝統的な簿記教育における論点 (例えば、特殊仕訳帳制度) に対する必要か不必要かといった直接的な議論は行わないものとする。また、会計実務の範囲や定義について、中小企業から大企業に至るまで、わが国においても様々な会計基準が存在することから、一律に定義することでむしろ検定簿記の多岐にわたる論点に関する活発な議論を妨げることを避けるために、各委員の論稿において検定簿記との比較検討を行うこととする。

3 最終報告書の構成

最終報告書は、【第 1 部 検定簿記の動向に関する報告】および【第 2 部 検定簿記と会計実務の比較に関する報告】から構成されている。

第 1 部「検定簿記の動向に関する報告」では、増子敦仁オブザーバーによる「日商簿記検定試験の現状について」、中野貴元委員による「公益社団法人全国経理教育協会と簿記能力検定試験」および加瀬きよ子委員・吉田智也オブザーバーによる「全商簿記実務検定試験の概要と改正点」において、検定簿記の最新動向を踏まえた論稿を掲載している。また、検定簿記に関する多角的な視点から検討を行うために、会計史に精通する山下修平委員による「草創期の簿記検定が目指したものー主要な論点の解明と実務との関係ー」、工業簿記、原価計算および管理会計の 3 つの領域の関係性について片岡洋人委員による「原価計算と管理会計の

境界線」を掲載している。

続いて、第2部「検定簿記と会計実務の比較に関する報告」において、論点ごとに日商簿記検定試験を中心に出題範囲と会計実務の比較を行い、検討を行っている。具体的には、簿記教育と会計実務との差異を明確化に関する村橋秀一委員による「業種別会計の実務書を利用した会計実務と簿記教育の比較」、中野貴元委員による「資金決済取引に関する検討」、加藤による「電子記録債権取引に関する検討」、川村義則委員による「棚卸資産の会計－会計基準の解釈と実務－」、西村和朗委員による「固定資産取引に関する検討」、平野智久委員による「資産除去債務会計の実務をかんがえる－簿記教育とのつながりを意識して－」、加藤による「消費税取引に関する検討」および金子友裕委員による「税務会計からみた簿記検定」を掲載している。

【参考文献】

渡部裕亘・片山覚・北村敬子編著.2025.『検定簿記講義／3級商業簿記 2025年度版』中央経済社。

渡部裕亘・片山覚・北村敬子編著.2025.『検定簿記講義／2級商業簿記 2025年度版』中央経済社。

渡部裕亘・片山覚・北村敬子編著.2025.『検定簿記講義／2級工業簿記 2025年度版』中央経済社。

第 1 部

検定簿記の変遷に関する報告

第1章 日商簿記検定試験の現状について

増子敦仁（東洋大学）

【論文要旨】

日本商工会議所簿記検定試験は、1954年11月に始まって以来、多くの受験者に支えられながら日本経済発展の基盤を形成してきた。そのために会計基準等の制定・変更に応じて「出題範囲区分表」の見直しを行ってきたが、新型コロナウイルスが蔓延した2020年6月の第154回検定試験が中止となったことを契機に試験の在り方が大きく変化し、対面による紙媒体の試験と並行して、3級ならびに2級においてCBT方式に基づくネット試験が導入された。ネット試験は、受験者側が受験するタイミングを自ら決められるため、年々受験者が増加しており、今や統一試験による受験者数を大きく凌駕するに至り、日商簿記検定試験は現在でも年間延べ50万人以上が受験している。また、1級については、従来どおり年2回の統一試験において紙媒体のみで実施されているものの、徐々にではあるが受験者数を伸ばしており、公認会計士試験や税理士試験にも好影響を与えている。

【キーワード】

日商簿記検定試験、出題区分表、ネット試験、統一試験

1 はじめに

本簿記実務研究部会は、わが国において現在実施されている簿記に関する各種検定試験において出題されている内容と実際の経理の現場で行われている実務との関連性について調査・研究することを目的としている。

日商簿記検定試験は、1954年11月に第1回検定試験が施行され、これまでに延べ2,000万人以上の方が受験し、その合格者は700万人を超えている。学習者が検定試験の合格を目標に簿記・会計の知識や技能の向上に励むことで、実社会において役立つ人材育成に貢献し、日本経済が健全に発展するための基盤の一端を担ってきたといえる。日商簿記検定試験の知名度は高く、多くの方々からの支持を得ており、その一例として「日本の資格・検定 AWARDS」ではインターネットで最新の人気資格のランキングを行っているが、その中でも「ユーザーが選ぶベスト資格・検定部門」において3年連続で第1位に選定され、2024年

度に殿堂入りを果たしている。これは「就職に役立つ資格・検定」、「趣味で取りたい資格検定」、「副業に役立つ資格・検定」および「これから取得したい資格・検定」のアンケート結果でより多くの支持を集めたことによるものである。また、人材を採用する企業側にとっても、日商簿記検定試験に合格していれば、その級によって実務への適用能力を客観的に見極められるため、採用活動の合理化に寄与することができるメリットも有していることも見逃してはならない。

そのような実社会からの支持に応えるために、日本商工会議所は、これまでにいわゆる「会計ビッグバン」以降、会計基準等の制定・改正に伴い「商工会議所簿記検定試験出題区分表」（以下、「出題区分表」と略す）の改定が適宜行われてきたが、近年になって検定試験をめぐる環境変化に伴って試験制度の変更も相次いでいる。そこで、本稿では日本商工会議所が各地の商工会議所と共同で主催している「日商簿記検定試験」の近年の動向を中心に、現状を整理したい。

なお、文中における意見に関する部分は、筆者が「日商検定推進アドバイザー（簿記）」として活動しているとはいえ、あくまでも筆者の個人的な見解であって、必ずしも日本商工会議所の公式見解ではないことを付言する。

2 2019 年度までの日商簿記検定試験

2.1 2016 年度から 2018 年度にかけての「出題区分表」の改定

2020 年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、あらゆる側面において行動様式が変化したが、日商簿記検定試験も例外ではない。しかし、それ以前から日商簿記検定試験は大きく変貌を遂げていたため、まずは 2019 年度までの動きを確認したい。

まず、挙げなければならないのは、2016 年度から 2018 年度までの 3 年間をかけて「出題区分表」の大改定を行ったことである。これは、主として 2 級商業簿記の出題内容を大幅に見直したものである。以下に述べるように改定内容が多岐にわたるうえに、従来では 1 級のみの出題となっていた事項を限定的とはいえ 2 級からの出題とするのは、教育現場に与える影響が極めて大きいため、「3 年計画」で徐々に移行するという方法を採用した点に特徴がある。これにより、関係者への周知を図るとともに、教科書・問題集といった教材の開発や講義の準備などのための時間的余裕を持たせるとともに、受験者にとっても出題範囲の変更に対応するための学習上の便宜が図られた。

これまで 2 級は「高校程度」されてきたものの、一般には 2 級は中小規模の株式会社、1 級では大企業向けの簿記という区分けがされてきたが、これを改め、2 級では必ずしも中小企業を前提とせず、大企業も含めるとしている。その結果として、連結会計や税効果会計は、一部の基本的な内容にとどまるものの、2 級において導入されている。

また、実務の動向に配慮し、リースの普及に伴いリース取引の借手側の処理や、企業活動の国際化に対応した外貨建取引、あるいは電子記録債権・電子記録債務、および製造業の決算処理などが2級の範囲に追加された。それに対して、一部の例外的な場合を除き実務ではあまり用いられていない、特殊仕訳帳制や本支店会計での内部利益の賦課、および五伝票制が出題範囲から除外され、加えてわが国では一定以上の格付けを得た会社でしか社債を発行できない制限があるため、社債の発行・償還は1級の範囲とされた。

2.2 「簿記初級」および「原価計算初級」の新規導入

商業簿記の学習の初歩的段階の試験としては、従来から4級が存在していたが、受験者の著しい減少傾向に歯止めがかからない状況が続いていた。そこで、日本商工会議所は2016年度をもって4級を廃止し、翌2017年度より「簿記初級」に転換した。「簿記初級」は、主にノンアカウンタントに焦点をあて、あえて「決算時の処理」を問わずに期中の日常的な処理を問い、経理部門以外に勤めるあるいは勤めることを希望するビジネスパーソンを視野に入れている。そのため、4級では商品売買は分記法によることとされてきたが、簿記初級では3分法を前提としているほか、4級では減価償却は全く扱わなかったのに対し、簿記初級では期末の決算処理は問わないものの、月次での処理を行わせる出題がなされている。

また、試験の実施方法として簿記初級が導入当初から紙媒体ではなく、CBT方式に基づくネット試験によっていることは特筆に値する。ここでの経験が後にコロナ禍での3級および2級でのネット試験実施の下地になっていたのである。「簿記初級」の合格率は60%前後を推移している。

また、工業簿記・原価計算の分野においても、従来より2級からの出題となっていたが、もっと早い段階から原価計算の初歩的な素養を身に着けておくことが有用であるという機運が高まり、「簿記初級」より1年遅れの2018年度から「原価計算初級」が新規導入された。

「原価計算初級」の文字通り原価計算の基礎概念や簡易な原価の集計等を問うものであるが、必ずしも製造業のみならず、サービス業も視野に入れている点に留意する必要がある。加えて、原価計算のテキストでは比較的后半に収録されていることが多いCVP分析や予算差異分析を含んでいることも特徴の一つである。

「簿記初級」と同様、「原価計算初級」でも紙媒体ではなく、CBT方式に基づくネット試験によっている。「原価計算初級」の合格率は「簿記初級」を大きく上回り90%前後にたっている。

2.3 2019年度の「出題区分表」の見直し

2019年度の「出題区分表」の改定は、主として3級商業簿記の出題内容の見直しがメインとなっている。これまでは3級は個人企業（個人商店）を前提としており、会社、とりわけ

株式会社は2級以上と棲み分けが諮られていた。しかし、(複式)簿記を学びたいと希望する学習者は株式会社への就職を望んでおり、企業側も研修において簿記を学ばせたいと思って、入門・基礎段階で延々と個人企業を前提とした簿記を学ばせることに違和感があった。そこで、3級は小規模な株式会社を前提とすることに転換し、個人企業特有の事項については、株式会社の簿記の延長線上に位置づけることとした。具体的には、①株式の発行価額の全額を資本金に計上させる(それゆえに資本準備金は生じない)ことや、②当期純利益の繰越利益剰余金への振替、③法人税、住民税および事業税の処理(ただし税額を明示する)、④剰余金の配当および利益準備金の計上(ただし利益準備金の金額は明示する)を2級から3級に移行する一方で、資本の引き出しは出題範囲から除外した。

また、3級でも実務の動向に鑑みて、複数の口座の開設している場合の処理や電子記録債権・電子記録債務、クレジット売掛金、差入保証金、固定資産台帳および決算整理後残高試算表を3級の範囲に加えるとともに、消費税については「収益認識に関する会計基準」を織り込んで税抜処理も3級の段階から出題するとした。

他方で、3級の受験者の負担を減らすため、有価証券のうち売買目的有価証券はかねてから3級で扱ってきたが、有価証券は2級で一体的に扱うこととするともに、手形の裏書譲渡や割引は債権譲渡の一環であるため2級に移し、加えて減価償却での直接法での記帳は無形固定資産の償却と同時にするため2級に移行させた。さらに、商品売買における分記法、消耗品に関する購入時に消耗品勘定(資産)で処理する方法、および6桁精算表については出題範囲から除外した。

その他、当座借越に関して、当座預金勘定による1勘定制や、経過勘定項目に関し「見越」・「繰延」の用語を廃したこと、および収益認識に関連して発行商品券の処理を1級としたことなども併せて改定された。

3 「コロナ禍」期における日商簿記検定試験の動向

3.1 2020年度における日商簿記検定試験の実施

日商簿記検定試験は、毎年6月の第2日曜日と11月の第3日曜日、そして1997年以降は2月の第4日曜日と、年3回実施されてきた。しかし、新型コロナウイルスは2020年の初頭から猛威を振るい始め、同年2月の第154回検定試験は何とか施行できたものの、2月下旬に安倍晋三首相(当時)は全国の学校に対して一斉休校とすることを要請した。しかし、感染が収まるどころか感染者は拡大の一途を辿り、4月7日にはついには緊急事態の宣言に至った。ちょうどその時期は6月14日(日)の第155回日商簿記検定試験の申込が始まるころであり、大都市の商工会議所で中止の発表が相次ぎ、最終的には全国において第154回の検定試験が中止された。もちろん史上初の事態である。

その次の第 156 回の検定試験は 11 月 15 日（日）ということになるが、これまで試験会場を提供していた大学をはじめとする諸教育機関は、不特定多数の部外者がたとえ日曜日であったとしても構内に立ち入ることによる感染リスクの拡大を恐れて会場確保が難航したため、大幅な人数制限を実施して行った。もともと前回の検定が中止になったこともあり、受験希望者が殺到して即日満席となり受験申し込みを早々に締め切った会議所もあった。そのため受けたくても受けられない受験生が続出することとなり、これがネット試験の導入の契機となった。

また、2 月の検定試験は、後から追加的に設けられたものであり、1 級は実施せずに、2 級以下の級が行われてきた。しかし、上記のように 2020 年度は 6 月の検定試験が中止になったため、このままでは 1 年間に 1 回しか 1 級の試験が行われないことになってしまう。日商簿記 1 級は、当時は税理士試験の受験資格のひとつとなっていたため、年度内に 2 回実施すべきであるとして、2021 年 2 月 28 日（日）施行の第 157 回の簿記検定試験では 2 月の検定では初めて 1 級の試験が実施された。

3.2 3 級および 2 級でのネット試験の実施

2020 年夏、上記のように第 156 回の検定試験を実施するにしても、いつ緊急事態宣言が再び発令されて試験を実施できるか不確実な状況にあり、しかも試験場確保に困難さが伴っていることから大幅に人数を絞らざるを得ず、受験したくても受験できない事態を打開するために、3 級と 2 級については、全国各地に設けられたテストセンターにて CBT 方式に基づくネット試験を導入することを日本商工会議所は決断した。11 月の第 156 検定試験を受験できなかった受験生のためにも可能な限り早期に稼働させる必要があるため、2020 年 12 月からトライアルを兼ねて導入することとなり、コンピュータが無作為に抽出するための「問題プール」の作成が始まった。

ただし、1 級については、当時は税理士試験の受験資格になっていることから慎重に対応すべきであるため従来通り紙媒体の試験のみとすることとされた。なお、この時にいつでも受けられるネット試験と区別して年 3 回の対面による紙媒体の試験は統一試験と呼ばれている。

3.3 試験時間の短縮と問題構成の変更

従来は 3 級、2 級とも試験時間は 120 分（2 時間）、問題は 5 問構成とされ、確かに学生にとっては長時間ではあるものの、じっくり試験問題に取り組めるという利点もあった。しかし、CBT 方式に基づくネット試験となった場合、120 分もの長い間、画面を見続けるのは困難且つ健康上も好ましくないため、ネット試験の導入にあたり、試験の制限時間の短縮が図られた。検討の結果、3 級を 60 分、2 級を 90 分とすることとされた。これに伴い、3 級に

については3問構成（第1問は仕訳問題、第2問は勘定記入その他、第3問は個別決算の総合問題）とされたが、2級については商業簿記3問、工業簿記2問計5問構成のまま変更せず、それぞれ問題のなかで調整を図ることとされた。

3.4 2021年度以降の統一試験における変更点

2021年度以降の年3回の統一試験も、以下の変更がなされている。まず、多くの受験者を受け入れるために、3級と2級について、全ての商工会議所ではないが複数回実施している。すなわち、3級については、午前9時開始の「A」と午前11時開始の「B」の都合2回、2級については、午後1時開始の「A」と午後4時開始の「B」の都合2回実施している。これによって2倍の受験生を受け入れ可能になった。また、試験時間が短くなったため、複数回実施しても午前中は3級、午後は2級という枠組み自体は維持されており、3級と2級の同日受験は可能になっている。ただし、2級については、2023年度からは「A」の午後1時開始のみに移行している。

次に、試験場の確保やその他の観点から、東京23区を管轄する東京商工会議所は2023年度より統一試験から離脱している。ただし、2023年度は経過的に団体申込だけは受け付け、2024年度からは全面的に停止し、ネット試験のみ受け付けている。その結果、近隣の商工会議所に受験生が短期的には流れるが、長期的にはネット試験への意向が加速するものと推察される。

また、コロナ禍前までは、答案用紙のみ提出し、問題用紙ならびに計算用紙は持ち帰ることが可能であった。そのため、どのような問題が出題されたのか受験者以外の人も容易に知れる状況であったため、事実上問題は公開されていた。しかし、ネット試験導入により、「作問プール」から出題されるようになったため、問題用紙と答案用紙を一体化した冊子の形式に変更し、その冊子の中に計算用紙のページが挿入される形となった。そのため、問題は非公開となった。

さらに、仕訳問題に関し、ネット試験では勘定科目の候補がプルダウンで示され、その中から受験者が選択する形を採っているため、統一試験において紙媒体で受験する場合、従来と同じように勘定科目を手書きで記入するのは公平とは言えない。とりわけ文字数の多い勘定科目を書くとなるとそれだけで時間を費やしてしまう。そこで、統一試験における仕訳問題では、指定された勘定科目の中から記号で答えさせる形式に変更された。

最後に、合格発表ではあるが、商工会議所によって受験者数はまちまちであり、えてして受験者の少ない会議所の合格発表は早く、受験者の多い大都市の会議所の合格発表はおそい傾向があった。事務処理上やむを得ない面もあるが、統一試験では試験後2週間後の月曜日以降に設定することとした。ネット試験では試験終了後、当日どころか即時に採点されて可否が判明する。この点からもネット試験の方へ受験者が流れる要因になっている。

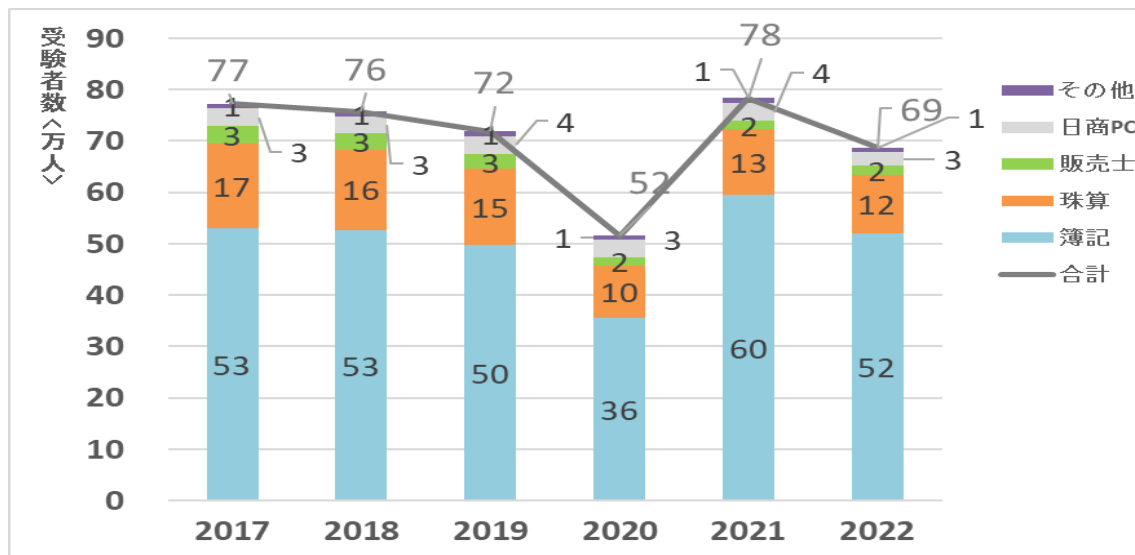
4 データでみる日商簿記検定

4.1 日商簿記検定試験受験者の状況

日本商工会議所は、主に指導者を対象に全国各地において定期的に説明会（セミナー）を開催しており、日商簿記検定試験に対する理解を深めるための施策を行っている。そこで、説明会のために日本商工会議所が作成したデータを用いて日商簿記検定の現状を紹介したい。必ずしもホームページに掲載されている情報ばかりではないのにもかかわらず、本稿のためにデータを提供していただいたことに謝意を表したい。

まず、図表 1-1 は 2022 年度までの日本商工会議所主催全検定の受験者数の推移である。

図表 1-1 日本商工会議所全検定試験の推移

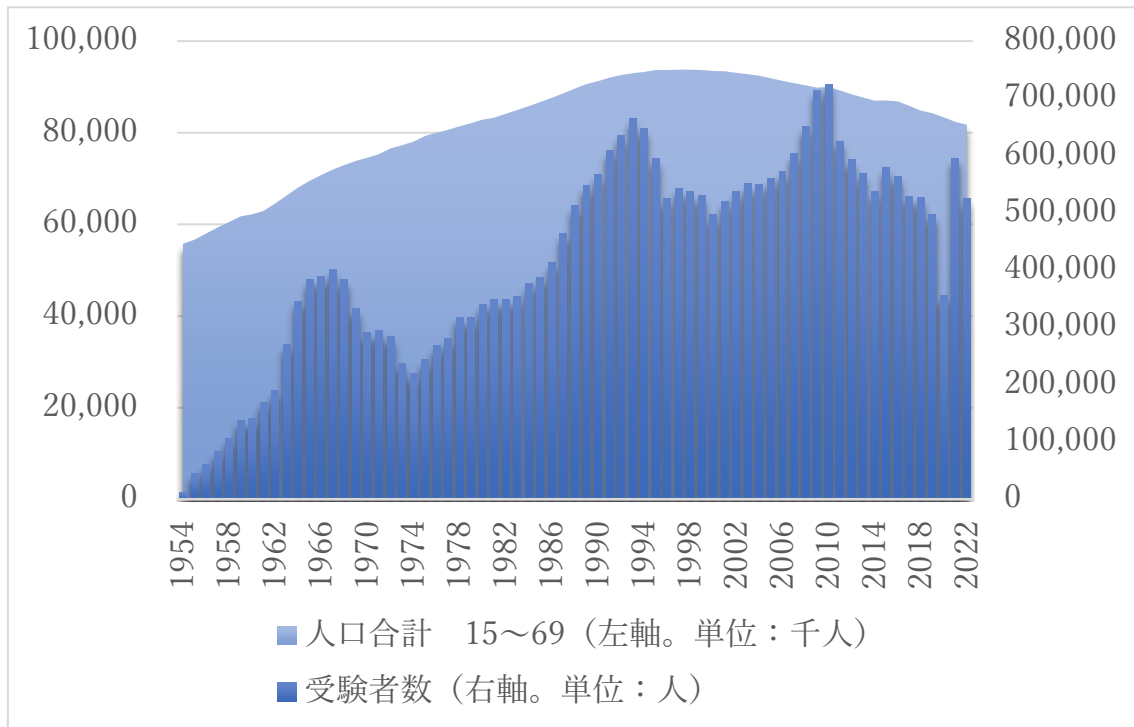


（出典） 日本商工会議所提供。

2022 年度の全検定受験者数は、約 69 万人であり、このうち簿記検定の受験者数は、約 52 万人と受験者数全体の 75% を占めており、日本商工会議所の検定試験の中でも代表的な存在である。簿記検定受験者数は、2021 年度に 2016 年度以来の 55 万人超となったが、これは 2020 年度の減少分の約 14 万人の約 70% にあたる約 10 万人を反動で取り戻す形となったが、2022 年度は減少が生じている。

次に、図表 1-2 は人口と日商簿記検定受験者の推移である。

図表 1-2 人口(15～69 歳)と日商簿記検定受験者の推移



(出典) 日本商工会議所提供。

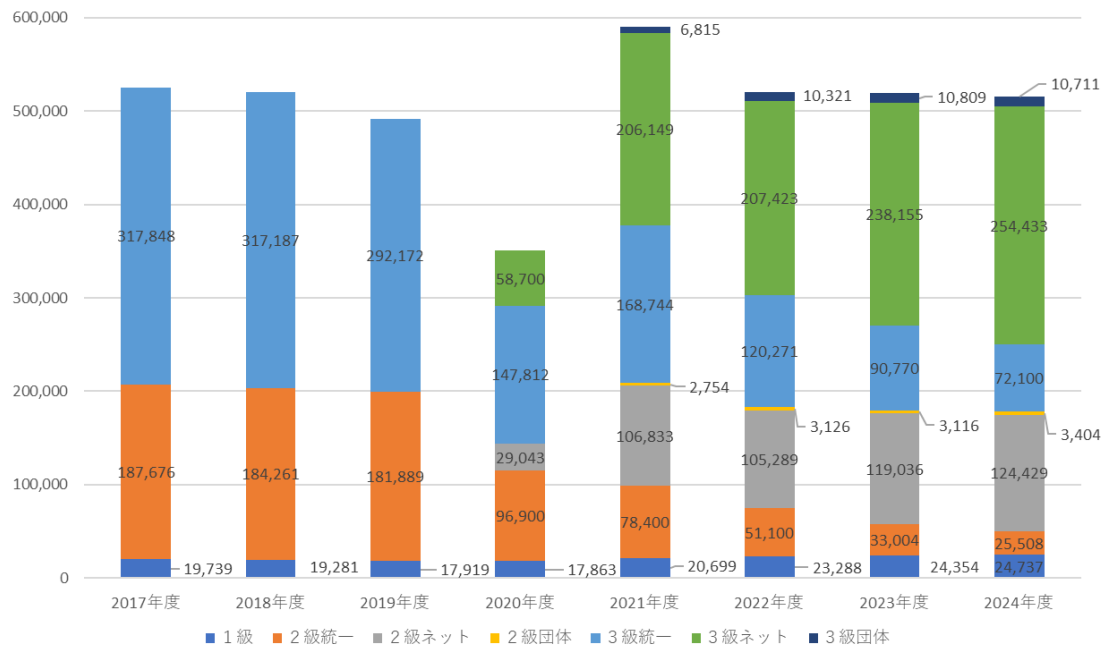
一般に生産年齢人口は 15 歳以上 64 歳未満を指しているが、図表 2 は 69 歳までの人口を含んでいる。高齢雇用安定法では雇用主は 70 歳まで雇用機会を提供する努力義務があることを反映しているものと推察される。また、日商簿記検定受験者数は、比較性の確保から 1 級から 3 級までとなっており、4 級は含んでいない。

人口の拡大に応じて概ね日商簿記検定試験の受験者も増加傾向をたどっている。1960 年代や 1990 年代は著しく増えているのは、それぞれ第一次、第二次ベビーブームの世代が高校、大学そして新社会人として就職する時期と重なり、学校あるいは職場で簿記を学習する機会があり、その成果を試すため、受験したものと推察される。これに対し、2000 年代後半の伸びは、リーマンショックの時期であり、雇用不安から自分を守る武器として簿記の検定(資格)を身に付けようと考えた人が多かったのではないと思われる。

人口が減少してしばらくして後、簿記検定の受験者も減少傾向に転じており、今後少子化が加速するにつれてその影響は顕著に表れると予想される。

そして、図表 1-3 は日商簿記検定試験の級別種類別の受験者の推移である。

図表 1-3 日商簿記検定級別・種類別受験者推移

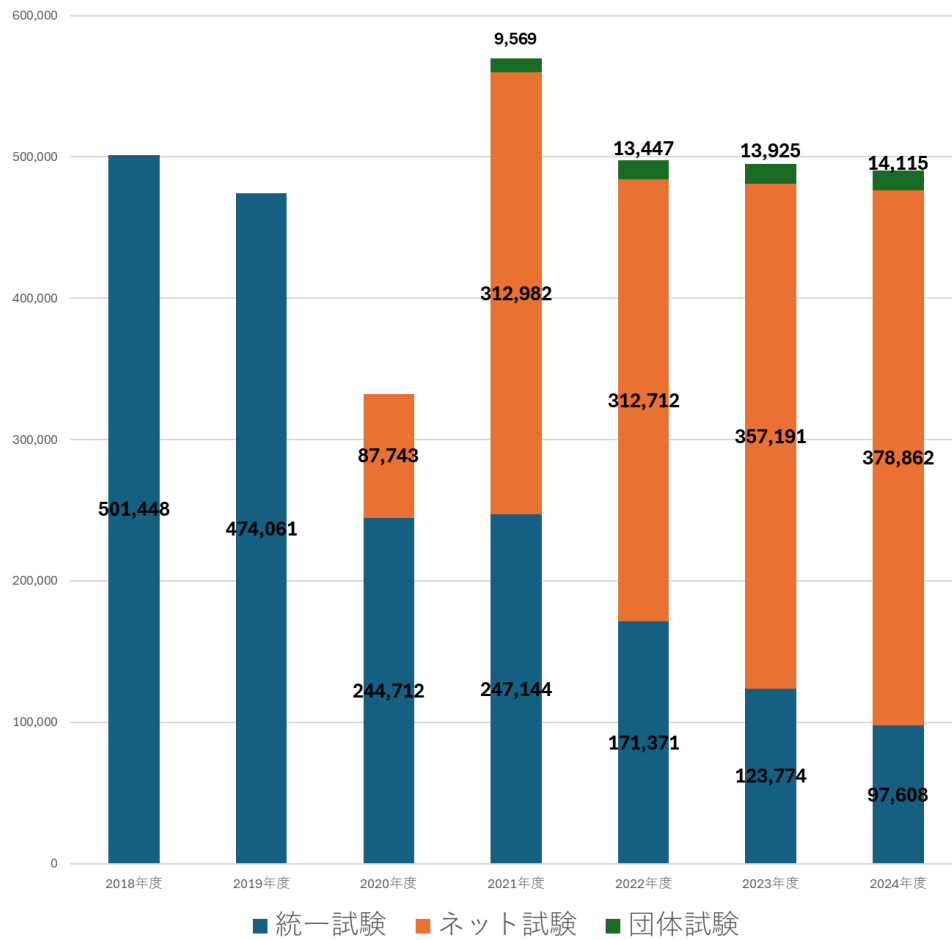


(出典) 日本商工会議所提供。

前述のように、2020年度は6月の第154回検定が中止になった分、大きく落ち込んだが翌2021年度に反動で増えたものの、2022年度以降、ほぼ横ばいが続いている。人口が減りつつも、簿記に対する需要が下がっていないのは特筆に値し、冒頭で述べたように、一般の方々からの日商簿記検定に対する高い評価の現れとみることができる。3級、2級ともネット試験の方が統一試験よりも圧倒しており、今や日商簿記検定はネット試験が主流になっている。このことは、図表1-4の3級・2級の試験別の受験者数の推移からも明らかで、2024年度ではネット試験と統一試験の割合はおよそ4対1にまで拡大している。

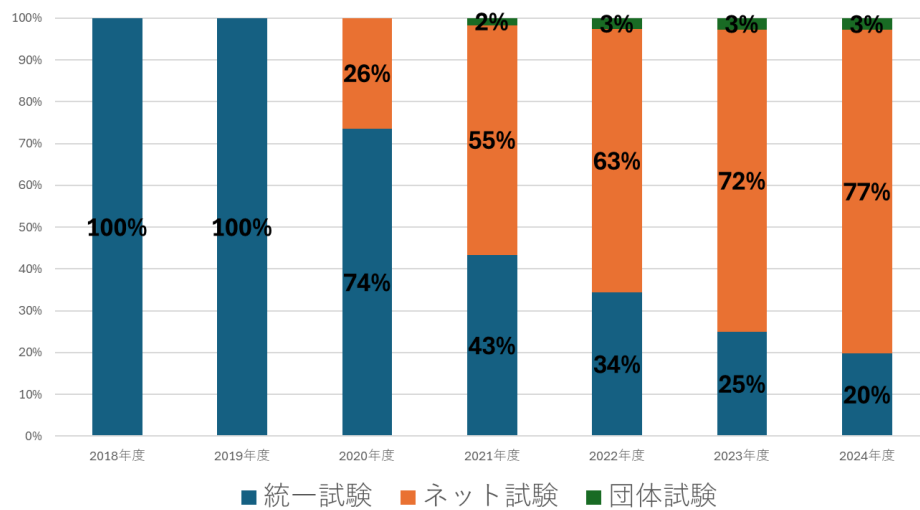
一方で、1級については2020年度を底に徐々にではあるものの受験者が増加傾向にある。公認会計士試験や税理士試験（簿記論・財務諸表論）の受験者も底入れしており、高度な内容を学ぼうとする層が少しずつではあるが厚くなっていることを裏付けている。数少ない明るい傾向である。

図表 1-4-1 3 級・2 級の種別別受験者の推移



(出典) 日本商工会議所提供。

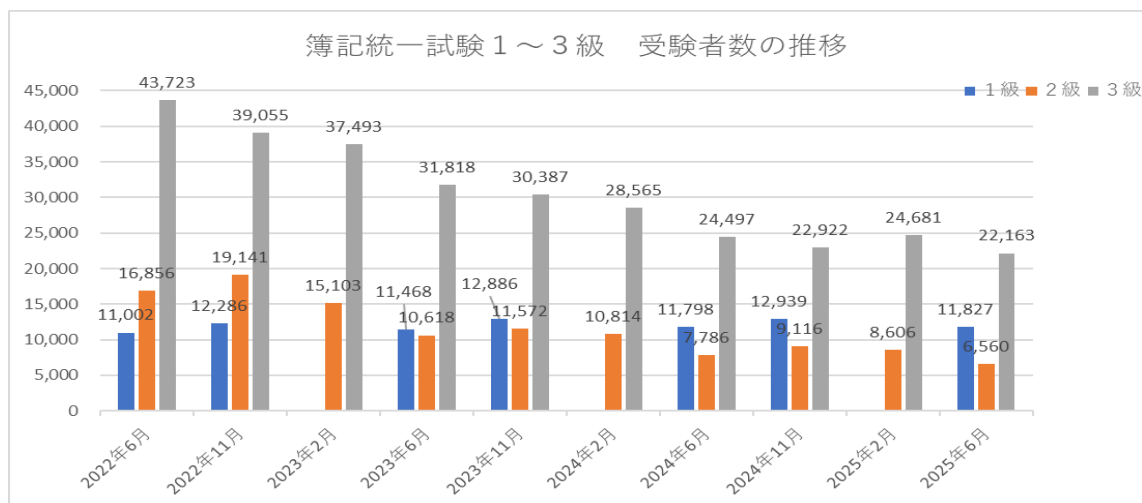
図表 1-4-2 試験法識別の受験割合【参考】



(出典) 日本商工会議所提供。

また、図表 1-5 は近年における統一試験での級別受験者の推移である。

図表 1-5 統一試験受験者の推移



(出典) 日本商工会議所提供。

今や、数ではネット試験の方に受験者の主力が移ってはいるものの、それでも年3回の統一試験の影響力はなお大きい。そこで直近10回の統一試験の受験者数であるが、3級、2級ともほぼ一貫して減少傾向が続いており、3年前の半分の水準である。これに対し1級は底堅く推移している。

4.2 3級および2級のネット試験の現状

前述のように、受験者の数のうえでは3級、2級とも受験者の主力はネット試験に移ってきているため、ここではさらにネット試験に特化してみていきたい。図表 1-6 はネット試験2級、表 2 はネット試験3級の受験者データである。

図表 1-6 ネット試験 2 級受験者データ

実施期間		2021年度 (2021年 4 月～2022年 3 月)		2022年度 (2022年 4 月～2023年 3 月)		2023年度 (2023年 4 月～2024年 3 月)		2024年度 (2024年 4 月～2025年 3 月)		統一試験 (第170回) 主要大都市データ (横浜、京都、大阪、福岡) (※=全国)	
受験者数 (人)		106,833		105,289		119,036		124,429		548 (※5,383)	
合格者数 (人)		40,713		39,076		41,912		44,359		117 (※1,193)	
合格率%		38.1		37.1		35.2		35.7		21.4 (※22.2)	
配点	平均点、得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)
20	問題 1	10.9	54.6	10.5	52.4	10.6	53.0	12.1	60.5	8.1	40.6
20	問題 2	10.2	50.9	10.0	50.0	9.8	49.0	12.0	60.2	5.9	29.6
20	問題 3	11.6	58.2	11.6	57.9	10.7	53.5	10.9	54.7	10.4	52.1
28	問題 4	16.2	58.0	15.9	56.9	15.9	56.8	18.5	66.0	18.4	65.8
12	問題 5	6.1	50.5	6.0	49.9	6.0	50.0	7.3	60.8	6.1	50.5
100	得点	55.0	55.0	54.0	54.0	52.9	52.9	60.8	60.8	49.0	49.0

(出典) 日本商工会議所提供。

図表 1-7 ネット試験 3 級受験データ

実施期間	2021年度 (2021年 4 月～2022年 3 月)		2022年度 (2022年 4 月～2023年 3 月)		2023年度 (2023年 4 月～2024年 3 月)		2024年度 (2024年 4 月～2025年 3 月)		統一試験 (第170回) 主要大都市データ (※全国)		
	受験者数 (人)	206,149	207,423	238,155	254,433	2,002 (※18,935)					
合格者数 (人)	84,504	85,378	88,264	98,235	794 (※8,024)						
合格率%	41.0	41.2	37.1	38.6	39.7% (※42.4)						
配点	平均点、得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)	平均点	得点率 (%)
45	問題 1	31.6	70.2	31.7	70.5	30.9	68.7	35.4	78.6	32.8	72.9
20	問題 2	5.7	28.5	5.8	29.1	6.7	33.5	8.4	41.8	10.0	50.0
35	問題 3	18.9	53.9	18.9	54.1	17.2	49.1	19.5	55.8	15.8	45.2

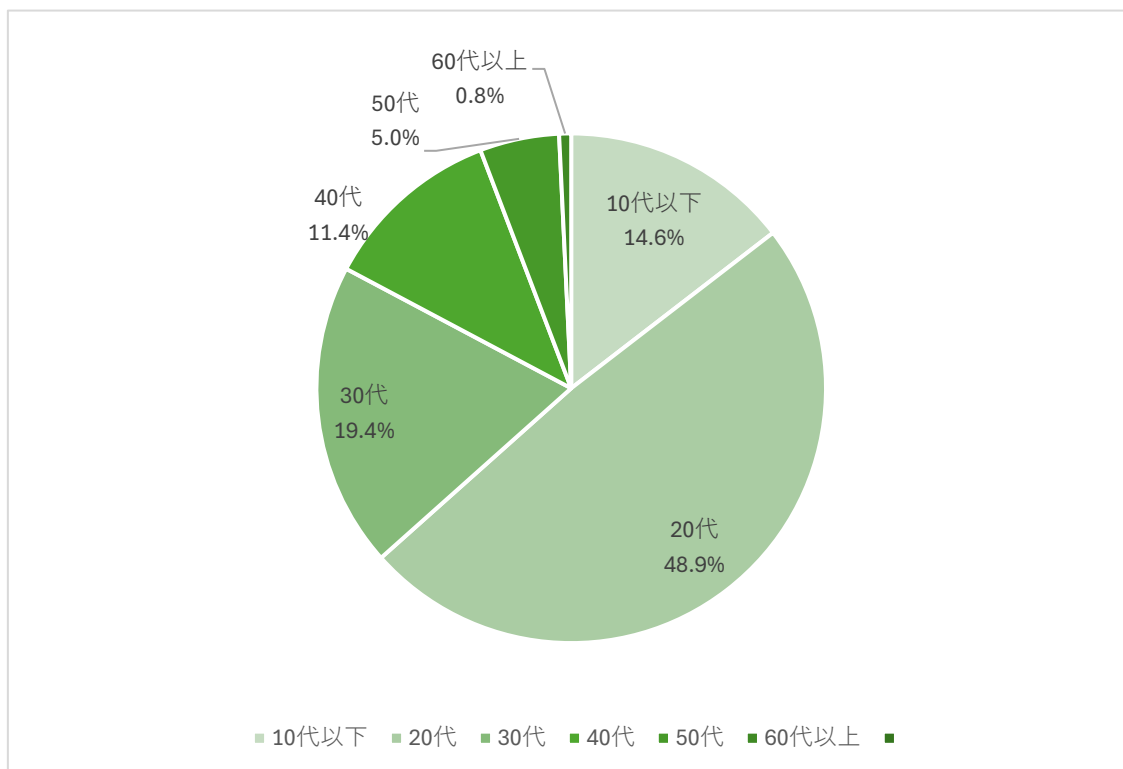
(出典) 日本商工会議所提供。

図表 1-6 および図表 1-7 によれば、2 級、3 級ともわずかではあるが、徐々に合格率が低下傾向にある。一概に問題が難しくなっているとは言えないものの、受験者数の増加に伴い、まだ合格水準に達していない受験者が増えているのかもしれない。

また、3 級はネット試験と統一試験での合格率はほとんど変わらないのに対し、2 級では、ネット試験の方が高い傾向にある。様々な理由が考えられるが、まず、ネット試験では合格できる見込みが立った時点で受験の申込ができるのに対し、統一試験では、試験日よりも相当前に受験の申込をする必要があり、場合によっては受験の準備が十分でなくても受験せざるを得ない面がある。さらに、統一試験やネット試験で不合格になった受験者がその悔しさをバネに実力を養成し、ネット試験で再挑戦した結果合格になっているケースが相当あるものと思われる。また、2 級では第 2 問で連結会計や新傾向の問題が出題されると合格率が落ち込む傾向があることも考えられる。

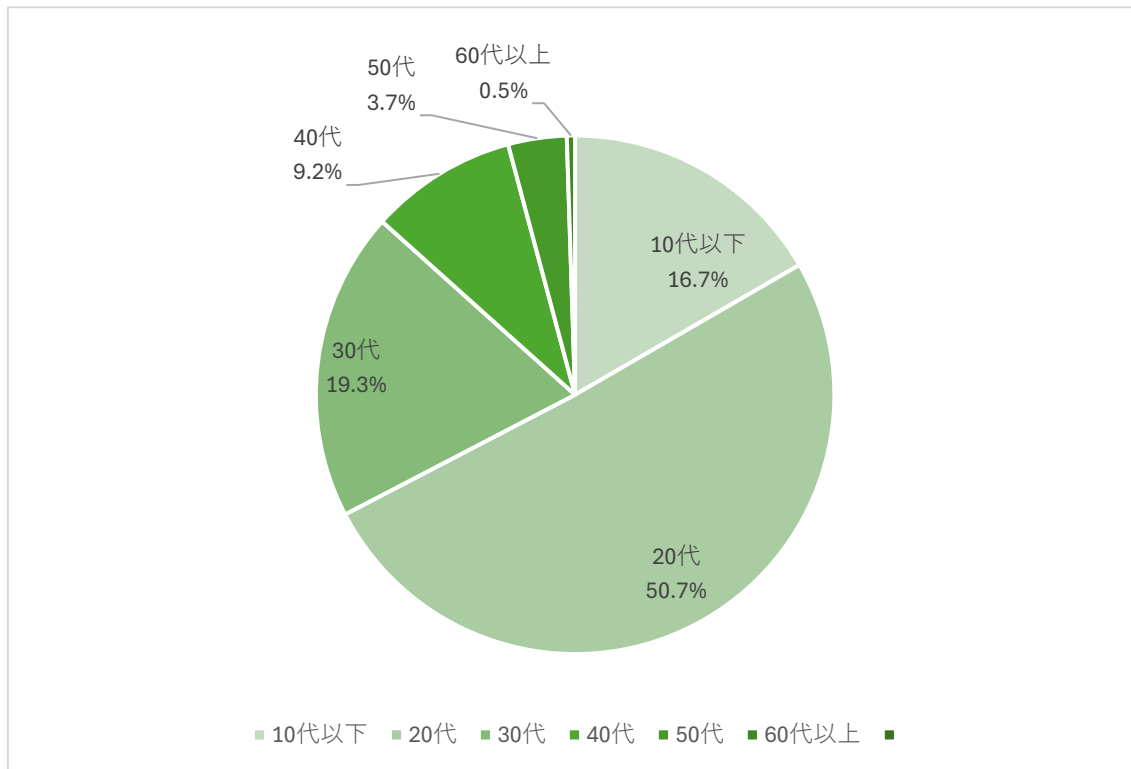
次に、3 級および 2 級のネット試験では受験者の属性（年代、職種および受験目的）別のデータを採っているもので、それぞれみてみたい。まず、図表 1-8 は年代別データである。

図表 1-8 ネット試験 3 級受験者年代別属性



(出典) 日本商工会議所提供。

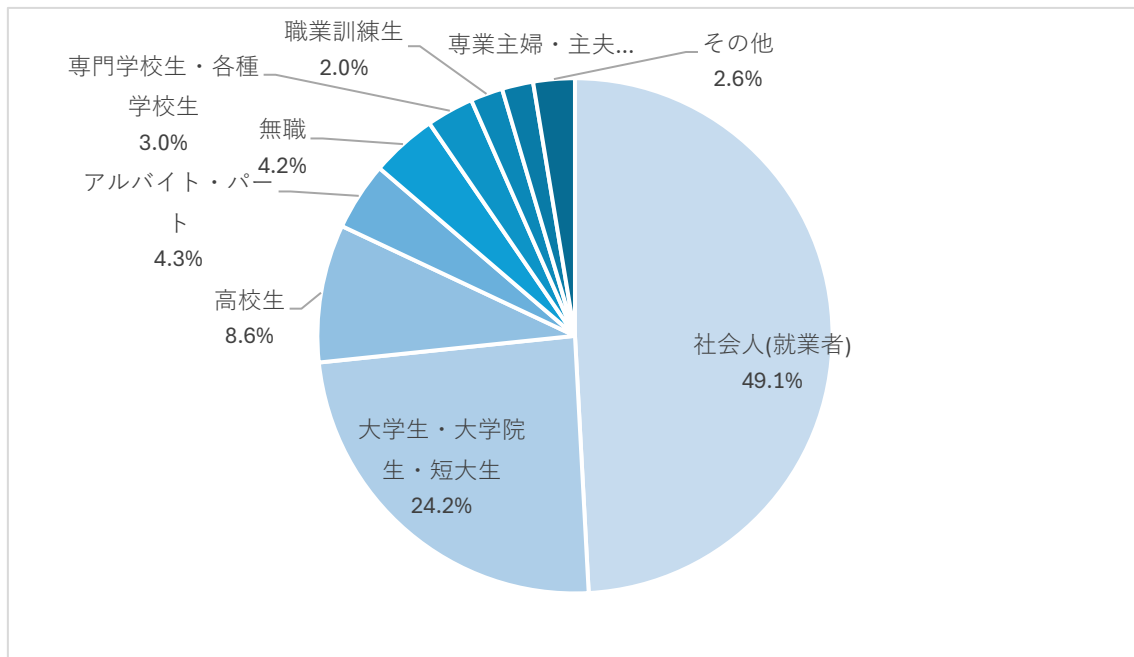
図表 1-9 ネット試験 2 級受験者年代別属性



(出典) 日本商工会議所提供。

3 級, 2 級ともに 20 歳代の受験者が約半数を占めており, 次いで 30 歳代が多くなっている。また 40 歳代を境に若い世代は 2 級を受験している比率が高いものの, 逆に 40 歳代より上になると, わずかではあるが 3 級を受験している割合が高くなっているのは興味深い。

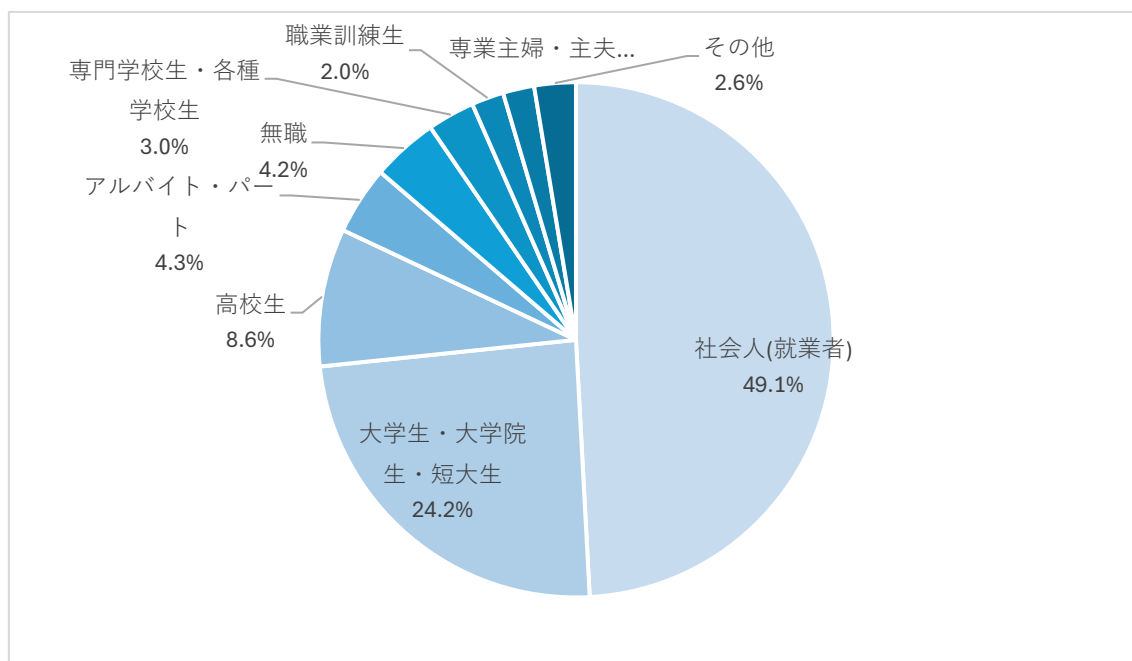
図表 1-10 ネット試験 3 級受験者職種別属性および合格率



職種別の合格率 (3級)	職種	合格率
	社会人(就業者)	42.2%
	大学生・大学院生・短大生	38.8%
	アルバイト・パート	47.6%
	無職	53.6%
	高校生	32.7%
	職業訓練生	59.1%
	専業主婦・主夫	59.8%
	専門学校生・各種学校生	36.9%
	その他	46.0%

(出典) 日本商工会議所提供。

図表 1-11 ネット試験 2 級受験者職種別属性および合格率



職種別の合格率 (2 級)	職種	合格率
	社会人(就業者)	38.5%
	大学生・大学院生・短大生	41.7%
	高校生	35.6%
	アルバイト・パート	43.1%
	無職	48.6%
	専門学校生・各種学校生	43.6%
	職業訓練生	48.8%
	専業主婦・主夫	55.1%
	その他	40.2%

(出典) 日本商工会議所提供。

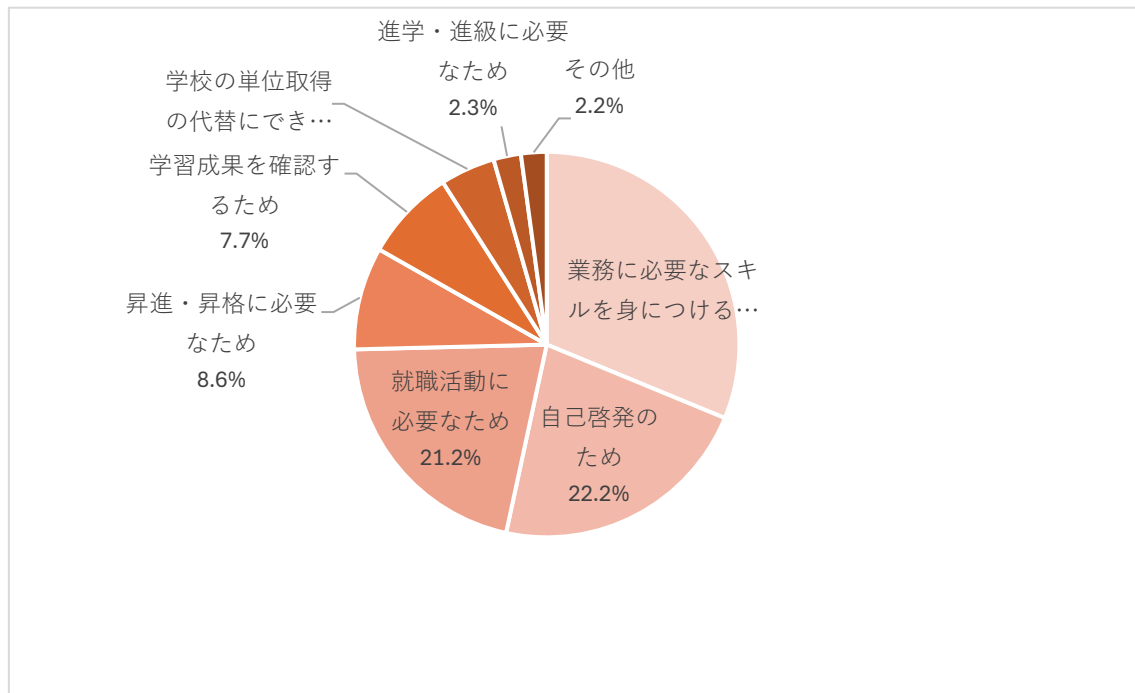
上記図表 1-10 および図表 1-11 より、3 級、2 級とも社会人(就業者)が約半数を占めており、企業等に就職してから社内研修や自己啓発で簿記を学び、検定試験に挑戦している姿が浮かび上がる。大学生は 3 級と 2 級とで比率にほとんど差が見られないのに対し、高校生では 2 級は 3 級の 2 倍以上高い状況にある。これは、高校生の多くは商業科に所属しているものとみられ、基本的には全商の簿記検定を学校単位で受験し、大学の推薦入学試験の出願資格を得たり、企業への就職活動で応募要件を満たすために 2 級を受験しているためではない

かと推察される。

また、職種別の合格率も示されているが、3級、2級とも職業訓練生や専業主婦・主夫の合格率が高めで、試験準備と業務との両立で忙しい社会人（就業者）の合格率は低めである。

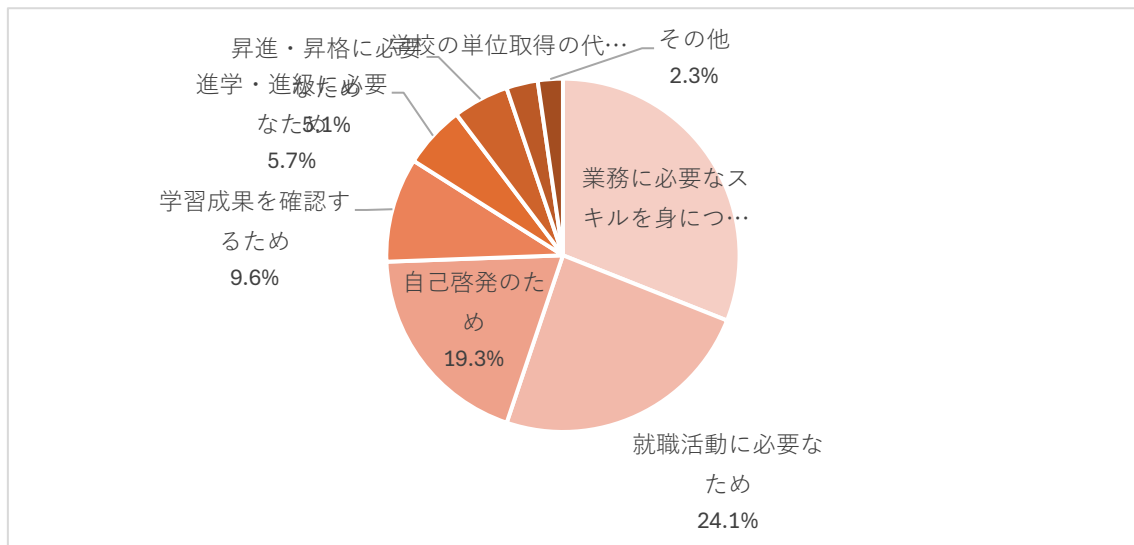
さらに、受験目的別のデータも紹介したい。

図表 1-12 ネット試験 3級受験者受験目的別属性



（出典） 日本商工会議所提供。

図表 1-13 ネット試験 2 級受験者受験目的別属性



(出典) 日本商工会議所提供。

3 級, 2 級ともトップが「業務に必要なスキルを身につけるため」で共通している。就業者が多いことの裏返しであろう。2 級では, 「就職活動に必要なため」がやや高い傾向がある。

4.3 簿記初級の受験者属性

簿記初級についても, ネット試験で日本商工会議所は受験者データを集めているので紹介したい。まず, 図表 1-14 は簿記初級の期間別データである。

図表 1-14 簿記初級期間別データ

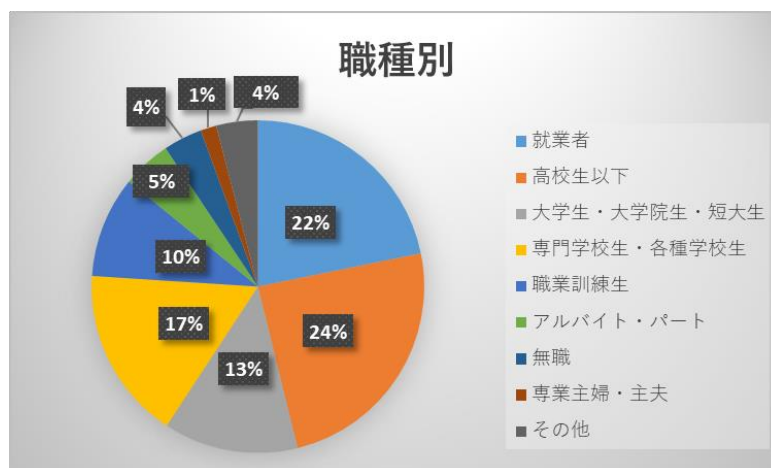
(参考) 期間	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
2024年 4 月 1 日～2025年 3 月31日	3,308	1,899	57.4%
2023年 4 月 1 日～2024年 3 月31日	3,271	1,960	59.9%
2022年 4 月 1 日～2023年 3 月31日	3,353	2,062	61.5%
2021年 4 月 1 日～2022年 3 月31日	3,644	2,341	64.2%
2020年 4 月 1 日～2021年 3 月31日	3,998	2,516	62.9%
2019年 4 月 1 日～2020年 3 月31日	4,284	2,545	59.4%
2018年 4 月 1 日～2019年 3 月31日	4,182	2,421	57.9%
2017年 4 月 1 日～2018年 3 月31日	4,167	2,243	53.8%

(出典) 日本商工会議所提供。

残念ながら受験者数は減少傾向であるが合格率は 60%前後で安定している。

次に, 簿記初級の職種別データと受験目的別データである。

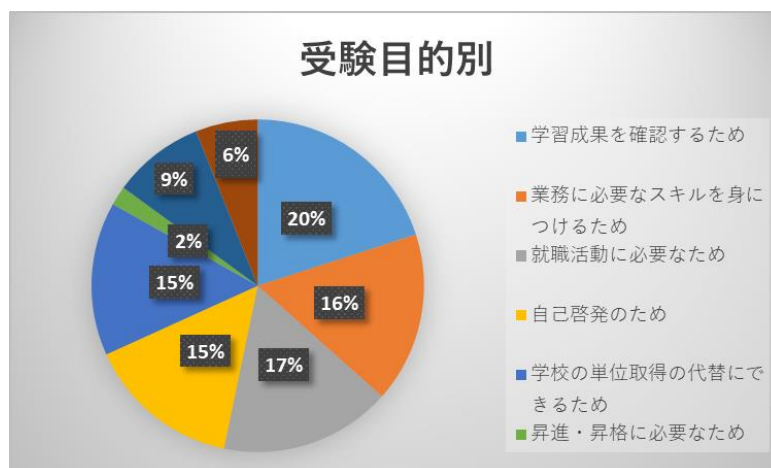
図表 1-15 簿記初級の職種別データ



職種	受験者数	割合	合格率
就業者	721	21.8%	73.0%
高校生以下	806	24.4%	48.8%
大学生・大学院生・短大生	433	13.1%	49.7%
専門学校生・各種学校生	555	16.8%	28.1%
職業訓練性	326	9.9%	81.6%
アルバイト・パート	157	4.7%	77.1%
無職	125	3.8%	76.8%
専業主婦・主夫	51	1.5%	80.4%
その他	134	4.1%	63.4%

(出典) 日本商工会議所提供。

図表 1-16 簿記初級の受験目的別データ



受験の理由	割合
学習成果を確認するため	20.0%
業務に必要なスキルを身につけるため	16.6%
就職活動に必要なため	16.7%
自己啓発のため	15.0%
学校の単位取得の代替にできるため	14.9%
昇進・昇格に必要なため	1.9%
進学・進級に必要なため	8.9%
その他	6.0%

(出典) 日本商工会議所提供。

簿記初級でも就業者の割合が最も高いものの、高校生以下の次となっており、ネット試験とは傾向が明らかに異なっている。合格率では専門学校・各種学校生や高校生以下、および大学生・大学院生・短大生といった若年層が低い傾向が見受けられる。

また、受験目的では、「学習成果を確認するため」がトップとなっており、簿記の学習の一里塚として捉えているのではないかとと思われる。

4.4 原価計算初級の受験者属性

最後に原価計算初級についても、簿記初級と同様にネット試験であるため日本商工会議所は受験者データを集めているので紹介したい。まず、図表 1-17 は原価計算初級の期間別データである。

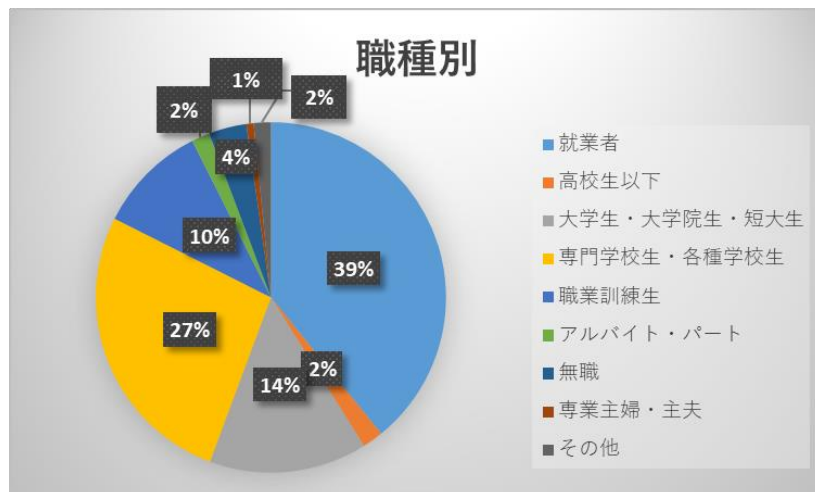
図表 1-17 原価計算初級期間別データ

(参考) 期間	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
2024年 4 月 1 日～2025年 3 月31日	1,200	1,072	89.3%
2023年 4 月 1 日～2024年 3 月31日	1,211	1,089	89.9%
2022年 4 月 1 日～2023年 3 月31日	1,453	1,314	90.4%
2021年 4 月 1 日～2022年 3 月31日	1,753	1,569	89.5%
2020年 4 月 1 日～2021年 3 月31日	1,870	1,705	91.2%
2019年 4 月 1 日～2020年 3 月31日	1,788	1,641	91.8%
2018年 4 月 1 日～2019年 3 月31日	2,098	1,954	93.1%

(出典) 日本商工会議所提供。

原価計算初級も残念ながら簿記初級と同様に減少傾向が続いている，また，合格率もわず
かずつではあるが低下傾向にある。

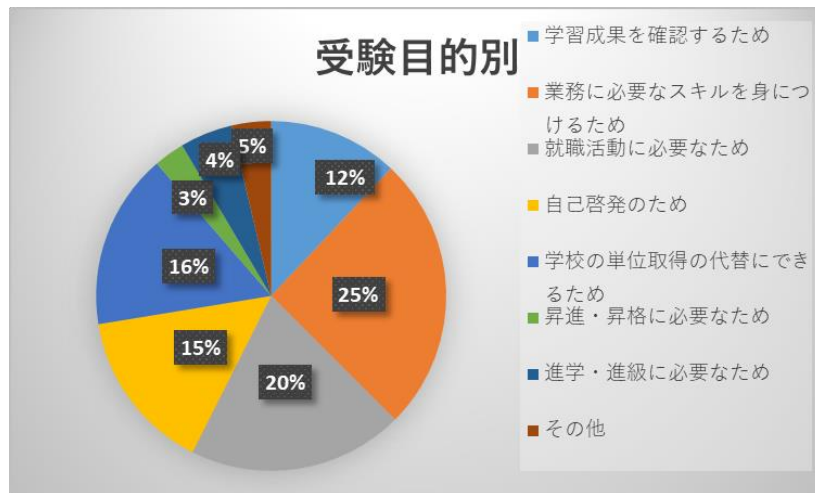
図表 1-18 原価計算初級の職種別データ



職種	受験者数	割合	合格率
就業者	470	39.2%	97.0%
高校生以下	23	1.9%	82.6%
大学生・大学院生・短大生	175	14.6%	97.1%
専門学校生・各種学校生	321	26.8%	70.4%
職業訓練性	122	10.2%	96.7%
アルバイト・パート	20	1.7%	95.0%
無職	42	3.5%	97.6%
専業主婦・主夫	8	0.7%	100.0%
その他	19	1.6%	78.9%

(出典) 日本商工会議所提供。

図表 1-19 原価計算初級の受験目的別データ



受験の理由	割合
学習成果を確認するため	12.0%
業務に必要なスキルを身につけるため	25.5%
就職活動に必要なため	19.9%
自己啓発のため	15.0%
学校の単位取得の代替にできるため	16.3%
昇進・昇格に必要なため	2.8%
進学・進級に必要なため	4.8%
その他	3.7%

(出典) 日本商工会議所提供。

受験者の職種別では就業者が4割とネット試験3級と簿記初級のほぼ中間を占めている。高校生以下および専業主婦・主夫がかなり少ない。合格率では主力の就業者が高いものの、次に受験者の多い専門学校生・各種学校生の合格率がかなり低くなっている。

受験目的では、「業務に必要なスキルを身につけるため」がトップを占めており、簿記初級でトップであった「学習成果を確認するため」が低く、違いが生じている。

5 おわりに

以上、近年における日商簿記検定試験が大きく変貌を遂げてきている状況を概観した。とりわけコロナ禍のもとで緊急避難的に導入されたネット試験であるが、受験者の都合でテストセンターの席が空いている限り、いつでも受験できる手軽さ、あるいは年3回の指定された時期ではなく、合格段階に達した段階で申し込めるという受験のタイミングを自分で決め

られるオプションを有していることが受験者から支持されて日商簿記検定に対する人気の源泉につながっているものと推察される。

また、日本商工会議所は、問題を非公表とする姿勢は堅持しつつも、2024 年以降「作問ルール」のなかからサンプル問題を公表し、2025 年現在では、3 級、2 級とも、問題ごとに 4 種類のサンプル問題が公表されており、検定試験の問題の難易度や傾向を知ることができるようになっている。くわえて、2024 年 12 月には会計基準の早期適用に関し、企業会計基準において早期適用が認められている場合でも出題の対象としないことを明示しており、その結果同年 9 月に制定された企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」は強制適用になる 2027 年 4 月以前は出題されないことを意味するため、指導者および受験者は無用の心配をする必要がなくなっている。

リースに限らず、2026 年 3 月をもって紙媒体の手形および小切手が廃止されることが全銀協より発表されていることから、手形や小切手がなくなることは日商簿記検定試験に与える影響は甚大である。時宜に応じて「出題区分表」などの改定がなされることが望まれる。このように環境の変化に対応しながら、日商簿記検定試験は進化し続けるが、検定試験が簿記教育ならびに簿記実務をリードするにあたって、それが真に実務に即しているか、あるいは新しい問題に的確に対応できているか、常に点検するだけに留まらず、外部からの指摘に対し、謙虚に耳を傾けることが肝要ではないかと思われる。

【参考文献】

日本商工会議所，商工会議所の検定試験，<https://www.kentei.ne.jp/>（2025 年 7 月 13 日閲覧）。

日本の資格・検定，日本の資格・検定 AWARDS2024

<https://jpsk.jp/articles/award2024.html>（2025 年 7 月 12 日閲覧）。

第2章 公益社団法人全国経理教育協会と簿記能力検定試験

中野貴元（全国経理教育協会）

【論文要旨】

本稿は、公益社団法人全国経理教育協会（全経）が実施する簿記能力検定試験の歴史と、近年の出題範囲改定について概観したものである。全経は1956年に設立され、教育者が主体となった検定制度の確立を目指して同年に簿記能力検定試験を開始した。以後、級の拡充や文部省および日本簿記学会の後援を受け、1984年には上級試験合格者に税理士試験の受験資格が付与されるなど社会的信頼を高めてきた。1992年には年間受験者が約43万人に達したが、少子化や「簿記離れ」の影響で2024年には約3.5万人に減少している。こうした状況に対応するため、2013年からは中国での試験実施、2024年からは2級・3級においてCBT方式を導入し、受験の利便性を向上させている。出題範囲についても、2017年、2019年、2024年に改定が行われ、新会計基準の反映や科目名称の見直し、伝票会計の削除などが実施された。これらの改定は、会計実務に即した能力評価を目指すものである。

【キーワード】

全国経理教育協会、簿記能力検定試験、簿記離れ

1 はじめに

本稿では、公益社団法人全国経理教育協会の簿記能力検定試験について、その歴史を概観するとともに近年の出題範囲等に関する改定について取り上げる。

なお、本稿に関する内容は全国経理教育協会を代表してではなく、あくまで筆者個人の意見や主観であることに注意をされたい。

2 全国経理教育協会と簿記能力検定試験のあゆみ

2.1 全国経理教育協会の誕生

全国経理教育協会は昭和31年（1956）3月19日に東京商工会議所において、出席者18名、委任状8名により設立総会を行い「全国商経学校長協会」との名称で発足（社団法人全国経理学校協会 1996, 19）。初代会長には村田謙造氏（村田簿記学校）、名誉会長に高瀬荘太郎教授（一橋大学名誉教授、元文部大臣・通産大臣・郵政大臣）が就任している（社団法人

人全国経理学校協会 1961, 補 1)。その後、同年 5 月 14 日開催の臨時役員会において「全国経理学校長協会」へと改称（社団法人全国経理学校協会 1996, 20）、翌昭和 32 年（1957）7 月 26 日の臨時総会で社団法人への改組し「社団法人全国経理学校協会」へ名称変更（全国経理学校協会 1961, 補 4）。平成 15 年（2003）11 月 13 日の第 143 回理事会において「社団法人全国経理教育協会」への改称を決議（社団法人全国経理教育協会 2006, 28）、平成 20（2008）年 12 月 1 日より新公益法人制度が施行されるのに伴い、平成 23 年（2011）3 月 23 日に内閣府より公益法人として認定される（公益社団法人全国経理教育協会 2017, 8）。現在は第 5 代会長麻生太郎氏（元内閣総理大臣、自由民主党最高顧問）、第 15 代理事長鈴木一樹氏（学校法人北杜学園）の下、短期大学、専修学校、高等学校、資格スクールの代表者から成る正会員と、企業や個人から成る賛助会員の約 200 会員によって構成されている。

その設立について、初代常務理事の羽根喜郎氏（熊野高等経理学校）は次のように回顧している。「終戦後において痛感したことは、学校の卒業証書よりも検定証書が高く評価されるに至ったことである。これは畢竟立体的な学校教育の衰微であり、一片の平面的な検定が上位にのし上がったことになり、あくまでも正常な姿とはいえないのである。しかも検定の施行者は生徒を教育する教育者であるべきものが、教育にはずぶの素人の他種団体に牛耳られていることであつた。その上、自己の生徒の零細な受験料を搾取されて、見のがしている事実の大なる忿懣と屈辱を感じた…（中略）…それにはまず経理学校の全国組織を結成しなければならぬと握手したのが、そもそもこの全経直系母体の最初の一粒といつてよい…（中略）…これよりさき水戸市の田中先生が全国簿記検定と名づけて施行して居られ、筆者も同先生に再三面接して要談したこともあり、また少し遅れて、京都の福井氏が全国区簿記検定を開始された。両者とも戦後の簿記検定の先駆者として尊敬するが、当時は真の公共性のある民主的運営になる検定ではなかつた。かくのごとく戦国時代の群雄割拠の様相を呈していたが、この際一国一城意識から脱皮して、利害名誉を超越して全国商経学校の大団結こそ急務である」（社団法人全国経理学校協会 1961, 5-6）。戦後から高度成長期にあつて珠算や簿記へのニーズが高まっており、全国商経学校長協会設立前の各種学校の設置状況を見ると、昭和 26 年（1951）に簿記珠算の学校数が 380 校であつたものが、その 2 年後の昭和 28 年（1953）には 608 校と 1.6 倍に増えている（多田 1954, 55）。こうした状況下で経理各種学校の協会として全経は産声をあげた。

2.2 簿記能力検定試験

簿記能力検定試験は、全国経理学校長協会と名称を改めた後の昭和 31 年 10 月 14 日に初めて実施された（社団法人全国経理学校協会 1961, 補 1）。第 1 回は 1 級から 3 級までが実施され、受験者数は 8,590 名、合格者数は 2,788 名であつた（図表 2-1）。

図表 2-1 簿記能力検定試験初期の実績表

回数	実施年月日	区分	上級	1 級	2 級	3 級	4 級	合計
1	S31.10.14	受験者数	－	852	1,673	6,065	－	8,590
		合格者数	－	242	453	2,093	－	2,788
2	S32.1.13	受験者数	－	710	1,707	3,198	－	5,615
		合格者数	－	195	507	1,520	－	2,222
3	S32.7.21	受験者数	－	－	－	6,813	－	6,813
		合格者数	－	－	－	2,345	－	2,345
4	S32.11.3	受験者数	－	815	1,835	6,030	－	8,680
		合格者数	－	256	574	2,895	－	3,724
5	S33.1.12	受験者数	－	678	1,522	3,218	－	5,418
		合格者数	－	185	513	1,632	－	2,330
6	S33.7.20	受験者数	－	－	－	6,462	3,294	9,755
		合格者数	－	－	－	2,293	1,735	4,028
7	S33.11.2	受験者数	－	418	2,724	6,011	1,588	10,711
		合格者数	－	26	664	667	444	1,801
8	S34.2.8	受験者数	－	761	1,668	3,160	344	5,933
		合格者数	－	－	524	821	130	1,475
9	S34.7.19	受験者数	－	484	3,168	7,699	7,417	18,768
		合格者数	－	214	1,379	44	3,479	9,484
10	S34.11.1	受験者数	123	1,065	5,651	8,215	5,051	19,105
		合格者数	4	443	2,132	3,457	2,324	8,360

(出典) 全国経理学校協会 1961, 29 頁。

作問は当初、全国の会員校から選出された 20 名近くの作問委員が問題を作成して事務局へ提出し、その内関東地方会の会員校から選出された 7 名の委員が審議、印刷、校正を行っていたが、第 5 回以降は田島四郎教授（横浜市立大学）に 1 級の出題採点を依頼している（社団法人全国経理学校協会 1961, 15-16 頁）。第 6 回からは 4 級が、第 10 回からは上級が実施された。簿記能力検定試験はその後昭和 36 年（1961）より文部省後援（社団法人全国経理教育協会 1996, 22 頁）、平成 8 年（1996）から平成 13 年（2001）まで文部省認定試験となる（社団法人全国経理教育協会 2006, 25 頁, 27）頁。現在は平成 14 年（2002）から日本簿記学会より、平成 18 年（2006）から文部科学省よりそれぞれ後援を得て現在実施さ

れている。

上級試験を開始したのは合格者に対して国家試験（公認会計士，税理士）の受験資格を与えられることを期待してのことであり，上級試験作問を田島教授に依頼したのは，その学識・識見・人格に優れ，世間的な名声もあり，かつ公認会計士試験の試験委員であったからという（社団法人全国経理学校協会 1961，16 頁）。上級試験合格者が税理士試験の受験資格を得たのは四半世紀を経た昭和 59 年（1984）のことであった。第 4 代理事長菅原博氏（学校法人菅原学園）と第 6 代理事長柏木照明氏（学校法人柏木学園）によれば，当初は税理士会と日本商工会議所が全経簿記上級合格者への税理士受験資格付与に対して強く反対しており，国税庁からも税理士試験や公認会計士試験の試験委員を経験した人が作問していないと認められないという話をされ，稲垣富士男教授（青山学院大学）と小川冽教授（早稲田大学）が作問を行い，新井益太郎教授（成蹊大学）が取りまとめをするという説明をすることで国税庁によりようやく納得してもらえたと回顧している（社団法人全国経理教育協会 2006，91-92 頁）。税理士試験は令和 5 年（2023）の試験制度改革により簿記論と財務諸表論の受験資格が撤廃され，現在は税法のみ上級試験合格者への受験資格が与えられている。

簿記能力検定試験の受験者数は平成 4 年（1992）の 434,848 名をピーク（公益社団法人全国経理教育協会 2017，30）に，近年は 18 歳人口の減少や「簿記離れ」とともに減少傾向にあり，令和 6 年（2024）の受験者数は 35,318 名となった。そこで平成 21 年（2013）からは中国での簿記能力検定を実施し，また令和 6 年からは 2 級および 3 級で，令和 7 年（2025）からは基礎簿記会計での CBT（Computer Based Testing）試験が開始され，これにより日本国内のテストセンターにおいていつでも受験が可能となった。

3 近年の出題範囲等の改定内容

簿記能力検定試験は近年 3 度の出題範囲の改定が行われているが，その改定内容の概要について述べる。

3.1 平成 29 年出題範囲等の改定内容

平成 29 年（2017）の試験より適用された出題範囲等の改定は，まず「出題範囲」を「簿記能力試験出題基準および検定合格者に対して保証する能力」として見直しを行った。これにより，試験問題の出題理念および基準をより明確にするとともに，学習者に簿記学習の方向性を示し，加えて，各級取得者の簿記能力を広く社会に示すことを目指している。

また，2 級工業簿記を新設して工業簿記の導入部と位置付けた。合格者は現場の経理担当者として，工程管理のための実際原価に基づく基本的な帳簿を作成と管理する能力を持つことを掲げた。

さらに 1 級会計が 1 級商業簿記・会計学に、1 級工業簿記が 1 級原価計算・工業簿記に、4 級商業簿記が基礎簿記会計という名称に変更された。特に基礎簿記会計では従来の卸売業を中心とした記帳法のみならず、サークルや管理組合などの非営利組織や、サービス産業の記帳法を扱うこととなった。

この他、クレジット売掛金、電子記録債権債務の追加（2 級商業簿記）、外貨建売掛金・買掛金、資産除去債務、財務諸表分析の追加（1 級商業簿記・会計学）等出題内容の改定が行われている。

3.2 平成 31 年出題範囲等の改定内容

平成 31 年（2019）の試験より適用された出題範囲等の改定は、平成 30 年（2018）3 月に企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び同適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表されたことにより行われた。

この時の大きな改定内容は、商品売買の処理方法として売上原価対立法を 3 級から出題する方法に変えたことである。その理由として、三分法は商品売買における会計処理の簡便法であるのに、それがあたかも原則的方法であるかのような誤解を払拭することと、最も合理的な処理方法は売上原価対立法であるから、その方法をできるだけ早い段階で理解してもらうことを挙げている（佐藤 2024, 7 頁）。

また、売上原価対立法以外にも売上割戻、仕入割戻、売上割戻引当金、返品調整引当金が出題範囲表から削除され、変動対価及び返品権付販売、カスタマー・ロイヤリティ・プログラム、原価回収基準などが上級に追加されている。

3.3 令和 6 年出題範囲等の改定内容

令和 6 年（2024）の試験より適用された出題範囲等の改定では、上級および 1 級の科目名称について、会計学と工業簿記が削除されて財務会計と管理会計が追加された。これは会計学という名称は簿記能力検定の出題全範囲を指すものであること、また上級や 1 級では主に原価計算の他に業績管理会計や意思決定会計が出題されている実態を鑑み、管理会計の科目としたものである。

さらに、出題範囲から伝票会計が削除された。伝票については五伝票制が高等学校学生指導要領および日商簿記検定から削除されているが、全経簿記能力検定では三伝票制を含めて削除されることとなった。これに代わり仕訳から取引を推定する問題への変更が行われたが、このサンプル問題では「使用された勘定科目と記帳原則にもとづいて取引を推定することを通じて、帳簿記録と企業活動あるいは決算整理事項等との結びつきを理解しているかを問う」という出題の意図を明らかにしている。

またこれら以外にも、繰延資産の勘定科目について費用勘定と峻別するために「繰延〇〇

費」勘定とすること、ファイナンス・リース取引（借手）の利子込み法を 2 級商業簿記で、定額法による利息配分の問題を 1 級商業簿記・財務会計でそれぞれ出題すること、売上割引の削除などが行われている。

4 おわりに

以上、全国経理教育協会および簿記能力検定試験について述べた。

全経簿記能力検定試験は昭和 31 年の開始以来、延べ 1,200 万人以上の受験者を輩出してきたが、近年の税理士試験制度改革や簿記離れによる影響が顕著に現れている。

このため CBT 試験の導入や海外での試験実施などを試みると同時に、社会環境変化に応じた出題範囲等の改定などを行ってきた。

今後も簿記学習者の習熟度を適切に反映させるような検定実施に努めたいと考える。

【参考文献】

社団法人全国経理学校協会.1961.『全経五年史』。

社団法人全国経理学校協会.1996.『全経四十年史』。

社団法人全国経理教育協会.2006.『全経五十年史』。

公益社団法人全国経理教育協会.2016.『全経簿記能力検定試験出題範囲の改定等について』。

公益社団法人全国経理教育協会.2017.『全経六十年史』。

佐藤信彦.2024.『簿記能力検定試験出題範囲改訂及び簿記会計教育の課題』（公益財団法人全国経理教育協会簿記出題範囲改訂説明会資料）。

多田鉄雄.1954.「各種学校の性格」『教育社会学研究』第 6 巻，45-62 頁。

第3章 全商簿記実務検定試験の概要と改正点

加瀬きよ子（東京都立第一商業高等学校）

吉田智也（中央大学）

【論文要旨】

本稿では、全商簿記実務検定試験の概要を説明し、令和4年度以降に実施されている新しい検定試験の範囲等の改訂内容を明らかにした。また、全商簿記実務検定は、文部科学省高等学校学習指導要領に定める内容によって行われているため、学習指導要領が高等学校における簿記教育にとって、どのような位置づけであるのかについても、必要最低限の説明を行った。検討の結果、現状では会計実務と学習指導要領の内容に差異があるため、全商簿記実務検定と会計実務には隔たりが存在するが、学習指導要領の改定の動向によっては、全商簿記実務検定と会計実務が近づく可能性があることも指摘した。

【キーワード】

全商簿記実務検定試験、学習指導要領、文部科学省検定済教科書

。

1 全商簿記実務検定試験の概要

本稿の目的は、全商簿記実務検定試験の概要とその近年の改正点を明らかにし、会計実務との関係性を検討することである。

全商簿記実務検定試験（以下、全商簿記検定とする）は、全国商業高等学校協会（以下、全商協会とする）が主催する資格試験である。全商協会は、高等学校における商業教育の発展向上に寄与することを目的として、主務官庁である文部省（現在は文部科学省）の許可を得て、1948年（昭和23年）に設立された組織である。具体的には、「我が国の産業社会の発展に資するため、主として高等学校における商業教育の振興、普及を図る諸事業を行い、社会に貢献できる自立した有為な人材育成に寄与すること」（全商協会ウェブサイト「協会概要」参照）を目的としている¹。

全商協会が、高等学校における商業教育の振興・普及を図るために行っている諸事業には、

¹ なお、全商協会は、国の公益法人制度改革に伴い公益認定を受け、2011年（平成23年）に、財団法人から公益財団法人へと移行している。

次のものが含まれる。

1. 商業教育に関する調査・研究事業
2. 教員の資質向上に関する事業
3. 生徒奨励に関する事業
4. 商業に関する各種の検定事業
5. 商業教育の振興に関する助成事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

これらの事業のうち、「商業に関する各種の検定事業」の中で、全商簿記検定が実施されている。

なお、全商協会では、令和4年度より、「Society5.0のビジネス社会で生きる総合的ビジネス力の証明」と銘打って、新しい全商検定を実施している。新しい全商検定は、「令和4年度よりの学習指導要領改訂に対応し、新時代のビジネス社会で活躍する人材に求められる総合的なビジネス実践力の育成を目指す新しい体系の検定に改定」されたものである（全商協会、2022.「新しい全商検定」参照）。新しい全商検定の体系は、図表3-1の通りである。

図表 3-1 新しい全商検定の体系

級		級レベル		マーケティング分野		マネジメント分野		会計分野		ビジネス情報分野		ビジネス共通スキル分野						会計分野		ビジネス共通スキル分野			
				商業経済検定試験				簿記実務検定試験		情報処理検定試験 プログラミング ビジネス情報		英語検定試験		ビジネス計算実務検定試験								ビジネス文書実務検定試験	
														珠算		電卓							
1級		高度レベル (主目的に実務に活用できる高度の知識・技能を身に付けている)		1級 (2科目取得) 2級 (1科目取得)		1級		1級		1級		1級		1級		1級		1級					
2級		応用レベル (実務に活用できる知識・技能を身に付けている)		2級		2級		2級		2級		2級		2級		2級		2級					
3級		基礎レベル (各分野の基礎となる知識・技能を身に付けている)		3級		3級		3級		3級		3級		3級		3級		3級					
ビジネススキル		ビジネス実務スキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
		マーケティングスキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
		マネジメントスキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
		ビジネスソフトウェア関連スキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
		コミュニケーションスキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
		データ分析スキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
		ICTスキル		○		○		○		○		○		○		○		○					
ビジネス英語スキル		○		○		○		○		○		○		○		○		○					

(出典) 全商協会、2022.「新しい全商検定」、1頁。

なお、これら全商検定の目的は、「商業科目を学ぶ高校生の専門知識や技術・技能の向上を図ること、そして生徒一人ひとりが目標をもって勉学に励むことができるように」（全商協会ウェブサイト「商業高校の特色」参照）という趣旨から、特に次の3点を重点的な目標として検定試験が実施されている。

1. 商業に携わる職業人として備えるべき知識・技能の目標を示すことにより生徒の学習意欲を高め、商業を学ぶ人材の資質向上に資すること
2. 学習指導要領に示された商業に関する各科目の目標に関連して達成度の水準を示すことにより、商業科目における学びの質保証に資すること
3. 資格取得により得られる具体的なスキルを明示することで、全商検定試験資格取得者の社会的評価の向上に資すること

全商協会が実施するこれらの各種検定の中で、全商簿記検定は学習指導要領に示された商業科教育の「会計分野」に関する検定試験に位置づけられる。

全商簿記検定は、1952 年（昭和 27 年）に第 1 回検定試験が実施され、2025 年（令和 7 年）6 月 22 日に第 100 回の検定試験を実施している。また、2024 年 4 月以降は、3 級において CBT（Computer Based Testing）方式による試験が一部実施されている。

全商簿記検定の各級合格者の目指す人材像（および関連科目）は、図表 3-2 のようにまとめられる。

図表 3-2 全商簿記実務検定試験の目指す人材像

級	目指す人材像	関連科目
1 級	適切な会計情報を提供するとともに、効果的に活用するための知識、技術を身に付け、自ら創造的に課題に対応するとともに、会計的側面から企業を分析することができる	財務会計Ⅰ 原価計算
2 級	取引の記録と財務諸表の作成に関する応用的な知識、技術を身に付け、財務諸表の作成方法の妥当性と課題を見いだし対応することができる。	簿記 財務会計Ⅰ
3 級	取引の記録と財務諸表の作成に関する基礎的な知識、技術を身に付け、創造的に課題に対応することができる。	簿記

（出典）全商協会．2022．「新しい全商検定」，3 頁。

なお、各級（および各科目）とも試験時間は 90 分で、100 点満点中、70 点以上が合格となる。1 級は「会計」部門と「原価計算」部門の 2 科目から構成され、1 級合格のためには両方の科目を合格しなければならない。ただし、科目合格制度が設けられており、どちらか片方の科目に合格していれば、受験した回から数えて 4 回以内にもう片方の科目に合格すれば 1 級合格となる。（片方の科目に合格してから 4 回以内に合格しなければ失効する。）

全商簿記検定の直近 3 年間の受験者数・合格者数・合格率は、図表 3-3 の通りである²。なお、6 月実施試験回と 1 月実施試験回では、受験までの期間（受験対策にかけられる期間）

² なお、全商簿記実務検定試験は、主催者の名称に「高等学校」が入っているが、受験資格は必要なく、誰でも受験可能な試験である。そのため、受験者数・合格者数には一般の受験者数・合格者数も含まれている。

が異なるので、当然に合格率が異なっており、ほとんどの場合、1 月実施試験回の方が高くなっている。(1 級原価計算については、第 96 回(6 月)と第 97 回(1 月)の合格率で逆転現象が生じている。)級・科目別の平均合格率をみていくと、1 級会計は 6 月実施試験回では 32.8%、1 月実施試験回では 42.4%とほぼ 10%の差がつくのに対して、1 級原価計算は 6 月実施試験回では 41.1%、1 月実施試験回でも 40.4%とそこまでの差がつかない。また、2 級・3 級のいずれも、実施時期により 20%程度の差がついている。

図表 3-3 簿記実務検定試験の受験者数・合格者数・合格率

回		1 級会計	1 級原価計算	2 級	3 級
第 99 回 (R7.1.)	受験者数	24,575	24,189	32,674	28,590
	合格者数	10,268	11,260	16,889	21,233
	合格率 (%)	41.8	46.6	51.7	74.3
第 98 回 (R6.6.)	受験者数	10,416	17,932	11,078	6,513
	合格者数	2,437	6,458	2,086	3,957
	合格率 (%)	23.4	36.0	18.8	60.8
第 97 回 (R6.1.)	受験者数	25,051	24,648	32,630	28,673
	合格者数	11,741	8,435	17,049	20,816
	合格率 (%)	46.9	34.2	52.2	72.6
第 96 回 (R5.6.)	受験者数	12,718	17,409	11,771	6,524
	合格者数	5,075	7,851	4,158	3,432
	合格率 (%)	39.9	45.1	35.3	52.6
第 95 回 (R5.1.)	受験者数	27,942	25,810	33,521	30,379
	合格者数	10,758	11,003	19,295	23,309
	合格率 (%)	38.5	42.6	57.6	76.7
第 94 回 (R4.6.)	受験者数	15,631	18,677	12,510	9,464
	合格者数	5,470	7,499	4,859	4,771
	合格率 (%)	35.0	40.2	38.8	50.4
平均	受験者数 (1 月)	25,856	24,882	32,942	29,214
	(6 月)	12,922	18,006	11,786	7,500
	合格者数 (1 月)	10,922	10,233	17,744	21,786
	(6 月)	4,327	7,269	3,701	4,053
	合 格 率 (1 月)	42.4	41.1	53.8	74.5
	(6 月)	32.8	40.4	31.0	54.6

(出典) 全商協会ウェブサイト「統計資料」より筆者作成。

全商簿記検定は、教科書の内容に沿って行われており、その学習効果を測るために生徒を受験させることになる。そのため、各回の試験で同一水準の問題が出題されることが望ましい。合格率のみをみても同一水準の出題がなされたかどうかを確認することはできないが、各級・科目の合格率にそこまでのバラツキがみられないことから、概ね一定の水準が保たれているように考えられる。なお、第 99 回以降(1 月実施試験回)の 3 級は CBT 形式の試験となっているが、形式変更による受験・合格動向への影響の分析は、今後の課題となろう。

2 全商簿記検定試験の改訂

全商簿記検定は、これまでも学習指導要領の改訂にあわせて、その範囲を変更してきた。上述の令和 4 年度よりの学習指導要領改訂に対応した試験範囲の移行スケジュールは、図表 3-4 の通りである。

図表 3-4 試験範囲の移行スケジュール

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度
試験回数	第 94 回	第 95 回	第 96 回	第 97 回	第 98 回
実施時期	令和 4 年 6 月	令和 5 年 1 月	令和 5 年 6 月	令和 6 年 1 月	令和 6 年 6 月
3 級	旧検定	新検定	新検定	新検定	新検定
2 級	旧検定	新検定	新検定	新検定	新検定
1 級	旧検定	旧検定	旧検定	新検定	新検定

(出典) 筆者作成。

3 級および 2 級は、令和 5 年 1 月に実施される第 95 回検定試験から、また 1 級は令和 6 年 1 月に実施される第 97 回検定試験から、新しい試験範囲となり、第 97 回以降はすべての級が新しい試験範囲で行われることになる。

以下では、より具体的に各級における改訂のポイントを明らかにする。

まず、1 級「会計」の追加論点としては、「サービス業会計」、「クレジット取引」、「電子記録債権・債務」、「リース会計（借手の処理）」、「課税所得計算」、「税効果会計に関する会計処理」、「新株予約権の発行と権利行使」、「外貨建換算会計」、「決算整理（税効果会計を含む処理・リース取引における利息の計算・外貨建金銭債権の評価）」、「株主資本等変動計算書」などがある。また、削除論点として「連結財務諸表の作成」、「特殊商品売買（未着商品売買・委託販売・試用販売）」がある。

結果として、全商簿記検定 1 級（会計）と科目「財務会計Ⅰ」との対応関係は、資料①のとおりである。また、これらの改訂を受けて、1 級（会計）で新たに追加される勘定科目および出題されなくなる勘定科目は以下の通りである。

1 級 (会計) で新たに追加される勘定科目	役務原価, 役務収益, 為替差損益, 関連会社株式, 関係会社株式 評価損, 繰延税金資産, 繰延税金負債, クレジット売掛金, 工事 収益, 工事未収金, 新株予約権, 新株予約権戻入益, 仕掛品, 支 払リース料, ソフトウェア, ソフトウェア仮勘定, 電子記録債権, 電子記録債務, 電子記録債権売却損, 法人税等調整額, 未成工事 原価, リース資産, リース債務
1 級 (会計) で出題されなくなる勘定科目	割賦売掛金, 割賦仮売上, 減債積立金, 非支配株主持分に帰属す る当期純利益, 非支配株主持分, 評価差額

次に, 2 級の追加論点としては, 「手形 (受取・振出・引受・支払・裏書・割引)」, 「有価証券 (売買を目的とした有価証券)」, 「固定資産 (売却)」, 「税金」, 「受取手形記入帳・支払手形記入帳」, 「資本金の追加元入れ, 引出し」, 「現金過不足の処理」, 「当座借越契約」, 「当期純利益の計上」, 「消耗品の処理」などがある。なお, 2 級から 1 級に移動した論点として「割賦販売 (販売基準)」, 「特殊商品売買 (未着商品売買・委託販売・試用販売)」がある。また, 削除論点として「社債に関する論点」がある。

結果として, 全商簿記検定 2 級と科目「簿記」(および「財務会計 I」) との対応関係は, 資料②のとおりである。また, これらの改訂を受けて, 2 級で新たに追加される勘定科目および出題されなくなる勘定科目は以下の通りである。

2 級で新たに追加される勘定科目	印紙税, 受取商品券, 受取手形, 営業外受取手形, 営業外支払手形, 仮受消費税, 仮払消費税, 現金過不足, 固定資産税, 固定資産売却益, 固定資産売却損, 雑益, 雑損, 事業税, 支払手形, 修繕費, 租税公課, 貯蔵品, 手形貸付金, 手形借入金, 手形売却損, 当座借越, 引出金, 法定福利費, 未払消費税, 有価証券, 有価証券売却益, 有価証券売却損
2 級で出題されなくなる勘定科目	社債, 社債償還益, 社債償還損, 社債発行費, 社債利息, 使用仮売上, 試用販売契約, 積送品, 社会保険料預り金, 保証債務, 保証債務取崩益, 保証債務費用, 未着商品, 未払社債

最後に, 3 級の追加論点としては, 「会計ソフトウェアの活用」がある。なお, 3 級から 2 級に移動した論点として, 上述の 2 級の追加論点として挙げた「手形 (受取・振出・引受・支払・裏書・割引)」, 「有価証券 (売買を目的とした有価証券)」, 「固定資産 (売却)」, 「税金」, 「受取手形記入帳・支払手形記入帳」, 「資本金の追加元入れ, 引出し」, 「現金過不足の処理」, 「当座借越契約」, 「当期純利益の計上」, 「消耗品の処理」などがある。また, 削除論点とし

て「繰越試算表」がある。

結果として、全商簿記検定 3 級と科目「簿記」との対応関係は、資料③のとおりである。また、これらの改訂を受けて、3 級で新たに追加される勘定科目はないが、出題されなくなる勘定科目は以下の通りである。

3 級で出題されなくなる勘定科目	印紙税，受取商品券，受取手形，営業外受取手形，営業外支払手形，仮受消費税，仮払消費税，現金過不足，固定資産税，固定資産売却益，固定資産売却損，雑益，雑損，事業税，支払手形，修繕費，租税公課，貯蔵品，手形貸付金，手形借入金，手形売却損，当座借越，引出金，法定福利費，未払消費税，有価証券，有価証券売却益，有価証券売却損
------------------	--

上記の 1 級（会計）に追加された「サービス業会計」や「クレジット取引」，「電子記録債権・債務」などの論点は，先行する会計実務に対応する形で，全商簿記検定に追加されたものと考えられる。その意味で，全商簿記検定が会計実務と全く関係をもっていないとは言えない状況にあらう（なお，1 級（原価計算）については，改訂の有無が不明であり，取り上げていない）。

3 学習指導要領と検定済教科書

全商簿記検定は，文部科学省高等学校学習指導要領に定める内容によって行われている。（なお，出題範囲表にもその旨が記述されている。）そのため，学習指導要領が高校簿記教育にとってどのような位置づけなのかについても触れておく。

そもそも，高等学校は公の性質をもつものであるから，各学校において編成，実施される教育課程について，国として一定の基準を設けて，ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となるため，「学習指導要領」が必要とされる。

現在の高等学校の学習指導要領では，教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を，「1. 生きて働く『知識・技能』の習得」，「2. 未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」，「3. 学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」の 3 つの柱に整理しており，各教科等の目標や内容についても，この 3 つの柱に基づき再整理された（文部科学省，2018.「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 商業編」，3 頁参照）。

今回の学習指導要領の改訂で，商業科の学習内容については，グローバル化の進展，情報技術の進歩など時代の変化に対応するとともに，観光産業の振興，地域におけるビジネスの

推進、ビジネスにおけるコミュニケーション能力とマネジメント能力の向上など社会の要請に応える視点から改善が図られたとされる（文部科学省、2018.「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 商業編」，11頁参照）。

なお、会計分野に限定するが、「学習指導要領」が規定した科目構成の現在までの変遷は、図表3-5のようにまとめられる。時代とともに、その科目構成が変化していることに注意が必要である。

図表 3-5 会計分野の科目構成の変遷

年	科目
1950 年（昭和 25 年）	簿記会計
1955 年（昭和 30 年）	商業簿記，会計，工業簿記，銀行簿記
1960 年（昭和 35 年）	商業簿記，会計，工業簿記，銀行簿記
1971 年（昭和 41 年）	簿記会計Ⅰ，簿記会計Ⅱ，工業簿記，銀行簿記，機械簿記，税務会計，経理実務
1978 年（昭和 53 年）	簿記会計Ⅰ，簿記会計Ⅱ，工業簿記，税務会計
1989 年（平成元年）	簿記，会計，工業簿記，税務会計
1999 年（平成 11 年）	簿記，会計，原価計算，会計実務
2009 年（平成 21 年）	簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ ³ ，原価計算，管理会計 ³
2018 年（平成 30 年）	簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計

（出典）遠藤、2018. を参照して筆者作成。

また、現在、発行されている会計分野の教科書、すなわち文部科学省検定済教科書は、図表3-6の通りである。各高等学校は、これらの教科書の中から、自校にあったものを選択・採用して授業を行うことになる。

³ なお、科目「財務会計Ⅱ」と「管理会計」については、全商簿記実務検定との対応関係はないが、全商協会が主催する「財務会計検定試験」および「管理会計検定試験」（令和3年度までは、「財務諸表分析検定試験」とともに「会計実務検定試験」とされていた）に対応している。

図表 3-6 現在発行されている会計分野の教科書

検定済年	科目	発行者	教科書名	著作者
令和 3 年	簿記	実教出版	高校簿記	大塚宗春, 川村義則 ほか 6 名
			新簿記	安藤英義ほか 6 名
		東京法令出版	簿記	醍醐聰ほか 7 名
			現代簿記	岩崎勇ほか 7 名
		ネットスクール	新 はじめての簿記 ⁴	桑原知之
		TAC 株式会社	簿記	TAC 株式会社
令和 4 年	財 務 会 計 I	実教出版	高校財務会計 I	大塚宗春, 川村義則 ほか 6 名
			新財務会計 I	安藤英義ほか 6 名
		東京法令出版	財務会計 I	醍醐聰ほか 8 名
		TAC 株式会社	財務会計 I	TAC 株式会社
	原価計算	実教出版	原価計算	伊藤嘉博ほか 6 名
		東京法令出版	原価計算	岩崎勇ほか 8 名
		TAC 株式会社	原価計算	TAC 株式会社
		令和 5 年	財 務 会 計 II	実教出版
東京法令出版	財務会計 II			岩崎勇ほか 6 名
ネットスクール	新 使える財務会計 II			桑原知之
TAC 株式会社	財務会計 II			TAC 株式会社
管理会計	実教出版		管理会計	伊藤嘉博ほか 5 名
	ネットスクール		新 楽しい管理会計	桑原知之
	TAC 株式会社		管理会計	TAC 株式会社

(出典) 文部科学省. 2021 ; 2022 ; 2023. 「教科書目録 (発行予定の教科書の一覧)」より筆者作成。

⁴ 令和 4 年度以降の「教科書目録」からネットスクール発行の「新 はじめての簿記」はなくなっている。

4 まとめに代えて

本稿では、まず全商簿記実務検定試験の概要を説明し、次に令和4年度以降に実施されている新しい検定試験の範囲等の改訂内容を明らかにした。また、全商簿記検定は文部科学省高等学校学習指導要領に定める内容によって行われてきたため、学習指導要領が高等学校における簿記教育にとって、どのような位置づけであるのかについても、必要最低限の説明を行った。

既述のように、全商簿記検定は、学習指導要領に基づいて作成された教科書の内容に基づいて出題され、高等学校で行われる日頃の学習成果を測るという特徴をもつ検定簿記である。そうであるがゆえ、会計実務とは一定の距離も持つと考えられる。なぜならば、学習指導要領の内容（つまりは教科書の内容）と会計実務に、当然、大きな差があるからである。

もし、会計実務を全商簿記検定に直接反映させようとするのであれば、高等学校の学習指導要領の内容を変え、それに応じて教科書の記載内容が変わり、さらに全商簿記検定の出題が変わるというルートを通ることになるだろう。ただし、近年の学習指導要領やそれに基づく教科書の記載内容の変化は、検定簿記（そのほとんどが日商簿記検定の改定）の影響を受けているのではないかと考えられる節がある。そうであれば、現状では検定簿記と会計実務がリンクしていない論点（第1章2節で指摘されたB-1・B-2などの内容）などを検定簿記に導入していくような流れが起これば、波及的に全商簿記検定へも影響があるかもしれない。

また、学習指導要領の内容を見ると、「会計ソフトウェアの活用」など、会計実務からの影響と見られる論点が、2018年告示の学習指導要領において、突如として復活⁵したこともあり、今後の学習指導要領の改定の動向によっては、全商簿記検定と会計実務が接近する可能性もあるのではないかと考えられる。

【参考文献】

遠藤耕二.2018.「商業教育の変遷と新しい時代の商業教育—新学習指導要領を踏まえて—」

『神奈川大学心理・教育研究論集』（44）、149-166頁。

粕谷和生.2018.「新学習指導要領（2018年3月告示）について」日本簿記学会簿記教育研究部会.「高大連携の視点から考える簿記教育」（部会長：加瀬きよ子）最終報告書、89-103頁。

全国商業高等学校協会.2022.「新しい全商検定」

⁵ 粕谷（2018、89頁）によれば、1989年告示の学習指導要領に「コンピュータを利用した会計処理」が科目「簿記」に初めて登場し、1998年告示の学習指導要領では科目「簿記」から科目「会計実務」に移され、2008年告示の学習指導要領でも科目「簿記」にはコンピュータ会計の内容は存在しなかったが、2018年告示の学習指導要領で「会計ソフトウェアの活用」として復活したとされる。

https://zensho.or.jp/puf/download/R4_new_exams.pdf (2025 年 8 月 15 日最終閲覧)。

全国商業高等学校協会.2025.「令和 7 年度簿記実務検定試験出題範囲」

<https://zensho.or.jp/puf/download/exam/range/bk.pdf> (2025 年 8 月 15 日最終閲覧)。

全国商業高等学校協会ウェブサイト.「協会概要」。

<https://zensho.or.jp/aboutus/> (2025 年 8 月 15 日最終閲覧)。

全国商業高等学校協会ウェブサイト.「統計資料」

<https://zensho.or.jp/examination/statisticaldata/> (2025 年 8 月 15 日最終閲覧)。

日本簿記学会簿記教育研究部会.2018.「高大連携の視点から考える簿記教育」(部会長：加瀬きよ子) 最終報告書。

文部科学省.2021；2022；2023.「教科書目録（発行予定の教科書の一覧）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/ (2025 年 8 月 15 日最終閲覧)。

文部科学省.2018.「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」。

文部科学省.2018.「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 商業編」。

資料① 全商簿記実務検定 1 級と科目「財務会計Ⅰ」の対応関係

1 級	学習指導要領（2018）「財務会計Ⅰ」
(1) 簿記の原理 ウ. 会計帳簿 商品有高帳（総平均法）	(2) 会計処理 ア 資産と負債
(2) 取引の記帳 ア. 現金預金 銀行勘定調整表の作成 イ. 商品売買 予約販売 サービス業会計 工事契約 契約資産・契約負債 オ. 有価証券 満期保有目的の債券・他企業支配目的株式・その他有価証券・有価証券における利息 キ. 固定資産 除却・建設仮勘定・無形固定資産 リース会計（借り手の処理） コ. 税金 課税所得の計算 税効果会計に関する会計処理 サ. 株式会社会計 合併・資本金の増加・資本金の減少・任意積立金の取り崩し・自己株式の取得・処分・消却 新株予約権の発行と権利行使 シ. 外貨建換算会計	(2) 会計処理 ア 資産と負債 イ 純資産 ウ 収益と費用 エ 税

(3) 決算 ア. 決算整理 商品評価損・棚卸減耗損 固定資産の減価償却（生産高比例法） 税効果会計を含む処理 退職給付引当金 リース取引における利息の処理 外貨建金銭債権の評価 ウ. 財務諸表 損益計算書（報告式） 貸借対照表（報告式） 株主資本等変動計算書	(2) 会計処理 ア 資産と負債 イ 純資産 ウ 収益と費用 エ 税 (3) 財務諸表の作成 ア 資産・負債・純資産に関する財務諸表 イ 収益・費用に関する財務諸表
(6) 財務会計の概要 ア. 企業会計と財務会計の目的 イ. 会計法規と会計基準 ウ. 財務諸表の種類	(1) 財務会計の概要 ア 企業会計と財務会計の意義・役割 イ 財務諸表の構成要素 ウ 会計法規と会計基準
(7) 資産、負債、純資産 ア. 資産、負債の分類、評価基準 イ. 資産、負債の評価法	(2) 会計処理 ア 資産と負債
(8) 収益、費用 ア. 損益計算の基準 イ. 営業損益 ウ. 営業外損益 エ. 特別損益	(2) 会計処理 ウ 収益と費用
(9) 財務諸表分析の基礎 ア. 財務諸表分析の意義・方法 イ. 収益性、成長性、安全性の分析	(4) 財務諸表分析の基礎 ア 財務諸表分析の意義 イ 財務諸表分析の方法
(10) 連結財務諸表 連結財務諸表の目的、種類、有用性、概要	(4) 財務諸表分析の基礎 イ 財務諸表分析の方法

（出典）「全商簿記検定出題範囲表」と「学習指導要領」より筆者作成。

資料② 全商簿記実務検定2級と科目「簿記」・「財務会計Ⅰ」の対応関係

2 級	学習指導要領 (2018)「簿記」
	学習指導要領 (2018)「財務会計Ⅰ」
(1) 簿記の原理 ウ. 会計帳簿 受取手形記入帳 支払手形記入帳	(1) 簿記の原理 ウ 会計帳簿 (2) 取引の記帳 イ 債権・債務と有価証券
(2) 取引の記帳 ア. 現金預金 現金過不足の処理 当座借越契約 エ. 手形 手形の受取・振出・決済・裏書・割引・書換・不渡 手形による貸付及び借入 営業外取引による手形処理 オ. 有価証券 カ. その他の債権・債務 キ. 固定資産 ケ. 個人企業の純資産 追加元入れ・引出し コ. 税金 所得税・住民税・固定資産税・事業税・印紙税・消費税・法人税(※) サ. 株式会社会計(※) 設立・新株の発行・当期純損益の計上・剰余金の配当と処分	(2) 取引の記帳 ア 現金と預金 イ 債権・債務と有価証券 オ 固定資産 カ 個人企業の純資産と税 (※)をつけた法人税および株式会社会計は「財務会計Ⅰ」の以下の範囲と対応 (2) 会計処理 イ 純資産 エ 税
(3) 決算 ア. 決算整理 固定資産の減価償却(定率法) (間接法) 有価証券の評価 収益・費用の繰り延べと見越し 消耗品の処理	(3) 決算 ア 決算整理
(4) 本支店会計 ア. 本店・支店間取引 支店相互間の取引 イ. 財務諸表の合併	(4) 本支店会計 ア 本店・支店間取引と支店間取引 イ 財務諸表の合併
(5) 記帳の効率化 ア. 伝票の利用 伝票の集計と転記	(5) 記帳の合理化 ア 伝票の利用

(出典)「全商簿記検定出題範囲表」と「学習指導要領」より筆者作成。

資料③ 全商簿記実務検定３級と科目「簿記」の対応関係

３級（CBT 含む）	学習指導要領（2018）「簿記」
(1) 簿記の原理 ア. 簿記の概要 資産・負債・純資産・収益・費用 貸借対照表・損益計算書 イ. 簿記の一巡の手続 取引・仕訳・勘定 仕訳帳・総勘定元帳 試算表 ウ. 会計帳簿 主要簿と補助簿 現金出納帳・小口現金出納帳・当座預金 出納帳・仕入帳・売上帳・商品有高帳（先 入先出法・移動平均法）・売掛金元帳・ 買掛金元帳	(1) 簿記の原理 ア 簿記の概要 イ 簿記一巡の手続 ウ 会計帳簿
(2) 取引の記帳 ア. 現金預金 イ. 商品売買 ウ. 掛け取引 カ. その他の債権・債務 キ. 固定資産 取得 ク. 販売費と一般管理費 ケ. 個人企業の純資産	(2) 取引の記帳 ア 現金と預金 イ 債権・債務と有価証券 ウ 商品売買 エ 販売費と一般管理費 オ 固定資産 カ 個人企業の純資産と税
(3) 決算 ア. 決算整理 商品に関する勘定の整理 貸倒れの見積もり 固定資産の減価償却（定額法） （直接法） イ. 精算表 ウ. 財務諸表 損益計算書（勘定式） 貸借対照表（勘定式）	(3) 決算 ア 決算整理 イ 財務諸表の作成基礎
(5) 記帳の効率化 ア. 伝票の利用 入金伝票・出金伝票・振替伝票の起票 イ. 会計ソフトウェアの活用	(5) 記帳の合理化 ア 伝票の利用 イ 会計ソフトウェアの活用

（出典）「全商簿記検定出題範囲表」と「学習指導要領」より筆者作成。

第4章 草創期の簿記検定が目指したもの —主要な論点の解明と実務との関係—

山下修平（専修大学）

【論文要旨】

本稿では、簿記検定の草創期における論点や背景を明らかにするため、実務雑誌『月刊簿記』の内容を検討し、1950年代に開始された日商簿記検定と全商簿記検定の試験規則・試験範囲・出題内容を分析した。試験規則や範囲には実務を重視する姿勢が表れており、試験問題にも同誌で取り上げられた実務寄りの論点が散見された。経済復興期の企業社会で求められた簿記知識への需要に応え、これらの検定は理論偏重を排し、誰もが受験しやすい実務能力の習得を目指した点に特色があった。受験資格に制限のある税理士などの国家資格と比べて実務への直結性が高く、実務界・教育界で広く支持された。草創期の議論は現代の簿記検定の意義や教育制度のあり方を再考する手がかりとなり、歴史的背景を踏まえた今後の教育や検定制度のあり方にも示唆を与える。

【キーワード】

草創期 『月刊簿記』 日商簿記検定 全商簿記検定 実務

1 はじめに

本稿の目的は、簿記検定の草創期における論点や背景を明らかにし、実務との関係性を探ることにある。簿記検定が立ち上げられた時代背景を整理し、当初の試験制度の目的を明らかにする。また、実務界が簿記検定に求めた役割について考察する。

簿記検定が創設されたのは、戦後間もない1950年代である。主要な簿記検定のうち、1952年2月に全国商業高等学校長協会主催の第1回簿記実務検定試験（全商簿記検定）が実施された（太田・黒澤監修 1955, 118 頁）。その後、日本商工会議所主催の最初の簿記検定試験（日商簿記検定）が1954年11月に実施されている（『月刊簿記』第6巻第1号, 115 頁）。さらに、全国経理学校協会（現在の全国経理教育協会）においても、1956年10月より簿記能力検定（全経簿記検定）を開始している（全国経理教育協会ホームページ「協会の歩み」）。

戦後、我が国は経済の復興と企業活動の活性化を背景に、経理の現場では簿記の知識や実務経験が求められていたと推察される。各種の簿記検定の創設の前には、簿記・会計にかか

わる資格試験が創設されている。公認会計士法の施行（1948年）に基づき、1949年2月には第1回の公認会計士試験が実施された（日本公認会計士協会 25年史編さん委員会編 1975a, 139頁）。1951年には税理士法が制定され、第1回税理士試験が実施されている（佐藤 1969, 100頁）。戦後間もない経済の混乱時期であるにもかかわらず、まさに資格試験や簿記検定の創設ラッシュといえる状況であった。実務界における簿記の需要の多さがうかがえる。

本稿では、第1回の日本商工会議所主催の簿記検定試験が実施される1954年以前に着目し、当時、どのような簿記上の論点や実務的需要があったかを明らかにする。そのため本稿では、1950年に創刊された雑誌『月刊簿記』を用いて、その記載内容や論点を整理することで、簿記検定と実務との関係性を明らかにする手がかりとしたい。また、『月刊簿記』のほか、当時の文献を用いて、日商簿記検定や全商簿記検定において出題された論点を整理する。さらに、戦後に開始された公認会計士や税理士の資格試験制度との比較を通じて、簿記検定に期待された役割を考察する。

各種の簿記検定が開始された時代の主要な論点を明らかにし、草創期の簿記検定の趣旨を理解することは、今日における簿記検定と実務との関係性を検討する際に示唆を与えるものと考えられる。

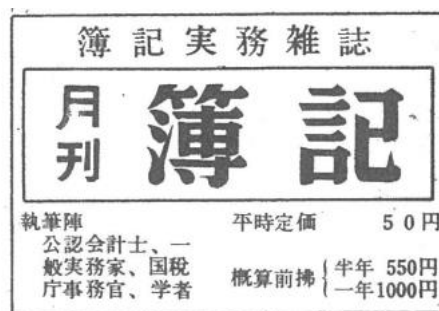
2 『月刊簿記』にみる実務との関係

2.1 史料の概要と、実務を重視した姿勢

図表 4-1 『月刊簿記』の裏表紙の広告

本節では、『月刊簿記』の概要を整理する

1. 『月刊簿記』は、昭和25年（1950年）11月に、中央経済社により発刊された。国立情報学研究所のデータベース CiNii Research によれば、『月刊簿記』は、1950年11月から1962年12月まで発刊されている
2. 『月刊簿記』の裏表紙の広告には、「簿記実務雑誌」との記載があり、実務を重視した内容であることがうかがえる（図表 4-1）。創刊号の最終ページには、編集兼発行人である高木勇二による「編集室放談」（編集後記）の記載があり、以下のように記載されている（「



出所：『月刊簿記』第1巻第1号（1950年11月）。

¹ 詳細は、山下（2024）を参照。山下（2024）では、本稿に先立ち、『月刊簿記』の掲載内容や記事のタイトル等から、1950年代前半の簿記学習の論点の把握を試みている。

² 具体的には、CiNii Researchにおいて、1950年11月の第1巻第1号から1962年12月の第13巻第12号までの145冊と、付録1冊・総目次1冊・総目録1冊、合わせて148冊の登録を確認することができる。

内は、本文より引用。)。『我が国の経済人の最も大きな欠点の一つは、経済思想の欠除』『経理思想普及のためにも、いくつかの雑誌があり、当社も月刊で Accounting（企業会計）と「監査」を発行し、...（中略）...今迄の雑誌はどれもこれも、国民全般の経理思想の普及を計るには程度が高すぎる、というよりも、実務を離れて理論的でありすぎる』『会計学の様な学問は、実務とピッタリ結びつかねば存立の意義がないという自明の理にもかかわらず、未だに一部の学者先生のなかには、理論偏重の旧癖がぬけきらぬらしい』『国民全般の経理思想の普及発達のためには、もっともっと実務的な解説的な理論とは離れすぎることはあっても実際に即した、そして誰でも気軽に手軽に手にする気分になれる雑誌—しかも興味に引きづられて読んでいるうちに、知らず知らずに簿記の知識が吸取できる—斯様な雑誌が発行されることがどうしても肝要』であるとしている。このように、高木は『月刊簿記』が発刊される目的として、実務を重視した簿記の知識を普及させることを挙げている。理論よりも実務を重視した姿勢を読み取ることができる。

『月刊簿記』の創刊号では、沼田嘉穂（2.2 において詳述）も実務の重要性を説いている。「簿記の学習は単なる読書では到底でき得るものではなく、自分から実地に記帳することである」「簿記は実務学であるから、実務的に利用し得る程度の技術と熟練とを持っていなければ、役に立たない。如何に簿記理論を深く知って居ても、それだけでは決して実社会に於て記帳係としての資格を持っているとは云えない」。さらに、簿記の教育者に対しても「従来の簿記教育はあまりにも実務とかけ離れて居た。簿記が実務学である点から見て、その教育は実に実務と直結して行われなければならない。実務的に殆ど出て来ないような点をくどくど説明し、実務的に重要な点が忘れられているような教育方法は捨てるべき」と述べている。後述するように、『月刊簿記』では、簿記の実務面の解説記事が多く掲載され、簿記検定に関する記事も幾度となく紹介された。沼田は後年、『月刊簿記』の誌上において、ある簿記検定の出題について、実務性がないことに対し批判を加えている³。この沼田の姿勢は、現代の簿記検定の在り方を検討する際に、大きな示唆となるに違いない。

2.2 『月刊簿記』の執筆者

本節では『月刊簿記』の執筆者から、本雑誌の位置づけを検討する。

上述したように、『月刊簿記』の創刊号の裏表紙には、『月刊簿記』の広告が記載されている。そこには、執筆陣として「公認会計士」「一般実務家」「国税庁事務官」「学者」と記載さ

³ 昭和 32 年（1957 年）1 月に実施された簿記実務検定試験（商業高校協会）1 級会計の減債積立金と減債基金の出題に対し、「上場株式会社中一流会社を 30 社サンプリングして、その営業報告書を調査してみた」（『月刊簿記』第 8 巻第 2 号 15 頁）ところ、減債積立金は 1 社、減債基金は無かったとし、「実務性は殆どない」（『月刊簿記』第 8 巻第 2 号 21 頁）と批判している。さらに、減債基金の利子繰入れに関して、解答の誤りや理論的な疑問を投げかけている。

れている。「簿記実務雑誌」との記載も確認でき、実務を重視した雑誌であったことが確認できる（図表 4-1）。『月刊簿記』の創刊号（1950 年 11 月の第 1 巻第 1 号）の目次からは、「簿記の使命」（太田哲三 東京商科大学名誉教授 公認会計士）、「簿記学習のあり方」（沼田嘉穂 横浜国立大学教授）、「簿記史上の人々」（片野一郎 一橋大学教授）、「勘定科目の建て方」（近山仁郎 公認会計士）、「繰延勘定」（沢村一男 公認会計士）、「対照勘定について」（川村章一 公認会計士）、「建物の修繕と改良」（田原敏弘 公認会計士）、「再評価と減価償却の予定配賦」（佐藤善助 公認会計士）、「商業簿記と原価計算」（森吉之助 公認会計士 法政大学教授）、「保険差益に対する課税上の特例」（島田喜八 国税庁法人税課）などの記事のタイトルと執筆者（と掲載当時の肩書）が確認できる。具体的な簿記処理・会計処理を紹介する記事のほか、簿記学習の心得など、その内容は多岐にわたる。とくに、公認会計士による実務に即した簿記処理・会計処理を解説する記事が散見され、実務を重視していた様子がうかがえる。

本節では、国立国会図書館デジタルコレクション⁴を用いて、『月刊簿記』の記事のタイトルと署名記事における執筆者の氏名を収集し、多数の記事を寄稿した執筆者や、重視される傾向にあった論点を把握することを試みる。対象期間

図表 4-2 記事数の多い執筆者

は、1950 年 11 月に発刊された創刊号（第 1 巻第 1 号）から、日商簿記検定が開始される年である 1954 年の第 5 巻第 12 号（1954 年 12 月号）までとした。分析対象期間において、49 冊が発刊され、1,117 件の記事のタイトルを確認することができる。これらの執筆者を把握し、記事のタイトルから主要な論点ごとに分類を行うことを試みた。

1,117 件の記事のうち、653 件に執筆者の記載があった。10 件以上の記事を掲載していた執筆者は、図表 4-2 のとおりである⁵。

最も記事数の多いのは森吉之助である。37 件の署名記事を確認することができる。森は、創刊号から論考を寄稿している。森は、法政大学教授を務める傍ら、公認

著者名	記事数
森吉之助	37
佐藤孝一	36
沼田嘉穂	31
山野井房一郎	19
高橋勝一	16
高木康雄	15
近藤隆英	14
宮坂保清	14
伊藤正一	13
高橋正二	13
溝口一雄	13
国芳正己	10

出所：国立国会図書館デジタルコレクションより筆者集計。

⁴ 現在、『月刊簿記』は、国立国会図書館デジタルコレクションにおいて閲覧することが可能である。本文を閲覧するためには、国立国会図書館を訪問し、同図書館内のモニターを利用する必要がある（複写も可能である）。ただし、記事のタイトルや、署名記事における執筆者の氏名のみであれば、国立国会図書館外からも確認することができる。

⁵ なお、記事には川柳のような娯楽的な要素のあるものを含み、共著も 1 件とカウントしている。あくまでも本稿では、雑誌に関与した人物の傾向を探ることを目的とする。

会計士としての業務に就き、初代の社団法人日本公認会計士協会副会長として我が国の会計士界、並びに日本会計研究学会の発展に尽くした人物である⁶（法政大学経済学部学会編 1960, 225-227 頁）。

次に記事の多いのは、佐藤孝一である。佐藤は当時、早稲田大学教授であった。雑誌『企業会計』（中央経済社）の生みの親とされ、我が国の会計学の発展と企業会計・監査制度の充実に多大な功績を残したと評価されている⁷（新井・加古 2007, 571 頁）。

沼田嘉穂は、31 件の記事を執筆していることが確認できる。簿記に関連する記事のみならず、自身の作成した川柳やイラストを紹介するコーナーなども執筆している。上述した通り、創刊号から執筆者として名を連ねていた。沼田嘉穂は、多数の簿記に関する著書・教科書を残し、簿記教育に大きく貢献したと指摘されている。また、長年にわたり税理士試験委員を務めている⁸（大藪 2007, 1094 頁）。なお、『月刊簿記』は後年、沼田が監修するようになる。

このように、記事数の多い上位 3 名の執筆者は、大学教員、つまり学者であるが、森は公認会計士として実務に就き、佐藤は会計制度の構築に貢献し、沼田は税理士試験の試験委員を務めるなど、ともに実務との接点が多いことが特徴として挙げられる。編集兼発行人である高木勇二が「編集室放談」（編集後記）において述べていたように、実務を重視した執筆者を登用していたことがうかがえる。

このほか、記事数の多い執筆者には、会計学者の氏名が散見されるほか、近藤隆英⁹は商業高等学校教諭、高木康雄¹⁰は実務家、高橋正二¹¹は公認会計士など、学会・教育・実務の多様な人材が執筆者として名を連ねていた。総じて、執筆者の陣容からは「実務寄り」の記事が多数掲載されていたことがうかがえる。

⁶ 森吉之助（1897 年－1960 年）は、1937 年に法政大学を卒業。その後も大学院に籍をおき、原価計算を専攻した。1947 年に法政大学講師。1949 年に法政大学経済学部教授、原価計算、監査論、経営分析等を担当した。1949 年施行の第 1 回特別公認会計士試験に合格し、会計士の業務に就く。初代の社団法人日本公認会計士協会副会長として、我が国の会計士界の発展に尽くした（法政大学経済学部学会編 1960, 225-227 頁）。

⁷ 佐藤孝一（1905 年－1975 年）は、早稲田大学商学部を 1930 年に卒業。同年、早稲田大学商学部助手、その後専任講師、助教授を経て、1942 年に早稲田大学教授に就任。『現代会計学』（1952 年）、『剰余金論』（1955 年）、『近代監査論』（1957 年）、『新監査論』（1967 年）が代表的著作とされる。日本会計研究学会常務理事、企業会計審議会委員などを務め、我が国会計学の発展と企業会計・監査制度の充実に多大の功績を残した（新井・加古 2007, 571 頁）。

⁸ 沼田嘉穂（1905 年－1989 年）は、横浜国立大学名誉教授、商学博士（中央大学）。1930 年に東京商科大学本科を卒業。鹿児島高等商業学校、横浜専門学校、横浜高等商業学校などの教授を歴任。1949 年より簿記原理担当教授として、22 年間、横浜国立大学に奉職した。定年退官後に駒澤大学教授をも務めた。税理士試験委員として、財務諸表論（1952 年・1953 年）、簿記論（1954 年－1971 年度）を担当した（大藪 2007, 1094 頁）。

⁹ 近藤隆英は、1959 年における自身の著書『絵でわかる簿記』の肩書が東京都立第一商業高等学校教諭となっている（近藤 1959）。

¹⁰ 高木康雄は、自身の著書『近代簿記精義』によれば、東京商科大学を卒業後、鹿児島高等商業学校教授、福岡高等商業学校教授、日産自動車株式会社社会計係主任、関東工業株式会社社会計課長、東海飛行機株式会社経理部長、高松経済専門学校教授を経て、香川大学教授を務めている（高木 1960, 奥付）。

¹¹ 高橋正二は、自身の著書『増補改訂 例解会計原則精義』によれば、中央大学を卒業後、1949 年に公認会計士の資格を得ている（高橋 1954, 奥付）。

2.3 『月刊簿記』にみる簿記の論点

次に、『月刊簿記』に掲載された内容を、記事のタイトルから判断をして分類を行う。国立国会図書館デジタルコレクションに掲載されるタイトルのみをもって分類を行うため、あくまでも大まかな傾向を把握することを目的とする。分析対象期間（1950年から1954年）に掲載された1,117件の記事を、次のとおり分類した。まず、大分類として、「学習・受験」「簿記・会計学全般」「実務紹介」「原価計算」「個別論点」「税務」「監査」「経営」「用語」「その他」に分けることとした。さらに、小分類として、「学習・受験」を「簿記学習、問題演習」「大学入試問題分析」「検定試験分析・案内」「公認会計士・税理士 試験分析・案内」に分類した。さらに、「簿記・会計学全般」を「簿記全般（簿記理論・学説など）」「簿記全般（読み物、エッセイなど）」「会計学全般」「企業会計原則ほか」「歴史・回顧」に、「実務紹介」を「業種別実例」「経理実務・簿記実務（実務簿記）」に、「原価計算」を「原価計算・工業簿記」「業種別・原価計算」に分類した。また「その他」を「娯楽」「懸賞問題」「読者のページほか」「その他（分類不能）」に分けることとした。

図表 4-3 『月刊簿記』における記事の分類

大分類	小分類	記事数	割合	記事数	割合
学習・受験	簿記学習、問題演習	58	5.2%	169	15.1%
	大学入試問題分析	59	5.3%		
	検定試験分析・案内	33	3.0%		
	公認会計士・税理士 試験分析・案内	19	1.7%		
簿記・会計学全般	簿記全般（簿記理論・学説など）	50	4.5%	107	9.6%
	簿記全般（読み物、エッセイなど）	15	1.3%		
	会計学全般	18	1.6%		
	企業会計原則ほか	7	0.6%		
	歴史・回顧	17	1.5%		
実務紹介	業種別実例	43	3.8%	70	6.3%
	経理実務・実務簿記	27	2.4%		
原価計算	原価計算・工業簿記	33	3.0%	45	4.0%
	業種別・原価計算	12	1.1%		
個別論点	個別論点解説	230	20.6%	230	20.6%
税務	税法・税務会計	35	3.1%	35	3.1%
監査	監査（内部牽制ほか含む）	10	0.9%	10	0.9%
経営	経営全般・経営分析	13	1.2%	13	1.2%
用語	用語（用語・語句の解説）	145	13.0%	145	13.0%
その他	懸賞問題	49	4.4%	293	26.2%
	娯楽（川柳、俳句、短歌、囲碁・将棋ほか）	182	16.3%		
	読者のページ	38	3.4%		
	その他（分類不能）	24	2.1%		
合計		1,117	100.0%	1,117	100.0%

出所：国立国会図書館デジタルコレクションのタイトルより、筆者が分類、集計。

分類の結果は、図表 4-3 の通りである。大分類の記事数と全体に占める割合は、「その他」（293 件，26.4%）、「個別論点」（230 件，20.6%）、「学習・受験」（169 件，15.1%）などが

上位を占めた。「その他」の内訳は、「娯楽」¹² (182 件, 16.3%), 「懸賞問題」 (49 件, 4.4%), 「読者のページほか」 (38 件, 3.4%) などであった。「用語」は、用語・語句の紹介や解説で、コラムのような扱いの記事である。「個別論点」については、当時の簿記の実務で重視された傾向が把握できると考え、次節において、別途検討する。

次に記事数が多かったのが「学習・受験」 (169 件, 15.1%) であった。内訳としては、とくに「大学入試問題分析」に分類された記事が、59 件¹³ (5.3%) と比較的多いことが特徴的である。各種の簿記検定が本格的に導入される時代において、大学入試問題を対象として試験問題の分析や解説を加えることに力をいれていたことがうかがえる。また、「簿記学習、問題演習」 (58 件, 5.2%) は、毎号のように掲載されていた。「検定試験分析・案内」は、33 件 (3.0%) とそれほど多くはない。『月刊簿記』が創刊された直後は、検定試験が行われておらず、検定試験の分析や案内の関する記事は相対的に少なかった。創刊号には検定試験の案内や解説に相当する記事は掲載されていない。「公認会計士・税理士 試験分析・案内」に関する記事は、19 件 (1.7%) であった¹⁴。公認会計士や税理士の受験生を読者としてさほどターゲットにしていなかったのかもしれない。

「簿記・会計学全般」に分類した記事は、107 件 (17.0%) であった。簿記を対象とした雑誌であるので、当然の結果と言えるかもしれない。内訳は、簿記理論や学説を紹介する記事 (50 件, 4.5%), 会計学全般に関する記事 (18 件, 1.6%) のほか、簿記史上の人物を紹介・回顧する記事 (17 件, 1.5%) などである。

「実務紹介」に分類した記事は、70 件 (6.3%) を確認することができた。とくに業種別に実例を紹介していると思われるタイトルが散見された。「実務簿記」というキーワードが複数にわたり登場している。「原価計算」に関する記事は、45 件 (4.0%) の掲載を確認できる。

「原価計算・工業簿記」に関する 33 件のほか、「業種別の原価計算」を紹介する記事が 12 件あった。以下、「税務」 (35 件, 3.1%), 「監査」 (10 件, 0.9%), 「経営」 (13 件, 1.2%) に関連する記事が掲載された。いずれも、「実務寄り」のタイトルが散見され、実践的な内容であることが推察される。

¹² 「娯楽」に分類した記事は、「川柳」「短歌・俳句」「俳壇」「囲碁将棋」「歌壇」「コント」「麻雀学校」「漫画 (マンガ)」「趣味のページ」などである。簿記の実務とは直接の関わりのない記事が多数掲載されていた。「川柳」では、沼田嘉穂が自身の作画を添えて、作品をたびたび紹介している。

¹³ 個別の大学・短期大学の分析・解説記事のうち、複数回にわたり登場した大学は、以下のとおりである。4 件 (同志社大学), 3 件 (小樽商科大学, 香川大学, 関西学院大学, 神戸大学, 滋賀大学, 東京経済大学, 一橋大学, 横浜国立大学), 2 件 (神戸商科大学, 福島大学, 長崎大学, 福岡商科大学, 松山商科大学, 名城大学, 山口大学, 横浜市立大学, 和歌山大学)。『月刊簿記』が、大学受験生に需要があったのかもしれない。

¹⁴ 「公認会計士・税理士 試験分析・案内」に分類した 19 件のうち、公認会計士に関する記事が 14 件、税理士に関する記事が 5 件であった。

このように、『月刊簿記』のタイトルから、その内容を推測し、分類を行ったところ、「実務寄り」の記事が多かったことが明らかになった。出版社の掲げる「簿記実務雑誌」に沿った内容の記事が掲載されていたことが推察された。出版サイドが想定した読者は、経理事務に就いて簿記を学ぶ者であったのではないかと思われる。また、「学習・受験」に分類した記事が多く、とくに簿記科目を受験に課している大学入試問題対策の記事が多かったことに特徴を見出した。

2.4 『月刊簿記』で扱われた個別論点

前節において「個別論点解説」に分類された230件について、さらに具体的な論点ごとに分類を行うこととした。当時、どのような簿記実務が重視されていたのか、その傾向を把握する。さらに詳細な論点に分類した結果が、図表4-4である。特徴的な点をいくつか取り上げる。

「帳簿、帳簿組織」に関する記事は、18件（個別論点解説の230件に占める割合は7.8%）であった。帳簿の説明だけではなく、中小企業における単一帳簿組織を提唱する記事など、経理の現場に即した内容であることがうかがえる記事が散見された。

「勘定、勘定学説、勘定科目」のように、「勘定」に関連するタイトルは14件（6.1%）であった。具体的には、勘定科目の建て方や、勘定科目表の作り方など、経理の現場で役に立つ情報であることがうかがえるタイトルを見出すことができた。

「現金・預金」に関しては、15件（6.5%）の記事のタイトルを見出したほかに、「資金」に関する記事が8件（3.5%）見受けられた。資金繰りや資金運用表の作成に関連する記事など、企業の現場において有益な情報を示そうとしていたことがうかがえる。企業の現場では、資金の管理が重要であり、これらの知識を求める読者が多かったのではないかと推察される。

図表 4-4 個別論点の分類

論点	記事数	割合
勘定、勘定学説、勘定科目	14	6.1%
帳簿、帳簿組織	18	7.8%
現金・預金	15	6.5%
資金	8	3.5%
受取手形、支払手形	9	3.9%
売掛金、貸倒	4	1.7%
棚卸資産	15	6.5%
有価証券	3	1.3%
有形固定資産	10	4.3%
無形固定資産	3	1.3%
借入金、社債	4	1.7%
引当金	3	1.3%
売上、仕入	6	2.6%
特殊商品売買	9	3.9%
費用全般	2	0.9%
本支店会計	4	1.7%
資本金、資本全般	9	3.9%
剰余金に関する論点	14	6.1%
積立金、準備金	7	3.0%
剰余金処分、配当	3	1.3%
増資、新株発行	3	1.3%
決算	13	5.7%
試算表	5	2.2%
精算表	4	1.7%
財務諸表全般	2	0.9%
貸借対照表	7	3.0%
損益計算書	2	0.9%
仕訳・会計処理（詳細不明）	23	10.0%
その他	11	4.8%

出所：国立国会図書館デジタルコレクションのタイトルより、筆者が分類、集計。

「棚卸資産」に関する記事は、15 件（6.5%）と、比較的多く取り上げられている。具体的には、棚卸資産の監査について述べた記事や、期末棚卸の解説、棚卸資産の評価減に係る説明など、その内容は多岐に渡る。経理の現場での需要の高かった論点であったと考えられる。

資本取引に関するタイトルの記事が多いことも、特徴のひとつであると指摘したい。「資本金、資本全般」が 9 件（3.9%）、「剰余金に関する論点」が 16 件（6.1%）、「積立金、準備金」が 7 件（3.0%）、「剰余金処分、配当」が 3 件（1.3%）、「増資、新株発行」が 3 件（1.3%）と、あわせて 36 件のタイトルを見出すことができる。資本取引については、実務の扱いが難しく、関心の高い論点だったのではないかと推察される。

「決算」に関するタイトル記事は 13 件（5.7%）あり、加えて「試算表」に関するものが 5 件（2.2%）、「精算表」に関する記事が 4 件（1.7%）あった。さらに、「貸借対照表」に関して 7 件（3.0%）、「損益計算書」に関して 2 件（0.9%）の記事を見出すことができた。具体的には決算整理記入の説明や、決算書類の作成方法、表示の仕方、なかには「実務簿記」というキーワードを織り交ぜているタイトルが散見され、「実務寄り」の内容であったことがうかがえる。決算手続きから、財務諸表の作成に至るまでは、関心の高かった論点であったことが推察される。

このように、取り上げられた論点を俯瞰すると、帳簿組織に係る論点や、資本取引に係る論点に関心が注がれていたことが明らかになった。また、「資金」の管理に関する記事が散見されたように、経理の現場において求められた知識を重要視していた様子をうかがい知る結果となった。

3 草創期の簿記検定の概要

3.1 草創期の日商簿記検定の概要

本節では、草創期の簿記検定の出題範囲や程度、さらには実際に出題された内容の概要を把握する。日商簿記検定と全商簿記検定に着目し、それぞれ検討を加えることにする。

日本商工会議所の主催する簿記検定試験は、昭和 29 年（1954 年）11 月 21 日に実施された¹⁵。商工会議所簿記検定試験規則（昭和 29 年 10 月 30 日施行）では、試験の科目及び程度について、図表 4-5 のとおり定められた（太田編 1956, 4 頁）。さらに、合格点は 7 割とすること、上級の場合には 1 科目の得点が 40%に満たない場合には不合格とすること、受験資格の制限を設けないこと、受験料（上級 150 円、中級 120 円、初級 100 円）などについて定められた（太田編 1956, 4 頁）。なお、同規則の内容は、第 2 回簿記検定試験の実施前に『月

¹⁵ 第 1 回の日本商工会議所主催の簿記検定試験の試験委員は、上級「商業簿記」「会計学」は井上達雄（中央大学教授）、上級「工業簿記」は番場嘉一郎（一橋大学助教授）が務めた（『月刊簿記』第 6 巻第 1 号、115 頁）。

刊簿記』においても紹介されている（『月刊簿記』第6巻第8号，96頁）。

図表 4-5 商工会議所簿記検定試験規則における試験の科目及び程度

級別	科目	程度（内容）
初級	商業簿記（初歩） 制限時間二時間	基礎となる商業簿記原理及び記帳方法等初歩的実務上の理解を有し、どうにか決算をまとめることができる。 （簡単な商店経営又は記帳能力者向け） 五題以内
中級	商業簿記（高校程度） 工業簿記（高校程度） 制限時間二時間	高校程度の商業、工業簿記を修得し、一通り決算をこなせる。 （中企業経営又は会計主任級向） 五題以内
上級	商業簿記（大学程度） 工業簿記（大学程度） 会計学（大学程度） 制限時間二時間	大学程度の商業、工業簿記並びに会計学を修得し、その他会計原則、会計法規等を理解している。 （大企業経営又は会計指導者向） 四題以内

出所：『月刊簿記』第6号第8号（1955年8月号）より転載。

試験の内容については、初級は「簡単な商店経営又は記帳能力者向」、中級は「中企業経営又は会計主任級向け」、上級は「大企業経営又は会計指導者向」と定められた。経理の現場における実務の知識を求めていることがうかがえる。とくに初級に関しては「実務上の」という文言が加えられ、実務を重要視していたことがうかがえる。

では、実際の検定試験において、どのような主題がなされたのであろうか。『月刊簿記』各号や、太田編（1956）に掲載された試験問題に基づき、傾向を把握することを試みる。

図表 4-6 日商簿記検定・初級の出題内容

第1回 昭和29年11月21日施行	問題Ⅰ	受託販売元帳をもとに仕訳
	問題Ⅱ	仕訳（貸方の勘定科目を回答）（他人振出の小切手支払い、小切手支払い、為替手形振出、為替手形の引受、手形借入金）
	問題Ⅲ	元帳勘定残高と整理事項から、貸借対照表と損計算書を作成
	問題Ⅳ	商品有高帳への記入（買入順法（先入先出法）と移動平均法）
	問題Ⅴ	期末有高と期間中の取引要約から、残高試算表の作成
第2回 昭和30年7月17日施行	問題Ⅰ	仕訳（選択問題）（商品売買ほか）
	問題Ⅱ	取引文と勘定口座の穴埋め
	問題Ⅲ	小口現金出納帳の記入（定額前渡法）
	問題Ⅳ	期末における勘定残高と期末整理事項から、貸借対照表と損益計算書を作成
	問題Ⅴ	月始勘定残高と月間の取引から、月末現在の合計残高試算表、売掛金および買掛金の明細を作成
第3回 昭和30年11月27日施行	第一問	仕訳（選択問題）（引出金、営業用備品購入、火災保険ほか）
	第二問	元帳諸勘定から残高試算表を作成（残高試算表の貸借残高不一致を修正）
	第三問	1か月の諸取引から、月末現在の合計残高試算表を作成
	第四問	仕訳から取引を推定（選択問題）（現金過不足）
	第五問	期末整理事項から精算表を作成

出所：『月刊簿記』第6巻第3号（1955年3月号）・太田編（1955）に掲載された試験問題にもとづき、筆者作成。

図表 4-7 日商簿記検定・中級の出題内容

第1回 昭和29年11月21日施行	I（商業簿記）	問題Ⅰ	利益処分（純利益の決算日における仕訳、株主総会における利益処分案の仕訳、役員賞与に関する仕訳）
		問題Ⅱ	純利益の修正（加減）（減価償却費、有価証券の切下げ額、消耗品の未消費高、配当金の未収高、家賃の前受分）
		問題Ⅲ	日記帳（現金式仕訳帳）の穴埋め問題、略式総勘定元帳の各口座への転記
	II（工業簿記）	問題Ⅳ	製造勘定への記入と締切
		問題Ⅴ	決算前日の残高試算表と、決算日の取引（期末整理事項を含む）から、期末貸借対照表と損益計算書を作成する
第2回 昭和30年7月17日施行	商業簿記	問題（Ⅰ）	主要簿と補助簿（取引からどの帳簿に記入するのかを回答）（選択問題）
		問題（Ⅱ）	仕訳（選択問題）（手形）
		問題（Ⅲ）	元帳勘定残高と整理事項から、貸借対照表と損益計算書を作成
	工業簿記	問題（Ⅳ）	工場元帳制を採用の場合、本社仕訳帳と工場仕訳帳を作成
		問題（Ⅴ）	原価資料にもとづき、材料勘定・未払賃金給料勘定、製造間接費勘定、製造勘定、製品勘定、売上原価勘定への記入と締切。
第3回 昭和30年11月27日施行	商業簿記	問題Ⅰ	現金預金出納帳、売上帳、仕入帳、仕訳帳、総勘定元帳、得意先元帳、仕入元帳の穴埋め問題
		問題Ⅱ	損益計算書と貸借対照表から逆算して、期末整理前の残高試算表を作成
		問題Ⅲ	勘定回高と付加資料にもとづき、諸金額（固定資産の原価、支払保険料、減価償却費ほか）を求める
	工業簿記	問題Ⅰ	材料元帳の穴埋め問題、仕訳記入
		問題Ⅱ	工程別の製造勘定・半製品勘定への記入と締切

出所：『月刊簿記』第6巻第2号（1955年2月号）・第6巻第10号（1955年10月号）・第7巻第3号（1956年3月号）に掲載された試験問題にもとづき、筆者作成。

図表 4-8 日商簿記検定・上級の出題内容

第1回 昭和29年11月21日施行	上級Ⅰ 商業簿記	本支店会計。支店純利益を本店に振替えた後、本店の損益勘定を求める。本支店合併の損益計算書の作成
	上級Ⅱ 工業簿記	原価資料をもとに、製造勘定、製造間接費勘定、材料価格差額勘定、貸率差額勘定、製造間接費勘定、賞与引当金勘定、経費引当金勘定を記入
	上級Ⅲ 会計学	「収益計上の原則」を記述
第2回 昭和30年7月17日施行	上級1 商業簿記	試算表および決算整理事項にもとづき、損益計算書およびお貸借対照表を作成
	上級2 会計学	資本剰余金に関する論述（資本剰余金の性質、分類、財務諸表上の表示）
	上級3 工業簿記	月末決算整理事項にもとづき、工業会社の精算表を作成
	上級4 原価計算	月末仕掛品原価の算定手続の相違点を記述（個別原価計算と単一種製品総合原価計算とを比較、単一種製品総合原価計算と等級別総合原価計算とを比較、等級別総合原価計算と組別総合原価計算を比較）
第3回 昭和30年11月27日施行	商業簿記	取引と貸借対照表にもとづき仕訳記入（固定資産売却、固定資産評価替（物価指数を用いる）、欠損気、株式発行、吸収合併）
	会計学	棚卸資産の評価方法の記述
	工業簿記	標準原価表にもとづき、諸勘定の記入に必要な仕訳の記入
	原価計算	材料副費につき、材料の取得原価に算入する方法と、材料の取得原価に算入しないで製品製造原価に参入する方法について記述

出所：『月刊簿記』第6巻第1号（1955年1月号）・第6巻第9号（1955年9月号）・第7巻第2号（1956年2月号）に掲載された試験問題にもとづき、筆者作成。

第1回から第3回までの日商簿記検定の出題内容について、初級は図表 4-6、中級は図表 4-7、上級は図表 4-8 の通りである。

初級については、商品売買や手形を用いた取引などに関する仕訳の問題や、勘定口座を用

いた問題、各種帳簿への記入の問題などが散見される。また、シンプルながら、決算を経て残高試算表や精算表を作成するなどのいわゆる総合問題も見られる。商工会議所簿記検定試験規則の内容に定められた「基礎となる商業簿記原理及び記帳方法」に沿って出題されている。経理の現場において求められる記帳の能力を判定する試験である。中級については、試験範囲に工業簿記が含まれるようになる。商業簿記は仕訳の問題のほか、各種の帳簿に記入する問題、貸借対照表・損益計算書を作成する問題の出題が見られる。個別の論点としては、利益処分や減価償却などが確認できる。2.4 で取り上げた『月刊簿記』における個別論点が散見される。上級については、商業簿記において本支店会計が出題されるなど、難易度の高い問題が扱われている。会計学は記述問題が出題されており、具体的には「収益計上の原則」や資本剰余金の性質、棚卸資産の評価方法の説明を求める出題がなされている。上級のなかでも会計学の出題においては、理論的な面が重視されていた様子が見える。

本稿では第1回から第3回の3回分の出題内容を把握したのみであるが、初級や中級は実務を重視した『月刊簿記』でも多く取り上げられた個別論点が多く出題されており、「実務寄り」の内容であったと言えよう。また、どの級においても、受験資格を設けることはせずに、どのような立場でも受験できることは、検定試験の特徴の一つであったと思われる。

3.2 草創期の全商簿記検定の論点

全国商業高等学校長協会主催の簿記実務検定試験(全商簿記検定)は、第1回の試験が1952年2月に実施された。

「全国商業高等学校長協会 簿記実務検定試験規則」では、第1条に「全国商業高等学校長協会は高等学校の生徒並に卒業生其他に対して簿記実務の能力を検定する。」と定められた。検定試験の名称に「実務」が含まれ、検定試験規則でも「簿記実務の能力を検定する」と、とくに実務が強調されている。このほか、同規則において「検定に合格するためには各級80パーセント以上の成績を得なければならない」「但し、第1級にあつては、各科目共80パーセント以上の成績を得なければならない」こととされた。また、試験の科目については、第二級と第三級は「簿記の基本原理及び商業簿記」と定められた。第一級については、必須科目として「会計(商業簿記を含む)」, 選択科目として「工業簿記と原価計算」または「銀行簿記」のうち一つを選ぶように定められた。当時、「銀行簿記」の科目が設定されていたことは特徴的である。我が国における実務の発展に大きな貢献を果たしたと指摘されるのは明治初期の『銀行簿記精法』¹⁶であるが、この時代においても科目名として銀行簿記が残ってお

¹⁶ A.A.Shand の講述を大蔵省の官吏らが訳すことにより1873年に出版された。明治の初期において、銀行業には早期かつ全国的に西洋簿記が用いられ、実務への簿記の伝播に貢献したと指摘されている(津村2020, 20-22頁)。

図表 4-9 全商簿記検定における「問題の試験範囲について」（昭和 27. 5. 1）

級別	科目	単元
第一級	(1) 必須科目 (A) 会計（商業簿記を含む） (2) 選択科目 (B・Cいずれかーを選択) (B) 工業簿記と原価計算 (C) 銀行簿記	第二級と同一範囲とする。 会計（学） 単元1. 会計学は、どのような内容を持っているか。 単元2. 貸借対照表についてどのような問題があるか。 単元3. 損益の計算と処分について、どのような問題があるか。 単元4. 財務諸表は、どのように利用されるか。 単元5. 会計監査とは、どのようなことか。また会計士とはどのようなものか。 単元6. 会計に関する法規は、どのようなものがあるか。 原価計算と工業簿記 単元1. 工業簿記には、どのような特色があるか。 単元2. 製品の原価はどのように計算され、記帳され、集計されるか。 単元3. 製造形態の相違によって、原価計算や記帳の方法は、どのように異なるか。 単元4. 原価計算と工業簿記には、どのような特殊な問題があるか。 銀行簿記 単元1. 銀行の取引の記帳には、どのような特色があるか。 単元2. 現金式仕訳はどのように行われ、どのように記帳されるか。 単元3. 預金・貸付・割引などの取引は、伝票や帳簿にどのように記入されるか。 単元4. 各種の勘定は、元帳にどのように記入されるか。 単元5. 銀行の財務諸表は、どのように作られるか。 単元6. 銀行簿記には、どのような特殊な問題があるか。
第二級	簿記の基本原理及び商業簿記	第三級の範囲の外に単元3における決算整理事項中、損益の繰延および見越を含む。 単元4. 企業の形態と規模の相違によって、どのように記帳の方法が異なるか。
第三級	簿記の基本原理及び商業簿記	単元1. 帳簿は、どのように記入するか。 単元2. 小規模で取引の簡単な事業では、どのような記帳が行われるか。 単元3. 商品売買業ではどのような記帳が行われるか。

出所：太田・黒澤監修（1955）より転載。

り、その影響の大きさを感じる。

同試験規則に合わせて、「問題の範囲について」（昭和 27 年 5 月 1 日施行）も定められている。各級の単元は図表 4-9 の通りである。第三級は、帳簿や記帳に焦点が当てられ、基本的かつシンプルな出題を想定している。第二級は、第三級の範囲に加え、決算整理事項に追加の論点（損益の繰延および見越）が含まれている。第一級には、上述したように選択科目が含まれ、より広い範囲は設定されている。同時期の日商簿記検定と比較すると、より具体的で詳細な単元が記載されている。とくに銀行簿記では、伝票や帳簿への記入など、実務に即した内容であることがうかがえる。なお、「試験問題の範囲」には（註）として「改正商法，企業会計原則は試験の対象とする。」との文言も加えられている。

全商簿記の第三級の第 1 回（昭和 27 年 2 月）、第 2 回（昭和 28 年 1 月）、第 3 回（昭和 30 年 11 月）の各試験において、実際に出題された内容をまとめたのが図表 4-10 である。商品売買や手形に関連する仕訳の出題や、基本的な会計の構造を問う出題が見られる。いずれも、期末整理事項にもとづいて精算表を作成する問題が出されているが、整理事項は 3 つ～5 つであり、シンプルな内容になっている。「問題の範囲について」に記載のある通り、「小規模で取引の簡単な事業」が想定されており、記帳を中心とした内容である。経理の現場への就

図表 4-10 全商簿記検定・第三級の出題内容

第一回 昭和27年2月10日	I	仕訳（商品売買、約束手形、商品券、仕入諸掛ほか）
	II	勘定科目の記入（為替手形、未着品、旅費の精算ほか）
	III	試算表の貸借不一致の訂正
	IV	会計の構造（資本・資産・負債・損失の金額から利益総額を推定）
	V	仕訳にもとづき、記帳される補助簿を選択
	VI	期末整理事項（商品たな卸高、貸倒引当金、備品減価償却）にもとづき精算表を作成
第2回 昭和28年1月25日	I	仕訳（商品売買、為替手形、現金（郵便為替証書、送金小切手）、備品購入、電信為替ほか）
	II	仕訳の訂正（委託販売、引取運賃、引出金、為替手形ほか）
	III	商品有高帳（先入先出法）
	IV	会計の構造（月末の諸勘定残高から月初・月末の資本金を推定）
	V	補助簿にもとづき仕訳を記入
	VI	期末整理事項（商品たな卸高、貸倒引当金、備品減価償却、有価証券評価額）にもとづき精算表を作成
第3回 昭和30年11月27日施行	I	仕訳（商品売買、土地の購入（地ならし、登記料）、手形借入金ほか）
	II	仕訳の訂正（為替手形、商品売買、発送運賃、公債証書の売却）
	III	買付計算書（買付委託品）にもとづき仕訳を記入
	IV	会計の構造（財産状態と損失総額から、利益総額を推定）
	V	売上帳にもとづき仕訳を記入
	VI	期末整理事項（商品たな卸高、貸倒引当金、備品減価償却、現金実際有高）にもとづき精算表を作成

出所：太田・黒澤監修（1955）に掲載された試験問題にもとづき、筆者作成。

職を見据えた商業高等学校における教育に沿った内容であったと考えられる。

4 資格試験と簿記検定

4.1 資格試験の受験資格と受験科目

各種の簿記検定は 1950 年代に開始されたが、これに先立ち、会計に関わる資格試験が開始されている。本節では、簿記検定が実施される前に誕生した、公認会計士と税理士などの資格試験に着目し、簿記検定の違いについて若干の考察を行う。

公認会計士制度は、1948 年の公認会計士法の施行に基づき誕生している。1949 年 2 月には第 1 回の公認会計士試験が実施された。公認会計士試験は、第一次試験・第二次試験・第三次試験の三段階に分けられた。これは、英国の会計士協会と日本の弁護士法の規定を参考として定められたと指摘されている（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編 1975a, 135 頁）。第一次試験は国語、数学、論文の 3 科目が設定された。ただし、大卒者等は第一次

試験が免除された¹⁷。第一次試験の科目は、簿記の実務とは直接の関連はない¹⁸。しかし、第一次試験の合格率は低く¹⁹、当時の大学進学率を考慮すると、実質的には厳しい受験資格を設けているような面を持ち合させていたと言えよう。第二次試験は会計士補²⁰となるのに必要な専門的学識を有するかどうかの判定を目的とし、会計学、簿記、原価計算、経済学、経営学、財政学、金融論、民法（親族及び相続に関する部分を除く）、並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く）の科目が定められた。第二次試験についても、簿記の実務とは直接の関連はない科目が課されていた。第三次試験については、「公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定する」（公認会計士法 10 条）ことを目的とし、「財務に関する監査、分析その他の実務」の科目が設定された。第二次試験と第三次試験については、実務的な内容を含め、高度な専門家としての知識や経験が求められた。他方、第一次試験は、合格率の低さや、大卒者の免除の規定から、事実上の受験資格としての機能を果たしている面があり、誰でも簡単に受験できるような試験ではなかったものと推察される。

税理士については、1951 年には税理士法が制定され、第 1 回税理士試験が実施された。税理士には受験資格が設けられた。例えば、計理士（後述する）などの他の資格を有する者、税務官公署における事務の経験、会計に関する事務の経験、大卒者（法律学または経済学を修めたもの等の要件あり）等の学歴である。なかには弁護士の業務の補助や、司法書士の業務の経験が含まれており、必ずしも簿記に関する実務の経験が求められているわけではない。試験科目については、会計学に関わる簿記論と財務諸表論、税法に関わる所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、国税徴収法、地方税法のうち付加価値税に関する部分、地方税法のうち固定資産税に関する部分が定められた。税理士法の制定以来、いわゆる科目合格の制度が取り入れられている。現在は簿記検定の合格による受験資格の付与が行われているが、税理士法制定時には検定試験の実施はなく、受験へのハードルは現在よりも高かったといえる。

¹⁷ 第 1 次試験の免除対象者は、公認会計士法第七条で定められ、学校教育法による大学を卒業した者（第 1 号）、旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業した者（第 2 号）、高等試験予備試験に合格した者（第 3 号）などが対象となった。

¹⁸ 例えば、第 1 回の「論文」の試験問題は、「（第一問）自由主義について。（第二問）社会主義とは何か。」についてそれぞれ 500 字以内で回答する内容であった（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編 1975b, 878 頁）。

¹⁹ 第一次試験の合格率は決して高いものではなかった。1949 年は 17.1%（受験者数 109 人、合格者数 19 人）、1950 年は 8.5%（受験者数 514 人、合格者数 44 人）、1951 年は 14.1%（受験者数 654 人、合格者 92 人）、1952 年は 8.9%（受験者数 838 人、合格者数 75 人）であった（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編 1975b, 872 頁）。

²⁰ 公認会計士試験の制度開始時において、第二次試験の合格者は会計士補となり、会計士補が所定の実務経験・実務補習と第三次試験に合格することが公認会計士の要件とされた。

以上のように、公認会計士や税理士は、誰でも簡単に受験ができるような存在ではなかった。この制度は何から影響を受けているのであろうか。公認会計士制度が整備される前に存在していた計理士に着目してみたい。計理士は、1927年に制定された計理士法に基づき誕生した、日本で最初の会計に係る国家資格である。計理士法において、計理士の業務は「会計ニ関スル検査、調査、鑑定、証明、整理又ハ立案ヲ為スコト」（計理士法1条）と幅広く規定された。しかし、計理士の称号を用いてこれらの業務を行うことができるのであって、現在の公認会計士や税理士のように独占業務は与えられなかった。さらに、資格付与にも問題があった。計理士試験の合格者による登録はほとんどなく²¹、大学又は専門学校で会計学の単位を修得して卒業した者まで幅広く資格を付与し、その能力に関して実務界や会計学者から不安視されていた。実質的に、要件を満たす大学・専門学校を卒業者が登録できる制度となり、参入障壁のような機能を果たしていたともいえる。なお、計理士法施行令により、計理士試験は、筆記試験の必須科目として、会计学、簿記、商業数学、商業学、経済学、民法及び商法、選択科目として経済政策（商業政策及び工業政策）、貨幣論及び銀行論、商品学、商工経営学、財政学、破産法、刑法（うち1科目を選択）が設けられた。口述試験は、会计学と経済学が課された。また、受験資格として、中学校卒業あるいは中学校卒業以上の学力が求められた（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編 1975b, 180-182 頁）。

さらにさかのぼると、公的な資格ではないものの、大正時代に存在した職業会計人の団体である日本会計士会では、入会の際に試験を課すことを謳っていた。大正時代の会計士は、現在の公認会計士とは異なる存在で、自ら会計士と称して会計事務所を営んでいた。日本会計士会は、東夷五郎²²らを中心に設立され、日本で最初の職業会計人の団体である²³。同会の会報には「資格試験施行公告」が掲載され、一次試験として作文、数学、英語、簿記及び会計、商事事項、法制経済、二次試験として簿記、会计学、商業学、経済学、商業数学、法制の各科目が設けられた（『日本会計士会々報』第3号（1923年））。一次試験では、作文や英語など、一般的な教養・学識を求められており、必ずしも簿記の実務に直接必要な知識のみが求められたわけではなかった。日本会計士会は、その会報においてイギリスやアメリカの会計士制度や会計事務所の紹介がなされている²⁴。草創期の我が国における職業会計人の制

²¹ 1927年から1948年までに、累計で25,683名の計理士登録があった。試験合格者は、累計で113名のみである（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編 1975b, 364-365 頁）。

²² 東夷五郎（1865-1947）は1887年に東京商業学校を卒業後、東京高等商業学校の教授を経て、神戸高等商業学校の教授を務めた（中野 2018, 106 頁）。1916年に日本の会計実務の事情を憂いて神戸高等商業学校校長より転じて東会計人事務所を設立した。1921年に日本会計士会を設立し理事長に就任、1927年の計理士法成立にも尽力した（『日本計理士会々報』第20号、1940年）。

²³ 詳細は拙稿を参照（山下 2017）。

²⁴ 日本会計士会の主要メンバーである渡部義雄は、イギリスに留学し、ロンドンの会計事

度を模索するなかで、海外の事例を参考に整備が進められた。これらを背景として、一定の学歴や、一般的な教養・学識を求める戦後の公認会計士や税理士の資格制度に影響を及ぼしているものと推察される。

4.2 簿記検定との若干の比較

上述したように、日商簿記検定には受験資格は設けられていない。全商簿記検定については、受験資格の要件の記載はないものの、対象は「高等学校の生徒並に卒業生其他」と定め、幅広く実務に携わろうとした者が受験したであろう。

他方、公認会計士には受験資格はないものの、第一次試験の存在により、実質的には大卒者であることが受験資格のような働きをしていた。税理士には複数の要件が設定されていたとはいえ、受験資格が法律に明記されていた。時代をさかのぼると、計理士についても受験資格が設けられていた。このように、各種の簿記検定が開始されるまで、企業の現場レベルにおける実務者の能力を図る、あるいは、教育の現場における学力を図る試験は存在していなかった。これが、1952年の全商簿記検定、1954年の日商簿記検定、1956年の全経簿記検定の開始により、簿記の能力を図る試験として大きく裾野が広がったと言える。ここに、国家資格ではないものの、誰もが受験することができる試験が誕生した。その後、各種の簿記検定は、実務界や教育界で広く支持される存在となっていったと考えられる。

5 おわりに

本稿では、簿記検定の草創期における論点や背景を明らかにすることを目的とした。具体的には、実務雑誌と位置づけられた『月刊簿記』の内容を検討した。掲載された記事のタイトルから、その内容は「実務寄り」であることがうかがえた。また、草創期の日商簿記検定の試験規則や全商簿記検定の試験範囲からは、実務を重視する姿勢が見て取れた。実際に、

務所で実務を学んだ経験がある。渡部は自身の1924年に出版した著書のなかで、「英国には会計士法がなく、「何人でも自由に会計士の仕事に従事することが出来る」ものの、勅許状により法人化している有力な会計士協会（「イングランド及ウェールズ、チャータード、アカウンタント協会」）への入会について説明している。これによると、試験は予備試験・中間試験・最終試験に合格する必要がある、予備試験は大卒者などが免除となる旨が紹介されている。なお、予備試験の科目は「書取及作文」「算術」「代数及幾何」「地理」「歴史」「選択科目（ラテン語、ギリシャ語、仏語、独語、イタリー語、スペイン語、高等数学、物理、化学、生物学、地質学、速記）」であった。中間試験の学科は「簿記及会計（組合会計を含む）」「簿記及会計（遺言執行人会計を含む）」「監査」「清算人、信託人、管財人の権利及義務」、最終試験の学科は、「簿記及会計（組合会計を含む）」「簿記及会計（遺言執行人会計を含む）」「監査」「清算人、信託人及管財人の権利及義務」「破産法及株式会社に關する法律の原理」「商事に関する法律、仲裁及仲裁授与物に関する法律の原理」であった（渡部1924、77-86頁）。

両検定試験の試験問題には、『月刊簿記』で取り上げられたような実務重視の論点が散見された。

簿記検定を公認会計士試験や税理士試験と比較した場合、試験科目や受験資格の観点から、各種簿記検定は誰もが容易に受験できる点に特色がある。また、簿記検定は実務を重視していることから、実務界や教育界で求められる存在となり、その後、広く支持されるようになったといえる。

このような簿記検定の草創期において、沼田嘉穂は『月刊簿記』誌上で、検定試験の出題内容に対する批判や議論を行った。とくに、実務との乖離を指摘した事実は、現代においても同様の検討を行うことの重要性を示唆していると言えよう。

本稿では、公認会計士試験や税理士試験の内容の検討は行っておらず、史料の制約により全経簿記検定の試験問題の内容には踏み込まなかった。これらの詳細な検討は、今後の課題としたい。

【参考文献】

新井清光・加古宜士.2007.「佐藤孝一」、安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編(2007)

『会計学大辞典』中央経済社、571頁。

近藤隆英.1959.『絵でわかる簿記』中央経済社。

太田哲三・黒澤清監修、近藤隆英・野沢孝之助・国芳正巳.1955.『全国商業高等学校長協会簿記実務検定試験 検定簿記演習 三級』中央経済社。

太田哲三編.1956.『明解初級簿記』国元書房。

大藪俊哉.2007.「沼田嘉穂」、安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編(2007)『会計学大辞典』中央経済社、1094頁。

公益社団法人全国経理教育協会ホームページ「協会の歩み」。

<https://www.zenkei.or.jp/assoc/history> (2025年5月21日、最終閲覧)。

佐藤孝一.1969.『会計年表』中央経済社。

税理士制度沿革史編纂委員会.1987.『税理士制度沿革史 増補改訂版』ぎょうせい。

高木康雄・龍家勇一朗.1960.『近代簿記精義』税務経理協会。

高橋正二.1956.『増補改訂 例解会計原則精義』中央経済社。

津村怜花.2020.「日本への簿記の伝播－簿記はいつ日本に伝わり、どのように制度化されたのか」、『会計のヒストリー80』中央経済社、158-160頁。

中野常男.2018.「東夷五郎「簿記の起源及沿革（『新案詳解 商業簿記』（1903））－会計の専門的研究者によるわが国会計士研究の嚆矢－」、『経営論叢』（国士舘大学経営学会）第7巻第2号、103-160頁。

日本公認会計士協会 25年史編さん委員会編.1975a.『公認会計士制度 25年史』日本公認会

計士協会。

日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編.1975b.『公認会計士制度 25 年史 別冊』日本公認会計士協会。

法政大学経済学部学会編.1960.「森吉之助教授 略歴」,『経済志林』第 28 巻第 4 号, 225-227 頁。

山下修平.2017.「日本会計士会創立期における会計士—『日本会計士会々報』にみる会計士業務」,『秀明大学紀要』第 14 号, 19-42 頁。

山下修平.2022.「戦時体制下における計理士—計理士団体の会報や講演録からみた計理士の業務や役割—」,『経営論叢』(国士舘大学 経営学会) 第 11 巻第 2 号, 75-92 頁。

山下修平.2024.「1950 年代前半における簿記学習の論点—雑誌『月刊簿記』を手掛かりに—」,『経営論叢』(国士舘大学経営学会) 第 14 巻第 1 号, 69-83 頁。

渡部義雄.1924.『英米会計士事情』寶分館。

<史料>

『月刊簿記』(中央経済社) 第 1 巻第 1 号 (1950 年 11 月号), 第 6 巻第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 8 号・第 9 号・第 10 号 (1955 年 1 月・2 月・3 月・8 月・9 月・10 月号), 第 7 巻第 2 号・第 3 号 (1956 年 2 月・3 月)。

『日本会計士会々報』(日本会計士会) 第 3 号, 1923 年。

『日本計理士会々報』(日本計理士会) 第 20 号, 1940 年。

第5章 原価計算と管理会計の境界線

片岡洋人（明治大学）

【論文要旨】

本稿では、先行研究の検討を通じて、工業簿記、原価計算、管理会計という三つの領域の関係性について考察することで、原価計算と管理会計との境界を明らかにすることを目的としている。とくに資格試験・検定試験などとの関係から、原価計算の範疇、原価計算と管理会計の関係、および検定試験等における科目名称のあり方についての研究課題を設定している。

原価計算には財務会計目的への役立ちや、原価管理・利益管理などの目的にも資することが求められる。検討の結果、財務会計と管理会計とでは情報ニーズとアカウンタビリティに相違があるため、原価計算には管理会計の範疇には含まれない部分 (b1) が存在し、そして、原価計算と管理会計には多くの共通領域 (b2) が存在するが、MCS や影響機能のように管理会計にはプロパーの部分 (b3) も存在する。したがって、原価計算と管理会計の境界を考えると、管理会計プロパーの部分 (b3) を原価計算には含めない (b1+b2) と解することが妥当である。

【キーワード】

工業簿記、原価計算、管理会計、未来計算、影響機能

1 はじめに

わが国の検定試験等における工業簿記、原価計算、管理会計という三つの領域の関係性が必ずしも明確でない、もしくはそれらの関係性についてのコンセンサスが日本簿記学会内において必ずしも形成されてはいないようである。例えば、税理士試験の簿記論では工業簿記が出題範囲に含まれる一方で原価計算は除外されており、公認会計士試験の管理会計論では原価計算と管理会計が包含されている。書籍においても「工業簿記」と「原価計算」を冠するもので内容が重複している例が多く見られものの¹、「原価計算」を冠する書籍が「管理会

¹ ただし、番場（1963）は、「しかし本書では、原価数値がどのように複式簿記機構に織り込まれるかという原価簿記の機構についての説明を、意識的に割愛した」（序 2）としている。

計」の内容にまで言及することは珍しくないが、「工業簿記」を冠する書籍が「管理会計」の内容に深く踏み込むことは多いとはいえない。また、「管理会計」を冠する書籍でも「原価計算」の内容を深くは扱わないことが多いように思われるし、「工業簿記」については全く言及がないこともある。

しかしながら、これらのいずれの領域においても、仕訳の存在（簿記の技術・原理）が前提とされていることが少なくなく、原価計算・管理会計へのつながり、もしくは原価計算・管理会計からのつながりを意識して議論されることは少なくない。例えば、本支店間における商品売買での内部利益や振替価格は、支店独立会計制度に基づく業績管理の目的で設定される。経済取引のよりの確な理解のためには、これらの領域における相互の関係性を理解することが有用である。ところが、三者の関係だけでなく、学会における「工業簿記」自体のプレゼンスも近年薄れてきているように思われる。学会の動向を見ても、日本簿記学会では工業簿記を専門とする会員が少ないように見受けられ、日本原価計算研究学会や日本管理会計学会においても、それぞれ原価計算を専門とする会員が多いとは言えない状況である。日本会計研究学会における工業簿記、原価計算、管理会計を専門とする会員数も明らかではない。

このような問題意識を踏まえ、本稿では次の研究課題（Research Questions: RQ）を設定する。第一に、検定試験・資格試験や税理士試験免除（修士論文指導）と密接に関連する「原価計算」の範疇は、具体的にどこからどこまでを含むのか。第二に、原価計算と管理会計の境界線はどこに引かれるべきなのか。第三に、簿記検定における科目の名称には、「工業簿記」「原価計算」とするのか、「原価計算」あるいは「管理会計」を用いるべきなのか、といった点である。これらの RQ に対し、先行研究の検討を通じて回答を模索し、最終的に日本簿記学会簿記実務研究部会へのインプリケーションを提示することを本稿の目的とする。

2 先行研究の検討

2.1 分析フレームワーク

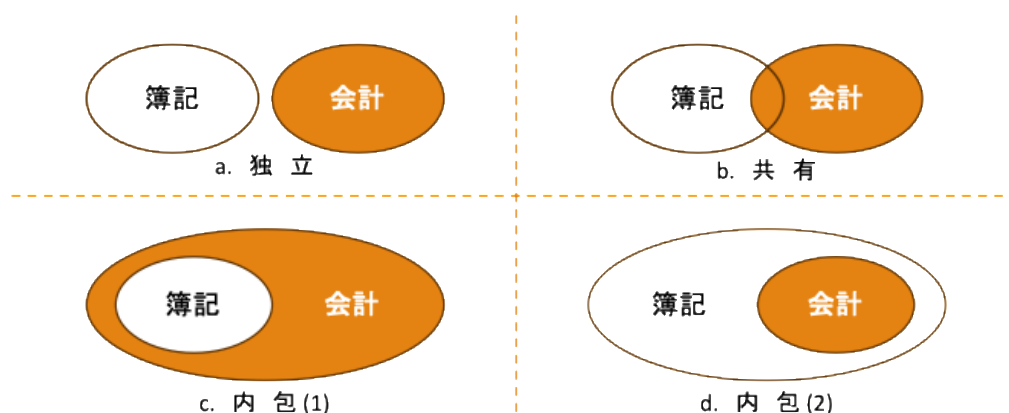
本項では、原価計算と管理会計の境界線を考察するにあたり、先行研究の議論を参考に、本稿の分析フレームワークを構築する。

まず、平野・吉田（2024）は、連結財務諸表の作成を素材として、簿記と会計の境界（関

その方が原価計算の講義においては「原価数値の分類、集計過程としての原価計算手続きを、むしろ明瞭に、理解せしめうるのではないかと私考しているからである」（序 2）という。一方で、日本商工会議所主催簿記検定試験用のテキストである『検定簿記講義』の 1 級は、2013 年の全面改訂により、工業簿記と原価計算の全体の体系がよりスムーズに理解できるように 1 級工業簿記および 1 級原価計算の内容を『検定簿記講義／1 級工業簿記・原価計算』の上下巻に再編成して刊行されている。

係) のあり方を検討している (図表 5-1)。

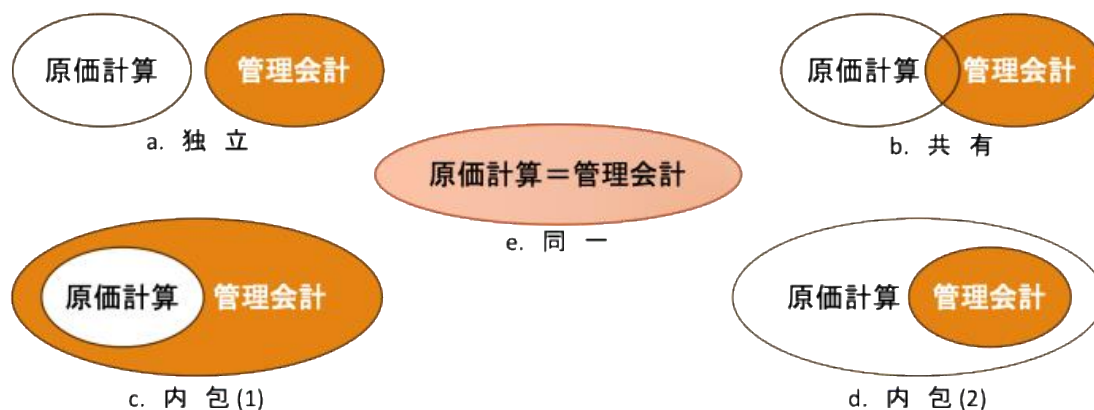
図表 5-1 平野・吉田 (2024) によるベン図



(出典) 平野・吉田 (2024, 21 頁)。

本稿においても、原価計算と管理会計の境界を検討するにあたり、平野・吉田 (2024) の分析フレームワークを援用することにより、a.~e. のベン図を提示したい (図表 5-2)。なお、本稿では、後述の岡本 (2000) の書籍名にも見られるように「e. 原価計算＝管理会計」という区分も加えている。

図表 5-2 原価計算と管理会計の関係



(出典) 筆者作成。

図表 5-2 におけるベン図を分析フレームワークとして設定することは、各概念を検討する上で大変有用である。本稿においても、本分析フレームワークに照らしつつ、検定試験等や先行研究における「工業簿記」「原価計算」「管理会計」の関係性を検討することとする。

2.2 主要検定試験における原価計算と管理会計

原価計算と管理会計の関係性を考察するにあたり、まずは、加藤部会長の問題意識の出自となった主要検定試験における現状を確認してみたい。わが国における簿記会計にかかる代表的な検定試験として、日本商工会議所、全国経理教育協会、および全国商業高等学校協会によって主催されているものを取り上げる。各検定試験における出題範囲・内容・科目名称については、図表 5-3 のように示すことができる。

図表 5-3 検定試験における出題範囲・内容・科目名称

主催	日本商工会議所	全国経理教育協会	全国商業高等学校協会
名称	簿記検定試験	簿記能力検定試験	簿記実務検定試験
級	1級、2級、3級、簿記初級、 原価計算初級	上級、1級、2級、3級	1級、2級、3級
範囲 内容 科目	<1級> ・商業簿記・会計学 ・工業簿記・原価計算 <2級> ・商業簿記 ・工業簿記 <原価計算初級>	<上級> ・商業簿記/財務会計 ・原価計算/管理会計 <1級> ・商業簿記・財務会計 ・原価計算・管理会計 <2級> ・商業簿記 ・工業簿記(製造業簿記入門)	<1級> ・会計 ・原価計算 ※「平成11年学習指導要領 において、「工業簿記」か ら「原価計算」に名称変 更した」(薄井・中島 2015)

(出典) 筆者作成。

日本商工会議所における簿記検定試験では、出題範囲・内容・科目名称を明確に工業簿記・原価計算と示している。全国経理教育協会の簿記能力検定試験では、科目名称が、例えば上級においては「原価計算/管理会計」、1級においては「原価計算・管理会計」としている。簿記の検定試験でありながら「工業簿記」が冠されていない。しかし、全国経理教育協会の簿記能力検定試験における出題範囲表を確認すると、日本商工会議所における簿記検定試験と大きく変わるところは見受けられず、両検定試験間で「工業簿記」「原価計算」「管理会計」の用語の使用法に関する不一致が存在するといえる。さらに、全国商業高等学校協会の簿記実務検定試験では、科目名称を「平成11年学習指導要領において、「工業簿記」から「原価計算」に名称変更した」(薄井・中島 2015)という。

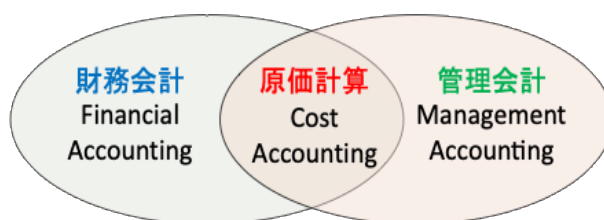
近年では「(工業) 簿記」それ自体を強調する傾向は非常に薄まってきているようである。日本簿記学会においても工業簿記・原価計算を専攻する会員は非常に少ないように見えるだけでなく、工業簿記を冠するテキストの出版も少ないようである²。

² 中央経済社からは日本商工会議所主催簿記検定試験用のテキストである『検定簿記講義』が1級から3級まで、毎年、各年度版として更新されている。

2.3 原価計算と管理会計における先行研究

管理会計・原価計算における一般的なテキストの 1 つに、Horngren 教授の著作をあげることができる。例えば、Horngren and Foster (1991) は、財務会計 (Financial Accounting) ・管理会計 (Management Accounting) ・原価計算 (Cost Accounting) の区分について、原価計算を明確に定義できる可能性に言及しつつも、現代の原価計算は管理会計と同義で 사용되는ことが多いと指摘する。ただし、外部報告目的からの要請を満たすための原価計算も存在するため、原価計算は管理会計の一部であり、同時に財務会計の一部でもあると論じている (p.4)。興味深いことに、Horngren and Foster (1991) の著書名は、*Cost Accounting: A Managerial Emphasis 8th ed.* であるが、その内容は原価計算のみならず、管理会計領域のほぼ全てを網羅しており、図表 5-4 のような関係を提示している。

図表 5-4 原価計算と管理会計の関係



(出典) Horngren and Foster (1991, 4 頁)。

なお、岡本 (2000) においても、その内容は原価計算領域にとどまることなく、広く管理会計領域についても詳細に取り扱われている。六訂版となる岡本 (2000) では、五訂版に対して「第 11 章 企業予算-利益計画と利益統制」と「第 18 章 経営戦略の策定と遂行のための原価計算」という 2 つの章が追加された。とくに「この改訂版でもっとも力を入れて書いたのが、第 18 章である」(岡本 2000, 序 i) とされ、「経営戦略の本質を考察し、それに役立つ原価計算技法の内容を検討した」とされている。その内容は多岐に渡り、プロダクト・ポートフォリオ・マネジメント、原価企画、活動基準原価計算 (ABC)、バランスト・スコアカード、そして EVA® にまで言及されている。岡本 (2000) においても、Horngren and Foster (1991) と同じく、書名は『原価計算』としつつも、その内容は広く管理会計領域についても説明されている。

それでは、会計、財務会計、管理会計の関係については、どのように理解すれば良いのだろうか。1958 年管理会計委員会報告書 (AAA 1958) が次のように重要な示唆を与えている。

「歴史の示すところによると、会計は発生当時や初期の発展過程においては、もっぱら経営管理に志向しており、(中略)、会計が外部の要請よりも経営管理者の内部的必要性を満足させることを目的として発展したものであることが示されている。」(邦訳 147)

「外部の要因が、内部的な経営管理者の使用に供するという当初の目的にとって代わったわけではなかったが、内部目的を遮蔽するにいたったので、管理会計は、近代的な経営管理者のますます増大する必要性を満足させうる程十分には進歩しなかった。」（邦訳 148）

同様に、廣本（1993）も次のように指摘している：

「なぜ単に会計の管理機能に着目するだけでは管理会計の成立を論じるのが困難であったのかといえば、それは、同じ会計制度がしばしば同時に管理機能と財務報告機能を果たしているからであった。」（廣本 1993, 22 頁）

「財務会計と管理会計の対比の本質は、会計を行う観点、会計システムを設計する観点の対比にある。企業外部者の観点ではなく、企業内部の経営管理者の観点を強調するところに、管理会計の意義がある。すなわち、外部者の情報要求に基づいて行われるのではなく、内部の経営管理者の情報要求に基づいて、自主的に行われる会計が管理会計である」（廣本 1993, 24-25 頁）

これらの先行研究を踏まえると、会計、財務会計、管理会計は、それぞれの機能と、アカウンタビリティ・情報ニーズにおいて相違が見られることがわかる。この点については、Horngren (1962) が原価情報に対するニーズを次の三つに区分していることが示唆に富んでいる。第一に、主として外部利害関係者向けの財務数値の経常的報告（実績記録）。第二に、主として現在の業務の計画と統制のためのマネジャーへの経常的報告（実績記録および注意喚起）。第三に、主として長期経営計画および非経常的な意思決定のためのマネジメントへの臨時報告（問題解決）である。財務会計から独立して管理会計を理解するためには、たんなる会計情報の利用方法に留まるのではなく、未来計算や行動のモチベーションのための情報ニーズに応えることが必要であることは注意すべきである。

3 工業簿記と原価計算：原価計算の再考(1)

3.1 原価計算の意義と目的

原価計算は、目的意識を持った活動において原価財が投入（消費）される際に、原価発生額を把握し、その資源消費の結果である産出物（給付/アウトプット）に関連付けて把握する。すなわち、原価計算は「原価と給付の比較計算」であり、「原価を給付に集計する」システムであると言える。換言すれば、原価計算の本質は「コストと収益（および便益）との対比」にある。

製品に原価を集計する製品原価計算はその一例であるが、原価計算の目的は、単に製品の

単位原価を計算することにとどまらない。廣本・挽（2015）は、「製品の単位原価は、財務諸表を作成するためにも、製品の販売価格ないし受注価格を決定するためにも必要である。（中略）。原価計算は原価管理のためにも必要である。事業セグメントの収益性を測定するためにも、また投資プロジェクトの収益性を測定するためにも必要である。原価を管理するためには、製品別に原価を計算するだけでなく、部門別や営業所別に計算することが必要となる」（廣本・挽 2015, 3 頁）と指摘している³。

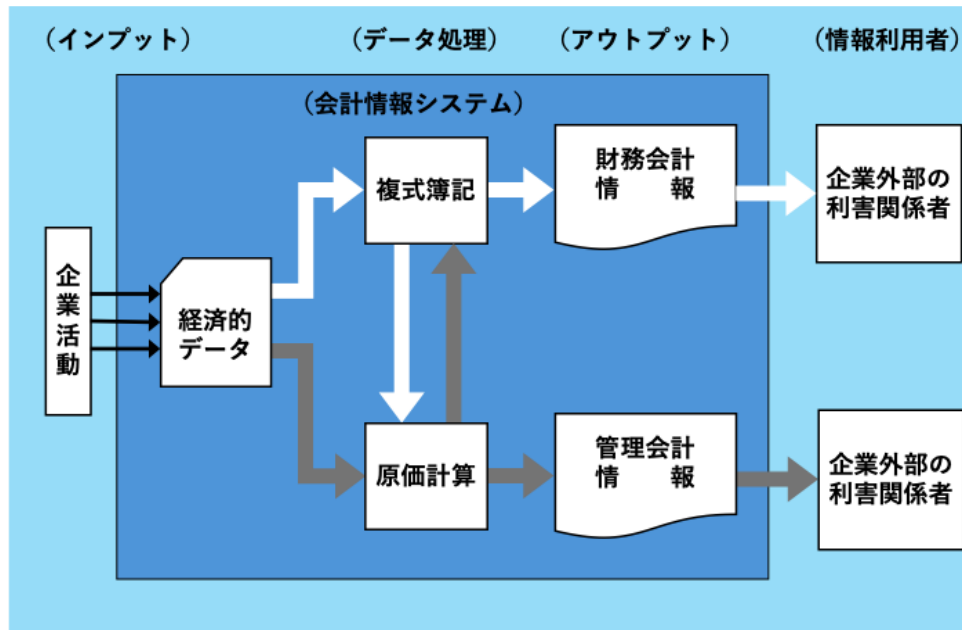
原価とは目的意識を持った活動の下で生じる資源犠牲であるから、原価計算においては、①どのような因果関係が存在しているのか、②目的達成のために必要なコストは何か、無駄なコストは何か、③目的達成のためにいかなる活動が必要であり、それらの活動遂行のためにどれだけの資源犠牲が必要になるのか、といった課題が意識される必要がある。これらの点は、製造企業に限定して議論する必要は全くないことは言うまでもない。

3.2 会計情報システムと原価計算制度・完全工業簿記

会計は情報システムであるという視点によれば、会計システムは、利害関係者の情報ニーズに応じた適切な情報を提供しなければならない。会計情報システムの本質的な意義は、「現金」→「原価財」→「製品」→「売掛金」→「現金」という貨幣資本の循環運動ないしプロセスを映し出すことにある。そのため、貨幣資本の収支計算あるいは利益計算と結びついている。廣本（1993）は、「会計の本質を記録・計算のシステムないし測定システムという観点から吟味するならば、その本質的要素には、その測定が企業資本（財産、資源）の変動を対象とするという点に加えて、その測定は原因と結果を対照して行うという点が追加されるだろう」（廣本 1993, 29 頁）と述べている。したがって、会計情報システムにおける複式簿記と原価計算の関係が図表 5-5 のように提示されている。

³ 「原価計算基準」1 では、原価計算の目的を 5 つ挙げている。すなわち、①財務諸表作成のための真実の原価を集計、②価格計算、③原価管理、④予算管理、および⑤経営の基本計画を設定への役立ちである。

図表 5-5 会計情報システムからみた複式簿記と原価計算



(出典) 岡本ほか (2008, 4 頁)。

廣本・挽 (2015) によると、「企業の日々の活動は、複式簿記によって記録・計算されているが、その複式簿記と有機的に結合して行われるのが原価計算制度である」(廣本・挽 2015, 88 頁) とされ、原価計算と有機的に結合した工業簿記を完全工業簿記という。原価計算と工業簿記の関係は次のように説明されている。

「会計情報システムの歴史を振り返れば、原価計算制度は工業簿記の側から要請されて登場したといえる。工業簿記が原価計算なしでは、原価管理や価格決定など、経営管理に役立つ情報提供できなかったという事情があり、さらにその後、外部公表財務諸表作成のために客観的で監査可能な棚卸資産価額を算定するという観点からも、原価計算が必要とされたのである。」(廣本・挽 2015, 88 頁)

完全工業簿記では、製造活動における資源の投入 (消費)・利用された経済的資源が認識され、製造活動における個々の取引が計算・記録される。逆に、商的工業簿記 (不完全工業簿記) は、そのような計算・記録は行われず、いわば棚卸計算法に基づく工業簿記の方法であるといえる。つまり、完全工業簿記は、「原価計算数値が複式簿記機構に組み込まれ、原価計算により提供される内訳記録と複式簿記により提供される合計記録とが有機的に結合される」(廣本 1999, 15 頁) のである。

工業簿記においては、通常、資産勘定ないし原価に関する勘定の中に、製造活動を計算・記録するための特有の勘定が多く見られる。資産勘定では、材料、仕掛品 (製造)、製品、機械などを挙げることができるし、原価に関する勘定では、材料費、労務費、製造間接費、部

門費などを挙げることができる（廣本 1999, 27 頁）。ただし、これらの勘定科目は、原価計算を行う場合にだけ必要となる勘定ということではないことには注意してよい。商的工業簿記においても同様の勘定科目が使用されることになる。

3.3 原価計算制度の生成

前述の通り、工業簿記は、原価計算によって算出された原価数値を複式簿記機構（一般会計システム）に組み込むか否かによって、完全工業簿記と商的工業簿記（不完全工業簿記）に区分される。一般会計システムと有機的に結合した原価計算システムが原価計算制度である。この工業簿記と原価計算の有機的な結合によって、原価計算は、原価情報の信頼性を高め、アカウンタビリティ（accountability）と結びついた計算制度となる。具体的には、検証可能で客観的な数値となり、原価情報の信頼性（reliability）が高まる。また、会計責任（accountability）と結びついた計算制度となると、企業資本の運動過程の全体マップが与えられる。

実は、Littleton(1933)は、原価計算の生成期（生成の要件の 1 つ）を商的工業簿記と完全工業簿記との関係に求めている（片岡 2011）。Littleton(1933)の次の指摘は興味深い。

「十九世紀の原価会計には、その最良のものといえども、ある種の欠陥があったことは、当時の工場経営そのものがまだ草創の域を抜けきらなかった関係上、やむをえないところである。...直接原価を記録に計上することについては、十九世紀に相当の主張を見たが、間接費にいたってはほとんど注意をひかなかった。原料と労銀を特定の生産物或いは作業に正しく割り当てること、ならびに、原料の恒常残高を原料勘定に維持することについては、商業簿記がこれまでまったく知らなかった多くの記録と詳細なる分析とを必要としたのであった。かかる要請に応ずるべき「簿記機構」を発展せしめることは、それだけでも、けっして小さな仕事ではなかった。さらに、これらの原価諸記録を元帳勘定にむすびつけて、原料勘定と原料元帳とを照合させ、直接原価勘定と直接原価元帳とを照合させ、同時に原料と直接原価を支出と結合させたことは、まことに羨ましいほどの創造的業績であった。実に、原価会計の形成は複式記入原則にもとづく簿記の創造にも比肩しうべき偉大な功績なりといっても決して過言ではない。」（Littleton1933；邦訳，486-487）

つまり、財務記録と原価記録とは有機的に結合しており、「原価計算の計算結果である原価記録は補助元帳に記録されると同時に、複式簿記（工業簿記）の計算結果である財務記録は統制勘定に記録される。そこでは、統制勘定には原価の総額（原価記録の合計額）が記録されるが、補助元帳にはその内訳が記録されているという関係で、原価記録と財務記録とが有

機的に結合されていることが求められる」(廣本・挽 2015, 91 頁)と説明されている⁴。工業簿記では、内部活動によって生じる取引を計算・記録するための勘定科目が多く用いられるほか、製造活動における進行に伴って勘定間の振替記入が頻繁に生じることや、内部活動の記録・計算のため補助簿や計算表が多用され、補助元帳を統制する統制勘定が多く用いられるなどの特徴がある(廣本 1996, 6 頁)。

そこで、より良い原価計算の実施について、廣本(1996)は「すべての大企業は、工業簿記と原価計算は有機的に結合されて実施されている。両者を理解しなければ、どちらも十分に理解しえない」(廣本 1996, 9 頁)とし、さらに「工業簿記を適切に行うためには、原価計算が必要である。工業簿記のテキストであれば、この点は必ず指摘されているが、その説明は必ずしも十分ではないように思われる。すなわち、原価計算の役割は財務諸表を作成するために製品原価情報を計算することにとどまらないからである。原価計算といっても、公表財務諸表を作成するために制度的に要求されている情報を提供するだけのものもあれば、経営管理者の多様な情報要求を満たすために改善されたものもあり、その内容は多様なのである。そして、その大きな役割期待に応えるべく原価計算は絶えず発展を続けてきたし、現在でも発展し続けている。より良い工業簿記のシステムを設計するためには、より良い原価計算を前提とした設計を行う必要がある」(廣本 1999, 328-329 頁)と指摘する。また、廣本・挽(2015, 14 頁)は、「原価計算は、財務会計のために過去情報を扱う必要が生じるが、同時に、管理会計のために、その中で未来情報を提供することが求められることになる」と述べている。これらの指摘からは、非常に重要な示唆を得られる。すなわち、原価計算制度はもちろんのこと、未来計算を行う特殊原価調査を理解することが工業簿記を理解するために重要であるということである⁵。

⁴ 原価計算と財務会計の関係について、番場(1963, 15)は、「原価会計(原価計算)を財務会計との関連において考察すれば、原価会計は財務会計から素材として必要な数字資料(広義の支出原価)を受け取り、これに加工を施す。そして素材を製品化する(比喩的な意味で)。製品化された数字資料(手持材料原価、仕掛品原価、手持製品原価、売上原価など)は財務会計にとっても必要な数字資料であるので、これを財務会計に引き渡すのである。従って、原価会計は財務会計に奉仕する関係にある。しかし同時に原価会計は独自の有用性をもっている。というのは原価会計の手元には、財務会計の報告書に表示されない明細数字(部門別原価数字、製品単位当り原価数字、オーダー別原価数字、原価差異数字など)が残され、これらが財務諸表数字の利用とは別個に利用されうるからである。原価会計によって生み出される会計数字で財務会計報告によって伝達されるのは、売上原価・期末材料原価・期末仕掛品原価・期末製品原価などの総括数字および売上原価の明細・製品製造原価の明細である。売上原価明細および製品製造原価明細が財務諸表の一部として公表されるといっても、それはきわめて限られた程度における明細である。原価の明細数字は財務会計報告としてではなく、原価報告として別途に伝達される」と指摘している。

⁵ 広義の原価計算には、原価計算制度以外にも特殊原価調査が含まれる。特殊原価調査とは、「財務会計機構のらち外において随時断片的に行なわれる原価の統計的、技術的計算ないし調査」であり、「経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊の原

ここで、原価計算の発展を顧みると、その目的は、時代とともに変化する社会的要請や、経営管理者からの新たな情報ニーズによって多様化してきた。そのため、原価計算も単なる計算技法としてではなく、隣接諸科学からの知見や先進的な実務も取り入れつつ、次々と生じる新たな経営課題に対処するべく進歩・発展してきた。そのため、原価の概念や原価計算を理解するためには、工業簿記では取り扱わないような「機会原価」の概念や未来計算を理解する必要がある⁶。

4 原価計算と管理会計：原価計算の再考(2)

4.1 管理会計とは

廣本（1993）によると、「管理会計の本質は会計である。経営管理ないし経営管理者に役立つ会計が、管理会計なのである」（廣本 1993, 23 頁）であり、また、「外部者への情報提供に関心を持つ職業会計士の観点と、企業内部の経営管理者に対する情報提供こそがその主たる責任である会計担当者の観点とは、前者が過去計算を重視し、後者が未来計算を重視することによって、大いに異なる」（廣本 1993, 65 頁）と指摘されている。管理会計の成立については、1919 年にシカゴ大学でコントローラー養成のための管理会計コースが開設され、「米国管理会計論は、1924 年に刊行された J.O.McKinsey の『Managerial Accounting』によって成立した」（廣本 1993, 424 頁）。この成立の背景には、「異なる目的には異なる原価」という伝統的管理会計の指導原理が存在する。すなわち、問題解決ないし方針決定目的には、期間損益計算目的に要求されるのとは異なる原価概念が必要であり、問題解決目的に要求される原価はその問題状況に依存して異なると考えられたのである。

4.2 原価計算・管理会計の目的と特徴

ここで、原価管理目的と利益管理目的に照らし、標準原価計算と直接原価計算について検討する。まず標準原価計算は科学的管理法を基礎に工夫されたものであるが、それは課業管理（テラー・システム）を会計機構に結びつける点に重要な意義があった。具体的には、あらかじめ労働者に対し、作業の達成標準を示し、この標準と実績とを突き合わせ、その差異分析を通じて作業能率を管理しようとした。これにより、経営者の管理重点を、標準の達

価たとえば差額原価、機会原価、付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定すること」である（「原価計算基準」2）。

⁶ 岡本（2000, 11）は、「原価とは、特定の目的を達成するために、犠牲にされる経済的資源の、貨幣による測定額をいう」と定義し、測定の方法により、支出原価と機会原価に分けることができるとしている。機会原価は、犠牲にされる経済的資源を、他の代替的用途に振り向けたならば得られたはずの最大の利益額、すなわち最大の逸失利益額で測定した原価であり、通常、意思決定会計において用いられる。つまり、機会原価は特殊原価調査において利用される。

成に失敗した部分のみに集中させるという、例外管理（management by exception）が促された。これは、実際原価計算における原価管理上の欠陥への対処、PDCA サイクルの推進、責任会計の確立、業績目標達成へのモチベーション向上に寄与していた。

直接原価計算もまた、原価管理と利益管理に貢献する。直接原価計算の主な目的は四つ挙げられる。第一に、経営者に理解しやすい損益計算を行うことである。これは、全部原価計算におけるミスマッチング（mismatching：経営者の肌感覚に合わないこと）やミスリーディング（misleading：過剰生産のインセンティブ）への対処となる。第二に、CVP 分析に必要な情報を提供すること。第三に、セグメント別収益性分析に役立つ情報を提供すること。第四に、販売価格決定に有用な情報を提供することである。これらの点を考慮すると、管理会計には、①より適切な意思決定を導くための正確な情報提供のニーズと同時に、②従業員の行動をモチベートする情報の提供が求められていることに留意する必要がある。

動機づけ・モチベート・行動科学は、管理会計における影響機能として説明され得る。AAA（1955）は「動機づけ、すなわち、事前的な管理における役割を強調したことが注目される」（廣本 1993, 269 頁）とし、また「動機づけ目的をコントロールの主要な目的であると論じることによって、動機づけ目的が管理会計システムの設計における主要な考慮事項であることを全面に押し出した」（廣本 1993, 354 頁）と指摘する。「行動会計研究は、その方法論的特徴を別にすれば、会計システムが人間によって、あるいは、人間組織の中で利用されるものであるという認識を前提とするものであり、その研究上の関心は、会計システムが組織内でいかに機能しているか、人間行動にいかなる影響を及ぼしているかという問題に関係している」（廣本 1993, 353-354 頁）。これが戦略と結びついて説明されるとき、従業員の行動をモチベートするようなマネジメント・コントロール・システム（MCS）設計思想である「影響システム」（Hiromoto 1988; Hiromoto 1991）として機能することになる⁷。

一方で、意思決定目的においては、未来情報の導入、すなわち未来計算が重要となる。同じ会計記録が財務諸表作成にも経営管理目的にも役立つというだけであれば、必ずしも内部の情報利用者のための会計を扱う新しい会計コースを設置する必要はなかった。しかしながら、「McKinsey の管理会計コースはそうではなかった。それを必要とするだけの理由があった」（廣本 1993, 65 頁）のである。つまり、「異なる目的には異なる原価」という指導原理のもとで、例えば遊休生産能力の有効利用のためには、未来原価である差額原価が必要であることが提示されたのである。利益計算の主要な機能と目的を改めて見ると、財務会計の立場からは「利益配分」が重視され、客観性、検証可能性を重視し、主として過去情報を中心となるのに対し、管理会計の立場からは「利益獲得」が重視され、レリバンス（目的適合性）、

⁷ Hiromoto(1988)は、日本企業が長期的な製品戦略と合致して行動するように従業員を動機づけるために会計システムを利用している脈絡で「影響システム」について説明した。戦略と会計とを密接にリンクさせていた点が、伝統的な影響機能との相違点であった。

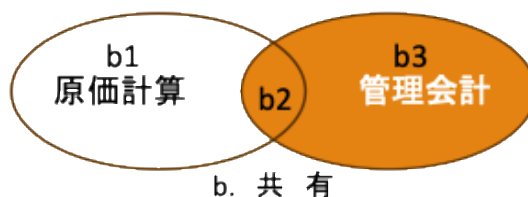
意思決定や計画のための未来情報が重視される。

さらに、戦略策定・遂行目的においては、経営環境の変化と MCS の関係が重要となる。企業環境は激変し続けており、その変化に応じて原価計算も大きく変貌している。企業が持続的競争優位を確保するために役立つ原価計算手法や戦略的コスト・マネジメントの手法が次々と登場してきた。例えば、原価企画、ABC、品質原価計算、ライフサイクル・コスト・エンジニアリングなどである。戦略的な要素を組み込むこと、また、非財務情報や物量情報を活用することがより重要になった（片岡 2025a）。このような流れの中で、Anthony (1965) の伝統的な MCS から新しい MCS 論が登場し、戦略との統合が強調された影響システム (Hiromoto 1988; Hiromoto 1991)、バランス・スコアカード (Kaplan and Norton 1991)、マネジメント・コントロール・パッケージ論 (Simons 1995 ; Malmi and Brown 2008)、アメーバ経営 (稲盛 2008) などが提唱されている。

4.3 原価計算と管理会計の関係

以上の議論を踏まえ、各種の目的と原価計算・管理会計の関係を整理すると、図表 5-2 における「b.共有」において、(b1) (b2) (b3) に区分することができる（図表 5-6）。

図表 5-6 原価計算と管理会計の関係



（出典）筆者作成。

指導原理「異なる目的には異なる原価」を踏まえ、(b1)における原価計算は、財務諸表作成のためにのみ役立つことが想定され、財務会計目的に特化し、いずれの管理会計目的にも適切ではない。(b2)は原価計算と管理会計の共通領域といえるが、特殊原価調査のほか、「原価計算基準」にみられるような財務諸表作成目的、原価管理目的、利益管理目的にも役立つことが想定され、また戦略的コスト・マネジメントも含めるべきであろう。(b1) + (b2)が原価計算領域を示している。(b3)は管理会計プロパー（原価計算の範囲を超えている部分）の領域であり、MCS (MCS パッケージを含む)・BSC、動機づけ・影響機能などを含む。そのように理解すると、(b2) + (b3)による管理会計領域を特徴づけるものとして、未来計算、機会原価、資本コスト、MCSにみる動機づけ機能・影響機能、MCSの設計思想などを含むことなどを挙げるができる。

5 考察とまとめ

本稿では、先行研究の検討を通じて、工業簿記、原価計算、管理会計という三つの領域の関係性について検討してきた。本節では、冒頭で提示した研究課題（RQ）に対する考察を行い、本部会へのインプリケーションを提示する。

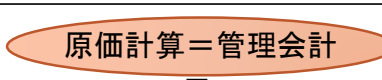
まず、RQの一つ目については、図表 5-6 における管理会計プロパー部分（b3）を除いた範囲こそが、資格試験、日本商工会議所の簿記検定試験、税理士試験免除（修士論文）等における「原価計算」の範疇と捉えることができると考えられる。

次に、RQの二つ目については、図表 5-6 に照らすと、共通領域である（b2）の取り扱いにもよるが、もし原価計算のテキストであれば（b1+b2）を取り上げるべきであろう。同様に、管理会計のテキストであれば、内部の利害関係者へ向けての情報ニーズに応えるべく（b2+b3）を取り上げることが妥当であろう。とくに工業簿記の知識を習得し活用するためには、少なくとも（b1+b2）で説明できる原価計算の領域を理解することが求められる。この点、CPA 試験の出題範囲や、日本商工会議所簿記検定試験の出題範囲は、非常に明確であるといえる。

そして、RQの三つ目については、検定の名称との関係を再考する余地があると考えられる。全国経理教育協会（全経）における出題範囲は、本稿における原価計算（b1+b2）に見える。一方、管理会計プロパー部分（b3）の取り扱いについては明確ではない。とりわけ、（b3）を特徴づけるものの1つには、MCS にみる動機づけ機能・影響機能が含まれることは重要である。管理会計プロパー部分（b3）の取り扱いを科目名称と照らし合わせて検討することが不可欠であろう。なお、全国商業高等学校協会（全商）の簿記検定は文部科学省の指導要領に合わせたはずであるが中途半端であり、全経の簿記能力検定は全商の簿記実務検定に合わせた可能性がある。

したがって、原価計算と管理会計の関係性を図表 5-7 のように整理することができる。

図表 5-7 原価計算と管理会計の関係

 a. 独立	• ほとんど見受けられない • 全経(科目名称)?
 b. 共有	• 通説、「原価計算基準」、CPA試験(出題範囲) • 日商、税理士試験免除(修士論文) • 全経・全商(出題範囲)には管理会計プロパーはない?
 c. 内包(1)	• CPA試験(科目名) • 全経、全商
 d. 内包(2)	• Horgren and Foster (1991)の書名(MCSなども含まれている) • 岡本(2000)書名(MCSなども含まれている)
 e. 同一	• Horgren and Foster (1991)、岡本(2000)の射程 • JCAAにおいても研究報告の大部分は管理会計であり、原価計算を専門とする会員は少ない

(出典) 筆者作成。

以上の考察を踏まえ、簿記（とくに工業簿記）における教育と実務へのインプリケーションを提示したい。

まず、教育においては、会計教育の脈絡において、原価計算と管理会計を科目として区分することは有用であると考えられる。しかし、これは研究者・教育者側の都合であり、必ずしも会計実務を反映しているわけではない点に留意する必要がある。したがって、安易に名称を「工業簿記」から「原価計算」に置き換えるだけの変更などには意味がなく、むしろ「簿記≠財務会計」という誤解を与える可能性がある。会計目的と照らして簿記を理解するとき、簿記は財務会計のみに資するのではなく、会計の諸目的に資するのであり、アカウンタビリティとも結びつけて議論することが有用であろう。

さらに、実務においては、キャリアアップ・資格取得・検定試験のためには、原価計算と管理会計を区分することは一定の有用性がある。しかし、企業内の会計担当者の実務の観点からは、両者の区分を強調することには弊害がある可能性がある。1件1件の取引はそれぞれの現場レベルで生じている。個別の取引ごとに適切に計算・記帳し、それを集計し集約しなければ、精度の高い(信頼性の高い)財務諸表を作成できない。「首尾一貫性」(山邊 1958)や、簿記システムを通じた「情報ニーズの連鎖」「アカウンタビリティの連鎖」(片岡 2021)を考えることは、会計としての簿記を理解する上で非常に重要であるからである。また、税理士業務においては、「原価計算」「管理会計」を十分に理解していない実務家が多い現状があり、顧客の仕事の多様性に対応できず、経営支援が十分に行えていない可能性がある(片岡 2025b)。

検定試験等における工業簿記・原価計算・管理会計の関係性、さらには財務会計と監査も

含めた会計学全体の中での相互の関係性について改めて再考し、コンセンサスを形成することが望ましい。

【参考文献】

- American Accounting Association, (1958), *Report of the 1958 Committee on Management Accounting*, American Accounting Association.
- Anthony, R.N. (1965) *Planning and Control Systems: A Framework for Analysis*. Boston: Division of Research, Graduate School of Business Administration, Harvard University.
- Hiromoto, T., (1988), “Another Hidden Edge – Japanese Management Accounting,” *Harvard Business Review*, July-August, pp.22-26.
- Hiromoto, T., (1991), “Restoring the Relevance of Management Accounting,” *Journal of Management Accounting Research* 3, Fall, pp.1-15.
- Hornigren, C.T., (1962), “Choosing Accounting Practice for Reporting to Management,” *NAA Bulletin*, Vol.44 No.1 (September) , pp.3-15.
- Hornigren, C.T., and G. Foster, (1991), *Cost Accounting: A Managerial Emphasis 7thed.*, Prentice-Hall. .
- Kaplan, R.S. and Norton, D.P. (1996) , *The Balanced Scorecard : Translating Strategy into Action*. Harvard Business School Press.
- Littleton, A.C., (1933), *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing. (片野一郎訳(1952)『リトルトン会計学発達史』同文館)
- Malmi, T. and D.A. Brown, (2008) “Management control systems as a package—Opportunities, challenges and research directions,” *Management Accounting Research*, 19(4): 287-300.
- Simons, R. (1994), *Levers of Control: How Managers Use Innovative Control Systems to Drive Strategic Renewal*, Harvard Business Review Press.
- 稲盛和夫.2008.『アメーバ経営：ひとりひとりの社員が主役』日本経済新聞出版。
- 薄井浩信・中島洋行.2015.「工業簿記，原価計算および管理会計の関係に関する一考察：平成11年学習指導要領と平成21年学習指導要領の比較検討を中心として」『作大論集』5: 273-293 頁。
- 岡本清.2000.『原価計算 六訂版』国元書房。
- 岡本清・廣本敏郎・尾畑裕・挽文子 (2008)『管理会計 第2版』中央経済社。
- 片岡洋人.2011.『製品原価計算論』森山書店。
- 片岡洋人.2021.「原価報告の現代的意義」『会計論叢』16: 3-22 頁。

- 片岡洋人.2025a.「社会変革と次世代の原価計算」『會計』 207(2): 14-28 頁。
- 片岡洋人.2025b.「会計プロフェッションにおけるレベニュー・マネジメントの探索的研究－
税理士顧問報酬を中心に－」『産業経理』 85(1): 48-59 頁。
- 平野智久・吉田智也.2024.「簿記と会計との境界：連結財務諸表の作成は、簿記か会計か？」
『日本簿記学会年報』 39: 21-22 頁。
- 廣本敏郎.1993.『米国管理会計論発達史』 森山書店。
- 廣本敏郎.1996.『工業簿記の基礎』 税務経理協会。
- 廣本敏郎.1999.『新版 工業簿記の基礎』 税務経理協会。
- 廣本敏郎・挽文子.2015.『原価計算論 第3版』 中央経済社。
- 番場嘉一郎.1963.『原価計算論』 中央経済社。
- 山邊六郎.1958.『最新原価計算精説』 白桃書房。

第 2 部

検定簿記と会計実務の比較に関する報告

第6章 業種別会計の実務書を利用した会計実務と簿記教育の比較

村橋秀一（公認会計士）

【論文要旨】

「簿記教育」と「会計実務」の差異に関する分析は、多くの場合、個別論点毎に実施されており、また、「簿記教育」および「会計実務」（ないし簿記実務）の定義が不明瞭なまま分析が進んでいる。本稿では、「簿記教育」を「日本商工会議所および各地商工会議所が主催する簿記検定試験の出題範囲」と定義し、「会計実務」を「会計実務書で紹介されている内容」と定義したうえで、両者を比較可能な形に落とし込み、差異の明確化ができないかを試みた。具体的には、本稿では会計実務を「監査法人が出版する業種別会計に関する一連の書籍シリーズの集合体」と仮定することで、会計実務の定義化、検証可能性を確保した。この定義化した業種別の会計実務を簿記教育で教えられている論点毎に集計し、業種別の出現頻度を分析することで、簿記教育と会計実務との差異を明確化する試みを行った。

その結果、特に契約資産・契約負債、代価未確定取引・収益費用の概算計上、リベート・ロイヤリティの論点について簿記教育での取り扱いが不足している懸念があるとの示唆が得られた。

【キーワード】

簿記教育， 検定簿記， 会計実務， 会計実務書， 業種別会計

1 はじめに

「簿記教育」と「会計実務」の間に差異があることは一般論としてよく語られるものの、両者の間の差異が具体的に何なのか明確となっていない。簿記教育の代表的な例として日本商工会議所および各地商工会議所が主催する簿記検定試験（以下、日商簿記検定と呼ぶ。）があげられるが、日本商工会議所（2015，1頁）は「一般的な企業における近年のビジネススタイルや会計実務の動向を正面から直視することによって、検定試験がより昨今の企業活動や会計実務に即した実践的なものとなる」として、個別論点毎に日商簿記検定と会計実務との間の差異を検討している。しかし、日本商工会議所がどのように会計実務の動向を把握しているのか、そもそも何ををもって会計実務としているのか、その調査結果がどうだったのか

は明確には開示されておらず、簿記教育と会計実務の間にある差異が全体像として何なのかは不明瞭である。

河合（2017）が「現代企業の経済事象を拠り所とする会計実務と従来型日商簿記検定との乖離は学会等で指摘されており、日商簿記検定試験 2 級の合格者であっても、会計実務ではあまり役立たないとの評価が浸透しつつあった。」と指摘している通り、学会等においても日商簿記をはじめとする簿記教育と会計実務との間に差異が存在するとの認識は研究者の間でも共通認識となっているが、その差異は明確化されていない。本稿では、その背景は特に会計実務の定義が明確化されておらず比較可能な形に落とし込まれていないためではないかと仮定し、その定義化および比較分析を試みている。

本稿では、「会計実務」を「会計実務書で紹介されている内容」と定義し、さらに「会計実務書で紹介されている内容」を「監査法人が出版する業種別会計に関する実務書シリーズの集合体」と定義することとした。このように定義化された会計実務を、簿記教育である日商簿記検定の出題範囲にある論点毎に集計し、業種別の出現頻度を分析することで、両者の間にどのような差があるかを可視化する。

2 先行研究の検討

2.1 簿記教育の定義化

簿記教育の議論は、教育現場における議論と検定簿記に関する議論があり、本稿での分析対象としてどちらを採用するかが問題となる。商業高校をはじめとした高校教育現場における簿記を簿記教育の定義として採用する場合は、学習指導要領の内容を基準にすることになり、検定簿記をその定義として採用する場合は、日商簿記、全経簿記、全商簿記のいずれかの出題範囲を基準とすることになる。

ここで教育現場における簿記について、粕谷（2018, 102-103 頁）は、「2008 年の指導要領解説が、日商簿記検定受験に適した内容であることは、第 30 回の全国大会（神戸大学）で報告したとおりである」、「2008 年の指導要領解説が他の改定時よりも、日商検定の出題区分表にある多くの項目に重なっている事実は指摘しておきたい」との指摘を行っている。

日商検定は学習指導要領とも重なっている部分が多いという粕谷（2018）の指摘や、多くの企業で取得が推奨されているのは日商簿記検定であること、大学の教養課程では多くの場合に日商簿記検定の取得を目指した指導が行われていること、全商簿記の出題内容は学習指導要領の範囲となっていること、を踏まえ本稿では「簿記教育」の定義として、「日商簿記検定での出題範囲」を採用した。ただし、日商簿記以外の検定簿記や学習指導要領の内容を「簿記教育」として定義したうえで「会計実務」と比較した場合、また異なる示唆や分析結果が得られる可能性もあることに留意する必要がある。

2.2 会計実務の定義化

2.2.1 企業の実態調査結果を会計実務と定義する方法

会計実務を把握しようとした試みは過去に様々に行われており、企業に質問票を送付する方法や、インタビューを直接行う方法が代表的である。櫻井（2022）や大城（1997）では企業に対して質問票を送付し、その質問票に対する回答をもって実務を把握しようとする試みが行われている。また、横山（1997）では、526社の企業を直接訪問し、担当者に面接して回答を得るインタビュー調査が行われた。ただし自身で直接訪問・インタビューするのではなく、会計事務所および監査法人に訪問を依頼し、約80名の会計士・税理士・職員が代理人としてインタビュー調査を行う方法が採用された。横山（1997, 74頁）は、この調査方法について「時間及び経費の節約を考慮した」としており、調査に際して、時間的・予算的な制約がある場合に有効な方法であると考えられる。この調査方法は、自らが直接企業担当者と面談・インタビューせずに代理人に実施依頼している点で本当に同じような条件・質問で回答を集められたのか、代理人によって回答の質にバラつきが出るのではないかと、という点で懸念が生じる。

この点、代理人として簿記・会計分野の職業的専門家を採用することで、回答の均質性を一定程度確保できたとの評価もできるが、他方で、インタビュー調査固有の問題として企業の回答担当者の職責や協力度に応じて回答内容が異なりうる点、インタビュー対象企業の業種による偏りの影響がある点は留意する必要がある。

本稿は、検定簿記で教えられている個別論点が、実務においてどの程度の頻度で現れているのか、検定簿記で教えられていない会計実務が何なのかを比較分析しようとしており、それをふまえて、質問票調査とインタビュー調査のどちらを採用するか、あるいはいずれも採用せずにその他の手法を採用するかを検討する。

まず、質問票調査は、あらかじめ選択肢が用意された質問票を送付し回答を求めることになるが、本件調査の目的をふまえると、自由回答を前提とした質問票の採用が必須となる。自由回答を前提にした場合、回答者に質問者側の意図を適切に伝える必要があるが、その実効性には疑問があり、本稿の調査として質問票調査を採用することは現実的ではないと判断した。

次に、仮にインタビュー調査を採用するならば、時間的・予算的な面での制約があるため、横山（1997）と同様に、代理人によるインタビューをまずは前提としたい。この点、①代理人によるインタビューを実施する場合は面談実施者によるバラつきを可能な限り排除する必要がある、②業種の偏りを排除するためサンプル企業数を業種毎に調整する必要がある、③監査法人や会計事務所に協力を依頼するのは情報の守秘性やガバナンスの観点で1996年当時と比べて2025年時点では現実的ではない、という問題があり、本稿の調査としてイン

タビュー調査を採用する手法も現実的でないと判断した。

以上より、質問票調査、インタビュー調査のどちらも採用しないとの判断となったため、以下でその他の手法の採用を検討する。

2.2.2 会計の実務書を会計実務と定義する方法

本稿の目的を達成するための調査方法として、質問票調査、インタビュー調査の代替となる調査方法を検討したところ、横山（1997）のインタビュー調査を応用して、会計実務書から会計実務を定義することが一案ではないかと考えた。

これは、一般に出版されている会計実務書の内容を会計実務として採用する考えであり、横山が監査法人や会計事務所が集めたインタビュー情報を集約して会計実務を定義したように、本稿では会計実務書の執筆者が集めた情報を集約することで会計実務を定義しようという考えである。ここで、簿記・会計実務書は世の中に無数に出版されており、どのような実務書を会計実務として定義することが妥当なのかが問題となる。また、横山（1997）の方法では監査法人や会計事務所という職業的専門家を間にはさむことで情報の妥当性を確保しようとしたところ、同様に実務書の内容の正確性や妥当性が確保できるのかも問題となる。

上記の懸念点を解消しつつ、会計実務を実務書から定義するため、

- ① 執筆者に信頼性がある
- ② 相当程度多くの企業や業界をサンプルとしていることが期待できる
- ③ 会計実務の幅広い業務内容をカバーしている

の3条件を満たす実務書を本稿での検討の対象とすることとした。

様々な実務書を確認したところ、実務書によって内容のバラつきが大きく内容やレベルに統一感がない点、実務書として出版されているながら検定簿記の内容や会計基準の内容を紹介しているだけの書籍がある点、実務書の多くは退職給付やストックオプションといった特定の論点に特化しており、全体を細かくカバーしている書籍がどれかを特定することが困難であるという問題が発見され、また、3条件を満たすか否かを客観的に判断する基準を設定することも困難である。

ここで、上場企業に限定すれば有価証券報告書の開示から、ある程度の内容を読み取るとは可能であり、それを実務と定義することも可能ではないかとの指摘もあると思われる。しかし、有価証券報告書からはどのような会計処理が行われたかを具体的に逆推定することは難しく、重要性の観点から開示が行われていない項目も多数あり、有価証券報告書の記載内容だけで判断することは難しいことをふまえ、企業の実態調査を実際に行う際に有価証券報告書を活用する方法は非採用とした。

2.2.3 業種別会計の実務書の集合を会計実務と定義する方法

小野（2021，i 頁）は、「入門的な簿記のテキストでは、あくまでも、典型的な業種（小売業・製造業）を前提として、簿記のエッセンスを教えているに過ぎず、簿記というツールを使えば、現場の実情に応じた、実にバリエーション豊かな情報を作り出すことができる」として、27 業種別の特有の会計処理を 1 冊の形にまとめることで全体性のある実務書とするアプローチを採用した。本書から、会計実務を定義するために必ずしも 1 冊の書籍を実務として採用する必要はなく、業種別会計の実務書を集め、その集合知を「会計実務」として定義することが可能であるという示唆が得られた。なお、小野（2021）は、あくまで業種毎の特有の論点を紹介する趣旨の書籍となっているため、複数の業種で共通して採用されているような会計処理の出現頻度を分析する本稿の目的をふまえると、より実務に即して詳細かつ網羅的に紹介している業種毎の実務書を探す必要がある。

ここで、出版社や著者が異なる実務書をただ集めたとしても、その内容やレベルのバラつきが強い場合に、その集合知を「会計実務」として定義することが果たして妥当であるか疑問となる。この点、業種別会計として出版されている実務書の中にはシリーズ化して出版されているものがあり、その内容やレベルは比較的標準化されていることが期待でき、また、シリーズ化された書籍であればその内容はある程度確保されていると期待しうると思われる。

よって、本稿では業種別会計実務書の候補として、シリーズ化された業種別の会計実務書を採用することとした。

2.2.4 業種別会計の実務書シリーズの選定

国立国会図書館の蔵書検索で「業種別会計」のキーワードかつ「2000 年以降に出版」された「図書」に限定して検索すると、2025 年 5 月現在で 60 件の検索結果が得られ、そのうち 59 件は大手監査法人が出版した書籍であった。大手監査法人がシリーズ化して出版している業種別会計の実務書は、

- ① 有限責任あずさ監査法人 [編]『業種別アカウンティング・シリーズ』中央経済社，
『業種別アカウンティング・シリーズⅡ』中央経済社
- ② EY 新日本有限責任監査法人 [編]『業種別会計シリーズ』
- ③ 有限責任監査法人トーマツ著『Q&A 業種別会計実務』中央経済社

の 3 シリーズである。

これら 3 シリーズは、大手監査法人に所属する各業界の監査を担当する公認会計士によって執筆されており、信頼性の観点では、横山（1997）が行った会計事務所・監査法人を利用したインタビュー調査と同じく、信頼性が担保されていると評価できる。また、大手監査法人の各部署の人員が執筆していることから、相当程度多くの企業や業界の事例がサンプルに

含まれているであろうことも期待できる。

会計実務を、これら 3 シリーズの書籍全てをもって定義するか、いずれか特定のシリーズのみで定義するかが問題となるが、本稿では、シリーズ毎の記載内容のブレや内容の抽出時に差異が生じる点を考慮し、特定のシリーズのみで会計実務を定義する手法を採用した。

どのシリーズを会計実務として採用するかを検討したところ、図表 6-1 の通り、金融に関連する業界を除いた採用業界数が 14 業種と最も多い、有限責任あずさ監査法人が出版する業種別アカウンティング・シリーズⅠおよびⅡを採用することとした。なお、EY 新日本有限責任監査法人や有限責任監査法人トーマツが出版する他の業種別会計に関する書籍シリーズの集合を定義として採用した場合、本稿とは異なる示唆や分析結果が得られる可能性もある。

図表 6-1 業種別会計実務書の出版業種別シリーズ比較

あずさ 計17業種（うち金融3）	出版 年月	新日本 計7業種	出版 年月	トーマツ 計15業種（うち金融6）	出版 年月
I 1 建設業の会計実務（第2版）	2017/3	建設業（改訂版）	2023/3	8 建設〈第2版〉	2020/6
I 2 食品業の会計実務	2010/7	食品製造業 改訂版	2024/9		
I 3 医薬品業の会計実務	2010/7			4 製薬〈第2版〉	2020/11
I 4 造船・重機械業の会計実務	2010/7			5 機械製造	2013/3
I 5 商社の会計実務	2010/7			2 商社	2013/3
I 6 小売業の会計実務（第2版）	2021/2	小売業	2011/7	6 小売	2013/3
I 7 不動産業の会計実務（第2版）	2018/7			13 不動産	2014/3
I 8 運輸・倉庫業の会計実務	2010/7			7 運輸〈第2版〉	2021/6
I 9 コンテンツビジネスの会計実務	2010/7	海運業 改訂版	2022/1	1 コンテンツ&メディア	2013/3
I 10 レジャー産業の会計実務	2010/7				
II 1 銀行業の会計実務（第2版）	2020/9			9 銀行〈第2版〉	2022/6
II 2 保険業の会計実務（第2版）	2019/9			12 保険〈第2版〉	2020/9
II 3 証券業の会計実務（第2版）	2018/3			14 証券〈第2版〉	2020/6
II 4 自動車・電機産業の会計実務	2012/9				
II 5 素材産業の会計実務	2012/9	素材産業	2011/7	3 素材	2013/3
II 6 化学産業の会計実務	2012/9				
II 7 エネルギー・資源事業の会計実務	2012/9	電力業（三訂版）	2020/3		
		卸売業	2011/7	10 リース〈第2版〉	2019/11
				15 信託	2014/3
				11 クレジット	2013/3

※金融に関連する業界は、筆者によりグレーアウトしている。

（出典）各監査法人ホームページより筆者作成。

3 リサーチデザイン

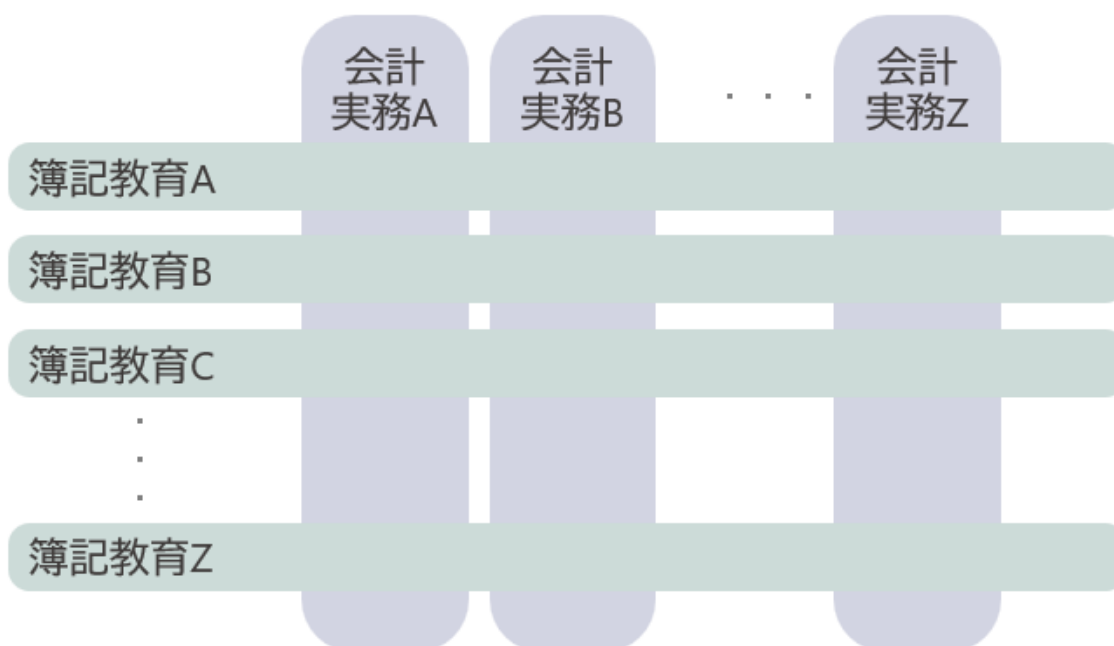
3.1 会計実務と簿記教育の比較検討方法

定義化された簿記教育と会計実務との比較検討にあたって、図表 6-2 に示すように簿記教育と会計実務との間の重なり具合を確認する方法を採用した。縦軸の簿記教育 A～Z は簿記教育（つまり、本稿では日商簿記検定）で教えられている論点を意味し、横軸の実務 A～Z は有限責任あずさ監査法人が出版する業種別アカウンティング・シリーズⅠおよびⅡで紹介されている論点を意味する。

縦軸で示される簿記教育で教えられている論点は、定義に従い、図表 6-3 で示す通り日商簿記検定の出題範囲表に従うこととした。

横軸で示される会計実務書で紹介されている論点は、定義に従い、有限責任あずさ監査法人が出版する業種別アカウンティング・シリーズⅠおよびⅡで取り上げられている論点を、日商簿記検定の出題範囲表にあてはめていき、簿記教育と比較できるように、標準化を行った。

図表 6-2 簿記教育と会計実務の比較検討方法



（出典）筆者作成。

図表 6-3 日商簿記検定出題範囲表

					3級	2級	1級
1 簿記の基本原則							
1 基本概念							
資産、負債、資本					○		
資本と純資産					×	○	
収益費用					○		
PLとBSの関係					○		
2 取引							
取引の意義と種類					○		
取引の8要素と結合関係					○		
3 勘定							
勘定の意義と分類					○		
勘定記入法則					○		
仕訳の意義					○		
貸借平均の原理					○		
4 帳簿							
主要簿					○		
補助簿					○		
記帳内容の集計把握						○	
5 証憑と伝票							
証憑					○		
伝票(入出金、振替伝票)					○		
伝票の集計、管理					○		
2 諸取引の処理							
1 現金預金							
現金					○		
現金出納帳					○		
現金過不足					○		
当座預金その他の預貯金(複数口座)					○		
当座預金出納帳					○		
銀行勘定調整表						○	
小口現金					○		
小口現金出納帳					○		
2 有価証券							
売買、債券の端数処理						○	
売買目的有価証券(時価法)						○	
売買目的有価証券(約定日基準、修正受渡基準)							○
分記法による処理						○	
貸付、借入、差入、預り、保管							○
総記法による処理							○
3 売掛金と買掛金							
売掛金、買掛金					○		
売掛金元帳と買掛金元帳					○		
4 その他債権と債務等							
貸付金、借入金					○		
未収入金、未払金					○		
前払金、前受金					○		
契約資産、契約負債						○	
返金負債						○	
立替金、預り金							
従業員等からの立替金、預り金					○		
仮払金、仮受金					○		
受取商品券					○		
自社発行商品券							○
通常の商品券							○
差入保証金					○		
通常の差入処理					○		
5 手形							
振出、受入、取立、支払					○		
営業外受取手形、支払手形						○	
不渡手形							○
電子記録債権、債務					○		
受取手形記入帳、支払手形記入帳					○		
手形貸付、手形借入					○		
6 債権の譲渡							
クレジット売掛金					○		
手形・電子記録債権の裏書、割引						○	
その他の債権譲渡						○	
買戻し、遡及義務の計上							○
7 引当金							
貸倒引当金(実績法)					○		
貸倒引当金(個別、一括)						○	
貸倒引当金(債権区分)						○	○
貸倒引当金(財務内容評価法)							○
貸倒引当金(キャッシュフロー見積)							○
製品保証引当金						○	
退職給付引当金						○	
退職給付債務の計算							○
修繕引当金						○	
賞与引当金						○	
その他の引当金						○	
8 債務の保証							
債務保証						○	
9 商品の売買							
3分法による売買取引の処理					○		
販売のつど売上原価に振り替える処理						○	
総記法							○
仕入返品、売上返品					○		
仕入割引						○	
仕入割引、売上割引							○
仕入帳、売上帳					○		
商品有高帳							
先入先出					○		
移動平均					○		
総平均法						○	
売価還元原価法							○
各評価手法の採用条件							
棚卸減耗							
実際の計算						○	
評価替						○	
10 様々な財等の顧客への移転							
一時点で充足される履行義務						○	
一定期間にわたり充足される義務						○	
収益計上タイミング							
検収基準、出荷基準、着荷基準						○	
役務収益、役務原価						○	
割賦販売							○
工事契約							○
複数の履行義務を含む顧客との契約						○	
変動対価						○	
重要な金融要素							○
契約変更							○
本人と代理人の区分							○
その他さまざまな財の移転							○
11 デリバティブ取引							
デリバティブ取引							○
ヘッジ会計							○

		3級	2級	1級
12	有形固定資産			
	有形固定資産の取得			
	取得の会計処理	○		
	割賦購入（定額法）		○	
	割賦購入（利息法）			○
	圧縮記帳（直接控除）		○	
	圧縮記帳（積立）			○
	資産除去債務費用の計上			○
	固定資産の売却	○		
	除却・破棄		○	
	建設仮勘定		○	
	減価償却 低率	○		
	減価償却 定額・生産高比例		○	
	減価償却 級数法（総合償却、取替			○
	固定資産台帳	○		
13	無形固定資産			
	のれん		○	
	ソフトウェア、ソフトウェア仮		○	
	受注制作ソフト			○
	市場販売目的ソフト（見込販売数量			○
	その他の無形固定資産		○	
	償却		○	
	固定資産台帳		○	
14	減損			
	減損会計			○
15	投資その他資産			
	満期保有目的有価証券（定額法）		○	
	満期保有目的有価証券（利息法）			○
	子会社株式、関連会社株式		○	
	その他有価証券		○	
	有価証券の保有目的の変更			○
	投資不動産			○
	長期前払費用		○	
16	繰延資産			
	繰延資産の処理			○
17	リース取引			
	ファイナンスリース定額法		○	
	ファイナンスリース利息法、級数法			○
	貸手側のファイナンスリース			○
	セールアンドリースバック			○
	オペレーティングリース		○	
	貸手側のオペレーティングリース			○
18	外貨建取引			
	外貨建営業取引		○	
	為替予約 振当処理		○	
	為替予約 独立処理			○
	荷為替取引			○
	外貨建財務活動（調達）			○
19	資産除去債務			
	資産除去債務の処理			○

		3級	2級	1級
20	収益と費用			
	受取手数料	○		
	受取家賃	○		
	受取地代	○		
	給料	○		
	法定福利費	○		
	広告宣伝費	○		
	旅費交通費	○		
	通信費	○		
	消耗品費	○		
	水道光熱費	○		
	支払家賃	○		
	支払地代	○		
	雑費	○		
	貸倒損失	○		
	受取利息	○		
	償却債権取立益	○		
	支払利息	○		
	研究開発費		○	
	創立費・開業費		○	
21	税金			
	固定資産税	○		
	法人税・住民税・事業税	○		
	課税所得の算定		○	
	消費税 税抜	○		
22	税効果			
	引当・減価償却の一時差異		○	
	その他一時差異			
	繰延税金資産の回収可能性		○	
23	未決算			
	未決算の処理		○	
24	会計上の変更および誤謬の訂正			
	会計上の変更			○
	誤謬の訂正			○

	3級	2級	1級
3 決算			
1 試算表の作成	○		
2 精算表	○		
3 決算整理			
当座貸し越しの振替	○		
商品棚卸	○		
貸倒見積もり	○		
減価償却	○		
貯蔵品棚卸	○		
収益費用の前受	○		
前払いと未収未払い	○		
月次決算処理	○		
棚卸減耗		○	
商品の評価替え		○	
引当金の処理		○	
無形固定資産の償却		○	
有価証券の評価替え（全部純資産直		○	
有価証券の評価替え（部分純資産直			○
時価が著しく下落した有価証券			○
繰延税金資産負債		○	
外貨債権債務の換算（営業）		○	
外貨債権債務の換算（その他）			○
製造業の決算処理		○	
資産除去債務の調整			○
繰延資産の償却			○
社債の償却原価法による評価替え			○
4 決算整理後残高試算表	○		
5 収益と費用の損益勘定への振替	○		
6 純損益の繰越利益剰余金への振替	○		
7 その他有価証券評価差額金			
全部純資産直入法		○	
部分純資産直入法			○
8 帳簿の締切			
仕訳帳と総勘定元帳	○		
補助簿	○		
9 PLとBSの作成			
勘定式	○		
報告式		○	
10 財務諸表の区分表示		○	
11 株主資本等変動計算書			
株主資本等		○	
その他純資産			○
12 注記表			○
13 付属明細			○
14 CF計算書			○
15 中間・四半期財務諸表			○
4 株式会社会計			
1 資本金			
設立	○		
増資	○		
減資			○
現物出資			○
株式転換			○
株式償還			○
株式分割			○
2 資本剰余金			
資本準備金		○	
その他資本剰余金		○	
3 利益剰余金			
利益準備金	○		
繰越利益剰余金	○		
任意積立金		○	
税法上の積立金			○

	3級	2級	1級
4 剰余金の配当			
剰余金の配当	○		
準備金積立額の算定		○	
分配可能額の算定			○
剰余金の処分		○	
株主資本の計数の変動		○	
5 自己株式・自己新株予約権			○
6 会社の合併		○	
7 株式交換、株式移転			○
8 事業分離・清算			○
9 社債（新株予約権付き社債）			
発行			○
利払			○
期末評価			○
償還			○
10 新株予約権、ストックオプション			○
5 本支店会計			
1 本支店会計の意義目的		○	
2 本支店間取引の処理		○	
3 在外支店財務諸表			○
4 本支店会計の決算手続		○	
5 本支店会計の内部利益相殺等			○
6 連結会計			
1 資本連結			
通常の処理		○	
支配獲得時の時価評価			○
段階取得			○
追加取得			○
一部売却			○
2 非支配株主持分		○	
3 のれん		○	
4 連結会社間取引		○	
5 未実現損益の消去			
ダウン		○	
アップ		○	
6 持分法			○
7 連結税効果			○
8 在外子会社の換算			○
9 個別BSの修正（退職給付等）			○
10 包括利益の修正			○
11 連結精算表、連結財務諸表の作成			
連結PL、連結BS、連結精算表		○	
連結CF			○
中間連結			○
12 セグメント情報			○
7 法令等			
1 企業会計原則			○
2 会社法施行規則等			○
3 概念フレームワーク			○

（出典）商工会議所簿記検定試験出題区分表（2022 年度から適用）商業簿記・会計学（1～3 級）より筆者作成。

3.2 会計実務書の簿記教育個別論点へのあてはめ

会計実務書は、必ずしも日商簿記検定の出題範囲表に従った実務の紹介をしておらず、また、仕訳の形で取引の紹介をしていない。本稿では、可能な限りあてはめ時の恣意性を排除するためのルール設定を行っている。

3.2.1 監査法人が出版する業種別アカウンティング・シリーズⅠおよびⅡの構成

業種別アカウンティング・シリーズの構成は、シリーズを通して共通しており、第1編 経営、第2編 会計・税務、第3編 監査の3編から構成されている。第1編ではその業種における特徴的なビジネス概要や取引慣行が、第2編では内部統制および業界固有の会計処理・税務処理が、第3編では内部監査人や監査法人が留意すべき事項の紹介を行っている。

第2編 会計・税務はさらに細かく章が設定されており、総論、購買プロセス、棚卸資産・生産管理プロセス、販売プロセス、固定資産プロセス、収益認識プロセス、業種特有の個別トピックから構成されている。

3.2.2 あてはめを行う実務書該当箇所の検討

本稿は、あてはめ分析を行う箇所を第1編 経営、第2編 会計・税務の2編に限定することとした。これは第3編の監査は第1編、第2編の内容を受ける形で記載されているためである。また、第2編に含まれる原価計算関連の章、IFRS 関連の章、税務関連の章もあてはめを行わないこととした。これは工業簿記や管理会計、IFRS、税務関連の内容は、商業簿記以上に会社毎の個性が強く、簿記教育との比較可能性について検証が必要と考えたためである。

3.2.3 あてはめルールの検討

日商簿記検定出題範囲へのあてはめは、実務書で紹介されている実務を仕訳の借方・貸方ベースで検討し、それぞれが①BS項目のどれに該当するか、②PL項目のどれに該当するか、③収益・費用認識の議論か、④それ以外の論点に該当するかで行うこととした。

- ① BS項目に該当した場合、図表 6-3 における「2 諸取引の処理 1～8、11～19」のいずれかにあてはめを行う
- ② PL項目に該当した場合、図表 6-3 における「2 諸取引の処理 9～10（売上、原価）、20～21（その他収益費用、販管費等）」にあてはめを行う
- ③ 収益・費用認識の議論であった場合、「2 諸取引の処理 10 様々な財貨の顧客への移転」における収益計上タイミングおよび費用計上タイミングにあてはめを行う
- ④ それ以外の論点について言及があった場合、あてはめ表における「3 決算」

「4 株式会社会計」（主に純資産の部に関連する増資等の調達関連のセクション）、「5 本支店会計」、「6 連結会計」のいずれに該当するかを個別に判定する

なお、本稿では、帳簿組織に関する検証は対象としていないことから、「1 簿記の基本原則」に対するあてはめは実施していない。

3.2.4 あてはめの具体例

あてはめを実施していく中で、以下①～③のような事例で判断が必要となる。

- ① 実務書で会計処理が明確に記載されていないものの処理
- ② 複数項目に同時に当てはまるものの処理
- ③ あてはめ先がないものの処理

実務書を読み進めると、①明確に会計処理を記載しているわけではないが、一般論としてこのような会計処理であろう・本質はこうであろうと推測するものが頻出する。例えば、有限責任あずさ監査法人編（2010a, 118 頁）では食品業の会計実務として「財務体質が脆弱な取引先については、あらかじめ取引高に応じた金銭を受領し不足の事態に備える「契約預り金」や、別途担保の設定を行うことも検討する必要がある」との記載があるが、仕訳の紹介は行われていない。この場合、文章上は預り金との記載があるが取引の都度、当該預り金を売上高に振り替える処理となるため、意図としては契約資産・契約負債に該当すると判断し、契約資産・負債の一つである「前受金」にあてはめる処理を行った。

②複数項目に同時にあてはまるものについては、それぞれに論点あてはめをカウントするようにした。例えば、有限責任あずさ監査法人編（2010f, 271 頁）ではコンテンツビジネスの会計実務として、音楽配信サービスの課金モデルについて「情報の配信により役務の提供が完了するとともに、その対価の成立として、収入を得ることが確定することによって考えられる」との記載がある。この記載から、課金サービスにおける前受金の処理方法の論点と、収益認識時点の論点が含まれていることが推察できる。よって、あてはめ表における前受金の処理方法の議論として「2 諸取引の処理 4 その他債権と債務 前受金」にあてはめを行い、収益認識基準の議論として「2 諸取引の処理 10 様々な財等の顧客への移転 役務収益、役務原価」にあてはめを行った。また、③日商簿記検定出題範囲表へのあてはめを検討した結果、そこに含まれていない論点が出てくる場合がある。本稿はまさにこのような論点を集計したいと考えているが、例えば、有限責任あずさ監査法人編（2010a, 49 頁）において食品業の会計実務としてリベートの処理について、「確定はしていなくとも過去の同様の取引や今後の見込みからリベートの将来の受取がほぼ確実視され、当該リベートの計算方法や対象期間などがほぼ明確で当該会計期間の未収概算金額に客観性があると判断できるならば、リベートを未収計上すべきと判断されることになろう。」との記載がある。これは PL

側の議論として「代価未確定取引」の論点に該当すると思われるが、日商簿記検定出題範囲表には該当する項目が含まれていないため、「2 諸取引の処理 10 様々な財等の顧客への移転」の中に「購入代価未確定取引」の項目を新たに作成し、そこへのあてはめを行っている。

3.2.5 比較結果の解釈

業種別会計実務書シリーズで紹介されている各論点を、日商簿記検定の出題範囲表にあてはめて検討することで、簿記教育と会計実務を比較可能なものとして集計した。

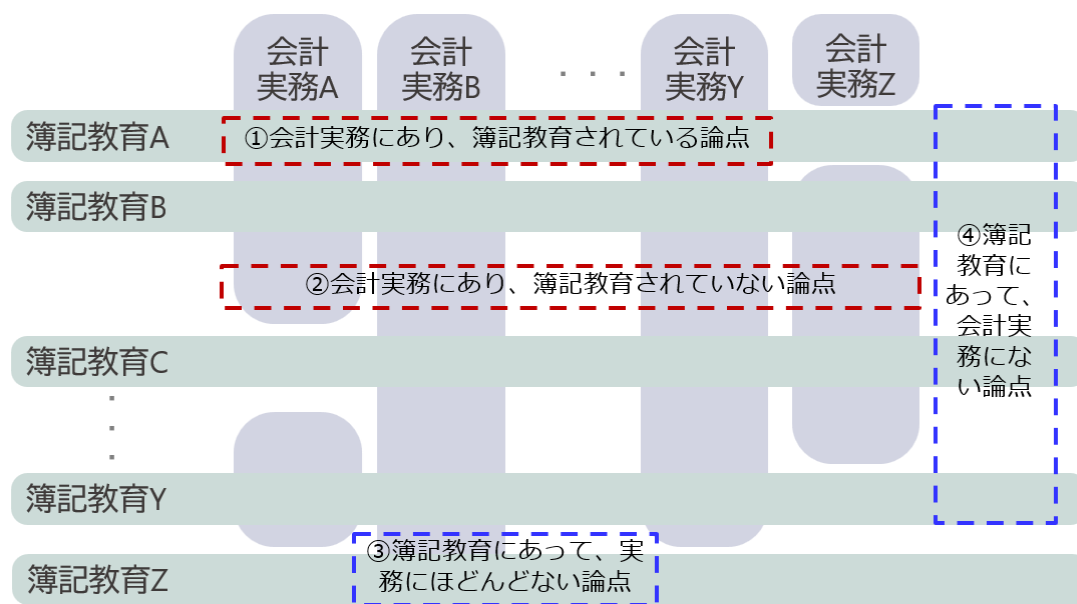
比較可能となった情報を図表 6-4 に示した通り、以下の 4 区分にわけて解釈する。

- ① 簿記教育で教えられている内容が、多くの会計実務でも紹介されているもの
- ② 簿記教育では教えられていないものの、多くの会計実務で紹介されているもの
- ③ 簿記教育で教えられているものの、会計実務でほとんど紹介されていないもの
- ④ 簿記教育で教えられている内容が、会計実務で全く紹介されていないもの

なお、③、④に該当したとしても、必ずしも会計実務で全く触れていない不要な論点とは言い切れない点に留意が必要である。これは会計実務書が想定する読者が既に簿記・会計の知識を有しているという点からくる問題であり、すなわち日商簿記検定 2 級以上の知識を有していることを前提に、一般的な論点を明らかに省略していると考えられる。例えば、帳簿組織や伝票、現金取引や資金調達取引、一般的な販管費項目等は、業種別会計実務書シリーズではほぼ触れていないが、実務においてこれらが不要な論点というものではない。

本稿のリサーチデザインは、簿記教育での説明不足な点の検討には有用であるものの、簿記教育で教えていながら実務で不要となっている論点の検討には、あまり力を発揮しないと思われる点留意が必要であり、以下①、②の観点で分析を行っていく。

図表 6-4 簿記教育と会計実務の比較検討方法



(出典) 筆者作成。

4 比較分析結果

4.1 簿記教育で既に教えられており、かつ、実務書で言及された回数が5回以上の論点

図 6-5 に示す通り、契約負債に関連する取引¹、リベート関連取引、棚卸資産の期末評価、収益認識時点、デリバティブ取引・ヘッジ会計、圧縮記帳、減価償却方法、減損会計、リース取引、外貨建取引、資産除去債務、組織再編が5回以上とりあげられた論点である。紙面の都合から全ての考察を記載することはできないため、以下、筆者にとって意外性があったものについて取り上げる。

前受金は、仕入販売における手付金的な処理の他、一括で代価を受け取ったものの役務の提供が長期にわたると考えられるものを償却しながら収益計上するような実務が含まれている。この点、前受金は日商簿記検定3級から登場している科目ではあるものの、実務で頻出となっている状況に比べて教えている内容は表面的である。3級では手付金的なもののみを示し、2級では契約負債の概念を簡易的に取り扱っている。実務において頻出であることを考慮すると、出題内容をより詳細に広げることも有用であろう。

圧縮記帳は、固定資産取得時の利益を将来に繰り延べるものであるが、筆者は難解かつ税務関係論点ということもあいまって、重要な論点とは考えていなかった。本稿での分析をふ

¹ 新収益認識基準の導入が2021年4月1日以降開始する事業年度からであるのに対し、今回検討の対象とした実務書のうち最新のものでも2021年2月の出版である。本稿では、前受金を契約負債にまとめて整理している。

まえると、6 業種と幅広い業種の実務として取り上げられており、指導するに際しては特殊な論点という意識はせずに広く実務に浸透している論点として指導する必要があるだろう。

4.2 簿記教育では教えられていないものの、実務書で言及された回数が5回以上の論点

図 6-6 に示す通り、売上値引・仕入値引、棚卸資産の期末評価（個別法）、棚卸資産・固定資産の振替・自家消費、購入代価未確定取引・予定価格取引、固定資産の取得関連論点（取得価額、付随費用、資本的支出・修繕費）が5回以上取り上げられた論点である。

売上値引・仕入値引は、従来は試験範囲に含まれていたが²、現在は値引単独の形では試験範囲に含まれていない。実務書においては、リベート・ロイヤリティ、値引が同じ章の中でとり上げられるなど、重要な論点となっているため、簿記教育と会計実務で取り扱いに差異がみられる。

棚卸資産評価における個別法は、検定試験という性格上作問しにくい論点ではあるが、建設業（販売用不動産）、造船重機、小売（宝飾品、絵画等高額商品）、不動産（販売用不動産）、自動車電気（中古車）の5業種で取り上げられている。業種をふまえると1単位あたり単価が高額な業種での適用実務があるようであるが、過去に比べて近年はコンピュータ利用が当然になっており、個別法を適用するハードルやコストも下がって適用しやすくなっている可能性がある。

有形固定資産の取得価額の決定、特に付随費用や原価算入利子の扱い、どこまでの支出を資産計上すべきかといった論点は、実務書ではかなりしっかりとした記載がなされていた。検定簿記では数字計算に重きが置かれているが、どこまでの支出が資産計上されるか、固定資産の据え付け、試運転等のどこまでに発生した支出が資産計上されるかといった議論は、実務においてはより重視されている可能性がある。

4.3 簿記教育では教えているものの、実務書で言及されていない論点

簿記教育で教えられている反面、実務書での言及がほぼなかった論点を確認すると、現金及び預金、売買目的有価証券、売掛金・買掛金・受取手形・支払手形、販管費、帳簿組織、決算整理仕訳、株式会社会計といった、おそらく全ての企業の基本的な業務に共通して直結する論点で占められていた。これら論点の言及がなかった理由は、先に述べた通り会計実務

² 日本商工会議所（2018，7）にて、「簿記において商品売買の値引という用語は、商品の不良などが事後に発見された場合に当初の売買代価の引き下げを指すものとして扱われてきた。しかし、商品の不良などが発見された場合には返品や良品との交換が行われるのが一般的である」、「一般的な「値引」と簿記の「値引」では意味が異なることも学習者の負担となっている。そこで、実務を踏まえると学習の必要性が低いにも関わらず学習者の負担が重い論点であることから、今回の改定にあたり3級の範囲から除外するとともに、2級以上からも除外することとした。」とされている。

として定義した実務書が業種別会計に関する書籍であったため、想定読者が検定簿記の内容を相当程度、修得していることを前提に省略が行われたため、と思われる。

株式会社会計についてほとんど言及がない中で、合併、株式交換、事業分離・精算についてだけは実務書で言及がなされていた。このことから実務書は簿記教育の内容をある程度身につけた読者を想定し、簿記教育でよく取り扱う内容は省略し、見落とされがちなものに限定して言及したと解釈できる。

図表 6-5 簿記教育で教えられ、かつ、会計実務でも多く紹介されている論点

日商簿記上の分類			論点	論点 種別	簿記 検定	実務書 紹介数	対応業種
2	諸取引の処理	4 その他債権と債務等	前払金、前渡金	BS	3級	6	建設業、不動産、コンテンツ、レジャー、素材、化学
			契約資産	BS	2級	0	
2	諸取引の処理	4 その他債権と債務等	前受金	BS	3級	10	建設業、食品、医薬品、造船・重機、商社、不動産、コンテンツ、レジャー、自動車・電気機器。エネルギー・資源
			契約負債	BS	2級	0	
2	諸取引の処理	9 商品の売買	仕入割戻 売上割戻	PL	2級	7	食品、医薬品、小売、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	9 商品の売買	商品有高帳 総平均法	BS	2級	5	造船・重機、小売、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	9 商品の売買	低下評価損	BS / PL	2級	10	建設業、食品、医薬品、造船・重機、小売、不動産、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	10 様々な財等の顧客への移転	収益認識 検収基準、出荷基準、 着荷基準	PL	2級	7	食品、医薬品、商社、不動産、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
			収益認識 役務収益、役務原価	PL	2級	8	商社、不動産、運輸倉庫、コンテンツ、レジャー、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	11 デリバティブ取引	デリバティブ取引	BS / PL	1級	6	商社、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
			ヘッジ会計	BS / PL	1級	6	商社、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	12 有形固定資産	圧縮記帳 直接控除	BS	2級	6	食品、不動産、運輸倉庫、素材、化学、エネルギー・資源
			圧縮記帳 積立	BS	1級	6	食品、不動産、運輸倉庫、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	9 有形固定資産	除却	BS / PL	2級	7	食品、小売、不動産、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	12 有形固定資産	減価償却 定率	BS / PL	3級	10	食品、医薬品、造船・重機、小売、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
			減価償却 定額、生産高比例	BS / PL	2級	8	食品、造船・重機、小売、不動産、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	14 減損	減損会計	BS / PL	1級	10	医薬品、造船・重機、小売、不動産、運輸倉庫、レジャー、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	17 リース取引	ファイナンスリース 定額法	BS / PL	2級	6	食品、造船・重機、小売、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器
			セールアンドリース バック	BS / PL	1級	5	食品、小売、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器
			オペレーティング リース	BS / PL	2級	6	食品、造船・重機、小売、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器
2	諸取引の処理	17 外貨建取引	外貨建営業取引	BS / PL	2級	6	建設業、食品、商社、レジャー、自動車・電気機器、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	19 資産除去債務	資産除去債務の処理	BS	1級	11	食品、造船・重機、商社、小売、不動産、運輸倉庫、レジャー、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
4	株式会社会計	7 株式交換、株式 移転		組織再編	1級	5	食品、医薬品、商社、素材、化学
		8 事業分離・清算		組織再編	1級	5	食品、医薬品、商社、素材、化学

(出典) 筆者作成。

図表 6-6 簿記教育で教えられていないが、会計実務で多く紹介されている論点

日商簿記上の分類			論点	論点 種別	簿記 検定	実務書 紹介数	対応業種
2	諸取引の処理	9 商品の売買	売上値引、仕入値引	PL	ni	6	食品、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	9 商品の売買	商品有高帳 個別法	BS	ni	5	建設業、造船・重機、小売、不動産、自動車・電気機器
2	諸取引の処理	9 商品の売買	自家消費・固定資産 への振替	BS	ni	6	建設業、医薬品、小売、不動産、自動車・電気機器、化学
		12 有形固定資産	在庫への振替	BS	ni	2	運輸倉庫、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	10 様々な財等の顧 客への移転	輸出取引の売上計上 時点	BS/PL	ni	5	食品、商社、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
			輸入取引の仕入計上 時点	BS/PL	ni	5	食品、商社、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	10 様々な財等の顧 客への移転	購入代価未確定取 引、予定価格取引	BS/PL	ni	8	食品、医薬品、商社、コンテンツ、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
2	諸取引の処理	12 有形固定資産	取得原価の決定	BS	2級	6	食品、小売、不動産、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
			付随費用	BS / PL	2級	10	食品、造船・重機、小売、不動産、運輸倉庫、レジャー、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
			資本的支出、修繕費 (簿記3級で触れる)	BS / PL	2級	9	食品、造船・重機、小売、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源

(出典) 筆者作成。

4.4 代価未確定取引、契約変更、単価訂正

実務では、取引条件が未確定なままでも取引を行い、それが確定したタイミングで何らかの形で修正を行う処理が頻出する。日商簿記検定1級では「契約変更」という論点でこの点を出題しているが、実務書では契約変更に限定することなく、様々な未確定処理・確定処理の詳説がなされている。図表 6-7 で示す通り、業種別実務書では、概算金額での計上、両建計上による概算処理、計算根拠、確定方法、確定に係る処理について、しっかりとした解説が行われる中、簿記教育は契約変更のみに言及しており、実務と教育で乖離が生じているように思われる。

図表 6-7 概算計上関連論点（代価未確定、契約変更、単価訂正）

日商簿記上の分類	論点	論点 種別	簿記 検定	実務書 紹介数	対応業種
2 諸取引の処理	10 様々な財等の顧客への移転	契約変更	BS/PL	1級	0 ni
		購入代価未確定取引、予定価格取引	BS/PL	ni	8 食品、医薬品、商社、コンテンツ、自動車・電気機器、素材、化学、エネルギー・資源
		単価訂正、売価変更（上代下代、値入率）	BS/PL	ni	4 小売、自動車・電気機器、素材、化学
		売上・原価の概算計上	PL	ni	1 コンテンツ
	9 商品の売買	仕入割戻・売上割戻の概算計上、精算	PL	ni	4 食品、小売、自動車・電気機器、素材

（出典）筆者作成。

4.5 リベート・インセンティブ・ロイヤリティ

実務書では、値引、割戻（リベート）、販売奨励金、販売促進費、販売助成費、インセンティブを同じ章内で取り扱っていた。実務では業界、企業、契約内容ごとに性質が異なるため、その内容に応じた使い分けがなされているようであるが、書籍では一般的な仕組、計算方法、概算計上、精算の解説が行われていた。実務上、非常に重要な取引慣行と明記した上でしっかりと説明がされていたが、簿記教育においてそこまでの取り扱いはされていない。今後はリベート論点として、値引、割戻等を一括にし、指導していくことも有用かと思われる。

図表 6-8 概算計上関連論点（代価未確定、契約変更、単価訂正）

日商簿記上の分類	論点	論点 種別	簿記 検定	実務書 紹介数	対応業種
2 諸取引の処理	9 商品の売買	売上値引、仕入値引	PL	ni	6 食品、不動産、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
		仕入割戻・売上割戻	PL	2級	7 食品、医薬品、小売、運輸倉庫、自動車・電気機器、素材、エネルギー・資源
		仕入割戻・売上割戻の計上時期	PL	ni	1 小売
		仕入割戻・売上割戻の概算計上、精算	PL	ni	4 食品、小売、自動車・電気機器、素材
2 諸取引の処理	20 収益と費用	受取ロイヤリティ	PL	ni	3 医薬品、小売、自動車・電気機器
		受取リベート（販売奨励金）	PL	ni	1 自動車・電気機器
		支払ロイヤリティ	PL	ni	4 小売、レジャー、自動車・電気機器、エネルギー・資源
		販売促進費、販売助成費、販売奨励金	PL	ni	4 食品、医薬品、自動車・電気機器、エネルギー・資源
		共同販売促進費の処理	PL	ni	1 医薬品

（出典）筆者作成。

4.6 収益認識基準について

実務書では、業界の特性やビジネスモデルに応じて設定された様々な収益認識基準についての解説がなされている。日商簿記検定出題範囲表では検収基準、出荷基準、着荷基準がとりあげられているが、実務ではこれ以外にも様々な基準が採用されており、簿記教育において少なくともそれらの紹介をしておくことも一案であろう。

本稿の分析では、特に、未出荷売上、所有権留保売上、輸出入売上の認識基準は、複数業種で採用されているとの示唆が得られたため、少なくともそれらを紹介すべきかは検討課題である。また、建設工事以外の取引であっても、履行義務を充足するにつれて収益の認識が行われているケース（不動産、レジャー、自動車・電気機器）もみられたため、履行義務を充足するにつれて収益を認識する処理を請負工事などに限定して教えることなく、様々な業種で応用的に使われているものとして扱うことも検討課題であろう。

4.7 連結会計について

筆者の当初想定では、資本連結や成果連結に関する論点は実務書での言及がもっと多くなされているであろうと考えていた。しかしながら、今回の分析では、連結会計に関する言及は、のれん、取得価格の配分（Purchase Price Allocation：PPA）、組織再編、事業譲渡、ジョイントベンチャー（JV）の処理を除いてほぼみられなかった。この点は、会計実務として定義した実務書が業種別会計に関する書籍であった影響が多いと考えられる。

すなわち、基本的に連結会計は手続的な論点であることから、業種別に大きな差があるとは考えられず、業種別会計では所与のものとして取り上げられなかった、または、簿記教育の内容をある程度身につけている読者層を前提として執筆されているため、その出題範囲内の論点には言及されなかった、と解釈することが妥当なように思われる。

この点、実務書で言及のあったのれんや組織再編は、連結会計の中でもより難しい論点となり、また、PPAやJVは日商簿記検定の出題範囲に含まれないものの、実務書では言及がされているという結果とも整合的であろう。今回の分析では、実務において連結は一般論として身につけていることが前提の論点となっている点を改めて確認できたと解釈することが妥当であろう。³

³ 日商簿記検定では、平成29年度から2級の試験範囲に連結会計が含まれている。日本商工会議所（2015，17頁）において、「実社会の潮流に適合するために、2級の段階でもある程度の連結会計について習熟しておくことが望ましいと判断した」としており、今回の解釈と整合的である。

5 結論

本稿では、簿記教育と対比される会計実務の定義について、インタビューやアンケート以外の方法として実務書を参照する手法もありえるのではないかと、という観点での検討を行った。また、参照すべき実務書について特定の1冊を採用するのではなく、業種別会計の実務書シリーズの集合知を実務書と定義することで、特定の業種に偏ることなくより広範な業界の観点での簿記教育と比較できないかを検討した。

本稿での分析をふまえると、会計実務では頻出の論点ながら簿記教育では教えられていない論点、また、簿記教育で教えているなかで会計簿記でも頻出の論点は何なのか、ある程度、明確化できたと考える。

本稿では、業種別会計の実務書においてほとんど取り上げられていない論点（例えば現金及び預金や、連結会計等）は、読者が身に着けているであろうと著者が想定して言及を省略したものと解釈している。このため、簿記教育で教えているものの実務では重要視されていない論点は何なのかは、本稿の分析では明確化できておらず、ここを明確化する手段は継続的な検討課題であると言える。

また、実務書は懇切丁寧に仕訳を提示するものではなく、また、内部統制やビジネスの視点も含めた記載が多く含まれることから、それを簿記教育と比較可能な形で集計するには、実務書の記載内容を相当程度削ぎ落とし、あてはめ作業を行っていくことが必須となる。この点で、分析者の主観や検証ミスが入り込む余地が十分にありえるため、主観性の排除、網羅性・正確性確保の視点をどのように取り込んでいくかも、今後の検討課題であろう。

【参考文献】

- 大城建夫.1997.「情報化における簿記会計情報の作成及び利用—その実態と課題—」『産業総合研究』4, 169-179 頁。
- 小野正芳編著.2021.『27 業種別簿記・会計の処理と表示』中央経済社。
- 粕谷和生.2018.「新学習指導要領（2018年3月告示）について」『日本簿記学会 簿記教育研究部会 最終報告書』, 89-103 頁。
- 河合晋.2017.「日商簿記検定試験の出題範囲の大改定と本学科に与える影響」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 地域協働研究』, 63-72 頁。
- 櫻井康弘.2022.「わが国企業における会計情報システムに関する調査: 質問票調査の結果報告」『専修商学論集』114, 145-160 頁。
- 日本商工会議所.2015.「商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定等について」, 1 頁。
- 日本商工会議所.2018.「商工会議所簿記検定試験出題区分表などの改定について」, 1 頁。
- 有限責任あずさ監査法人編.2010a.『業種別アカウンティング・シリーズ I 2.食品業の会計実

務』。

有限責任あずさ監査法人編.2010b.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ3.医薬品業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2010c.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ4.造船・重機械業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2010d.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ5.商社の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2010e.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ8.運輸・倉庫業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2010f.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ9.コンテンツビジネスの会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2010g.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ10.レジャー産業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2012a.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ4.自動車・電機産業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2012b.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ5.素材産業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2012c.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ6.化学産業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2012d.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ7.エネルギー・資源事業の会計実務』。

有限責任あずさ監査法人編.2017.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ1.建設業の会計実務（第2版）』。

有限責任あずさ監査法人編.2018a.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ7.不動産業の会計実務（第2版）』。

有限責任あずさ監査法人編.2018b.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ2.証券業の会計実務（第2版）』。

有限責任あずさ監査法人編.2019a.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ1.銀行業の会計実務（第2版）』。

有限責任あずさ監査法人編.2019b.『業種別アカウンティング・シリーズⅡ3.保険業の会計実務（第2版）』。

有限責任あずさ監査法人編.2021.『業種別アカウンティング・シリーズⅠ6.小売業の会計実務（第2版）』。

横山和夫.1996.「商品売買取引記録システムの実証的研究－情報化時代の棚卸資産会計における測定上の課題－」『日本簿記学会年報』11, 27-33 頁。

横山和夫.1997.「商品売買取引の処理及び記録システムの実証研究」『JICPA ジャーナル』
509, 74-81 頁。

横山和夫.1998.「教育簿記と実務簿記との乖離と新たな教育簿記への提言」『商業教育資料』
48, 6-10 頁。

第7章 資金決済取引に関する検討

中野貴元（全国経理教育協会）

【論文要旨】

本稿では、資金決済に関する会計取引のうち「当座預金・当座借越」と「ファクタリング」について日商簿記検定の試験範囲に基づいて検討する。まず当座預金については、電子決済の普及や政府による手形・小切手の廃止方針、決済用普通預金の登場などにより、企業での利用は減少傾向にあるが、簿記検定では依然として当座預金の扱いが重視されており、実務との乖離が生じている。次に当座借越については、実務において「融資当座貸越」が主であるにもかかわらず、検定では「預金当座貸越」のみが扱われている。また、グループ企業間での資金の効率的な管理を実現するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）も拡大しているが、これに関する出題はない。次にファクタリングに関しては、2級商業簿記で取り上げられているものの、3社間買取型のみが取り扱われ、2社間買取型や保証型の取引は扱われていない。これらの実務との乖離について検討し、あるべき出題内容を提案する。

【キーワード】

当座預金，当座借越，キャッシュ・マネジメント・システム，ファクタリング

1 はじめに

本稿では、資金決済に関する取引について、会計実務で重要性を増している「当座預金と当座借越」および「ファクタリング」を採り上げる。

最初に当座預金，当座借越，ファクタリングを取り巻く状況を概観する。その後、日商簿記検定の出題区分表や『検定簿記講義』における取り扱いを検討し、日商簿記検定での取り扱いと会計実務との相違点を明らかにし、未出題となっている論点について設例の提案を行うこととする。

2 当座預金と当座借越

2.1 当座預金

当座預金について『検定簿記講義 3級商業簿記』では「銀行との当座取引契約にもとづいて預ける無利息の預金で、この引出しには一般に小切手を用います。当座預金口座に現金

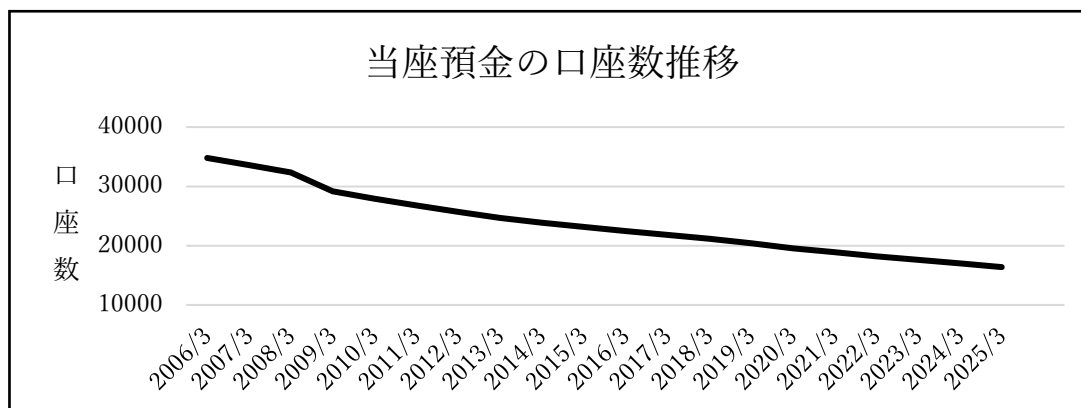
や他人振出小切手などを預け入れたときは、預入額を当座預金勘定（資産）の借方に記入し、小切手を振り出したときは、引出額を貸方に記入します」（71 頁）という解説がなされている。当座預金は企業が事業資金の決済を行うための預金であり、その必要に応じて自由に預金の引出し・預入れを行うことができる（要求払い）ものである。

現金でやりとりを行うリスクを回避するために事業取引で利用され、重宝されてきた手形や小切手であるが、電子的決済サービス（EB（Electronic Banking）や電子記録債権）が発達した現在、手形交換高は 1990 年に 4,797 兆 2,906 億円あったものが 2021 年には 122 兆 9,846 億円とピーク時のわずか 2.6%まで落ち込んでいる（東京商工リサーチ 2022）。また、政府は 2021 年 6 月に『成長戦略実行計画』を閣議決定し、その中で約束手形の利用廃止を掲げ「5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る」（内閣官房 2021, 26 頁）としている。これを受けて全国銀行業協会は、同年 7 月 19 日に『手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画』を公表し「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」（手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会 2021, 6 頁）と宣言し、当座預金口座開設と共に発行されていた、紙による手形や小切手は 2026 年に新規発行を停止し、やがて姿を消す予定である。

また、手形や小切手を発行することのできる当座預金の口座数は、一般法人が国内銀行と信用金庫において、2006 年 3 月に 34,795 口座あったものが、2025 年 3 月には 16,385 口座と、20 年間で半数以下に減少している一方で、同時期の普通預金口座数については 158,782 口座から 149,537 口座と、およそ 5%の減少に留まっている¹（図表 7-1, 図表 7-2）。

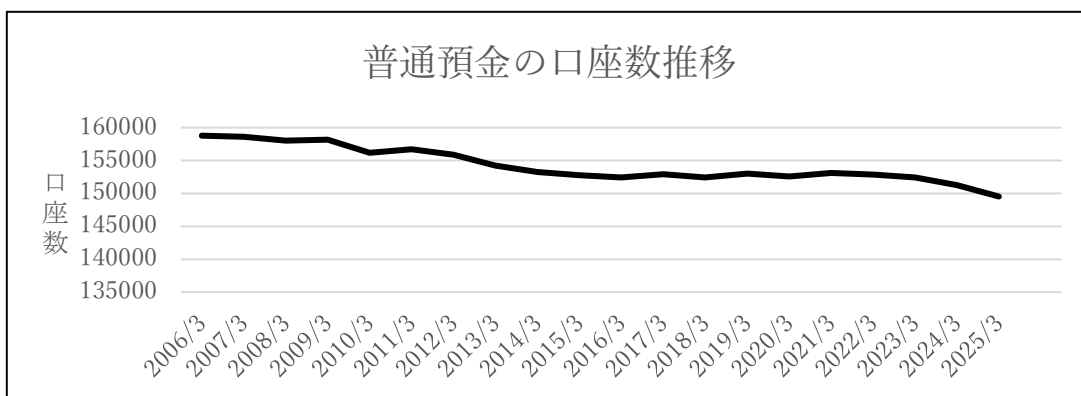
¹ 統計データの抽出条件は、2006 年から 2025 年の一般法人における国内銀行と信用金庫の当座預金および普通預金の口座数を条件としている。なお、当座預金の口座数の推移は国内銀行において 2006 年 3 月に 26,824 口座から 2025 年 3 月に 12,150 口座（54.7%減）、信用金庫において 7,971 口座から 4,235 口座（46.9%減）であった一方、普通預金口座数の推移は国内銀行において 2006 年 3 月に 118,051 口座から 2025 年 3 月に 113,291 口座（4.0%減）、信用金庫において 40,731 口座から 36,246 口座（11.0%減）であった。

図表 7-1 当座預金の口座数推移



(出典) 日本銀行 時系列統計データ検索サイト。

図表 7-2 普通預金の口座数推移



(出典) 日本銀行 時系列統計データ検索サイト。

東邦相互銀行の破綻（1991 年）を皮切りに、金融機関の経営破綻等が相次いだ結果、2005 年に預金保険法が改正され、「無利息」、「要求払い」、「振り込みなどの決済サービスが利用できる」という「決済用預金の三要件」に当てはまらない預金は、銀行の経営破綻時に元本 1,000 万円とその利息を上限として預金保険の対象とすることとなった（ペイオフ解禁）。それまで、普通預金は当座預金と共に預金保護法によって「決済用預金」としてみなされ、元本額が全額保護されていたが、この改正により全額保護の対象から外れることとなった。そこで登場したのが「決済用普通預金」である。企業が普通預金から決済用普通預金に切り替えた場合、利息が付かない代わりに、「決済用預金の三要件」に該当するため、預金保険法により元本額が全額保護される。

このように、手形および小切手の廃止を官民挙げて推進しており、当座預金と決済用普通預金とで差異のない扱いとなっている。この状況に沿うかのように当座預金の口座数は減少の一途をたどっているのが現状であると言え、当座預金の歴史的使命は終焉を迎えようとし

ている。

2.2 当座借越

当座借越について『検定簿記講義 3 級商業簿記』では「当座預金の残高を超えて小切手を振り出した場合、銀行は、通常、その支払いに応じません。ただし、あらかじめ銀行と、預金残高を超える一定限度額まで支払いをしてもらう契約を結んでおくことにより、当座預金残高を超えて一定限度額までの小切手の振出しおよび決済が可能となります。この契約を当座借越契約、契約で定めた一定限度額を借越限度額といい、預金残高を超えた引出分を当座借越といいます。当座借越は、銀行からの一時的な借入を意味します」（72 頁）と解説している。

一方、インターネットで「当座貸越」と検索すると、各銀行のホームページが結果として現れ、例えば下記のような説明を確認することができる。

総合口座の当座貸越とは、総合口座定期預金を担保として自動融資（当座貸越）を行う機能です。普通預金残高を超えて払い出しを行うと（自動支払時を含む）、自動的に総合口座当座貸越のご利用となります。この場合、通帳などの残高はマイナス表示になります。貸越のご返済は、普通預金に入金することで（自動受取時を含む）、自動的に行われます。

（出典）みずほ銀行「総合口座の当座貸越とはどのようなサービスですか」。

当座貸越とは、総合口座の普通預金の残高を超えて払い戻しのご請求があった場合に、定期預金や国債などの契約を担保として自動的にご融資を行う機能です。

（出典）三井住友信託銀行「当座貸越とはなんですか」。

当座貸越は「個人向けは①総合口座型、②カードローン型、法人向けは③預金当座貸越型（従来型の当座貸越）、④融資当座貸越型に分類される」（日本銀行検査局 1993, 32 頁）とされ、『検定簿記講義 3 級商業簿記』では、③に限って解説されているが、約四半世紀前のデータにおいてもその割合は大きくない（図表 7-3）。

図表 7-3 当座貸越の種類別特徴点

種類			特徴点	構成比 ²
個人向け当座貸越	総合口座		普通預金残高不足時に自動的に実行	4.0%
	カードローン	無担保カードローン	使途自由な小口の無担保ローン（限度額は20～100万円程度）	5.6%
		有担保カードローン	不動産に根抵当権を設定した使途自由な大口ローン（1,000万円程度まで）	5.0%
法人向け当座貸越	預金当座貸越		当座預金残高不足時に一定の極度額まで手形、小切手の支払いに応じる貸出	17.0%
	融資当座貸越	短期貸出	アベイラビリティの確保や印紙代の節減等を企図した貸出	51.8%
		長期貸出		16.6%

（出典）日本銀行調査局 1993，33 頁。

検定受験者が企業に就職して経理業務に携わったとして、実務において「当座借越」に接する場面では、「預金当座貸越」よりも「融資当座貸越」の方により多く遭遇するであろうことは、2.1 の当座預金の口座数の推移や上記図表 7-3 の当座貸越の構成比から見ても容易に推測できる。検定受験者が「当座借越＝預金当座貸越」という認識のままでいると、誤った認識に基づいて処理を行ってしまう可能性がある。

2.3 キャッシュ・マネジメント・システム

効率的な資金調達を行うため、企業集団全体の資金ニーズを補足し、個別の会社ではなく親会社やグループ内において財務機能を担う専門会社が資金調達を行い、それを各グループ会社の資金需要に合わせた配分が行われている。その際に、EB を用いて資金調達を行う会社の口座とグループ会社の口座とを結ぶ「キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）」が用いられており、東証 1 部上場企業（当時）86 社を対象としたアンケートの結果、約 80% が導入済み³との調査がある（アビームコンサルティング 2007，5 頁）。

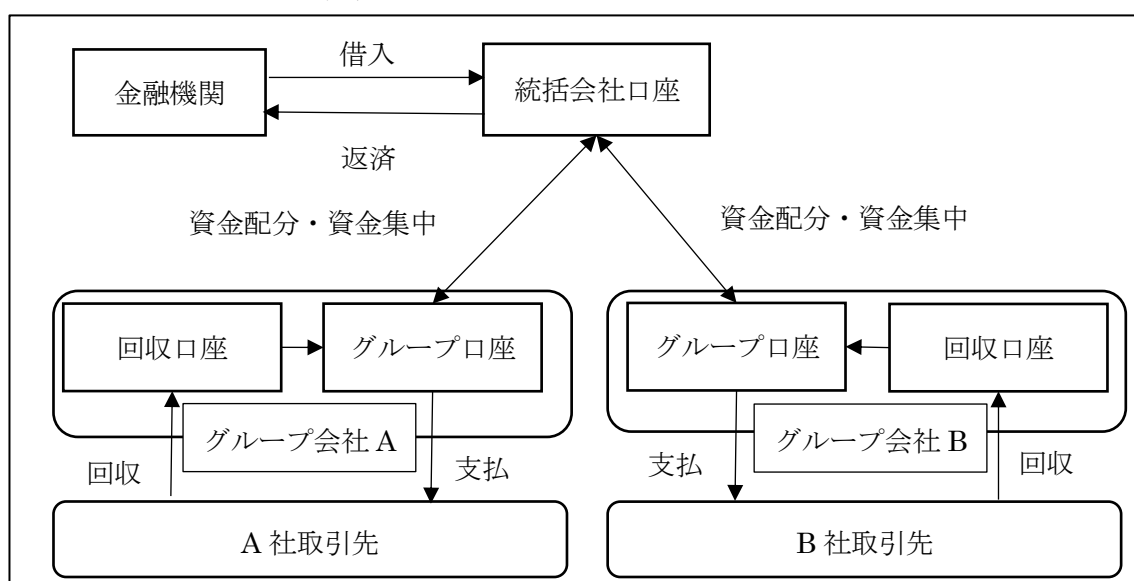
CMS の中でも「プーリングサービス」と呼ばれる仕組みがある。これは、親会社や財務機能を担う専門子会社の預金口座（統括会社口座）と、その他のグループ会社の預金口座（グ

² 構成比は日本銀行が全国の銀行を対象に調査した 1992 年 9 月末時点での結果である。

³ 同調査では 86 社中、「導入済み」が 80%（69 社）、「導入を検討中」が 9%、「導入の予定はない」が 6%、「以前、導入を検討したが断念した」が 5%との結果であった（アビームコンサルティング 2007，5 頁）。

グループ口座)をシステムで結び、各グループ会社の預金口座の残高(基準残高)を設定する。グループ口座から取引先への支払いを行い、一方で取引先からの売上代金回収の口座(回収口座)が別にある場合には、グループ口座へ資金移動させる。そして日次や週次、月次といった一定の期間で基準残高を超える資金余剰のグループ口座から統括会社口座へ資金を吸い上げ(資金集中)、一方で基準残高に満たないグループ口座へ資金を補充(資金配分)させることにより企業集団の資金を一元管理する(図表 7-4)。なお、資金集中額と資金配分額の差額は統括会社とグループ会社間での貸付や借入となる(中野 2017, 120-121 頁)。この他にもグループ会社の支払いを統括会社が一括して代行する「支払代行」といった仕組みもある。

図表 7-4 CMS のプーリングサービス



(出典) 筆者作成。

グループ会社の口座において基準残高を超えて決済を行う場合には、銀行が当座日中貸越枠を設定し、その枠内での資金調達を許容する形で実施される(財団法人情報処理相互運用技術協会 2005, 4 頁)。ここにも当座借越の仕組みが用いられているが、これまで日商簿記検定をはじめ他の簿記検定においても CMS に関する出題は一切行われていない。

仕訳としては親子会社間の資金配分・資金集中時は仮勘定として集計し、その後の決算振替で資金配分額と資金集中額の差額について、資金配分額が超過している場合には親会社から子会社への貸付金(子会社は親会社からの借入金)として、資金集中額が超過している場合には反対に子会社から親会社への貸付金(親会社は子会社からの借入金)として処理することとなる(詳細な仕訳例は 2.5 で示す)。

商工会議所簿記検定試験出題区分表および商業簿記標準・許容勘定科目区分表（2022 年 4 月 1 日施行）において、当座預金および当座借越は図表 5 および図表 6 のとおりとして扱われている。

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 1. 現金預金 ア. 現金 イ. 現金出納帳 ウ. 現金過不足 エ. <u>当座預金, その他の預貯金 (複数口座を開設している場合の管理を含む)</u> オ. <u>当座預金出納帳</u> キ. 小口現金 ク. 小口現金出納帳 (略)	カ. 銀行勘定調整表	

図表 7-6 当座預金および当座借越に関する勘定科目区分表

	A 欄（標準科目）	B 欄（許容勘定科目）
3 級	<u>当座預金</u> <u>当座預金〇〇銀行</u> <u>普通預金</u> <u>普通預金〇〇銀行</u>	<u>銀行預金</u>
2 級	現金	<u>現金預金</u>

また、『検定簿記講義 2 級商業簿記』の例題および練習問題として登場する 617 仕訳の中で、当座預金は 115 仕訳、現金は 50 仕訳で登場しているのに対して、普通預金は僅か 11 仕訳しか登場せず、当座預金の口座数や現金による取り扱いが減少している今日において、実務と乖離した内容が問われていると言える。

2.5 CMS 取引の出題例

2.3 で述べた通り、現時点で CMS を取り扱った出題例はない。しかし、国際的な M&A の活発化に伴い、国内のみならず国際的な企業集団における効率的な資金配分は、ますます重要さを帯び、かつ ICT 技術の飛躍的な発展に伴う導入コストの低下によって、CMS の導入企業は増加することが予測されており（日本経済新聞 2019）、CMS に関して、簿記検定において出題されうる設例を以下に示す。

<設例> CMS 取引

次の取引を、P 社・S 社それぞれの立場から仕訳しなさい。なお、P 社、S 社ともに預金の種類に銀行名を加えた勘定科目を設定している。

- (1) 親会社 P 社は、子会社 S 社との間でキャッシュ・マネジメント・サービスを導入している。S 社の資金需要に基づき、P 社の普通預金甲銀行口座から S 社の普通預金甲銀行口座へ ¥1,500,000 を振り込んだ。
- (2) S 社の得意先である A 社より、売掛金 ¥2,000,000 が S 社の普通預金乙銀行口座へと入金された。
- (3) S 社の仕入先である B 社へ、買掛金 ¥1,500,000 を S 社の普通預金甲銀行口座より支払った。
- (4) S 社の普通預金乙銀行口座より普通預金甲銀行口座へ ¥2,000,000 を振り込んだ。
- (5) 資金集中するため、S 社の普通預金甲銀行口座の残高 ¥2,000,000 を P 社の普通預金甲銀行口座へ振り込んだ。
- (6) P 社と S 社との間で行われた資金配分と資金集中との差額について、それぞれ短期貸付金勘定または短期借入金勘定へと振替えた。

<解答>

(P 社)

- | | | | | | | |
|-----|-----|----------|-----------|-----|----------|-----------|
| (1) | (借) | S 社資金仮勘定 | 1,500,000 | (貸) | 普通預金甲銀行 | 1,500,000 |
| (2) | | 仕 訳 | な し | | | |
| (3) | | 仕 訳 | な し | | | |
| (4) | | 仕 訳 | な し | | | |
| (5) | (借) | 普通預金甲銀行 | 2,000,000 | (貸) | S 社資金仮勘定 | 2,000,000 |
| (6) | (借) | S 社資金仮勘定 | 500,000 | (貸) | S 社短期借入金 | 500,000 |

(S 社)

(1)	(借)	普通預金甲銀行	1,500,000	(貸)	P 社資金仮勘定	1,500,000
(2)	(借)	普通預金乙銀行	2,000,000	(貸)	売 掛 金	2,000,000
(3)	(借)	買 掛 金	1,500,000	(貸)	普通預金甲銀行	1,500,000
(4)	(借)	普通預金甲銀行	2,000,000	(貸)	普通預金乙銀行	2,000,000
(5)	(借)	P 社資金仮勘定	2,000,000	(貸)	普通預金甲銀行	2,000,000
(6)	(借)	P 社短期貸付金	500,000	(貸)	P 社資金仮勘定	500,000

3 ファクタリング

3.1 ファクタリングの概要

ファクタリングとは、企業が保有する売上債権をファクタリング会社が支払期日前に買い取る（買取型）、もしくはその支払いを保証する（保証型）金融サービスである（図表 7-7）。

図表 7-7 買取型ファクタリングと保証型ファクタリング

	買取型	保証型
主な利用目的	売上債権の早期資金化	売上債権の回収不能リスク回避
コスト	買取手数料	保証料
入金タイミング	譲渡時	回収不能時

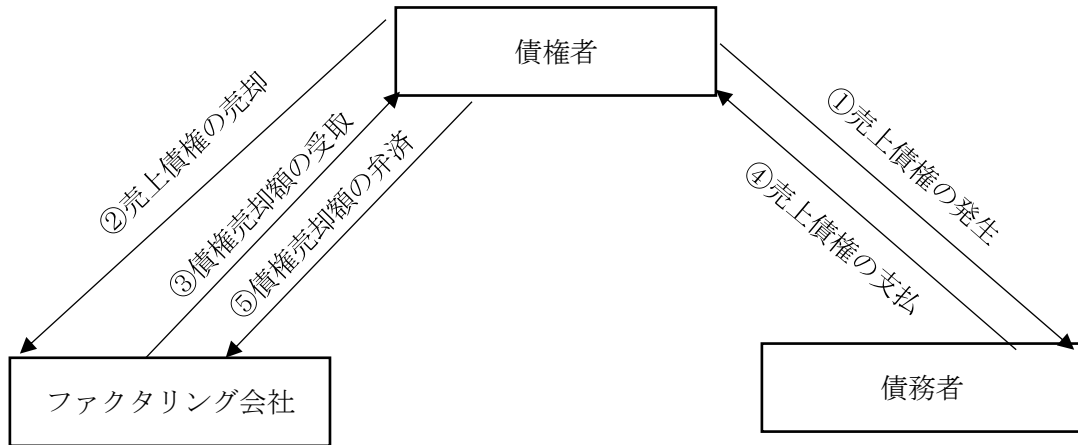
（出典）三井住友銀行「ファクタリングとは？買取型と保証型の仕組みやメリットを解説」。

買取型ファクタリングは、従前、債権者と債務者との契約において債権譲渡禁止特約が付されている場合、債権譲渡を無効とすることができたが、2020 年改正民法により債権譲渡禁止特約が付されている場合でも、債権譲渡は原則として有効とされることとなった（民法 466 条 2 項）。

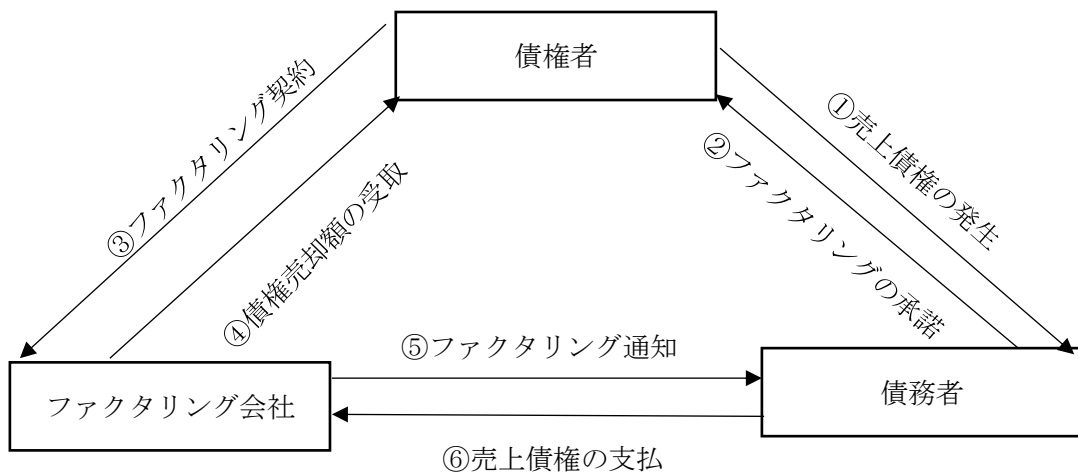
経済産業省は、この改正法について、債権譲渡禁止特約によって円滑な資金調達を妨げているとの声に応じた改正であり、資金調達目的での債権譲渡は契約解除や損害賠償の原因とはならないこと、譲渡されても特段の不利益はないにも関わらず、取引の打ち切りや解除を行うことは、極めて合理性に乏しく、権利の濫用に当たるとの解釈を公表している（経済産業省 2019, 1）

買取型ファクタリングには、債権者とファクタリング会社との間のみでやりとりされる「2 社間ファクタリング」と、債権者、債務者、ファクタリング会社でやりとりされる「3 社間ファクタリング」の形式がある（図表 7-8, 図表 7-9）。

図表 7-8 2 社間ファクタリング



図表 7-9 3 社間ファクタリング

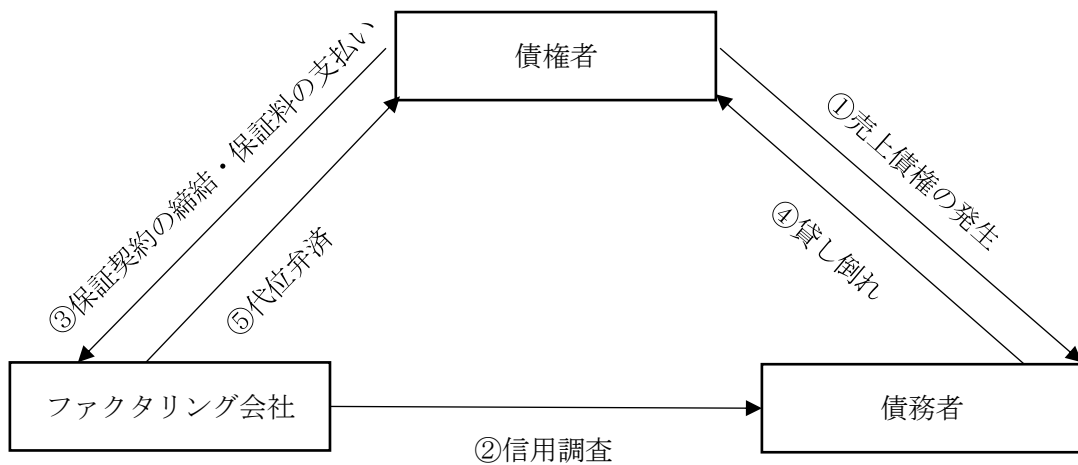


(出典) クレディセゾン「ファクタリングとは？～2 社間と 3 社間ファクタリングの仕組み &特徴の違い～」。

一般に、2 社間ファクタリングは 3 社間ファクタリングと比べて、資金化が速い一方で回収不能リスクが高いため、買取手数料率が高くなる傾向にある。

保証型ファクタリングは、売上債権の回収不能リスクを回避するため、債権者がファクタリング会社に一定の保証料を支払い、万が一、債権が回収不能となった時にファクタリング会社が代位弁済するものである (図表 7-10)。

図表 7-10 保証型ファクタリング



(出典) 三菱 UFJ ファクター「ファクタリングとは」。

3 社間ファクタリングの場合には債権者がファクタリング会社へ債権を譲渡し、これを債務者が合意することで成立するため、債権者はファクタリング会社からの入金時点で売上債権が消滅する。一方、2 社間ファクタリングの場合には債権者とファクタリング会社のみでやり取りとなり、債権者はファクタリング会社から入金された時点では売上債権が消滅せず、あくまで債務者からの入金時点をもって売上債権が消滅することとなる（詳細な仕訳例は 3.3 で示す）。

3.2 日商検定簿記における出題範囲

商工会議所簿記検定試験出題区分表および商業簿記標準・許容勘定科目区分表（2022 年 4 月 1 日施行）において、ファクタリングは図表 7-11 および図表 7-12 のとおり扱われている。

図表 7-11 ファクタリングに関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 (略) 6. 債権の譲渡 ア. クレジット売掛金 (略)	イ. 手形・電子記録債権の (裏書)譲渡, 割引 <u>ウ. その他の債権譲渡</u>	エ. 買戻・遡及義務の計上・ 取崩

(出典) 商工会議所簿記検定試験出題区分表を一部修正。

図表 7-12 ファクタリングに関する勘定科目区分表

	A 欄 (標準科目)	B 欄 (許容勘定科目)
2 級	<u>債権売却損</u>	

(出典) 商業簿記標準・許容勘定科目区分表を一部修正。

3.3 ファクタリングの設例の検討

『検定簿記講義 2 級商業簿記』において、「第 2 章 現金預金と債権の譲渡」の中に「4 債権の譲渡」が登場し、例題 2-2 が示されている (13 頁)。

例題 2-2

次の取引を仕訳しなさい。

- (1) 山形商店に商品 ¥400,000 を売り渡し、代金を掛けとした。
- (2) 上記(1)の売上債権を ¥370,000 で売却し、代金は普通預金口座に振り込まれた。

<解答>

- | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---------|---------|-----|---|---------|---|---------|
| (1) | (借) | 売 | 掛 | 金 | 400,000 | (貸) | 売 | 上 | 400,000 | | |
| (2) | (借) | 普 | 通 | 預 | 金 | 370,000 | (貸) | 売 | 掛 | 金 | 400,000 |
| | | | | 債 | 権 | 売 | 却 | 損 | 30,000 | | |

3.1 で見てきた通り、上記の仕訳(2)はファクタリング会社からの入金をもって売上債権が消滅しているため、3 社間買取型ファクタリングによる設例となる。しかし、ファクタリングであれば 2 社間買取型ファクタリングや保証型ファクタリングの形式がありうる。そこで、日商簿記検定が出題対象としていないこれらの設例を示すと、下記のようなになる。

＜設例＞ 2社間買取型ファクタリング

- (1) 山形商店に商品¥400,000 を売り渡し、代金を掛けとした。
- (2) 上記(1)の売上債権を浪速金融へ¥350,000 で売却し、代金は普通預金口座に振り込まれた。なお、当社および浪速金融は山形商店に対し、債権譲渡の承諾を得ていない。
- (3) 山形商店に対する売掛金¥400,000 が普通預金口座へ振り込まれた旨の通知を受けた。
- (4) 浪速金融へ売却した売上債権を弁済した。

＜解答＞

- | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---------|---------|--------|---|---------|---|---------|
| (1) | (借) | 売 | 掛 | 金 | 400,000 | (貸) | 売 | 上 | 400,000 | | |
| (2) | (借) | 普 | 通 | 預 | 金 | 350,000 | (貸) | 預 | り | 金 | 400,000 |
| | | 債 | 権 | 売 | 却 | 損 | 50,000 | | | | |
| (3) | (借) | 普 | 通 | 預 | 金 | 400,000 | (貸) | 売 | 掛 | 金 | 400,000 |
| (4) | (借) | 預 | り | 金 | 400,000 | (貸) | 普 | 通 | 預 | 金 | 400,000 |

2社間買取型ファクタリングの場合、債務者とファクタリング会社との間でのやりとりが発生しないため、債務者から売上債権を回収した後にファクタリング会社へ弁済しなければならない。そのため、ファクタリング会社から入金があった際には、一旦「預り金」（負債）として処理し、後に弁済する段階で相殺が行われる。

＜設例＞ 保証型ファクタリング

- (1) 山形商店に商品¥400,000 を売り渡し、代金を掛けとした。
- (2) 上記(1)の売上債権について、住吉ファクターに売上債権の保証を依頼したところ、¥350,000 が保証対象となった。住吉ファクターへ保証料¥5,000 円を普通預金口座より振り込んだ。
- (3) 山形商店への売掛金¥400,000 が貸し倒れとなり、ただちに住吉ファクターへ代位弁済を求めた。
- (4) 住吉ファクターより売上債権の保証額が普通預金口座に入金された。

<解答>

(1)	(借)	売掛金	400,000	(貸)	売上	400,000
(2)	(借)	支払保証料	5,000	(貸)	普通預金	5,000
(3)	(借)	未収入金	350,000	(貸)	売掛金	400,000
		貸倒損失	50,000			
(4)	(借)	普通預金	350,000	(貸)	未収入金	350,000

保証型ファクタリングの場合、保証額はファクタリング会社より代位弁済されるため「未収入金」として処理される。保証でカバーしきれなかった額については貸倒損失となる。

4 おわりに

以上、資金決済の取引の中で「当座預金と当座借越」および「ファクタリング」の2つの論点を採り上げて検討してきた。

当座預金に関しては、決済用普通預金の登場や手形・小切手の廃止に向けた取り組みによりその口座数が年々減少の一途を辿っており、実務上の取り扱いの重要性は低下している。それにも関わらず、検定試験上の資金決済取引においては、今も重要な地位を示している。

当座借越についても、預金当座貸越の取引は当座預金と同じく実務上の重要性が低下しており、金融機関によるその他の当座貸越の形態に関しては出題されていないのが現状である。また、当座借越の仕組みを利用したCMSは、企業集団の資金調達の効率化とICT技術の発展に伴い、重要性が増しているにも関わらず、日商簿記検定では出題されない論点である。

ファクタリングについては、2級の債権譲渡の論点とはなっているものの、その内容は3社間買取型ファクタリングのみであり、2社間買取型ファクタリングおよび保証型ファクタリングは対象とされていない。先述の通り、手形・小切手の廃止運動によって、ファクタリングは電子記録債権と共に今後重要な決済手段となりうる。

これら会計実務との乖離によって、日商簿記検定の合格者がその知識を武器に実務に当たった時に誤った処理を行うおそれがある。他団体の簿記検定とは一線を画し、「現代のビジネススタイルの変化により適合し、実際の企業活動や会計実務を織り込んだ実践的な出題内容に進化」（日本商工会議所 2019）させていることを標榜する検定であるからこそ、実際の会計実務に即応した出題が望まれる。

【参考文献】

- アビームコンサルティング.2007.『国内 CMS ベンチマーク調査—二極化する資金集中度—』。
- クレディセゾン.2024.「ファクタリングとは？～2 社間と 3 社間ファクタリングの仕組み& 特徴の違い～」, https://www.saisoncard.co.jp/credictionary/financing/factoring_20210804.html (2024 年 5 月 7 日閲覧)。
- 経済産業省.2019.「債権法改正により資金調達が円滑になります」, https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/14_1.pdf (2024 年 5 月 7 日閲覧)。
- 財団法人情報処理相互運用技術協会.2005.『CMS と TMS の現状と企業間データ交換の課題の調査／分析』。
- 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会.2021.『手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画』。
- 東京商工リサーチ.2022.「手形交換所の交換業務に幕 電子交換所にシフトへ 紙の手形廃止に向け、でんさいの存在感がじわり上昇」, https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1191431_1527.html (2024 年 4 月 25 日閲覧)。
- 内閣官房.2021.『成長戦略実行計画』。
- 日本商工会議所.2019.「平成 31 年（2019 年）度以降の簿記検定試験出題区分表の改定等について」, <https://www.kentei.ne.jp/22021> (2025 年 7 月 10 日閲覧)。
- 中野貴元.2017.「出納業務と現預金」上野清貴編著『現場で使える簿記・会計』中央経済社, 111-121。
- 日本銀行考査局.1993.「当座貸越の特徴点と当座貸越金利の動向」『日本銀行統計』1993 年 8 月号, 31-36。
- 日本銀行「時系列統計データ検索サイト」, <https://www.stat-search.boj.or.jp/> (2025 年 7 月 10 日閲覧)。
- 日本経済新聞.2019.「グループ企業の資金一括管理広がる クラウドで導入しやすく」, <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO48806310R20C19A8DTA000/> (2024 年 5 月 9 日閲覧)。
- みずほ銀行「総合口座の当座貸越とはどのようなサービスですか」, <https://www.faq.mizuhoobank.co.jp/faq/show/47> (2024 年 5 月 1 日閲覧)。
- 三井住友銀行「ファクタリングとは？買取型と保証型の仕組みやメリットを解説」, <https://www.smbc.co.jp/hojin/magazine/accounting/about-factoring.html> (2024 年 5 月 7 日閲覧)。
- 三井住友信託銀行「当座貸越とはなんですか」, <https://faq.smtb.jp/faq/show/5931> (2024

年 5 月 1 日閲覧)。

三菱 UFJ ファクター「ファクタリングとは」, <https://www.muf.bk.mufg.jp/settle/about/>
(2024 年 5 月 7 日閲覧)。

第8章 電子記録債権取引に関する検討

加藤大吾（公認会計士・税理士）

【論文要旨】

わが国では経済産業省から発出された 2026 年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討要請を受け、会計実務では従来の紙の手形から電子記録債権へ移行し、資金決済手段として、電子記録債権の取扱高が年々増加している。でんさいネットでは、電子記録債権を手形的な利用を特長とするために電子記録債権の発生記録について債務者請求方式を原則としているが、日商簿記検定の出題区分表において考慮されているかどうかは不明である。また、日商簿記検定の出題区分表に含まれていない項目として、でんさい貸付、支払不能制度および電子記録債権の記録事項の変更があり、会計実務に即した見直しが必要である。

【キーワード】

電子記録債権、電子記録債務、でんさいネット、手形廃止

1 はじめに

本稿では、電子記録債権に関する取引について、日商簿記検定の出題区分表にどのように反映されているかを確認し、会計実務を反映した内容となっているかを考察する。

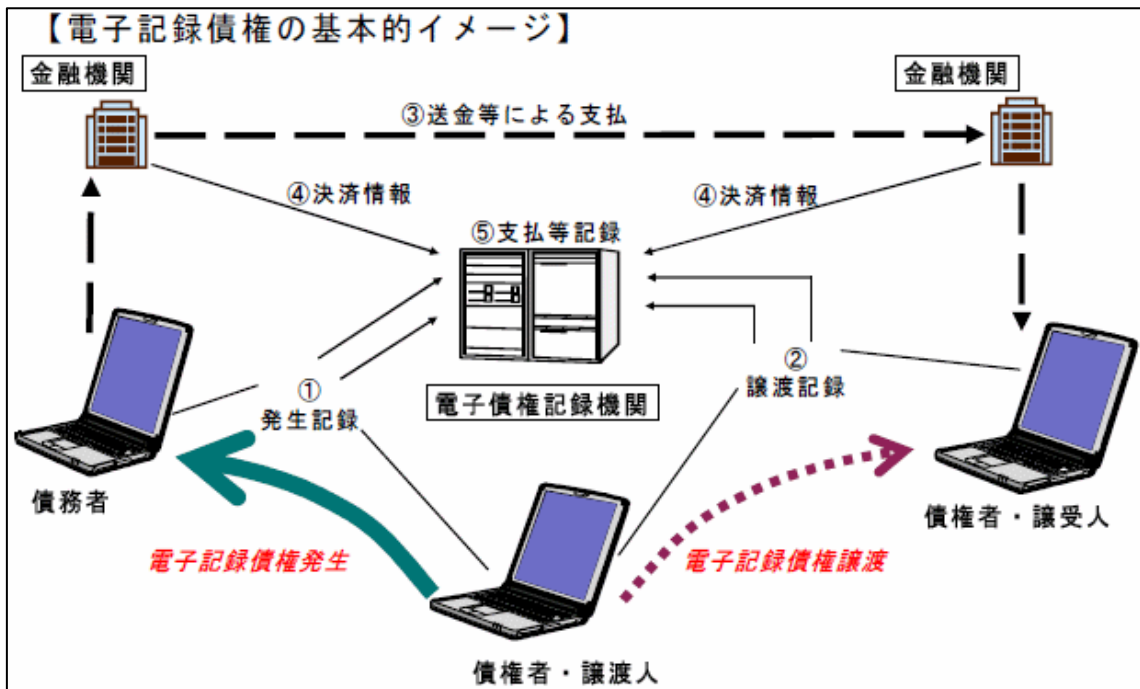
そこで、最初にわが国における電子記録債権に関する取引の動向や特長を概観する。その後、日商簿記検定の出題区分表や『検定簿記講義』における設例を検討し、日商簿記検定と会計実務との相違点を明らかにし、未出題となっている論点について勘定科目の提案を行うこととする。

2 電子記録債権の概要

2.1 電子記録債権

電子記録債権とは、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子記録をすることによってはじめてその発生、譲渡等が行われる金銭債権をいう（図表 8-1）。

図表 8-1 電子記録債権の基本的イメージ



(出典) 金融庁 (2007)。

2007 年に電子記録債権法が制定され、わが国の電子債権記録機関は 5 社が指定されている¹。電子債権記録機関のうち、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」という。）は、2024 年 10 月末現在、わが国最多の 493 の金融機関が参加している²。

電子記録債権は手形的利用に限らず、債権流動化やシンジケートローンなど、さまざまな用途に活用可能な制度である。でんさいネットでは、これまで事業者が慣れ親しんできた手形を電子記録債権に置き換えることが制度の早期普及につながるとして、電子記録債権の「手形的利用」を特長としている。本稿では特に断りのない限り、でんさいネットにおける電子記録債権について述べるものとする。

2.2 手形取引の現状

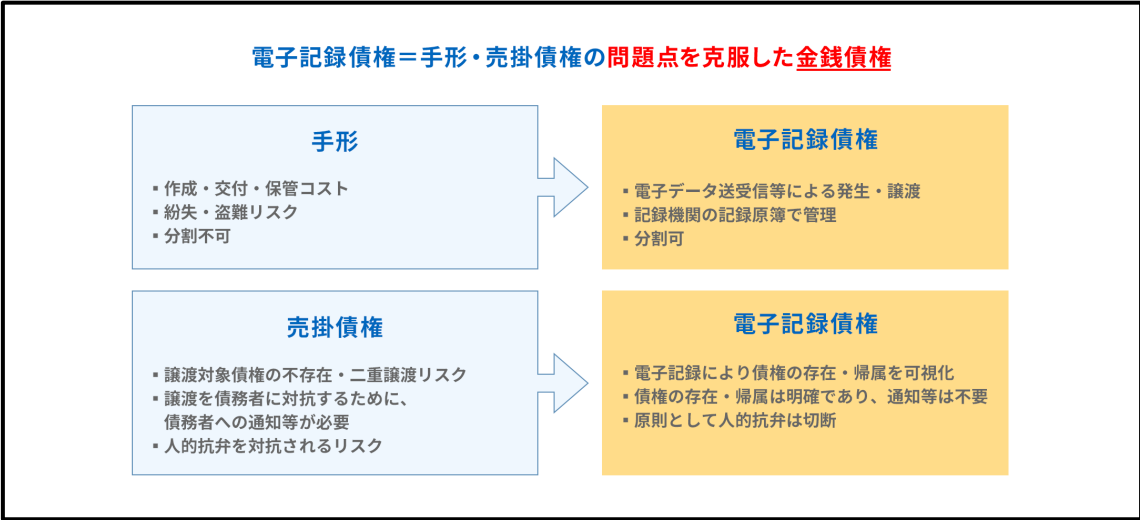
これまで決済手段として広く使用されていた手形は、紛失・盗難のリスク，作成・保管のコスト，郵送代及び印紙税の負担などの紙媒体を利用するなどの問題点がある（図表 8-2）。

¹ 日本電子債権機構株式会社（2009 年 6 月 24 日），SMBC 電子債権記録株式会社（2010 年 6 月 30 日），みずほ電子債権記録株式会社（2010 年 9 月 30 日），株式会社全銀電子債権ネットワーク（2013 年 1 月 25 日），Tranzax 電子債権株式会社（2016 年 7 月 7 日）（なお，括弧内の日付は指定日である）。

² 「電子債権記録機関はいくつあるか。」（でんさいネット）
https://www.densai.net/faq/faq_detail.html?id=162（2025 年 6 月 8 日閲覧）

そのため、大企業を中心として約束手形による決済を取りやめ、期日支払いの売掛債権に移行したり、一括決済方式を採用する事業者が増加しており、手形取引量が減少している（でんさいネット 2014、4 頁）（図表 8-3）。

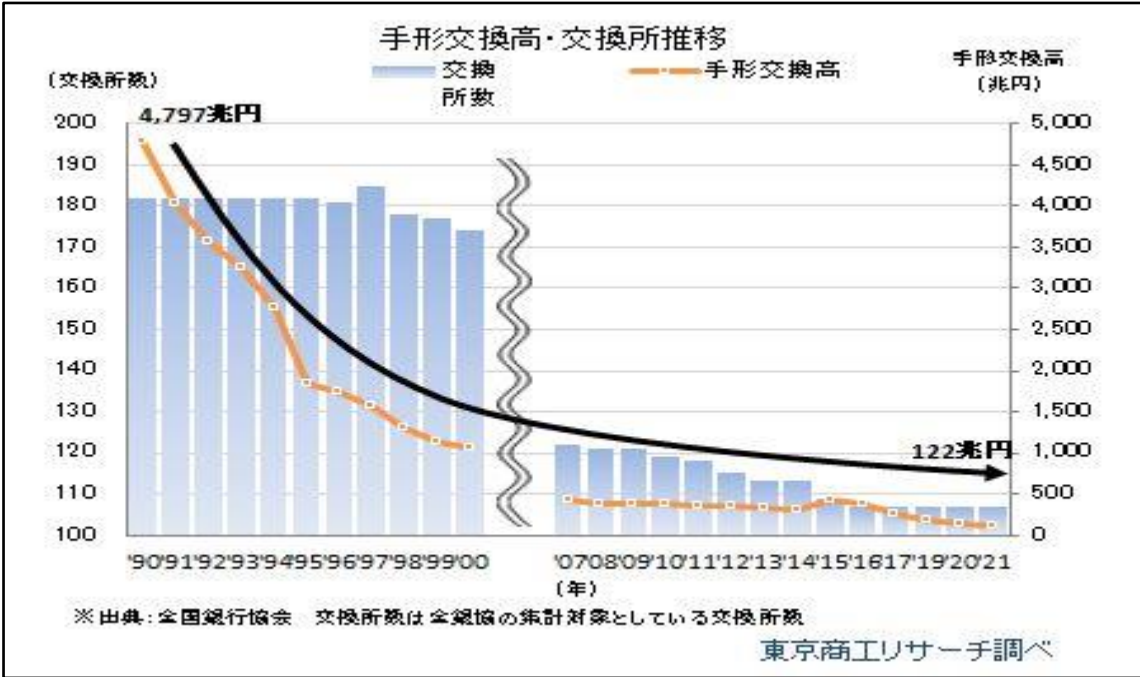
図表 8-2 手形・売掛債権と電子記録債権の関係



（出典）電子記録債権とは（でんさいネット）

<https://www.densai.net/about/academy/origin/>（2025 年 6 月 8 日閲覧）。

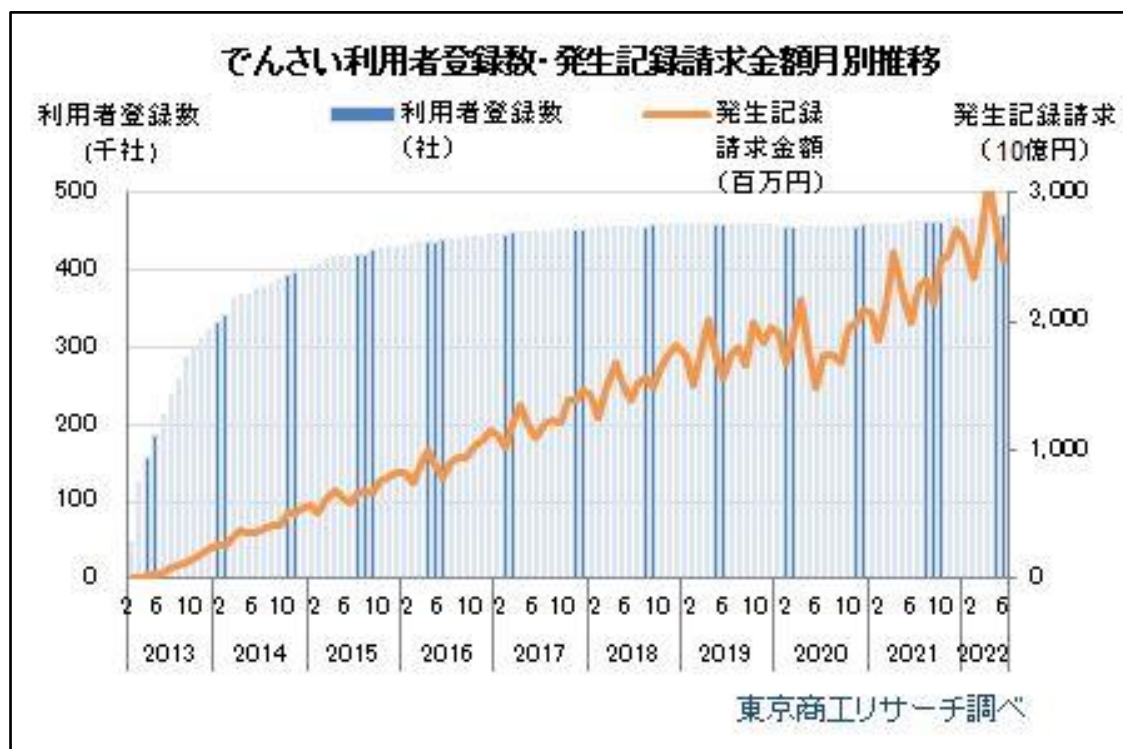
図表 8-3 手形交換高・交換所推移



（出典）株式会社東京商工リサーチ（2022）。

わが国では、経済産業省が「取引適正化に向けた 5 つの取組」（2022 年 2 月 10 日）を公表し、2026 年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討を要請している。これを受けて、全国銀行協会においても紙の手形・小切手から電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネットバンキングによる振り込み）への移行を推進しており³、わが国における電子記録債権の取引は増加している（図表 8-4）。

図表 8-4 でんさい利用者登録数・発生記録請求金額月別推移



（出典）株式会社東京商工リサーチ（2022）。

2.3 手形的利用を特長とする電子記録債権

でんさいネットでは、電子記録債権について手形的利用を特長とする取扱いとするために、以下のような対応を行っている（でんさいネット 2014，22 頁）。

³ 例えば、みずほ銀行では、2024 年 1 月 4 日以降に当座勘定を新規で開設した顧客については、紙の手形・小切手の発行を停止している。また、2027 年 4 月以降を期日とする取立手形等（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含む）の代金取立（期日管理）を停止する。（みずほ銀行 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/oshirase/check_digitize.html，2025 年 6 月 8 日閲覧）

(1) 記録事項の制限

電子記録債権法では、必要的記録事項のほかに任意的記録事項（利息、遅延損害金または違約金の定め等）を記録することができる。任意的記録事項が多く記録されると、様々な異なる内容をもった電子記録債権が記録・流通することとなるため、利用者が取得した電子記録債権の内容について都度確認する必要がある。

そこで、でんさいネットでは、任意的記録事項の記録を制限することにより、手形と同等の性質を持った電子記録債権を記録・流通することとしている⁴。

(2) 債務者の単独行為による発生

電子記録債権法では、債務者と債権者との双方が、それぞれ発生記録を請求し、その内容が一致した場合に、発生記録をすることが求められている。

約束手形の振り出しは債務者が単独で行うことができることから、でんさいネットでは、円滑な電子記録債権取引を実現するために、電子記録義務者（発生記録においては債務者）となる利用者が発生記録等を記録請求する債務者請求方式を原則としている⁵。なお、債権者は記録した発生記録の内容に異議がある場合には、発生記録の記録日から起算して 5 銀行営業日以内であれば、当該発生記録の削除する変更記録を債権者単独で行うことができる。

(3) 譲渡人による信用補完

手形を裏書譲渡した場合には、裏書人は原則として裏書担保責任を負うことにより、手形の流通性を確保している。でんさいネットにおいても、手形の裏書担保責任と同等の効果を電子記録債権に与えるために、原則として譲渡記録に譲渡人を電子記録保証人とする保証記録（譲渡保証記録）を義務付けている。

(4) 支払不能処分制度

手形取引では、6 カ月以内に 2 回以上の手形を不渡とした手形債務者について、不渡処分制度に基づく取引停止処分が科され、当座勘定取引が禁止されることになる。

⁴ でんさいネットでは、業務規程および業務規程細則により、次の事項を内容とする発生記録の請求を禁止している。①債権金額を 1 万円未満または 100 億円以上は不可（債権金額は 1 円単位とすることが可能）、②支払期日は発生日から起算して 7 銀行営業日以内または 1 年後の応当日以降は不可、③支払方法は分割払いの合意は不可、④日本円以外は不可、⑤債権者、債務者を複数とすることは不可。

⁵ 債務者請求方式の場合、債務者が発生記録を平日 15 時までに行った場合、その当日が電子記録債権の発生日となる。また、債権者請求方式の場合、債権者が発生記録請求を行い、債務者が通知を受けた日を含めて 5 銀行営業日以内に承諾した場合、承諾した日に電子記録債権が発生する（でんさいネット（2014、54-55 頁））。

でんさいネットにおいても、不渡処分制度と同様に支払不能処分制度を運用している。この支払不能処分制度は、支払期日に口座間送金決済による支払をすることができないことを支払不能として定義の上、6カ月以内に2回以上、電子記録債権を支払不能とした債務者について、債務者として発生記録を請求することを禁止する「債務者利用停止措置」を科すとともに、参加金融機関との間の貸出取引を禁止する取引停止処分を科すものである。

3 日商検定簿記における出題範囲の検討

3.1 電子記録債権に関する取引

商工会議所簿記検定試験出題区分表及び商業簿記標準・許容勘定科目区分表（2022年4月1日施行）において、電子記録債権の取引について、図表 8-5 および図表 8-6 のとおりである。

図表 8-5 手形と電子記録債権に関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 5. 手形 ア. 振出, 受入, 取立, 支払 <u>エ. 電子記録債権・電子記録債務</u> オ. 受取手形記入帳と支払手形記入帳 カ. 手形貸付金, 手形借入金 6. 債権の譲渡 (略)	…営業外支払(受取)手形※ イ. 手形の更改(書換え) ウ. 手形の不渡…………… <u>イ 手形・電子記録債権の(裏書)譲渡, 割引</u>	…不渡手形の貸借対照表表示法

(出典) 商工会議所簿記検定試験出題区分表を一部修正。

図表 8-6 手形と電子記録債権に関する勘定科目区分表

	A 欄（標準科目）	B 欄（許容勘定科目）
3 級	受取手形 手形貸付金 <u>電子記録債権</u> 支払手形 手形借入金 <u>電子記録債務</u>	— 貸付金 — — 借入金 —
2 級	営業外受取手形 <u>営業外電子記録債権</u> 営業外支払手形 <u>営業外電子記録債務</u> <u>電子記録債権売却損</u>	— — — — —

（出典）商業簿記標準・許容勘定科目区分表を一部修正。

3.2 3級の設例の検討

『検定簿記講義 3 級商業簿記』「第 9 章 受取手形と支払手形」の「第 4 節 電子記録債権と電子記録債務」において、発生記録の請求と支払期日が到来した際の債権者と債務者の設例が示されている（図表 8-7）。

図表 8-7 検定簿記講義 3 級の設例

例題 9-4

次の取引について、A 社と B 社のそれぞれの仕訳を示しなさい。

- ① A 社は、B 社に商品 ¥50,000 を売り渡し、代金は掛けとした。
- ② A 社は、取引銀行 X 銀行を通じて、B 社に対する売掛金 ¥50,000 について、電子債権記録機関に対して電子記録債権の発生記録の請求を行った。B 社は電子債権記録機関から、電子記録債務の発生記録の通知を受け、これを承諾した。
- ③ 電子記録債権の支払期日が到来し、A 社の普通預金口座と B 社の当座預金口座間で決済が行われた。

<解答>

A社の仕訳

①	(借)	売	掛	金	50,000	(貸)	売	上	50,000					
②	(借)	電	子	記	録	債	権	50,000	(貸)	売	掛	金	50,000	
③	(借)	普	通	預	金	50,000	(貸)	電	子	記	録	債	権	50,000

B社の仕訳

①	(借)	仕	入	50,000	(貸)	買	掛	金	50,000					
②	(借)	買	掛	金	50,000	(貸)	電	子	記	録	債	務	50,000	
③	(借)	電	子	記	録	債	務	50,000	(貸)	当	座	預	金	50,000

(出典)『検定簿記講義 3級商業簿記』149-150 頁。

図表 8-7 の例題 9-4 は、電子記録債権の発生記録と支払等記録に関する取引の仕訳問題である。本設例は債権者請求方式（債権者が発生記録の請求を行い、5 銀行営業日以内に債務者に承諾を得る方法）を前提としているが、でんさいネットでは、約束手形の振り出しを前提とした債務者請求方式を基本的な取扱いとしている（でんさいネット 2014, 55 頁）。債権者請求方式を利用する場合は、債権者・債務者の双方の窓口金融機関が発生記録の債権者請求方式に対応していること及び債権者請求方式を利用する旨を選択していることが必要条件となる（でんさいネット 2014, 55 頁）。

債権者請求方式は振出人と指図人を債権者、名宛人を債務者とする自己受為替手形の振り出しと同様の効果といえる。日商簿記検定における手形取引の出題範囲では、3 級及び 2 級から為替手形が除外されており、また、従前の 2 級では自己受為替手形が出題されていた背景を踏まえると、3 級では債務者請求方式を、2 級では債権者請求方式とする整理することが必要であると考えられる。

3.3 2 級の設例の検討

2 級において、電子記録債権の譲渡、割引及び商品売買以外の取引に関する会計処理が出題範囲表に含まれている。『検定簿記講義 2 級商業簿記』では、「第 3 章 受取手形と支払手形」の「第 5 節 電子記録債権と電子記録債務」において、電子記録債権の発生記録、譲渡記録及び割引の設例（図表 8-8）が掲載されている。

図表 8-8 検定簿記講義 2 級の電子記録債権の発生記録，譲渡記録及び割引に関する設例

例題 3-5

次の一連の取引を仕訳しなさい。

- (1) 千代田商店は新宿商店に対する買掛金¥300,000 の支払いのため，電子債権記録機関に取引銀行を通じて債務の発生記録を行った。また，新宿商店は取引銀行よりその通知を受けた（両商店の仕訳を示しなさい）。
- (2) 新宿商店は，世田谷商店に対する買掛金¥200,000 の支払いのため，取引銀行を通じて上記(1)の電子記録債権の一部譲渡記録を行った。
- (3) 新宿商店は，千代田商店に対する電子記録債権残高¥100,000 について，割引を行うために取引銀行への債権の譲渡記録を行い，取引銀行から利息相当額¥2,000 を差し引かれた残額が当座預金口座へ振り込まれた。

<解答>

(1) 千代田商店

(借)	買	掛	金	300,000	(貸)	電	子	記	録	債	務	300,000
-----	---	---	---	---------	-----	---	---	---	---	---	---	---------

新宿商店

(借)	電	子	記	録	債	権	300,000	(貸)	売	掛	金	300,000
-----	---	---	---	---	---	---	---------	-----	---	---	---	---------

(2)	(借)	買	掛	金	200,000	(貸)	電	子	記	録	債	権	200,000
-----	-----	---	---	---	---------	-----	---	---	---	---	---	---	---------

(3)	(借)	当	座	預	金	98,000	(貸)	電	子	記	録	債	権	100,000
-----	-----	---	---	---	---	--------	-----	---	---	---	---	---	---	---------

	電	子	記	録	債	権	売	却	損	2,000
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

(出典)『検定簿記講義 2 級商業簿記』22-23 頁。

図表 8-8 の例題 3-5 は，電子記録債権の譲渡記録に関する仕訳問題である。手形の裏書や割引と異なり，電子記録債権では債権金額の一部分割譲渡をすることができることを前提とした出題である。

でんさいネットでは，電子記録債権の譲渡に関して，原則として譲渡記録に譲渡人を電子記録保証人とする保証記録（譲渡保証記録）を義務付けており，また支払不能処分制度により，取引の安全と流通性を担保している。しかし，出題範囲区分表や勘定科目区分表では，支払不能処分制度について出題範囲に含まれていないものと思われる。よって，手形の取引については，裏書や割引とあわせて，不渡手形も出題範囲に含まれていることとの整合性から，支払不能処分制度や電子記録保証人について，出題範囲に含める必要があると考える。

また，上記の設例に続き，固定資産の売買代金の決済に電子記録債権を用いた設例（図表 8-9）が掲載されている。

図表 8-9 検定簿記講義 2 級の固定資産の売買代金の決済に関する設例

例題 3-6

次の取引を仕訳しなさい。

- (1) 事業用の土地を購入した際の未払金 ¥4,000,000 について、取引銀行を通じて電子債権記録機関に債務の発生記録を請求した。
- (2) 備品を売却した際の未収入金 ¥600,000 について、電子債権記録機関から取引銀行を通じて債権の発生記録の通知を受けた。

<解答>

(1) (借) 未 払 金 4,000,000 (貸) 営業外電子記録債務 4,000,000

(2) (借) 営業外電子記録債権 600,000 (貸) 未 収 入 金 600,000

(出典)『検定簿記講義 2 級商業簿記』23-24 頁。

図表 8-9 の例題 3-6 の(2)は、図表 8-7 で触れた債権者請求方式を前提とした出題であるが、前述のとおり、通知を受けるのみならず、承諾をした日に初めて電子記録債権の発生記録が成立することを踏まえると、債権者請求方式による出題をする場合には、承諾した旨を明示することが必要であると考えられる。

3.4 電子記録債権に関するその他の論点の検討

3.4.1 電子記録債権を利用した貸付

金融機関の貸付業務では、短期貸付などで金銭消費貸借契約証書の代わりに、借入人を振出人、金融機関を受取人とする約束手形を振り出す手形貸付が一般的に行われている。この手形貸付における約束手形の代わりに、借入人を債務者、金融機関を債権者、借入日を発生日、返済期限を支払期日とする電子記録債権を発生させることを「でんさい貸付」という（でんさいネット 2014, 173 頁）。

企業会計基準委員会の実務対応報告第 27 号「電子記録債権の会計処理および表示についての実務上の取扱い」[設例 2]において、借入金及び貸付金の科目で仕訳が例示されている。

3 級では、商業手形と金融手形の区分を意図して、手形借入金勘定及び手形貸付金勘定が標準科目となっている。このことを前提とすれば、電子記録債権を利用した貸付に関する出題を行う必要があるものと考えられる。その場合、債権者は電子記録債権ではなく、電子記録貸付金勘定、債務者は電子記録債務勘定ではなく電子記録借入金勘定を用いて記録すべきである。設例に示せば、次のとおりである。

＜設例＞

A社はB社に対して事業資金の融資¥100,000を行うこととした。B社は電子債権記録機関に対して債務の発生記録の請求を行い、A社へ通知した。A社の当座預金口座からB社の普通預金口座へ¥100,000を振り込んだ。

(A社)

(借) 電子記録貸付金 100,000 (貸) 当座預金 100,000

(B社)

(借) 普通預金 100,000 (貸) 電子記録借入金 100,000

3.4.2 支払不能処分制度

手形取引では、6カ月以内に2回以上手形を不渡とした手形債務者について、不渡処分制度に基づく取引停止処分が科せられる。手形取引の場合は、手持ちの手形が不渡りとなった場合は受取手形勘定から不渡手形勘定に振り替えることになり、裏書譲渡した手形が不渡りとなった場合に手形上の債務者への弁済額を不渡手形勘定に計上する。

でんさいネットでは手形の不渡処分制度に準じて、支払不能処分制度を運用している。実務対応報告第27号では、債務者が支払不能処分を受けたときの債権者側の科目については触れられておらず、また、でんさいネット(2014, 135頁)によれば、支払期日経過電子記録債権勘定を提案している。この場合、不渡手形勘定に相当する勘定科目として、正常な電子記録債権ではないことをより明確に表現するために、支払不能電子記録債権勘定を提案する。

3.4.3 電子記録債権の記録事項の変更

手形取引では、支払期日に債務者が債権者の承諾を得て、支払期日の延長を行う手形の更改をすることがある。電子記録債権の内容の変更は、変更記録請求により債権金額や支払期日等の変更を行う。

電子記録債権において、記録内容の変更が行われる取引があることから、手形の更改に準じた出題内容の追加を提案する。

4 おわりに

以上の検討の結果、手形取引と比較した電子記録債権に関する取引と日商簿記検定の対応関係は、次のとおりである(図表8-10)。

図表 8-10 電子記録債権に関する取引に関する日商簿記検定の出題状況

	手形取引	電子記録債権に関する取引	日商簿記検定
①	約束手形の振出（営業取引）・決済	発生記録（債務者請求方式） 支払等記録	3 級で出題
②	約束手形の振出（営業外取引）	発生記録	2 級で出題
③	裏書・割引	譲渡記録（電子記録保証人）	2 級で出題
③	自己受為替手形の振出	発生記録（債権者請求方式）	3 級で出題
④	金融手形 （手形借入金・手形貸付金）	銀行を債権者とする発生記録	出題範囲外
⑤	手形の不渡り	支払不能制度	出題範囲外
⑥	手形の更改	変更記録	出題範囲外

（出典）筆者作成。

手形取引が廃止され、今後、電子記録債権に関する取引が活発になることが予想される。電子記録債権に関する取引は、手形取引を学習した後に解説することが一般的であるが、検定簿記についても、会計実務の動向を踏まえて、出題区分の検討および出題範囲外となっている項目の追加の可否とともに、提案した勘定科目を検討する必要があると考える。

【参考文献】

株式会社東京商工リサーチ.2022.「手形交換所の交換業務に幕 電子交換所にシフトへ 紙の手形廃止に向け、でんさいの存在感がじわり上昇」,

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1191431_1527.html（2023 年 12 月 30 日閲覧）。

企業会計基準委員会.2009.『実務対応報告第 27 号「電子記録債権の会計処理および表示についての実務上の取扱い」』企業会計基準委員会。

金融庁.2007.「法令解説 電子記録債権法の概要について」金融庁アクセスFSA56.13-16頁）。

株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程・業務規程細則（2023 年 1 月 10 日改正）。

でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）.2014.「「でんさい」のすべて」一般社団法人金融財政事情研究会。

藤井禎晃.2013.「電子記録債権に関する勘定科目及び簿記処理の検討」日本簿記学会簿記実務研究部会『平成 24・25 年度 最終報告書 新会計基準における簿記処理の検討』, 150-153 頁）。

第9章 棚卸資産の会計 —会計基準の解釈と実務—

川村義則（早稲田大学）

【論文要旨】

本稿では、棚卸資産の会計を対象に、現在の会計基準が実務においてどのように解釈されているかを明らかにするとともに、長年にわたって積み重ねられてきた簿記教育と会計実務との乖離を指摘し、簿記教育と会計実務の双方における今後の対応のあり方について検討している。具体的には、棚卸減耗損および評価損の表示方法、売価還元法に基づく会計処理について検討している。

【キーワード】

棚卸資産，棚卸減耗，減損処理，評価損，売価還元法

1 はじめに

棚卸資産は、多くの企業にとって直接的に収益を生み出す財またはサービスであり、棚卸資産の会計は、簿記の実務にとっても教育にとっても非常に重要な領域である。

棚卸資産については、企業会計基準委員会から、『棚卸資産の評価に関する会計基準』（2006年7月公表，2008年改正，2019年最終改正）が公表されており，通常の販売目的で保有する棚卸資産については，正味売却価額による簿価切下げの処理（減損処理）と後入先出法の廃止が盛り込まれ，また，トレーディング目的で保有する棚卸資産については，時価法が適用されるようになった。

『棚卸資産の評価に関する会計基準』は，具体的な簿記処理について規定するものではないので，日常の簿記処理をどのように行うかには実務に委ねられている。また，『棚卸資産の評価に関する会計基準』において明確な取扱いを定めていない領域もあるため，同基準の公表前の時代に暗黙のまま定着した実務が存在しているとも考えられる。

これに対して，棚卸資産に関する簿記処理については，各種の検定試験や高校・大学レベルの教科書において様々な方法が提唱され，その中には必ずしも現在の実務と整合的なものでないものを含まれている可能性もある。

このような背景から，本稿では，棚卸資産の実際の会計処理および簿記処理について調査

し、簿記教育の会計実務との乖離を指摘し、簿記教育と会計実務の双方における今後の対応のあり方について検討したい。

2 現行の会計基準等

2.1 『棚卸資産の評価に関する会計基準』

『棚卸資産の評価に関する会計基準』では、棚卸資産の評価方法について、次のように定められている（適宜、筆者が下線を加えている）。

（1）棚卸資産の評価方法

6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

（1）個別法

取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法

個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。

（2）先入先出法

最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法

（3）平均原価法

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法

なお、平均原価は、総平均法又は移動平均法によって算出する。

（4）売価還元法

値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法

売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。

6-3. 棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならない。

（2）通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

7. 通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落してい

る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。
13. 売価還元法を採用している場合においても、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。 ただし、値下額等が売価合計額に適切に反映されている場合には、次に示す<u>値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率</u>により求められた期末棚卸資産の帳簿価額は、収益性の低下に基づく簿価切下額を反映したものとみなすことができる。 $\frac{\text{期首繰越商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{期首繰越商品小売価額} + \text{当期受入原価総額} + \text{原始値入額} + \text{値上額} - \text{値上取消額}}$
14. 前期に計上した簿価切下額の戻入れに関しては、当期に戻入れを行う方法（洗替え法）と行わない方法（切放し法）のいずれかの方法を棚卸資産の種類ごとに選択適用できる。 また、売価の下落要因を区分把握できる場合には、物理的劣化や経済的劣化、若しくは市場の需給変化の要因ごとに選択適用できる。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。
（３）トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準
15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、<u>時価</u>をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。
16. トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、企業会計基準第 10 号『金融商品に関する会計基準』（以下「金融商品会計基準」という。）における売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。
（４）通常の販売目的で保有する棚卸資産に係る損益の表示
17. 通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額（前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額）は売上原価とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避免的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。臨時の事象とは、例えば次のような事象をいう。なお、この場合には、洗替え法を適用していても（第 14 項参照）、当該簿価切下額の戻入れを行ってはならない。 (1) 重要な事業部門の廃止 (2) 災害損失の発生
（５）通常の販売目的で保有する棚卸資産に係る損益の注記
18. 通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額（前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額）は、注記による

方法又は売上原価等の内訳項目として独立掲記する方法により示さなければならない。
ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、この限りではない。

(6) トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益の表示

19. トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する。

19-2. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的有価証券に関する注記に準じて、金融商品会計基準第 40-2 項(3)「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」のうち、売買目的有価証券について注記される項目について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

2.2 財務諸表等規則

財務諸表等規則（内閣府令）においては、棚卸資産に関連する規定として、次のようなものが置かれている。

(棚卸資産の評価差額の表示方法)

第七十二条の二 市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならない。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができる。

(売上原価の表示方法)

第七十五条 売上原価に属する項目は、第一号及び第二号の項目を示す名称を付した科目並びにこれらの科目に対する控除科目としての第三号の項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一 商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下この項及び次条において同じ。）の期首棚卸高

二 当期商品仕入高又は当期製品製造原価

三 商品又は製品の期末棚卸高

2 前項第二号の当期製品製造原価については、その内訳を記載した明細書を損益計算書に添付しなければならない。ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報を注記している場合は、この限りでない。

第七十六条 前条第一項の商品又は製品について販売、生産又は仕入以外の理由による増減高がある場合、その他売上原価の項目として付加すべきものがある場合には、同項

各号の項目を示す科目のほか、当該項目の内容を示す科目をもつて別に掲記しなければならない。

(棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第八十条 通常の販売の目的をもつて所有する棚卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該棚卸資産の期末棚卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該切下額に重要性が乏しい場合には、区分掲記又は注記を省略することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、区分掲記又は注記を要しない。

3 典型的な簿記の問題

現在の簿記教育においては、棚卸資産に関する典型的な問題がいくつか存在する。

3.1 棚卸減耗損と商品評価損を含む損益計算書の作成問題

まず、棚卸減耗損と評価損を含む損益計算書の作成問題を挙げることができる。通常、期末棚卸高に関する資料として、帳簿棚卸高の数量と金額および実地棚卸高の数量と金額に関する資料が与えられる。

解答においては、損益計算書に表示される売上原価の区分において、「期末棚卸高」として帳簿棚卸高（原価）を記載し、さらに棚卸減耗費と商品評価損を内訳項目として記載することが求められる。

この問題の例題は、次のとおりである。

〔資料〕

1. 決算整理前勘定残高

繰越商品	350,000 円
仕入	3,000,000 円
売上	4,500,000 円

2. 決算整理

商品期末棚卸高（帳簿） 900 個，取得原価@500 円

商品期末棚卸高（実地） 850 個，正味売却価額@480 円

なお，棚卸減耗損および商品評価損は，売上原価の内訳項目として表示する。

〔解答〕

損 益 計 算 書		（単位：円）
I 売上高		4,500,000
II 売上原価		
1 商品期首棚卸高	350,000	
2 当期商品仕入高	<u>3,000,000</u>	
合計	3,350,000	
3 商品期末棚卸高	<u>450,000</u>	
差引	2,900,000	
4 棚卸減耗損	25,000	
5 商品評価損	<u>17,000</u>	<u>2,942,000</u>
売上総利益		<u><u>1,558,000</u></u>

標準的な仕訳は，次の通りである。

（借） 仕 入	350,000	（貸） 繰 越 商 品	350,000
（借） 繰 越 商 品	450,000	（貸） 仕 入	450,000
（借） 棚 卸 減 耗 損	25,000	（貸） 繰 越 商 品	42,000
商 品 評 価 損	17,000		

3.2 売価還元原価法と売価還元低価法の同時適用に関する損益計算書の作成問題

次に，売価還元原価法と売価還元低価法の同時適用に関する損益計算書の作成問題を挙げることができる。この問題では，売価還元法の適用に必要な原価と売価に関する資料が与えられ，売価還元原価法による原価率と売価還元低価法による原価率（値下額および値下取消額を除外した売価還元法の原価率）を同時に算定できるように構成されている。

解答においては，売価還元原価法による原価率と売価還元低価法による原価率をそれぞれ

適用した期末棚卸高を算定し、両者の差額を商品評価損として算定することが求められる。
また、多くの場合、いわゆるインプット売価合計（＝期首棚卸商品売価＋当期商品仕入高＋
値入額）とアウトプット売価合計（＝売上高＋期末棚卸商品売価）の差額を棚卸減耗品の売
価として算定することも求められる。この棚卸減耗品の売価に売価還元原価法による原価率
を乗じることによって、棚卸減耗損（原価）が算定される。

この問題の例題は、以下のとおりである。

〔資料〕

1. 決算整理前勘定残高

繰越商品	500,000 円
仕入	3,560,000 円
売上	5,000,000 円

2. 決算整理

売価還元法を採用。

商品期首棚卸高（売価）700,000 円

原始値入額 1,260,000 円，値上額 280,000 円，値下額 200,000 円

商品期末棚卸高（実地・売価）590,000 円

なお、棚卸減耗損および商品評価損は、売上原価の内訳項目として表示する。

〔解答〕

原価法原価率

$$= \frac{500,000 \text{ 円} + 3,560,000 \text{ 円}}{700,000 \text{ 円} + 3,560,000 \text{ 円} + 1,260,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円} - 200,000 \text{ 円}} = 0.725$$

$$\text{低価法原価率} = \frac{500,000 \text{ 円} + 3,560,000 \text{ 円}}{700,000 \text{ 円} + 3,560,000 \text{ 円} + 1,260,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円}} = 0.7$$

$$\begin{aligned} \text{商品期末棚卸高（帳簿・売価）} &= (700,000 \text{ 円} + 3,560,000 \text{ 円} + 1,260,000 \text{ 円} \\ &\quad + 280,000 \text{ 円} - 200,000 \text{ 円}) - 5,000,000 \text{ 円} = 600,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\text{商品期末棚卸高（帳簿・原価）} = 600,000 \text{ 円} \times 0.725 = 435,000 \text{ 円}$$

$$\text{棚卸減耗損（原価）} = (600,000 \text{ 円} - 590,000 \text{ 円}) \times 0.725 = 7,250 \text{ 円}$$

$$\text{商品評価損（原価）} = 590,000 \text{ 円} \times (0.725 - 0.7) = 14,750 \text{ 円}$$

損 益 計 算 書

(単位：円)

I	売上高		5,000,000
II	売上原価		
1	商品期首棚卸高	500,000	
2	当期商品仕入高	<u>3,560,000</u>	
	合計	4,060,000	
3	商品期末棚卸高	<u>435,000</u>	
	差引	3,625,000	
4	棚卸減耗損	7,250	
5	商品評価損	<u>14,750</u>	<u>3,647,000</u>
	売上総利益		<u><u>1,353,000</u></u>

4 典型的な簿記の問題に内在する問題点

現行の会計基準等から、典型的な簿記の問題において暗黙の前提となっている棚卸資産の会計処理・表示の方法を導出することが困難な問題点がいくつか存在する。例えば、現行の会計基準等と典型的な簿記の問題に内在する、次のような問題点を指摘することができる。

- 棚卸減耗損の表示方法が明確でない。
- 売価還元法の適用方法が明確でない。

以下、それぞれの問題について検討する。

4.1 棚卸減耗損の表示方法

4.1.1 問題の所在

棚卸減耗損は、商品評価損と異なり、『棚卸資産の評価に関する会計基準』において、何ら言及がなく、損益計算書における表示も注記による開示も取扱いが明らかではない。

簿記教育では、棚卸減耗損は、損益計算書において独立の科目（または内訳項目）として表示されるのが一般的と思われる。一般に、簿記教育では、『棚卸資産の評価に関する会計基準』の公表以前の『企業会計原則』の解釈に基づいて、例えば、『検定簿記講義 2 級商業簿記』では、次のように説明されている。

「棚卸減耗損は原価性がある場合には、損益計算書における売上原価の区分にその内訳科目として、あるいは販売費及び一般管理費の区分に記載されます。一方で原価性がない場合には、営業外費用または特別損失の区分に記載されます。」(66-67 頁)

すなわち、商品評価損（簿価切下げ額）が売上原価の内訳項目または特別損失として表示されるのに対して、棚卸減耗損は、さらに、販売費や営業外費用として表示される余地がある

とされる。

では、このような取扱いが行われているとする根拠は、どこにあるのであろうか。『棚卸資産の評価に関する会計基準』が公表される以前における棚卸資産の会計処理および表示・開示は、『企業会計原則』（および『企業会計原則注解』）において定められていた。1982年最終改正の『企業会計原則』において、棚卸減耗損に関する直接的な規定は存在しないが、その『注解』において、「品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損」に関する、以下のような規定が存在する。

「品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められる場合には、これを営業外費用又は特別損失として表示し、これらの評価損が原価性を有するものと認められる場合には、製造原価、売上原価の内訳科目又は販売費として表示しなければならない。」（『注解』注10(3)）

棚卸減耗損の表示について、「品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損」の取扱いを準用して解釈することができるとすれば、上記の一般的な簿記教育上の取扱いとなる。しかし、『棚卸資産の評価に関する会計基準』では、原因のいかんにかかわらず、正味売却価額が帳簿価額よりも下落した場合に帳簿価額の切下げが行われることから、現在では『企業会計原則』における「品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損」を、収益性の低下に伴う帳価切下額と特に区別する必要はないこととされている。『棚卸資産の評価に関する会計基準』では、次のように述べられている。

「これまでは、低価法を例外的処理と位置付けてきたことと相俟って、品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損の間には、その取扱いに明確な差異がみられた。しかし、発生原因は相違するものの、正味売却価額が下落することにより収益性が低下しているという点からみれば、会計処理上、それぞれの区分に相違を設ける意義は乏しいと考えられる。また、特に経済的な劣化による収益性の低下と、市場の需給変化に基づく正味売却価額の下落による収益性の低下は、実務上、必ずしも明確に区分できないという指摘も多い。以上により、本会計基準では、これらを収益性の低下の観点からは相違がないものとして取り扱うこととしている。」（39項）

このように、「品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損」が一般の評価損に含めて取り扱われているとすると、棚卸減耗損の表示を「品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損」を準用することによって解釈することは、そもそも準用の根拠を失っているとも考えられることから、無理があるといわざるを得ない。

このように、棚卸減耗損の表示の問題は、現在の規定から解釈することには困難が伴うようである。そこで、逆に、戦後の会計原則・会計基準の変遷を歴史的に辿ることによって、棚卸減耗損の表示の問題を考えてみることにする。

4.1.2 会計原則・会計基準の変遷

1949 年の『企業会計原則』において、棚卸資産については、次のように、取得原価による評価を原則としつつ、商品および原材料に対する低価法に関する規定が設けられた。

「A 商品、原材料、仕掛品、半製品、製品その他貯蔵品等の棚卸資産の取得原価は、実際購入原価又は平均購入原価により決定するものとする。買入順法、平均原価法等により取得原価を算定し難い場合には、基準棚卸法、小売棚卸法等による一定の棚卸評価基準を採用することができる。

商品及び原材料については、その時価が取得原価よりも下落した場合には時価により評価することができる。」（貸借対照表原則五の A）

1949 年制定時の『企業会計原則』においては、棚卸減耗に関する規定は含まれていなかった。

棚卸減耗損の表示に関する規定は、1954 年に公表された『企業会計原則注解』の制定に遡る。1954 年改訂の『企業会計原則』においては、「商品、製品及び原材料等の棚卸資産については、その時価が取得原価よりも下落した場合には時価によつて評価することができる。」（貸借対照表原則五の A）とされ、低価法の適用対象が商品および原材料に加えて製品等にも拡大されている。同時に、『企業会計原則注解』において、棚卸減耗損の処理は、次のように定められていた。

「商品、製品、原材料等の棚卸資産の棚卸評価については、低価主義の適用が認められているから、評価損の生ずる場合がある。低価主義の適用に基く評価損と、低価主義以外の理由から生ずる評価損とは、会計上区別し、次のように処理することが望ましい。

- (1) 商品、製品等直接に販売することを目的とする棚卸資産に対し低価主義を適用する場合に生ずる評価損については、損益計算書における期末棚卸高と貸借対照表記載の期末棚卸高とを合致させ、評価損を自動的に売上原価の科目に算入する。

原材料に対する評価損については、売上原価の内訳科目として原材料評価損の科目で記載する。

- (2) 棚卸資産に関する品質低下、陳腐化、減耗等の原因によつて生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められた場合には、これを営業外費用として処理する。これらの評価損が原価性を有するものであれば、製造原価又は売上原価に算入する。」（注 4）

このように、1954 年の『企業会計原則注解』において、減耗を原因とする評価損は、原価性を有するものと有しないものとに区別され、原価性を有するものについては製造原価または売上原価に算入し、原価性を有しないものについては営業外費用として処理することが示されていた。ここで、減耗を原因とする評価損の製造原価または売上原価への算入の方法については検討を要する。すなわち、減耗を原因とする評価損を売上原価の内訳科目として表

示するのか、低価主義の適用による評価損のように、「損益計算書における期末棚卸高と貸借対照表記載の期末棚卸高とを合致させ、評価損を自動的に売上原価の科目に算入する」のか、という問題である。『注解』注 4 の(1)において、売上原価の算入方法として「損益計算書における期末棚卸高と貸借対照表記載の期末棚卸高とを合致させ、評価損を自動的に売上原価の科目に算入する」方法が示されていることから、(2)においても同様にこの方法によることも解釈できるし、逆に(1)の反対解釈として(2)では売上原価の内訳科目として表示する方法によることを示唆しているとも解釈できる。しかしながら、『注解』注 4 が「低価主義の適用に基づく評価損と、低価主義以外の理由から生ずる評価損とは、会計上区別」することを趣旨とすることから考えると、低価主義の適用による評価損とは異なる処理が想定されていることから、低価主義以外の理由から生ずる評価損（減耗を原因とする評価損を含む）については売上原価の内訳科目として表示する方法を示唆しているように考えられる。

その後、1962 年に公表された『連続意見書第四』において、棚卸修正差額（棚卸減耗費）について次のように記述されている。

「実地棚卸は、定期棚卸法を可能にさせるための不可欠の手段であるにとどまらず、恒久棚卸法を採用する場合には、帳簿記録の不完全性を補うための不可欠の手段である。実地棚卸と恒久棚卸は合して棚卸資産の内部統制の重要な手段を形成する。恒久棚卸法によって記録された帳簿残高は、実地棚卸によって把握された実際残高と比較され、相違がある場合には、実際残高と合致するように修正されなければならない。棚卸修正差額は棚卸減耗費とし、原価性の有無にしたがい、原価性のあるものは製造原価、売上原価又は販売費に含め、原価性のないものは営業外費用項目又は利益剰余金修正項目とする。」（第一、六）

なお、当時の損益計算書は、当期業績主義に基づいていたので、「利益剰余金修正項目」は、包括主義に基づいた損益計算書における特別損益に該当する。したがって、『連続意見書第四』においては、棚卸修正差額（棚卸減耗費）は、包括主義の下で解釈しなれば、原価性の有無にしたがい、原価性のあるものは製造原価、売上原価または販売費に含め、原価性のないものは営業外費用または特別損失とする、ということになる。

『連続意見書第四』は、棚卸修正額の棚卸減耗費としての表示を示している。しかし、当時の『企業会計原則』においては、棚卸修正額は、「減耗を原因とする評価損」とされ、品質低下、陳腐化等を原因とする評価損と同様に、取り扱われていたことには着目すべきであろう。

その後、1963 年の改訂においても、『注解』注 5 において、低価主義の適用に基づく評価損と品質低下・陳腐化・減耗等の原因による評価損について改訂前の規定が引き継がれることとなった。さらに時価の著しい下落に伴う評価損に関する規定が置かれることになる。1963 年改訂後の『注解』の規定は、次の通りである。

「商品、製品、原材料等の棚卸資産の棚卸評価については、低価主義の適用が認められているから、評価損の生ずる場合がある。低価主義の適用に基く評価損と、低価主義以外の理由から生ずる評価損とは、会計上区別し、次のように処理することが望ましい。

- (1) 商品、製品等直接に販売することを目的とする棚卸資産に低価主義を適用する場合に生ずる評価損については、損益計算書における期末棚卸高と貸借対照表記載の期末棚卸高とを合致させ、評価損を自動的に売上原価の科目に算入する。

原材料に対する評価損については、売上原価の内訳科目として原材料評価損の科目で記載する。

- (2) 貸借対照表原則五の A の第 1 項但書の場合の評価損については、(1)に準じて処理する。
- (3) 棚卸資産に関する品質低下、陳腐化、減耗等の原因によつて生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められた場合には、これを営業外費用として処理する。これらの評価損が原価性を有するものであれば、製造原価、売上原価又は販売費に算入する。」(注 5)

ここで、(2)の「貸借対照表原則五の A の第 1 項但書の場合の評価損」は、次の規定に基づく評価損である。

「但し、棚卸資産の市場価格の下落がいちじるしく、かつ回復可能の見込がないと認められるときは、時価まで価額を引き下げなければならない。」(貸借対照表原則五の A の第 1 項但書)

時価の著しい下落に伴う評価損は、原価法と低価法の選択できる当時の状況において、原価法を適用する場合においても評価損の計上が強制される場合に生じるものである（このため、この処理は、「強制評価減」と呼ばれていた。）。なお、その表示方法については、低価法評価損の表示方法が準用されており、当該評価損を売上原価に含める場合には、自動的に売上原価の科目に算入する方法が採用されているということになる。

なお、1963 年の『企業会計原則』の改訂に際しても、減耗を原因とする評価損という表現は修正されなかった。その後、1974 年の『企業会計原則』の改訂に際して、評価損の原因としての減耗の例示は削除されることとなった。ところが、棚卸減耗損の取扱いについて別途の規定が置かれなかったので、かえってその取扱いが不明確となってしまった。1974 年の改訂後の『企業会計原則』の注 10「たな卸資産の評価損について」は、次のとおりである。

- 「(1) 商品、製品、原材料等のたな卸資産に低価基準を適用する場合に生ずる評価損は、原則として、売上原価の内訳科目又は営業外費用として表示しなければならない。
- (2) 時価が取得減価より著しく下落した場合（貸借対照表原則五の A 第 1 項ただし書の場合）の評価損は、原則として、営業外費用又は特別損失として表示しなければならない。

- (3) 品質低下、陳腐化等の原因によつて生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められる場合には、これを営業外費用又は特別損失として表示し、これらの評価損が原価性を有するものと認められる場合には、製造原価、売上原価の内訳科目又は販売費として表示しなければならない。」(注 10)

1974 年改正前の『企業会計原則注解』注 5(3)の文言から「減耗の二字を削除した」ことについて、番場(1975)は、つぎのように述べている。

「実地棚卸に基づいて認識される減耗損失(減耗費)は評価損とは区別されうるからである。棚卸減耗費は棚卸資産の減量(帳簿上の数量と実際数量とのひらき)を取得原価で測定した金額にほかならない(帳簿上の数量より実際数量が多い場合に生ずる増量を取得原価で測定した金額はマイナスの減耗費とされる。)これに対して評価損は実地棚卸後の手持量の原価評価額(帳簿価額)と新規評価額との差として測定されるのである。両者の相違はあきらかである。」(106 頁)

このように、番場(1975)は、減耗損失と評価損との相違に起因して、減耗の二字が削除されたとする。飯野(1975)は、さらに踏み込んで、次のように説明している。

「旧注解では減耗に関しても規定していたが、新注解ではそれを削除した。減耗というのは、いうまでもなく、帳簿数量と実際数量との差額である棚卸不足量を取得原価で評価した数量際に関するものである。そのようなものが生ずれば帳簿価額を引き下げることにはなるが、それは原価とそれよりも低い時価との差額としての評価損ではない。したがって、「……減耗等の原価によって生ずる評価損」という旧注解の表現は妥当ではない。新注解では「減耗」という字句を削除したのはこのためである。削除された減耗の取り扱いについては、新注解では特に明示されていないが、さきに述べた品質低下、陳腐化等の原因によって生じた評価損の場合と同様である。したがって旧注解の場合と同様である。」(289 頁)

このため、飯野(1982)では、棚卸減耗の表示の説明に当たり、注解注 10(3)の「準用」を根拠としている(第 5 章 21 頁)。

しかしながら、このような棚卸減耗損の表示方法が実務に適用されていたかというところではなさそうである。

1974 年における『企業会計原則』の改訂後の実務について、当時の有価証券報告書を調べてみた。一例として、三越株式会社の 1979 年 2 月期の有価証券報告書には、以下のような開示が行われていた。

(2) 損益計算書

(単位 千円)

期 間 科 目	第143期(自 52.3.1 至 53.2.28)			第144期(自 53.3.1 至 54.2.28)		
	金	額	比 率	金	額	比 率
I 売上高			%			%
(1) 商品売上高		450,159,075			469,338,280	
(2) 興行収入		659,788			933,583	
(3) 手数料収入		327,786			313,234	
売上高計		451,146,649	100.0		470,585,097	100.0
II 売上原価						
(1) 商品売上原価						
1. 商品期首棚卸高	30,977,497			34,490,420		
2. 当期商品仕入高	337,181,855			352,087,535		
3. 商品期末棚卸高※1	34,490,420	333,668,932		38,459,716	348,118,239	
(2) 興行経費		579,280			760,720	
売上原価計		334,248,212	74.1		348,878,959	74.1
売上総利益		116,898,437	25.9		121,706,138	25.9
III 割賦売上利益調整						
1. 割賦売上 未実現利益繰戻		271,019			520,107	
2. 当期割賦売上 未実現利益繰延		566,202			515,661	
売上実現総利益		116,603,254	25.9		121,710,584	25.9

損益計算書脚注

※1. 商品、貯蔵品の棚卸方法及び評価方法は、第143期、第144期共次の通り。

棚卸方法：帳簿棚卸法（但し、実地棚卸により修正）

評価基準：商品＝売価還元法による原価法に基づく低価法

貯蔵品＝先入先出法による原価法

当時の実務では、損益計算書における「商品期末棚卸高」において実地棚卸による修正後の金額が記載され、棚卸減耗損（および商品評価損）は、自動的に売上原価に含まれる処理が行われていたようである。「商品期末棚卸高」は、貸借対照表に記載されている商品の金額と合致する。上記の開示例における貸借対照表を示すと、次のとおりである。

1. 財 務 諸 表

(1) 貸 借 対 照 表

(単位 千円)

科 目	期 別	第 1 4 3 期 (5 3 2 2 8)		第 1 4 4 期 (5 4 2 2 8)	
		金 額	比 率	金 額	比 率
資 産 の 部			%		%
Ⅰ 流 動 資 産					
1. 現 金 及 び 預 金 ※1		16444,054		18332,101	
2. 受 取 手 形 ※2		5,957,970		6,539,377	
3. 売 掛 金		23,445,344		24,771,174	
4. 有 価 証 券 ※3		3,282,604		3,015,126	
5. 商 品		34,490,420		38,459,716	
6. 貯 蔵 品		102,936		89,151	
7. 前 渡 金		2,356,975		2,073,740	
8. 前 払 費 用		26,936		48,928	
9. 短 期 貸 付 金		271,887		120,843	
10. 関係会社短期貸付金		3,006,000		2,765,000	
11. 未 収 入 金		1,989,594		2,344,932	
12. 差入保証有価証券 ※4		3,938,700		4,509,000	
13. そ の 他		643,408		768,379	
14. 貸 倒 引 当 金		△ 1,185,574		△ 1,286,146	
流 動 資 産 合 計		94,771,254	56.3	102,551,321	57.2

当時の商業に分類される上場企業の有価証券報告書を閲覧したが、棚卸減耗損を独立の科目（内訳科目も含む）で表示する実務は観察されなかった。また、同様に、低価基準を適用している企業においても、棚卸評価損を商品評価損等の科目（売上原価の内訳科目も含む）で表示する実務も観察できなかった。

このように、『企業会計原則』の規定や解釈にかかわらず、それらに反するような実務が定着していた理由としては、いくつか考えられる。

- 棚卸減耗損に関する取扱いが当時の『企業会計原則』からは削除されていたこと。
- 棚卸方法の注記において、実地棚卸による修正が行われているとされ、むしろ売上原価の内訳科目である期末棚卸高を実地棚卸による修正後の金額をもって記載することが許容されていたと考えられること。
- 低価基準の適用による評価損の表示方法は、「原則として」売上原価の内訳科目または販売費として表示するものとされていたこと。
- 1974年改正前の『企業会計原則』において、低価基準の適用による評価損は、損益計算書の期末棚卸高と貸借対照表の帳簿価額を合致させることによって自動的に売上原価に含める方法によることとされており、その実務が定着してしまっていたこと。
- 『財務諸表等規則』において、棚卸減耗損や棚卸評価損を売上原価の内訳科目として表示することを明示的に強制していなかったこと。

そもそも、小売業において、棚卸減耗損の開示は、犯罪被害や財産管理の欠陥を開示するような意味合いもあり、経営上も非常にセンシティブなものとなっている。このため、多くの場合、売上原価の金額には含めるものの、個別の開示が行われてにくい環境にあったものとも推察される。

なお、現在の実務においても、「棚卸資産廃棄損」を営業外費用に表示する実務は多数観察される。松土他（2010）では、棚卸資産廃棄損について、棚卸減耗費と類似するものである場合に、原価性の有無を判断し、営業外費用として表示されるものは非経常的なものであるとの解釈を示している（663-664 頁）。

4.1.3 現代の実務

現代の実務では、すでに述べたように、『棚卸資産の評価に関する会計基準』および『財務諸表等規則』によって、収益性の低下による簿価切下げの金額を売上原価の内訳項目または注記において開示することが要求されている。このため、該当する企業は、これらの開示を行っている。ただし、売上原価の内訳項目として表示する開示例は、きわめて少ない。また、現代の実務では、「棚卸減耗損」を開示することはほとんどないといわれている。

そこで、データベース eol を利用して、2023 年 1 月から同 12 年 31 日までを決算日とする有価証券報告書を対象に、関連する用語で全文検索を行った。「棚卸減耗」について検索したところ上場会社 2 社がヒットし、「商品減耗」を検索したところ上場会社 1 社がヒットした。きわめて、稀な開示例ではあるが、(株) タツミは、製造原価報告書における「他勘定へ振替高」の一項目に「棚卸減耗費」を含めて記載している。また、(株) キャンドウは、損益計算書における売上原価の内訳項目として「棚卸減耗費」、「商品廃棄損」、「商品評価損」を記載している。(株) イメージワンは、売上原価明細書において、「商品評価損」、「商品破棄損」、「商品減耗費」を記載している。それぞれの開示例は、以下の通りである。

(株) タツミ (2023 年 3 月期)

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)		当事業年度 (自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費			34.3	1,578,310	36.3
II 労務費		1,350,948	29.6	1,314,952	30.3
III 経費					
外注加工費		967,106		787,171	
減価償却費		213,708		191,276	
その他		467,353	36.1	473,598	
当期総製造費用		4,567,217	100.0	4,345,309	100.0
期首仕掛品棚卸高		313,721		373,773	
合計		4,880,939		4,719,083	
他勘定へ振替高	(注)	43,138		34,474	
期末仕掛品棚卸高		373,773		383,185	
当期製品製造原価		4,464,026		4,301,424	

前事業年度 (自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)																								
原価計算の方法は、組別総合原価計算によっており、材料費、労務費、経費とも予定をもって計算し、期末原価差額は当期売上原価と期末における棚卸資産に配賦しております。 (注) 他勘定へ振替高の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建設仮勘定</td><td>1,417千円</td></tr> <tr> <td>棚卸減耗費</td><td>1,670千円</td></tr> <tr> <td>作業屑</td><td>33,826千円</td></tr> <tr> <td>技術研究費</td><td>2,213千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,010千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>43,138千円</td></tr> </table>	建設仮勘定	1,417千円	棚卸減耗費	1,670千円	作業屑	33,826千円	技術研究費	2,213千円	その他	4,010千円	計	43,138千円	原価計算の方法は、組別総合原価計算によっており、材料費、労務費、経費とも予定をもって計算し、期末原価差額は当期売上原価と期末における棚卸資産に配賦しております。 (注) 他勘定へ振替高の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建設仮勘定</td><td>347千円</td></tr> <tr> <td>棚卸減耗費</td><td>1,186千円</td></tr> <tr> <td>作業屑</td><td>29,075千円</td></tr> <tr> <td>技術研究費</td><td>1,012千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,851千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>34,474千円</td></tr> </table>	建設仮勘定	347千円	棚卸減耗費	1,186千円	作業屑	29,075千円	技術研究費	1,012千円	その他	2,851千円	計	34,474千円
建設仮勘定	1,417千円																								
棚卸減耗費	1,670千円																								
作業屑	33,826千円																								
技術研究費	2,213千円																								
その他	4,010千円																								
計	43,138千円																								
建設仮勘定	347千円																								
棚卸減耗費	1,186千円																								
作業屑	29,075千円																								
技術研究費	1,012千円																								
その他	2,851千円																								
計	34,474千円																								

(株) キャンドウ (2023 年 2 月期)

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2023年2月28日)
売上高		
小売売上高	62,896	80,867
フランチャイズ売上高	9,264	11,022
その他の売上高	804	1,067
売上高合計	72,965	92,957
売上原価		
商品期首棚卸高	6,079	6,276
当期商品仕入高	※146,292	※159,713
合計	52,371	65,989
他勘定振替高	387	430
商品期末棚卸高	6,276	6,938
商品売上原価	45,708	58,621
棚卸減耗費	141	180
商品廃棄損	112	156
商品評価損	23	19
売上原価合計	45,986	58,977
売上総利益	26,979	33,979

(株) イメージワン (2023 年 9 月期)

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)

※1 他勘定受入高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
有形固定資産からの受入高	—	26,460
計	—	26,460

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
有形固定資産への振替高	756	—
販売費及び一般管理費への振替高	—	333
計	756	333

※3 商品期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、売上原価には以下のものが含まれております。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
商品評価損	20,902	189,857
商品破棄損	—	0
商品減耗費	10,641	—

4.1.4 対応策

このように、棚卸減耗損の表示については、少なからず、会計実務と簿記教育の両面から問題が存在する。

会計実務の面では、棚卸減耗損に関する情報が提供されていない。経営上センシティブな情報であることは理解できるが、収益性の低下による簿価切下額（評価損）に関する情報が損益計算書または注記において提供されていることとのバランスを失っている¹。とくに、減耗損と評価損とを実務上区別しにくい状況も容易に想定され（番場 1975, 107 ページ）、減耗損については、資産をゼロ評価した際の評価損とも理解することが可能であり、同様の取扱いを行うならば評価損と同等の開示を行うか、あるいは減耗損を評価損に含めた開示を行うなどの対応が必要と考えられる。

簿記教育の面では、実務的にほとんど観察されない表示方法に固執することが適切であるのかが問われてくる。例えば、多くの企業が採用していると思われる、売上原価の内訳科目である商品期末棚卸高と貸借対照表上の帳簿価額とを合致させ、棚卸減耗損や棚卸評価損を自動的に売上原価に算入する方法などについて、簿記教育上も取り上げる必要があると考えられる。逆に、棚卸評価損を販売費や営業外費用として表示する方法は、簿記教育において取り上げる意味はほとんどないように思われる。

前述の典型的な簿記の問題について、棚卸減耗損および商品評価損を自動的に売上原価に含める形式での損益計算書を示すと、次の通りである。

損 益 計 算 書		(単位：円)
I 売上高		4,500,000
II 売上原価		
1 商品期首棚卸高	350,000	
2 当期商品仕入高	<u>3,000,000</u>	
合計	3,350,000	
3 商品期末棚卸高	<u>408,000</u>	<u>2,942,000</u>
売上総利益		<u><u>1,558,000</u></u>

もちろん、簿記教育においては、内部管理目的で棚卸減耗損を別途把握する意義は認められるので、損益計算書における表示の方法と内部管理目的での仕訳とを切り離すかどうかと

¹ 国際会計基準（IAS 2）では、評価損と減耗を費用処理する定めがある（par. 34）。しかし、開示は評価損のみが要求されている（par. 36）。その理由は不明である。

いう問題もある²。財務諸表において棚卸減耗損が表示されないことが一般的であるとすれば、仕入勘定から繰越商品勘定への振替えに際して、帳簿数量に基づく棚卸高ではなく実地数量に基づく棚卸高に基づいて行う仕訳についても、簿記教育において取り上げるべきではないかと思われる。

前述の問題について、この仕訳を示せば、次の通りである。

(借)	仕	入	350,000	(貸)	繰	越	商	品	350,000
(借)	繰	越	商	品	408,000	(貸)	仕	入	408,000

なお、現代の実務を観察するプロセスにおいて、目立ったのは、むしろ他勘定振替高および受入高の表示例が極めて多いという事実である。商品・製品から、広告宣伝費や研究開発費への振替え、ソフトウェア仮勘定への振替えなど、実務では多くの振替えが生じている。

日商簿記2級において他勘定振替えが出題されるかは出題区分表からは明らかではないが、多くの企業において頻繁に生じる仕訳であることを考慮すれば、2級レベルの教育に反映させることも考えられる。

例えば、ジーエルサイエンス（株）の開示例（2023年3月期）は、次の通りである。

² 代表的な市販の会計ソフトウェア（弥生会計）においては、棚卸減耗費を別途把握するような標準設定にはなっていなかった。

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)
売上高		
製品売上高	9,818,954	10,416,432
商品売上高	4,732,677	4,721,599
売上高合計	14,551,631	15,138,032
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	1,035,209	933,697
当期製品製造原価	5,373,168	5,920,813
製品他勘定受入高	-	※1 9,741
合計	6,408,377	6,864,251
製品他勘定振替高	※2 20,738	※2 24,811
製品期末棚卸高	933,697	1,312,447
製品売上原価	5,453,941	5,526,992
商品売上原価		
商品期首棚卸高	210,268	315,263
当期商品仕入高	4,135,199	4,000,305
商品他勘定受入高	※1 13,881	※1 12,699
合計	4,359,349	4,328,268
商品他勘定振替高	※2 4,874	※2 16,372
商品期末棚卸高	315,263	299,889
商品売上原価	4,039,211	4,012,006
売上原価合計	9,493,152	9,538,999
売上総利益	5,058,478	5,599,032

(株) シーボンの開示例 (2023 年 3 月期) は、次の通りである。

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)		当事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
I 製品売上原価					
1. 製品期首棚卸高		309,779		315,451	
2. 当期製品製造原価		1,007,680		1,133,986	
合計		1,317,460		1,449,437	
3. 製品期末棚卸高		315,451		332,420	
4. 製品他勘定振替高	※ 1	136,813	865,195	149,496	967,521
II 商品売上原価					
1. 商品期首棚卸高		98,427		81,284	
2. 当期商品仕入高		114,318		138,918	
合計		212,745		220,203	
3. 商品期末棚卸高		81,284		94,437	
4. 商品他勘定振替高	※ 2	9,507	121,953	18,154	107,611
III サービス売上原価					
1. 従業員給料		493,505		510,312	
2. 従業員賞与		16,323		14,687	
3. 退職給付費用		2,633		2,763	
4. 法定福利費		78,731		78,799	
5. 水道光熱費		31,298		42,430	
6. 消耗品費		78,720		81,101	
7. 地代家賃		208,630		223,946	
8. 減価償却費		6,764		7,853	
9. その他		35,768	952,375	30,133	932,028
売上原価		1,939,524		2,067,161	
			100.0		100.0

(注)

前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)		当事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	
※ 1	製品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。	※ 1	製品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。
	貯蔵品 62,009千円		貯蔵品 73,848千円
	その他 74,804千円		その他 75,648千円
	計 136,813千円		計 149,496千円
※ 2	商品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。	※ 2	商品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。
	販売促進費 8,359千円		販売促進費 9,638千円
	その他 1,148千円		その他 8,515千円
	計 9,507千円		計 18,154千円

4.2 売価還元法

4.2.1 問題の所在

現行の会計基準では、棚卸資産の評価を売価還元法によって行う場合であっても、帳簿価額よりも期末の正味売却価額が下回っている場合には、収益性の低下に伴う簿価の切下げを行う必要がある。

原価率が1未満である場合、「帳簿価額<売価」となるので、典型的な簿記の問題において、正味売却価額が下落して帳簿価額の切下げを要するような状況は想定しにくい。しかし、販売に要するコストが大きい場合、期末における急激な売価の下落が生じた場合などでは、正味売却価額が帳簿価額を下回る可能性はある（つまり、想定できないわけではないが、問題として作成しにくい）。

また、「値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率」については、企業会計基準委員会は、「連続意見書第四に定める売価還元低価法の原価率」（55項）という表現を併記しているが、同委員会は、帳簿価額の切下げの処理について積極的に「低価法」という表現を用いてはいない。また、この「値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用する方法は、収益性の低下に基づく簿価切下げという考え方と必ずしも整合するものではない」（55項）としており、簿記教育において、この原価率を用いて正味売却価額を推定すると解釈することは、『棚卸資産の評価に関する会計基準』の考え方から逸脱する可能性すらある。

とくに、「値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率」を採用する場合、「値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率により求められた期末棚卸資産の帳簿価額は、収益性の低下に基づく簿価切下額を反映したものとみなすことができる」（13項ただし書）とされていることから、わざわざ、値下額及び値下取消額を除外しない本来の原価率（原価法原価率）と除外した原価率（低価法原価率）の2つの原価率を併用して、簿価切下額（評価損）を別途把握することはないと考えられる。

4.2.2 現在の実務

売価還元法の適用事例は、非常に多く、売価還元法が実務において広く利用されていることは間違いない。

また、「値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率」を採用する企業も多く、（低価基準という表現を忌避している会計基準の趣旨に反して、）「売価還元法による低価法」といった表現も一般的なものとなっている。

エイチ・ツー・オーリテイリング（株）（2023 年 3 月期）の開示例は、次の通りである。

（会計方針の変更）

（棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更）

一部の連結子会社における商品の評価方法は、従来、売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用していましたが、在庫管理の精度向上及び業務の効率化を目的としたシステム改修に伴い、算定に必要なデータの入手が可能となったため、当連結会計年度より売価還元法による低価法に変更しております。

なお、当該システムには、過年度に関する必要なデータが蓄積されていないことから、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能であるため、変更後の評価方法に基づく当連結会計年度の期首の商品の帳簿価額と前連結会計年度の期末における商品の帳簿価額の差額を基に算定した累積的影響額を当連結会計年度の期首残高に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が127百万円減少しております。なお、当該変更による当連結会計年度の売上原価、各段階損益及び1株当たり情報への影響額は軽微であります。

（連結損益計算書関係）

（注）1．顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

（注）2．期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
494百万円	7百万円

同社の注記では、売上原価の内訳項目である、商品期末棚卸高は、収益性の低下による簿価切下げ後の金額であることも、示されている。

なお、この開示例では、当連結会計年度より「売価還元法による低価法」への会計方針の変更が行われているが、当年度の棚卸資産評価損が著しく減少している。このことは、「売価還元法による低価法」によって、原価率を適用する段階において収益性の低下が反映されているとみなされるので、別途に正味売却価額を算定し、評価損を計上する必要がなくなったことが示唆されていると考えられる。（すなわち、原価率は低価法原価率の1種類だけが適用されている。）

4.2.3 対応策

このような実務の状況を考慮に入れると、売価還元法に関する典型的な簿記の問題でみられるような、棚卸減耗損と商品評価損を別途把握するような問題は、現実的でないと考えられる。棚卸減耗を売価で把握し、（原価法）原価率を乗じることによって棚卸減耗損（原価）を把握することも、原価法原価率と低価法原価率という2つの原価率を適用して商品評価損を把握することも、財務諸表を作成する実務においては考えにくいところである。

以上の考え方に基づいて、先述の売価還元法に関する典型的な簿記の問題の解答を修正すると、次のようになる。

<u>損 益 計 算 書</u>		(単位：円)
I 売上高		5,000,000
II 売上原価		
1 商品期首棚卸高	500,000	
2 当期商品仕入高	<u>3,560,000</u>	
合計	4,060,000	
3 商品期末棚卸高	<u>413,000</u>	<u>3,647,000</u>
売上総利益		<u><u>1,353,000</u></u>

5 おわりに

以上、本稿では、棚卸資産の会計と簿記について、現行の会計基準に基づく実務上の取扱いと現在の簿記教育での取扱いの乖離を指摘し、さらに実務上の問題点と教育上の問題点の両面の問題点を指摘した上で、それらの対応策を提示した。

特に、棚卸資産の会計では、棚卸減耗損と商品評価損の会計処理と表示・開示、売価歓迎法による会計処理と表示・開示において、実務と教育との乖離が観察された。このような乖離を縮小していくことは必ずしも容易ではないが、関係者間のコミュニケーションの積み重ねが必要であると考ええる。

【参考文献】

飯野利夫.1975.「損益計算書原則に関する注解とその問題点」(黒澤 清著者代表『新企業会計原則訳解』(中央経済社, 1975 年) 所収)。

飯野利夫.1982.『財務会計論 (改訂版)』同文館出版。

番場嘉一郎.1975.『詳説企業会計原則』森山書店。

松土陽太郎・藤田厚生・平松朗.2010.『新版財務諸表規則逐条詳解』中央経済社。

第10章 固定資産取引に関する検討

西村和朗（公認会計士・税理士）

【論文要旨】

本稿では、固定資産取引に関する会計処理について、検定簿記における学習内容と会計実務との差異について検討する。検討に当たっては、会計処理の検討に加えて、用語の定義などが簿記を学習する者にとって誤解を与える表現となっていないかについても検討する。

また、開示書類や税務書類の効率的な作成の観点から、検定簿記で示されている内容の別解として科目体系や仕訳処理案を提案する。

【キーワード】

割賦購入，建設仮勘定，ソフトウェア，災害による損失，保険差益

1 はじめに

本稿では、固定資産（有形固定資産および無形固定資産を検討対象とし、投資その他の資産に含まれるものは対象外とする）に関する取引について、日商簿記検定の出題区分表にどのように反映されているかを確認し、会計実務を反映した内容になっているかを考察する。

日商簿記検定の出題区分表や検定簿記講義における設例を検討し、日商簿記検定と会計実務との相違点を明らかにし、出題範囲や会計処理の提案を行うこととする。

2 簿記教育において示されている会計処理と会計基準の関係

固定資産取引に関連する処理全般を定めた会計基準は存在しない。例えば、固定資産の減損については「固定資産の減損に係る会計基準」、リース取引については「リース取引に関する会計基準」といったように、論点毎に会計基準や実務指針が定められている。会計基準等として定められている論点については、簿記教育においても当該会計基準等に則った会計処理が示されている。

会計基準等が存在しない一般的な固定資産の取得、売却、減価償却等に関しては、従来から行われていた実務をベースに、減価償却計算等は税制改正を反映したものが、簿記教育における会計処理として示されていると考えられる。

3 簿記検定試験における出題内容の検討

3.1 固定資産に関する取引

商工会議所簿記検定試験出題区分表（2022 年 4 月 1 日施行）および商業簿記標準・許容勘定科目表（2022 年 4 月 1 日施行）において、固定資産の取引の出題範囲および勘定科目は図表 10-1 および図表 10-2 のとおりである。

図表 10-1 固定資産に関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 1 2. 有形固定資産 ア. 有形固定資産の取得	…(a) 有形固定資産の割賦購入(利息部分を区分する場合には定額法に限る) (b) 圧縮記帳 (2 級では国庫補助金・工事負担金を直接控除方式により記帳する場合に限る)	…(利息部分を利息法で区分する方法) …(積立金方式)
イ. 有形固定資産の売却	ウ. 有形固定資産の除却, 廃棄 エ. 建設仮勘定	(c) 資産除去費用の資産計上
オ. 減価償却(間接法)(定額法)	…(直接法) … (定率法, 生産高比例法)	…(級数法など) カ. 総合償却 キ. 取替法
ク. 固定資産台帳	1 3. 無形固定資産 ア. のれん イ. ソフトウェア, ソフトウェア仮勘定(2 級では自社利用の場合に限る) ウ. その他の無形固定資産 エ. 償却 オ. 固定資産台帳	…受注制作のソフトウェア, 市場販売目的のソフトウェア(見込販売収益および見込販売数量の見積りの変更を含む)
		1 4. 固定資産の減損

(出典) 商工会議所簿記検定試験出題区分表を一部修正。

図表 10-2 固定資産に関する商業簿記標準・許容勘定科目表

資産			
3 級		2 級	
A 欄	B 欄	A 欄	B 欄
建物 建物減価償却累計額 備品 備品減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具減価償却 累計額 土地	減価償却累計額 減価償却累計額 車両, 運搬具 車両減価償却累計 額, 減価償却累計額	リース資産 工具器具 建設仮勘定 のれん 特許権 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	建設仮, 建設前渡金, 建設仮払金
負債			
3 級		2 級	
A 欄	B 欄	A 欄	B 欄
未払金		リース債務	
収益			
3 級		2 級	
A 欄	B 欄	A 欄	B 欄
固定資産売却益	備品売却益, 土地売 却益, 建物売却益	保険差益 固定資産受贈益 国庫補助金受贈益 工事負担金受贈益	
費用			
3 級		2 級	
A 欄	B 欄	A 欄	B 欄
減価償却費 修繕費 固定資産売却損	建物減価償却費, 備 品減価償却費 (支払)修繕料, 修理 費 備品売却損, 建物売 却損, 土地売却損	のれん償却 ソフトウェア償却 特許権償却 支払リース料 火災損失 固定資産除却損 固定資産圧縮損	災害損失 固定資産廃棄損, 備 品除却損, 建物除却 損, ソフトウェア除 却損, 除却損 備品圧縮損, 建物圧 縮損, 機械装置圧縮 損
その他			
3 級		2 級	
A 欄	B 欄	A 欄	B 欄
		未決算	火災未決算, 保険未 決算

(出典) 商工会議所簿記検定試験商業簿記標準・許容勘定科目表を一部修正。

3.2 固定資産の割賦購入

『検定簿記講義 2 級商業簿記』の「第 7 章 固定資産 第 2 節 有形固定資産の取得」において、有形固定資産を割賦購入した際の設例が示されている（図表 10-3）。

図表 10-3 検定簿記講義 2 級の有形固定資産の割賦購入の設例

例題 7-2

次の取引について仕訳しなさい。なお、決算日は 3 月 31 日とする。

- (1) 20X1 年 10 月 1 日に、商品運搬用トラック（現金購入価額¥3,000,000）を割賦契約で購入した。代金は、月末ごとに支払期限が順次到来する額面¥310,000 の約束手形 10 枚を振り出して交付した。なお、利息相当分については、資産勘定で処理することにした。
- (2) 20X1 年 10 月 31 日 支払期日の到来した約束手形について、当座預金口座から引き落としが行われた。
- (3) 20X2 年 3 月 31 日 決算にあたり、利息を期間配分する。

<解答>

- | | | | | | | |
|-----|-----|---------------|-----------|-----|---------------|-----------|
| (1) | (借) | 車 両 運 搬 具 | 3,000,000 | (貸) | 営 業 外 支 払 手 形 | 3,100,000 |
| | | 前 払 利 息 | 100,000 | | | |
| (2) | (借) | 営 業 外 支 払 手 形 | 310,000 | (貸) | 当 座 預 金 | 310,000 |
| (3) | (借) | 支 払 利 息 | 60,000 | (貸) | 前 払 利 息 | 60,000 |
- （出典）『検定簿記講義 2 級商業簿記』 73 頁。

図表 10-3 の例題 7-2 は、現金購入価額と支払総額との差額を利息分として取り扱い、当該利息分を定額法で費用処理する仕訳問題である。

ここで、商工会議所簿記検定試験出題区分表における割賦購入、リース取引の出題範囲は以下のとおりである（図表 10-4）。

図表 10-4 出題区分表抜粋

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 1 2. 有形固定資産 ア. 有形固定資産の取得	…(a) 有形固定資産の割賦購入(利息部分を区分する場合には定額法に限る) (b) 圧縮記帳 (2 級では国庫補助金・工事負担金を直接控除方式により記帳する場合に限る)	…(利息部分を利息法で区分する方法) …(積立金方式)
	1 7. リース取引 ア. ファイナンス・リース取引の借手側の処理(利子込み法, 利子抜き法(定額法))	…(利息法, 級数法)

(出典) 商工会議所簿記検定試験出題区分表を一部修正。

固定資産の割賦購入について定めた会計基準は存在しないものの、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の第 101 項において「所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース物件の割賦取得と同様の取引と考えられるため、費用配分についても割賦取得の場合と同様のものとなる。」、第 104 項において「本適用指針に示された会計処理は、割賦取引又は延払条件付譲渡取引についても適用が可能であるが、これらの取引の会計実務を拘束することを意図するものではない。」とあるため、リース取引に関する会計基準が参考となる¹。ファイナンス・リース取引と割賦購入が同様の取引であることから、金額的重要性を鑑みた上で利息相当額を控除しない方法（利子込み法と同様の会計処理）を行うことは妥当な処理であると考えられる²。

2 級において、ファイナンス・リースは利子込み法も出題範囲としている一方で、割賦購入については利息部分を定額法として処理する方法のみが示されており、両者のバランスが取れておらず、利息を控除しない方法が可能か否か明らかではない。

¹ 2024 年 9 月 13 日に公表された企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、新リース適用指針）の BC165 項において、「会計基準の適用によってこれまで企業会計基準第 13 号により会計処理されていなかった契約にリースが含まれると判断される場合があると考えられる。」とあるため、今後は割賦購入がリースとして識別される可能性がある。なお、新リース適用指針が適用されることにより、企業会計基準適用指針第 16 号は廃止となる。

² リース取引に関する会計基準の適用指針において、利子込み法、利子抜き法（定額法による配分）は所有権移転ファイナンス・リース取引においては認められていないものの、新リース適用指針においては認められている。

実務においては、金額的に重要でない割賦購入については利息を控除しないケースもあるため、利息を控除しない処理を２級の出題区分表に追加すべきと考える。

3.3 建設仮勘定

『検定簿記講義 ２級商業簿記』の「第 7 章 固定資産」の「第 2 節 有形固定資産の取得」において、建設仮勘定の説明として、以下の記述がある（図表 10-5）。

図表 10-5 検定簿記講義 ２級の建設仮勘定の記述

② 建設仮勘定

建物や機械装置などについて、完成して引渡しを受けるまでに長期間の建設工事期間が必要な場合に、建設途中に代金の一部を支払うことがあります。この支払時点では建物などは未完成なので、その支払額を建物勘定や機械装置勘定に計上できません。この支払額を一時的に記録する勘定が建設仮勘定勘定（資産）です。

建設中の支払額は建設仮勘定勘定に借方記入し、建物などが完成して引渡しを受けた時に建物勘定など適切な勘定に振り替えます。

[基本 word] 建設仮勘定：建設中の固定資産への支払額を一時的に記録する勘定科目です。

（出典）『検定簿記講義 ２級商業簿記』 71 頁。

以上の説明を素直に読めば、建設仮勘定となりうるのは支払が行われたもののみということになる。また、『検定簿記講義 ２級商業簿記』における例題も、「(借)建設仮勘定／(貸)未払金」となる仕訳は示されていない。

実務上、建設中の資材等のうち納品を受けたものに関しては、支払の有無に関わらず建設仮勘定を計上している。また、「財務諸表等規則ガイドライン」の 22-9 において、「設備の建設のために支出した手付金若しくは前渡金又は設備の建設のために取得した機械等で保管中のものは、建設仮勘定に属するものとする。」と定められている。このことから、代金未払であっても、建設途中で資産に関して一部納品を受けた資材等については、建設仮勘定へ計上する必要がある。

検定簿記講義に記載されている建設仮勘定の定義は、未払の場合は計上対象外であるとの誤解を招く可能性があるため、「建設中の固定資産に関する支払額又は建設のために取得した機械等で保管中のものを一時的に記録する勘定科目です。」等への見直しが必要であると考えられる。

3.4 ソフトウェアの取得価額

『検定簿記講義 2 級商業簿記』の「第 7 章 固定資産」の「第 6 節 無形固定資産」において、ソフトウェア仮勘定の説明として、以下の記述がある（図表 10-6）。

図表 10-6 検定簿記講義 2 級のソフトウェア仮勘定の記述

社内利用目的のソフトウェアの開発を外部に依頼し完成して引渡しを受けるまで長期間かかる場合に、開発途中で代金の全部あるいは一部を支払うことがあります。この支払額を一時的に記録するためにソフトウェア仮勘定勘定（資産）を用います。したがって、引渡し前の支払額はソフトウェア仮勘定勘定に借方記入し、ソフトウェアの引渡しを受けたときにソフトウェア勘定に振り替えます。

（出典）『検定簿記講義 2 級商業簿記』84 頁。

実務上、ソフトウェア開発は外部委託だけでなく、自社内での開発が行われるケースも多く存在する。自社利用目的のソフトウェアの自社開発に係るコストについては、開発に要した人件費等のコストを集計し、ソフトウェアの取得価額として計上する処理が行われている。

「研究開発費等に係る会計基準」においても、「研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。」と記載されていることから、当該ソフトウェアの開発に要した社内人件費等を集計し、取得原価に含める処理が求められていると考えられる。

検定簿記講義の説明によると、ソフトウェア又はソフトウェア仮勘定となりうるのは、ソフトウェア開発を外部へ委託し、外部への開発代金が支払われた場合のみである、という誤解を与える可能性がある。また、『検定簿記講義 2 級商業簿記』における例題も、ソフトウェア計上に関する例題は全て外部への支払を前提としたものとなっており、自社開発の場合の例題は見当たらない。

加えて、前述の「3.3 建設仮勘定」と同様に、代金未払であっても役務提供を受けているであればソフトウェア仮勘定を計上すべきと考えられる。

これらを踏まえて、検定簿記講義の記述については、「社内利用目的のソフトウェアの開発が長期間かかる場合、その間に開発のための社内人件費の発生や、外部のベンダーへの開発代金が発生することがあります。この発生額を一時的に記録するためにソフトウェア仮勘定勘定（資産）を用います。したがって、完成前の発生額はソフトウェア仮勘定勘定に借方記入し、ソフトウェアが完成したときにソフトウェア勘定に振り替えます。」等への見直しが必要であると考えられる。

3.5 災害による損失

『検定簿記講義 2 級商業簿記』の「第 5 章 その他の債権・債務」の「第 2 節 未決算勘定」において、火災により固定資産が消失した場合の設例が示されている（図表 10-7）。

図表 10-7 検定簿記講義 2 級の火災により固定資産が消失した場合の設例

例題 5-2

次の一連の取引を仕訳しなさい。

- (1) 倉庫の火災によって、建物（取得原価¥600,000、建物減価償却累計額 ¥240,000（適正額）、減価償却の記帳方法は間接法による）および商品（取得原価¥200,000）が焼失した。なお、焼失した資産には総額¥600,000 の火災保険契約を結んでおり、保険会社に保険金の支払いを請求した。
- (2) 保険会社より、保険金¥600,000 を全額支払う旨の連絡があった。

<解答>

(1)	(借)	建物減価償却累計額	240,000	(貸)	建	物	600,000					
		未	決	算	560,000	仕	入	200,000				
(2)	(借)	未	収	入	金	600,000	(貸)	未	決	算	560,000	
								保	險	差	益	40,000

（出典）『検定簿記講義 2 級商業簿記』 45 頁。

図表 10-7 の例題 5-2 は、保険契約がある資産が災害等により滅失した際の会計処理に関する仕訳問題である。なお、例題 5-2 は「保険金額＞未決算勘定の額」となる場合を示したものであるが、「保険金額＜未決算勘定の額」となる場合は差額を火災損失勘定で処理する旨が同頁の基本問題 5-2 で記載されている。

以上のとおり、簿記検定においては、災害等により発生した資産の滅失等による損失と、当該資産に対する保険金収入を相殺した純額を損益計算書上の収益（保険差益）または費用（火災損失や災害損失等）とすると定められている。

一方で、「企業会計原則」の「第二 損益計算書原則」において、総額主義の原則として「費用及び収益は、総額によつて記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによつてその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。」が定められている。当該原則に従えば、滅失した固定資産および商品の帳簿価額が災害損失等として費用計上され、保険会社から受領する保険金は受取保険金等として収益計上されるべきものと考えられる。

実務上も、帝人㈱の 2024 年 3 月期有価証券報告書、イオン九州㈱の 2025 年 2 月期有価証券報告書等において、同一の災害に対する受取保険金と災害損失を相殺せず総額で記載す

る事例が見られる。

それぞれの開示例は以下のとおりである。

帝人(株)の2024年3月期有価証券報告書の抜粋（連結損益計算書）

◎【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】		
(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1,018,751	1,032,773
売上原価	※1, ※3 770,615	※1, ※3, ※6 757,000
売上総利益	248,136	275,774
販売費及び一般管理費	※2, ※3 235,273	※2, ※3 262,232
営業利益	12,863	13,542
営業外収益		
受取利息	1,262	2,630
受取配当金	1,300	1,097
持分法による投資利益	—	7,336
デリバティブ評価益	5,647	9,192
雑収入	978	1,419
営業外収益合計	9,187	21,674
営業外費用		
支払利息	7,084	10,782
持分法による投資損失	1,105	—
為替差損	3,028	6,166
デリバティブ評価損	129	970
寄付金	247	199
雑損失	1,357	1,535
営業外費用合計	12,950	19,652
経常利益	9,100	15,564
特別利益		
固定資産売却益	※4 5,875	※4 348
投資有価証券売却益	5,482	18,626
減損損失戻入益	※5 2,349	—
受取保険金	—	※6 7,075
その他	222	2,103
特別利益合計	13,928	28,153
特別損失		
固定資産除売却損	※7 1,845	※7 1,547
投資有価証券評価損	3,703	371
減損損失	※8 16,879	※8 3,058
関係会社株式売却損	—	※9 6,857
災害による損失	※10 982	※10 1,680
その他	1,110	1,734
特別損失合計	24,518	15,307

帝人(株)の2025年2月期有価証券報告書の抜粋（注記・連結損益計算書関係）

※6 2022年12月にTeijin Aramid B.V.において発生した火災事故に関して、当連結会計年度末までに資産の損害等の直接的な損失および機会損失に対して受け取ることがほぼ確実となった保険金を当連結会計年度において、売上原価の減額として営業利益に3,964百万円、受取保険金として特別利益に7,075百万円それぞれ計上しています。

※10 災害による損失
前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
2022年12月にTeijin Aramid B.V.において発生した火災事故に関する資産の損害等の直接的な損失を計上しています。

イオン九州(株)の 2025 年 2 月期有価証券報告書の抜粋（連結損益計算書）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
特別利益		
固定資産売却益	※1 0	※1 0
受取保険金	※2 842	※2 875
特別利益合計	842	875
特別損失		
固定資産除却損	※3 5	※3 48
減損損失	※4 1,622	※4 1,822
店舗閉鎖損失	3,286	757
災害による損失	※5 889	※5 583
特別損失合計	5,803	3,212
税金等調整前当期純利益	5,578	8,686
法人税、住民税及び事業税	1,448	1,269
法人税等調整額	△2,606	1,828
法人税等合計	△1,158	3,097
当期純利益	6,736	5,588
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△289	△446
親会社株主に帰属する当期純利益	7,025	6,035

イオン九州(株)の 2025 年 2 月期有価証券報告書の抜粋（注記・連結損益計算書関係）

※2 受取保険金

前連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

2023年7月に発生した豪雨災害に対応するものであります。

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

2023年7月に発生した豪雨災害、2024年8月に発生した日向灘地震及び台風10号被害に対応するものであります。

※5 災害による損失

前連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

2023年7月に発生した豪雨による被害に係る損失であります。

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

2024年8月に発生した日向灘地震、台風10号による被害及び2025年1月に発生した日向灘地震に係る損失であります。

また、簿記検定においては、保険金額が未確定の場合は未決算勘定を借方計上し、保険金
が確定するまでは損失計上を行わない処理が記載されている。

この点について、日本公認会計士協会.2011.『東北地方太平洋沖地震による災害に関する
監査対応について（会長通牒平成 23 年第 1 号）』によれば、以下のとおり記載されている（図
表 10-8）。

図表 10-8 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について

Ⅲ 災害発生時である平成 23 年 3 月 11 日以後に決算日を迎える企業

1. 会計処理に係る事項

(1) 直接・間接に発生する損失

① 固定資産（建物等の有形固定資産，ソフトウェア等の無形固定資産，投資不動産等）や棚卸資産（商品等）の滅失損失

固定資産や棚卸資産に生じた被災前の帳簿価額の全部又は一部の滅失損失は，原則として，当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって，損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。

なお，固定資産や棚卸資産に対する損害保険の付保による保険金の受取りについて，仮に受取保険金の確定までにかかり時間を要する場合には，実務的対応として保険に関してその付保状況を注記において説明するケースが生じることが考えられる。

（出典）日本公認会計士協会.『東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について（会長通牒平成 23 年第 1 号）』Ⅲ(1)①。

保険金額が未確定であったとしても，固定資産等の滅失があれば損失を計上すべきあり，必要に応じて保険の付保状況を注記することで対応することが考えられるとされている。

以上のとおり，実務上は災害により固定資産が滅失した場合は保険の確定を待たずに損失計上することとなり，また，災害損失と保険金収益は総額で表示すべきであると考えられるため，図表 10-7 の例題 5-2 の解答案を以下のとおり提案する。

<解答案>

(1)	(借)	建物減価償却累計額	240,000	(貸)	建	物	600,000
		災 害 損 失	560,000		仕	入	200,000
(2)	(借)	未 収 入 金	600,000	(貸)	受 取 保 険 金		600,000

4 業務効率化の観点からの提案

4.1 業務効率化の観点からの提案

簿記教育と実務における会計処理の考え方について相違はないものの、開示書類作成、税務書類作成の実務の観点から、勘定科目表の追加、会計処理の別解案の追加を提案する。

4.2 固定資産の取得

『検定簿記講義 3 級商業簿記』の「第 10 章 有形固定資産」の「第 1 節 有形固定資産の取得」において、有形固定資産を取得した場合の設例が示されている（図表 10-9）。

図表 10-9 検定簿記講義 3 級の有形固定資産を取得した場合の設例

例題 10-1

次の取引について仕訳しなさい。

- ① 商品の陳列棚を購入し、代金¥350,000 は翌月末に支払うこととした。なお、取引運賃 ¥5,000 と据付費¥3,000 は、現金で支払った。

<解答>

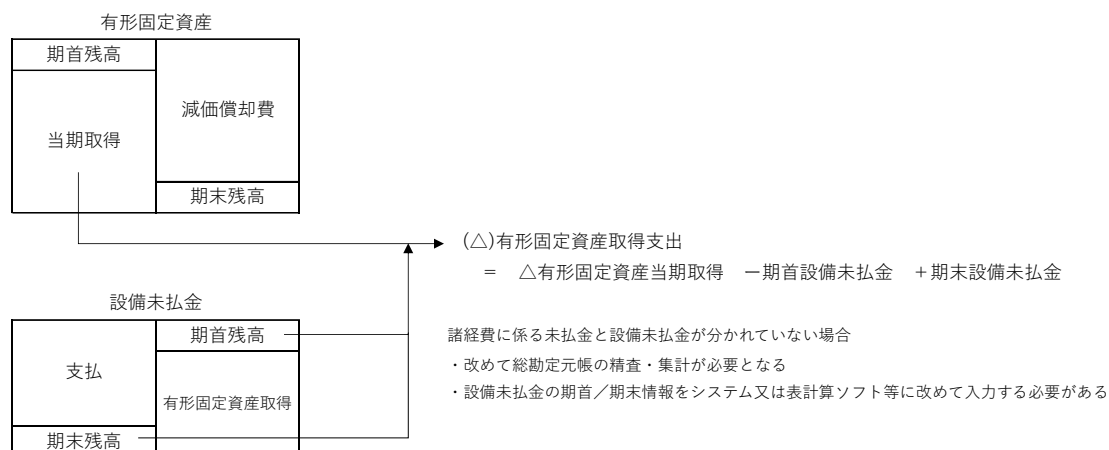
①	(借)	備	品	358,000	(貸)	未	払	金	350,000
						現	金		8,000

(出典)『検定簿記講義 3 級商業簿記』154 頁。

図表 10-9 の例題 10-1①は、固定資産取得代金の一部が未払となる場合の仕訳問題であり、負債科目として未払金勘定が用いられている。

キャッシュ・フロー計算書における有形固定資産の取得支出、無形固定資産の取得支出を計算する際には、固定資産に係る未払金（以下、「設備未払金」とする。）残高の期首・期末増減を把握する必要がある（図表 10-10）。

図表 10-10 貸借対照表増減とキャッシュ・フロー計算書のつながり



(出典) 筆者作成。

未払金勘定を用いることは誤りではないが、未払金勘定には通常、経費等に係る未払も含まれる。仕訳処理の段階で勘定科目を分けておくことで、実務上、キャッシュ・フロー計算書の作成段階において改めて総勘定元帳を精査し、集計する必要がなくなる。

また、勘定科目を分けておく場合、設備未払金の増減に関する情報は試算表残高の増減で計算できるため、連結キャッシュ・フロー精算表へ増減額を改めて入力する必要がなくなる。

未払金勘定を用いることは財務諸表の表示として正しいものの、諸経費等に係る未払金とは分けて管理することが有用であると考えられる。「商業簿記標準・許容勘定科目区分表」において、A 欄（標準勘定科目）に設備未払金(有形)、設備未払金(無形)の科目を新たに設け、対応する B 欄（許容勘定科目）を未払金とすることを提案する³。

<例題 10-1①の別解案>

①	(借)	備	品	358,000	(貸)	設備未払金(有形)	350,000
						当座預金	8,000

4.3 固定資産の売却

『検定簿記講義 3 級商業簿記』の「第 10 章 有形固定資産」の「第 3 節 有形固定資産の売却」において、有形固定資産を売却した場合の設例が示されている（図表 10-11）。

³ 固定資産売却における未収入金勘定など、他にも細分化を検討すべき科目はあり得るが、筆者の経験上、有形固定資産の取得が実務上で課題となることが多いため、提案として挙げた。

図表 10-11 検定簿記講義 3 級の有形固定資産を売却した場合の設例

例題 10-4

次の取引について仕訳しなさい。

- ③ 取得原価¥250,000、減価償却累計額¥135,000 の備品（間接法で記帳）を¥100,000 で売却し、代金は月末に受け取ることにした。

<解答>

③	(借)	備品減価償却累計額	135,000	(貸)	備品	250,000
		未収入金	100,000			
		固定資産売却損	15,000			

(出典)『検定簿記講義 3 級商業簿記』160-161 頁。

図表 10-11 の例題 10-4③は、有形固定資産の売却取引のうち、固定資産売却損が発生する場合の仕訳問題である。消費税の影響を考慮しなければ解答の仕訳で問題ないものの、課税事業者である場合、仕訳処理がその後の消費税申告に影響を及ぼす。

実務上、消費税申告のための課税取引集計は、会計システムへの仕訳計上時に税区分を登録することで行われる、例えば、売上取引では以下のように仕訳計上され、税区分集計表が作成される。

(注) 税区分の表記は以下のとおりとする。

[不]：課税対象外取引， [課売]：課税売上げ

<仕訳>

会計システム上は、税込売上を課税取引として 110,000 円で入力することで、売上（本体金額）100,000 円と仮受消費税（消費税額）10,000 円が自動で登録されるものとする。

(借)	売掛金	[不]	110,000	(貸)	売上	[課売]	100,000
					仮受消費税	[課売]	10,000

<税区分集計表> ※借方残高はプラス（+）、貸方残高はマイナス（△）表記

税区分	勘定科目	本体金額	消費税額
課税対象外取引	売掛金	+110,000	0
課税対象外取引合計		+110,000	0
課税売上げ	売上	△100,000	△10,000
課税売上げ合計		△100,000	△10,000

ここで、図表 10-11 の例題 10-4③解答の仕訳のままで正しく税区分を入力しようとした場合、以下のとおりとなる。

<仕訳>

売却金額は税込 110,000 円とする。課税売上げの影響が借方・貸方に跨り、会計システム上は仮受消費税が自動計上されないため、仮受消費税も本体金額として処理する。

(借)	備品減価償却累計額	[課売]	135,000	(貸)	備品	[課売]	250,000
	未収入金	[不]	110,000		仮受消費税	[課売]	10,000
	固定資産売却損	[課売]	15,000				

<税区分集計表>

税区分	勘定科目	本体金額	消費税額
課税対象外取引	未収入金	+ 110,000	0
課税対象外取引合計		+ 110,000	0
課税売上げ	備品	△ 250,000	0
	備品減価償却累計額	+ 135,000	0
	固定資産売却損	+ 15,000	0
	仮受消費税	△ 10,000	0
課税売上げ合計		△ 110,000	0

この場合、以下 2 点の課題が生じる。

- ・多くの会計システムは税抜金額又は税込金額を入力することで自動的に仮受消費税を計上する仕様となっているが、当該仕様に対応できず、別途消費税額を入力する必要がある。
- ・税区分集計表の確認時において、科目毎の本体金額と消費税額との対応関係が不明瞭となる。

この課題を解決する仕訳として以下が考えられる。

<仕訳> ※売却金額は税込¥110,000 とする

(借)	備品減価償却累計額	[不]	135,000	(貸)	備品	[不]	250,000
	固定資産売却原価	[不]	115,000				
(借)	未収入金	[不]	110,000	(貸)	固定資産売却収入	[課売]	100,000
					仮受消費税	[課売]	10,000
(借)	固定資産売却収入	[不]	100,000	(貸)	固定資産売却原価	[不]	115,000
	固定資産売却損	[不]	15,000				

<税区分集計表>

税区分	勘定科目	本体金額	消費税額
課税対象外取引	未収入金	+ 110,000	0
	備品	△ 250,000	0

	備品減価償却累計額	+135,000	0
	固定資産売却収入	+100,000	0
	固定資産売却原価	0	0
	固定資産売却損	+15,000	0
課税対象外取引合計		+110,000	0
課税売上げ	固定資産売却収入	△100,000	△10,000
課税売上げ合計		△100,000	△10,000

固定資産売却収入のみを課税取引として入力することになるため、仮受消費税が自動計上される。また、固定資産売却収入勘定において本体金額と消費税額の対応関係が明瞭となる。なお、固定資産収入、固定資産売却原価は通過勘定として用いるため、試算表残高はいずれもゼロとなる。

以上のとおり、検定簿記講義で示されている仕訳はシンプルであり理解しやすいものであるものの、実務上でそのまま仕訳計上すると消費税集計時に不都合が生じてしまう。

消費税実務を鑑みて、事務作業効率化の観点から、図表 10-11 の例題 10-4③の別解案を以下のとおり提案する。

<別解>

③ (借) 備品減価償却累計額	135,000	(貸) 備	品	250,000
固定資産売却原価	115,000			
(借) 未収入金	100,000	(貸) 固定資産売却収入		100,000
(借) 固定資産売却収入	100,000	(貸) 固定資産売却原価		115,000
固定資産売却損	15,000			

5 おわりに

本稿では、簿記検定試験における出題内容の検討と提案を行い、また、業務効率化の観点からの提案も行った。

「3 簿記検定試験における出題内容の検討」については、簿記検定の出題範囲や検定簿記講義の記載が、受験者にとって誤解を生じさせる可能性があること、また、「3.5 災害による損失」に関しては現行の会計実務と異なる処理である可能性があるため、見直しの提案を行った。

「4 業務効率化の観点からの提案」については、簿記教育において示されている会計処理に誤りはなく、また学習者にとってわかりやすいものとなっているため何ら問題はない。しかし、試算表の科目体系や仕訳の計上方法を工夫することによって、開示書類や税務書類を効率的に作成することが可能となるため、後工程を意識した仕訳を考えるためのきっかけとして別解を提案した。

【参考文献】

日本公認会計士協会.2011.『東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(会長通牒平成 23 年第 1 号)』

第 11 章 資産除去債務会計の実務をかんがえる

— 簿記教育とのつながりを意識して —

平野智久（北海道大学大学院経済学研究院）

【論文要旨】

検定試験や資格試験における資産除去債務の出題は、基準 18 号や適用指針 21 号に準拠していると推定されるものの、勘定科目や表示項目はまちまちであった。また、補助簿への言及を確認できず、たとえば「有形固定資産及び資産除去債務台帳」の作成は簿記教育と会計実務とをつなぐ素材になりうる旨を提案した。

敷金を支払っている場合における資産除去債務の取扱いについては、「企業の経済活動の表現技法」としての（正則的な）仕訳を追及し、いわゆる引当金処理が実務上の簡便法として相応しいことを論じた。

【キーワード】

時の経過による資産除去債務の調整額、「有形固定資産及び資産除去債務台帳」、敷金、長期前払費用

1 はじめに

本研究部会は、現在実施されている簿記の各種検定試験^①における出題内容と会計実務とがどこまで関連しているのか等について検討することを目的としている。資産除去債務を租上に載せる本稿^②は、2 節において、いわゆる検定試験対策のテキストや問題集とあわせて、国税審議会（国税庁）が実施する税理士試験および公認会計士・監査審査会（金融庁）が実施する公認会計士試験における出題実績、ならびに、日本簿記学会が監修する『勘定科目・

① 本稿では、公益社団法人全国経理教育協会が主催し、文部科学省および日本簿記学会が後援している「簿記能力検定試験」を「全経簿記」と、日本商工会議所・各地商工会議所が実施する「簿記検定試験」を「日商簿記」と、それぞれ略記する。なお、令和 7（2025）年 5 月時点では、公益財団法人全国商業高等学校協会が主催する「簿記実務検定試験」において、資産除去債務は出題されない。

② 本稿では、企業会計基準委員会の公表した企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日最終改正）を「基準 18 号」と、企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成 23 年 3 月 25 日改正）を「適用指針 21 号」と、それぞれ略記する。

仕訳事典』(第2版および第3版^③、いずれも中央経済社)における記述を確認する。その後、3節において、実務上の観点から2節での論点を補足する。そのうえで、4節において、ささやかな私見^④を申し述べる。

2 各種テキスト等における記述

2.1では全経簿記の、2.2では日商簿記のテキスト等を概観し、受検者に要求されている水準ないし内容を確認する。さらに、2.3では税理士試験および公認会計士試験での出題実績を概観し、2.4では『勘定科目・仕訳事典』の特徴ないし特長を確認する。

2.1 全経簿記の公式テキスト^⑤等

公益社団法人全国経理教育協会の公表している「簿記能力検定試験出題範囲」(令和6年度改定)によれば、1級商業簿記・財務会計では「資産除去費用の資産計上」が出題され、上級商業簿記／財務会計では資産除去債務にかんする「計算」も出題される^⑥。

^③ 2011年に刊行された第1版は日本簿記学会の監修とされてはいないものの、本稿で取り上げる項目に限れば、第1版と第2版とに大差はないことを付言しておく。
^④ 本稿では、わが国の現行制度を所与とする。ただし、私見としては、資産除去債務に割引計算をおこなったうえで負債計上することや、資産除去債務に対応する将来除去費用を資産計上する資産負債の両建処理について、そもそも疑問をもっている。これらについては、拙稿(2018a; 2021)を参照されたい。
^⑤ 書名で「公式」を謳っている1級とは異なり、上級については、全国経理教育協会編(2023)の帯に「全受験者必携の公式テキスト最新版」と記されていることをもって、これを「公式」とみなしている。
^⑥ それぞれの① 出題基準ないし出題理念および② 合格者能力水準は、次のように示されている。

1級「商業簿記・財務会計」	上級「商業簿記／財務会計」
① 会社法による株式会社のなかで商業を前提にし、主たる営業活動のみならず、財務活動や投資活動など、全般的に管理するために必要な簿記及び財務会計に関する基本的な事柄を理解できる。	① 上場企業のCFO、公認会計士や税理士などの会計専門職およびその候補者として必要な簿記及び財務会計に関する事柄を理解できる。
② 大会社の経理・財務担当者ないし経営管理者として計数の観点から管理するための会計情報を作成及び利用できる。連結財務諸表については、会計人として初歩的知識を保有する。	② 大規模株式会社組織を計数の観点から管理するため、ならびに、公認会計士や税理士又はその候補者として業務を行うために、会計情報を作成及び利用できる。

(出典) 全国経理教育協会(2025)5頁より、一部抜粋。

図表 11-1 全経簿記の「公式テキスト」の構成

『公式テキスト 1 級』 Ch. 10 Section 3 資産除去債務	『上級テキスト』 第Ⅷ章 7 資産除去債務の会計	基準 18 号に相当する記述 (網掛け部は『上級』のみ)
1 資産除去債務とは (1) 資産除去債務とは (2) 資産除去債務の範囲 (3) 一連の流れ	(1) 資産除去債務	3 項(1)(2); 24 項; 26 項
2 資産除去債務の処理 (1) 取得時の処理 (2) 決算時の処理 ① 除去費用の配分	(2) 資産除去債務の会計処理 1) 引当金処理と資産負債の両建 処理 2) 資産除去債務の負債計上 3) 資産除去債務に対応する除去 費用の資産計上と費用配分 4) 見積りの変更	32 項; 34 項 4 項; 5 項; 6 項(1)(2); 39 項 7 項; 9 項; 41 項; 48 項 10 項; 11 項
(3) 除去時の処理 ① 有形固定資産の除去 ② 資産除去債務の履行		
3 貸借対照表における表示	(3) 開示 1) 貸借対照表の表示	12 項
4 損益計算書における表示	2) 損益計算書の表示	13 項; 14 項; 15 項; 58 項

(出典) 桑原編著 (2024a) 10-13・10-16 頁および全国経理教育協会編 (2023) 119-123 頁にもとづき、筆者作成。

各級の公式テキストはいずれも、多くの記述を基準 18 号に負っている（図表 11-1）。しかし、基準 18 号や適用指針 21 号はもちろん、「企業会計原則」（昭和 57 年 4 月 20 日最終改正）や「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、令和 7 年 4 月 1 日施行）においては、企業が外部へ公表する財務諸表にかんして何をいつ測定しどのように開示するか、といった事項は定められているものの、企業の内部でいかなる帳簿へ何をどのように記入することが効率的で効果的な財産管理に資するかについて定められているわけではない。すなわち、「財務会計^⑦」での出題を想定した場合には特段の問題がなくとも、「商業簿記^⑧」での出題に際して何をどのように問うかについての基盤は（少なくとも勘定科目がそうであるように、資産除去債務についても）存在しないともいえる。

(7) 試験科目としての「商業簿記」と「財務会計」とが、何をもって区別されているかは明らかでない。本稿ではさしあたり、「財務会計」では主として財務諸表の表示（注記による開示を含む）が問われ、「商業簿記」では卸小売業を営む企業が期中および決算までに各種の帳簿へ諸取引を記入する方法が問われるものと理解している。端的に、日常的に作成する（ことのできる）決算整理前残高試算表までが「（商業）簿記」であり、「（財務）会計」には（決算手続を経た）財務諸表が必須であると理解している。

(8) 脚注(7)もみよ。なお、田代・山田編著(2024)では、「商業簿記編」として、(1)構築物の取得時、(2)決算時、(3)(4)見積りの変更時、それぞれの仕訳を問うている(35-36頁)。これに対して、「財務会計編」では、基準18号に準拠した正誤問題や空欄補充、各種論点にかんする記述問題が用意されている(168-169頁)。「商業簿記」と「財務会計」との境界は、具体的な設例による計算や仕訳の有無なのだろうか。

そうであれば、指導的役割を担うはずの公式テキストは率先して、資産除去債務にかんする帳簿、とくに補助簿の作成例（たとえば図表 11-18）を提示しても良いと思われる。ところが、実際には帳簿への言及は乏しく、もっぱら①資産除去債務の発生時、②決算時、③該当する設備の除去時の仕訳例を示しているにすぎない。すなわち、適用指針 21 号〔設例 1〕に示された会計処理と大差ない^⑨という状況である（図表 11-2）。

図表 11-2 『全経簿記上級 商業簿記・財務会計テキスト』での仕訳例^⑩

① 資産除去債務の発生時：	(借) 設 備 xxx	(貸) 当 座 預 金 xxx
		資 産 除 去 債 務 xxx
② 決 算 時：	(借) 資産除去債務調整額 xxx	(貸) 資 産 除 去 債 務 xxx
	(借) 減 価 償 却 費 xxx	(貸) 減 価 償 却 累 計 額 xxx
③ 該当する設備の除去時：	(借) 減 価 償 却 累 計 額 xxx	(貸) 設 備 xxx
	(借) 資 産 除 去 債 務 xxx	(貸) 現 金 xxx
	資 産 除 去 損 失 xxx	

（出典）全国経理教育協会編（2023）121-122 頁にもとづき、筆者作成。

つづいて、各級の公式問題集^⑪をみてみよう。『公式問題集 1 級商業簿記・財務会計』では、貸借対照表および損益計算書の金額を空欄補充する問題が掲載されている（図表 11-3）。1 級「商業簿記・財務会計」では、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを資産除去債務として負債計上する点に留意されたい（桑原編著 2024a, 10-14 頁）。

⑨ 適用指針 21 号〔設例 1〕との相違点は、2.3 および 2.4 で述べられる。
 ⑩ 同書の前身である『全経簿記上級 商業簿記・会計学テキスト（第 3 版）』（2010 年発行）から、この仕訳例が示されている（蛇足ながら、同書の第 2 版（2008 年発行）には資産除去債務の記述はない。）。その後の改訂において、支払手段を「小切手」や「現金」へと明確化した修正はなされているが、「資産除去債務調整額」や「資産除去損失」の勘定科目は第 3 版から一貫して用いられている。
 なお、その表紙に「標準テキスト」と称する石原編（2012）100 頁においては（脚注^④）をみよ。）、「利息費用」「減価償却費」「履行差額」の勘定科目が用いた説明がなされていた。経緯は定かでないものの、適用指針 21 号〔設例 1〕において「費用（利息費用）」「費用（減価償却費）」「費用（履行差額）」とされていたところから、括弧の中を取り出して勘定科目としたものとなっている。
 ⑪ 書名で「公式」を謳っている 1 級とは異なり、上級については「公式」の問題集が存在しない。本稿では、全国経理教育協会（2024）において紹介されている『標準問題集 上級商業簿記・財務会計』（田代・山田編著 2024）を取り上げる。

図表 11-3 全経簿記の『公式問題集 1 級商業簿記・財務会計』での出題例

<u>貸 借 対 照 表</u>				(単位：円)	
X2 年 3 月 31 日					
Ⅱ 固定資産			Ⅱ 固定負債		
1. 有形固定資産			資産除去債務		
備 品	()				()
減価償却累計額	<u>(Δ)</u>	()			
<u>損 益 計 算 書</u>					
X1 年 4 月 1 日～X2 年 3 月 31 日				(単位：円)	
Ⅲ 販売費及び一般管理費					
減 価 償 却 費					()

(出典) 桑原編著 (2024b) 75 頁にもとづき、筆者作成。

また、『標準問題集 上級商業簿記・財務会計』の商業簿記編では、①資産除去債務の発生時、②決算時、③割引前将来キャッシュ・フローの見積りを増額変更、④割引前将来キャッシュ・フローの見積りを減額変更、の仕訳例を問うている(田代・山田編著 2024, 34-37 頁)。とくに③および④については、『上級 商業簿記・財務会計テキスト』では基準 18 号 10 項や 11 項の定めが記されているのみであったため、読者が問題演習に取り組むことのできる数少ない機会である。ただし、問題文で勘定科目を指定しておらず、図表 11-2 と平仄を合わせた模範解答が示されているわけでもない点は学習者の混乱を招くおそれがあるといえよう。

ところで、「簿記能力検定試験出題範囲」(令和 6 年度改定)において、(連結)キャッシュ・フロー計算書が上級「商業簿記／財務会計」の出題範囲に含まれているにもかかわらず、『上級 商業簿記・財務会計テキスト』と『標準問題集 上級商業簿記・財務会計』はいずれも資産除去債務にかんするキャッシュ・フロー計算書上の取扱いに言及していない。もっとも、「資産除去債務の履行による支出」を投資活動によるキャッシュ・フローの区分に計上するか否かが論点となりうる程度であり(適用指針 21 号 28 項)、検定試験において簿記能力を問うという観点で重要性は高くないということであろうか。

2.2 日商簿記のテキスト等

日本商工会議所・各地商工会議所のウェブページで公表されている「商工会議所簿記検定試験出題区分表」(2021 年 12 月 10 日最終改定)によれば、資産除去債務は 1 級商業簿記・会計学において出題される⁽¹²⁾。本研究部会の方針にしたがい、『検定簿記講義 1 級商業簿記・会計学 上巻』および『検定簿記ワークブック [1 級／商業簿記・会計学 上巻]』(以下、『検

⁽¹²⁾ 日本商工会議所 (2025a) では、日商簿記 1 級は、「極めて高度な商業簿記・会計学・工業簿記・原価計算を修得し、会計基準や会社法、財務諸表等規則などの企業会計に関する法規を踏まえて、経営管理や経営分析を行うために求められるレベル。合格すると税理士試験の受験資格が得られる。公認会計士、税理士などの国家資格への登竜門。」と説明されている。

定簿記ワークブック 1級商業簿記・会計学 上巻』と略記する)を組上に載せる。

『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学 上巻』の「第4章 負債会計」(全19頁)では、「4 資産除去債務」として5頁余が割かれている(図表 11-4)。

図表 11-4 『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学 上巻』の構成

『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学 上巻』第4章「負債会計」 4 資産除去債務	基準 18号に相当する記述 (網掛け部を除く)
1 資産除去債務の意義	3 項(1); 26 項
2 資産除去債務の会計処理 ① 発生時の処理 ② 発生後の各期の処理	4 項; 6 項(2) 7 項; 8 項; 9 項
③ 財務諸表における表示区分 (i) 貸借対照表の表示 (ii) 損益計算書の表示 (iii) キャッシュ・フロー計算書の表示	12 項 14 項; 15 項; 58 項 適用指針 21 号 12 項
④ 資産除去債務の見積りの変更	10 項; 11 項; 51 項
⑤ 資産除去債務を合理的に見積ることができない場合	5 項

(出典)『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学 上巻』68-73 頁にもとづき、筆者作成。

図表 11-5 『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学 上巻』での仕訳例⁽¹³⁾

発 生 時 :	(借) 有 形 固 定 資 産 xxx (貸) 現 金 な ど xxx (借) 有 形 固 定 資 産 (A) (貸) 資 産 除 去 債 務 (A)
期 末 :	(借) 減 価 償 却 費 (B) (貸) 減 価 償 却 累 計 額 (B) (借) 利 息 費 用 (C) (貸) 資 産 除 去 債 務 (C)
履 行 時 :	(借) 減 価 償 却 累 計 額 xxx (貸) 有 形 固 定 資 産 xxx (借) 資 産 除 去 債 務 xxx (貸) 現 金 な ど xxx 資産除去債務履行差額 (D)
(A)...除去に要する将来キャッシュ・フローを割引計算 (B)...資産自体の取得原価に A の金額も含めて減価償却した金額 (C)...期首の資産除去債務の帳簿価額×割引率(「利息費用」は「減価償却費」に含めることもある) (D)...貸借差額で資産除去債務履行差額を計算する(収益になることもある)	

(出典)『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学 上巻』図表 4-6 にもとづき、筆者作成。

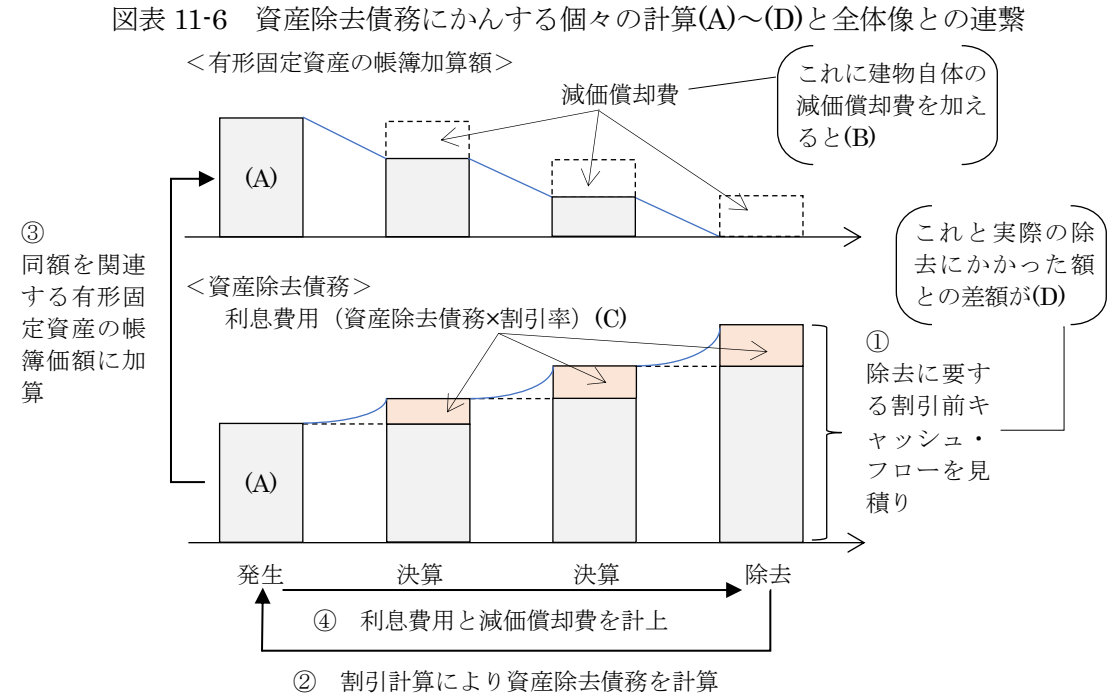
同書で示されている仕訳例(図表 11-5)は、以下のような特徴が挙げられる。はじめに、仕訳をおこなうに際して必要な計算(A)~(D)を紹介している。計算の方法を図表の一部として示しており、初学者の取っ掛かりとして効果的であるといえる。

つづいて、資産除去債務の割引価値を有形固定資産の取得原価に反映させる仕訳(資産負債の両建処理:計算(A))を、有形固定資産そのものの取得とは別個の取引として捉えている。すなわち、資産除去債務の発生時に建物勘定や機械装置勘定への借方記入をおこなうところ、その際の相手勘定を「諸口」とはしていない⁽¹⁴⁾。

⁽¹³⁾ 適用指針 21 号「設例 1」との相違点は、2.3 および 2.4 で述べられる。斜字体で示した(借)および(貸)については、脚注(14)をみよ。

⁽¹⁴⁾ ただし、図表 11-5 に斜字体で示した(借)および(貸)は、引用元の図表 4-6 (69 頁)では

そして、個々の計算(A)～(D)を、「減価償却費の合計額と利息費用の合計額は、除去に要する割引前キャッシュ・フローの見積額と一致する。したがって、除去に要する金額はいずれかの期間で必ず費用として処理されることになる。」といった簡潔明瞭な説明⁽¹⁵⁾とともに、資産除去債務会計の全体像との連繫を図っている（図表 11-6）。



（出典）『検定簿記講義 1級商業簿記・会計学』図表 4-7 にもとづき、筆者作成。

また、『検定簿記ワークブック 1級商業簿記・会計学 上巻』では、3問の仕訳問題および2問の計算問題が用意されている（図表 11-7）。

図表 11-7 『検定簿記ワークブック 1級商業簿記・会計学 上巻』の構成

学習のポイント	
5	資産除去債務は発生時に割引計算 ⁽¹⁶⁾ で計上するとともに、計上した後も資産計上した部分の減価償却や利息費用の計上が必要である。また、資産除去債務と資産計上した額はいずれも一時差異に該当し、税効果の処理が必要である。

欠落しており、筆者が加筆したものである。もっとも、その後の例題 4-4（72 頁）や基本問題 4-2（73 頁）では取引毎に(借)および(貸)を明示していることから、図表 4-6 において脱漏しているだけであろうと判断した。

⁽¹⁵⁾ 基準 18 号 34 項では、「有形固定資産の取得等に付随して不可避免的に生じる除去サービスの債務を負債として計上するとともに、対応する除去費用をその取得原価に含めることで、……、減価償却を通じて、当該有形固定資産の使用に応じて各期に費用配分される」と説明されている。

⁽¹⁶⁾ 基準 18 号 6 項に準拠して、「割引価値」と記すことが望ましい。

	出題形式	出題内容
問題 4-4	仕訳問題	資産除去債務の発生時（構築物の設置による）、各期末、割引前将来キャッシュ・フローの見積りの増加、除去時、といった一連の取引の仕訳を問うている。
問題 4-5	仕訳問題	資産除去債務の発生時（機械装置の使用期間にわたる）、各期末、除去時、といった一連の取引の仕訳を問うている。
問題 4-6	仕訳問題	資産除去債務の発生時（建物の建設による）、各期末、除去時、といった一連の取引について、 <u>税効果を考慮</u> した仕訳を問うている。
問題 11-3	計算	決算整理後残高試算表における、減価償却費（資産除去債務に係る利息費用を含む）、資産除去債務の期末残高を問うている。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの増加もおこなう。
問題 11-9	計算	貸借対照表および損益計算書を完成するとともに、資産除去債務の全額、資産除去債務に対応する簿価増加額のうち未償却残高について、個別注記表（ <u>税効果会計</u> に関する注記）を完成する。

（出典）『検定簿記ワークブック 1 級商業簿記・会計学 上巻』20 頁; 22-24 頁; 80-82 頁; 86-87 頁にもとづき、筆者作成。

図表 11-7 については、資産除去債務に係る税効果会計が注目される。資産負債の両建処理について、貸方の資産除去債務は、いわゆる債務確定主義（法人税基本通達 2-2-12）に鑑みて法人税務上の負債とされず、当該有形固定資産を実際に除去した時点で一気に解消する将来減算一時差異に該当する。また、借方の有形固定資産は、購入した減価償却資産の取得価額の範囲を定めた法人税法施行令 54 条 1 項 1 号や法人税基本通達 7-3 には言及がなく、したがって、法人税務上の資産とならないため、減価償却をつうじて徐々に解消していく将来加算一時差異に該当する。これらの一時差異は将来に解消される時期や金額が異なることから、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺消去することはできない。⁽¹⁷⁾

図表 11-8 税効果を考慮した資産負債の両建処理の仕訳例

建物の取得：	(借)	建物	10,000	(貸)	普通預金	10,000
資産除去債務の発生：	(借)	建物	1,035	(貸)	資産除去債務	1,035
④ 資産除去債務に係る将来減算一時差異の発生：	(借)	繰延税金資産	414	(貸)	法人税等調整額	414
⑤ 建物への上乗せ分に係る将来加算一時差異の発生：	(借)	法人税等調整額	414	(貸)	繰延税金負債	414

（出典）適用指針 21 号〔設例 5〕へ税効果を考慮し、筆者作成。拙稿（2020a）①および①' もみよ。

たとえば普通預金口座から ¥10,000 を引き出して建物を取得した時に発生した資産除去債務 ¥1,035 について、法定実効税率を 40% とする税効果を考慮した仕訳は、一時差異の生じた原因が異なるいじょう、図表 11-8 のようになされるべきである。これに対して、『検定簿記ワークブック 1 級商業簿記・会計学 上巻』問題 4-6 では、図表 11-8 の④と⑤とを法人税等調整額勘定へ記入しない 1 取引でもって解説されている。たとい財務諸表を作成すると

⁽¹⁷⁾ この段落については、拙稿（2020a）14 頁において同様の見解を紹介している。

いう目的のもとでは差し支えなくとも、はたして簿記教育の観点で適切といえるだろうか⁽¹⁸⁾。

なお、第 158 回（2021 年 6 月 13 日施行）以降の日商簿記 1 級においては、資産除去債務について税効果を考慮した計算や開示は出題されていない（図表 11-9）。そして、「商業簿記」と「会計学」との境界は、具体的な計算の有無なのだろうか（脚注(8)もみよ。）。

図表 11-9 日商簿記 1 級での出題実績（第 158 回から第 170 回まで）

試験期日	試験問題	問題番号	出題形式	出題内容
第 159 回 (2021. 11. 21)	会計学	第 1 問 1. ウ	正誤判定	資産除去債務に係る利息費用について、損益計算書上の表示を問うている。
第 162 回 (2022. 11. 20)	会計学	第 1 問 (5)エ	正誤判定	資産除去債務に係る利息費用について、損益計算書上の表示を問うている。
第 165 回 (2023. 11. 19)	商業簿記	[Ⅱ] 6	(不明) ⁽¹⁹⁾	期末整理事項等のひとつに、資産除去債務に係る割引前将来キャッシュ・フローの増加が挙げられている。問題文には複数時点の割引率と現価係数が示されており、与えられた条件から適当な数値を拾い、計算をおこなう。税効果は考慮しない。
第 170 回 (2025. 6. 8)	商業簿記	[Ⅱ] 7		期末整理事項等のひとつに、資産除去債務が挙げられている。問題文には現価係数が示されており、与えられた条件から適当な数値を拾い、計算をおこなう。税効果は考慮しない。

（出典）日本商工会議所（2025b）にもとづき、筆者作成。

2.3 税理士試験や公認会計士試験での出題実績

資産除去債務が出題される全経簿記 1 級および上級、そして日商簿記 1 級においては、「商

⁽¹⁸⁾ たとえば『検定簿記ワークブック 1 級商業簿記・会計学 上巻』解答編 16 頁では、「法人税等調整額は発生しない（相殺されてゼロとなる）」といった解説がなされている（下線部は、図表 11-8 に沿うように改変した。）。

本問では、税効果会計の処理が必要である。資産除去債務および有形固定資産の帳簿価額を増額した部分はともに一時差異に該当するため、その変動に応じて処理が必要になる。

建物を増額した分は税務上の資産に該当しないため、これに対する 40%分の繰延税金負債 ¥414 を計上する。また、資産除去債務も税務上の負債に該当しないため、これに対する繰延税金資産 ¥414 を計上する。したがって、繰延税金資産と繰延税金負債が同額になり、法人税等調整額は発生しない（相殺されてゼロとなる）。なお、繰延税金資産と繰延税金負債は差異が解消するタイミングが異なることや、本問では考慮しないが本来は回収可能性の取扱いが異なるため、仕訳上は相殺せずに両建て計上する必要がある。

その一方で、たとえば武澤（2012）20 頁のように、図表 11-8 と同様に、法人税等調整額勘定へ記入した仕訳例が示された論攷も散見される。

⁽¹⁹⁾ 日本商工会議所（2025b）では、問題用紙のみが公開されている。そのため、何がどのように問われたか（採点箇所となっていたか）は公表されていない。

業簿記」と「財務会計」ないし「会計学」との境界が不明瞭であった。これに対して、税理士試験では「簿記論」と「財務諸表論」との区分⁽²⁰⁾がなされているので、それぞれの出題実績を概観しよう（図表 11-10; 図表 11-11）。

図表 11-10 税理士試験「簿記論」での出題実績

試験期日	問題番号	出題形式	出題内容
第 60 回 (平 22. 8. 3)	〔第二問〕 問 4	仕訳問題	機械装置の取得時、決算整理、見積りの変更（増額）、除去時の仕訳を答える。
第 64 回 (平 26. 8. 5)	〔第三問〕 (5)(20)	計算	決算整理前残高試算表、見積りの変更（増額）を加味し、貸借対照表や損益計算書を完成する。税効果も考慮。
第 65 回 (平 27. 8. 18)	〔第三問〕 (5)(22)	計算	建物附属設備の取得に係る原状回復費用を処理し、貸借対照表や損益計算書を完成する。税効果も考慮。
第 66 回 (平 28. 8. 9)	〔第二問〕 問 3	仕訳問題	除去支出額を期待値法により見積り、機械の取得時、決算整理、見積りの変更（増額）、除去時の仕訳を答える。
第 68 回 (平 30. 8. 7)	〔第三問〕 (11)(31)	計算	決算整理をふまえて、決算整理後残高試算表を完成する。法定実効税率の変更を伴う税効果も考慮。
第 74 回 (令 6. 8. 6)	〔第二問〕 問 1	総勘定元帳	見積りの変更（減額）をふまえて、機械装置勘定および資産除去債務勘定を完成する。

（出典）『会計人コース』各号の別冊付録および国税庁（2025a）にもとづき、筆者作成。

税理士試験「簿記論」では、仕訳の完成や総勘定元帳への記入、決算整理後残高試算表ないし財務諸表への計上額の算定が出題されていることがわかる。勘定への記入を可視化したものを「仕訳」と捉える立場からは、第 60 回〔第二問〕問 4 の問題文中で、

第 1 年度 期 末 :	(借) 利 息 費 用 [*] (貸) [*] [イ]
	(借) [*] [*] (貸) 減 価 償 却 累 計 額 [*]

という決算整理仕訳が示されていることに着目したい⁽²¹⁾。適用指針 21 号の〔設例 1〕において「費用（利息費用）」といった中途半端な表記⁽²²⁾がなされていたところ、利息費用勘定が税理士試験という場をつうじて、ある種の市民権を得たとみることにもできるからである。

⁽²⁰⁾ たとえば令和 7 年度（第 75 回）税理士試験における各科目の出題範囲は、下表のとおりであった。

試験科目	出題範囲
簿記論	複式簿記の原理、その記帳・計算及び帳簿組織、商業簿記のほか工業簿記を含む。ただし、原価計算を除く。
財務諸表論	会計原理、企業会計原則、企業会計の諸基準、会社法中計算等に関する規定、会社計算規則（ただし、特定の事業を行う会社についての特例を除く。）、財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則

（出典）国税庁（2025b, 問 1）より、一部抜粋。

⁽²¹⁾ 本問での採点箇所は、空欄 [イ] の金額である。空欄 [*] の勘定科目と金額は、各自推定。

⁽²²⁾ 安藤（2011）13 頁は、金額ゼロやマイナスの仕訳が登場する実務指針や適用指針に言及し、「いわば「仕訳形式による説明」にすぎない」と断じる。適用指針 21 号の〔設例〕における「費用（利息費用）」は勘定科目でも表示項目でもなく、これも「仕訳形式による説明」の典型例といえよう。とはいえ、企業内部での財産管理に資する限りにおいて、勘定科目そのものは自由に設定できることは言を俟たない。

図表 11-11 税理士試験「財務諸表論」での出題実績

試験期日	問題番号	出題形式	出題内容
第 59 回 (平 21. 8. 4)	〔第一問〕 4	記述式	引当金処理と比べて、資産負債の両建処理が適切とされている根拠を述べる。
第 63 回 (平 25. 8. 6)	〔第一問〕 6	記述式	賃借建物の退去時における原状回復に係る債務の認識を「継続企業の公準」の観点から説明する。
	〔第三問〕 5(2)	計算	賃貸借契約の締結日に支払った保証金のうち、原状回復のために返還が見込まれない部分を見積り、資産負債の両建処理や費用配分をおこなう。
第 65 回 (平 27. 8. 18)	〔第一問〕 4	記述式	基準 18 号において資産負債の両建処理が採用されている理由について述べる。
第 66 回 (平 28. 8. 9)	〔第三問〕 問 1	計算	決算整理前残高試算表、期中の未処理事項等を加味し、期末貸借対照表の計上額を答える。税効果も考慮。
第 67 回 (平 29. 8. 8)	〔第二問〕	空欄補充 正誤判定 記述式	適用指針 21 号 3 項、基準 18 号 5 項および 16 項(5)に準拠した文章の空欄補充のほか、基準 18 号 34 項、36 項および 51 項についての理解を問うている。
第 70 回 (令 2. 8. 18)	〔第二問〕 問 2	計算 記述式	減価償却方式や引当金方式の問題点やそれらが採用されなかった理由を検討し、資産負債の両建処理の特徴を述べる。また、各方法での費用計上額等も答える。
第 72 回 (令 4. 8. 2)	〔第二問〕 問 2	計算 記述式 選択肢式	設備および資産除去債務の帳簿価額を算定する。資産除去債務に係る利息費用について、損益計算書上の表示を述べる。除去時の支出額および固定資産売却損益について、キャッシュ・フロー計算書上の表示を答える。
第 74 回 (令 6. 8. 6)	〔第三問〕 6(4)	計算	除去時の仕訳を修正したうえで、貸借対照表、損益計算書および附属明細書（販売費及び一般管理費の明細）並びに個別注記表（税効果会計に関する注記）を完成する。

（出典）『会計人コース』各号の別冊付録および国税庁（2025a）にもとづき、筆者作成。

税理士試験「財務諸表論」では、基準 18 号の定めを適切に理解しているかを問う記述式問題のほか、第 72 回〔第二問〕問 2(3)で出題されたキャッシュ・フロー計算書上の表示や第 74 回〔第三問〕で出題された販売費及び一般管理費の明細⁽²³⁾や税効果会計に関する注記（繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳）等が特徴的な出題と思われる。とはいえ、第 63 回〔第三問〕5(2)や第 74 回〔第三問〕における期中仕訳の修正のように、「簿記論」で出題されても違和感のない計算問題も散見される。税理士試験での資産除去債

⁽²³⁾ 第 74 回〔第三問〕では、資産除去債務の履行時における、資産除去債務勘定の貸方残高と実際の支払額との差額（いわゆる履行差額）の会計処理が出題された。とくに附属明細書（販売費及び一般管理費の明細）の金額を空欄補充するに際して履行差額をどの「科目」の金額とするかは、（いわゆる消去法によって解答できなくはないが）受験者を迷わせたかもしれない。基準 18 号 15 項では、「損益計算書上、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する」とされているのみであり、勘定科目や表示項目が定められているわけではないからである。さらに本問については「利息費用」を独立に解答させており、なおさら履行差額の取扱いが不明瞭であったともいえる。

務にかんする出題というきわめて狭い範囲での分析であるが、「簿記論」と「財務諸表論」との、ひいては「簿記」と「会計」との関係ないし境界はたいへん興味深い。

つづいて、公認会計士試験における出題実績⁽²⁴⁾を概観しよう（図表 11-12）。公認会計士・監査審査会は、平成 20 年 12 月に公表（平成 21 年 1 月に一部訂正）した「出題範囲の要旨」において、平成 21 年試験より財務会計論の出題範囲に「資産除去債務」を明記した。

図表 11-12 公認会計士試験での出題実績

試験科目	問題番号	出題形式	出題内容
平成 22 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 5 イ.	仕訳問題	資産除去債務の割引価値の算定に際し、割引率に信用リスクを加味するかしないかを問うている。
	問題 6 ア.	正誤判定	資産除去債務の見積りに際して、最頻値または期待値を用いることについて問うている。基準 18 号 6 項(1)に準拠。
平成 22 年試験 論文式試験	第 5 問 問 6	記述式	基準 18 号 51 項に準拠して、会計上の見積りの変更のプロスペクティブ・アプローチが採用された理由を答える。
平成 23 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 6	正誤判定	基準 18 号 26 項および 5 項に準拠した記述を答える。なお、同 12 項や 24 項に準拠しない記述も紛れていた。
平成 23 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 15	正誤判定	減損会計における将来キャッシュ・フローの見積りには、除去費用部分の影響を二重に認識しない旨を答える。
平成 23 年試験 論文式試験	第 3 問 問 1(1)	計算	期待値法による見積りの変更（減額）を加味して、機械装置および資産除去債務の貸借対照表計上額を答える。
	第 3 問 問 2(1)	記述式	基準 18 号 34 項に準拠して、引当金処理ではなく資産負債の両建処理が採用されている理由を答える。
平成 24 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 5	計算	取得時にのみ発生した資産除去債務を加味して、中途年度における有形固定資産の帳簿価額を答える。
平成 24 年試験 論文式試験	第 4 問 問 3	記述式	資産除去債務の割引価値の算定に際し、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率との関係について問うている。
平成 25 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 7	計算	減価償却方式、引当金方式、資産負債の両建処理、それぞれの方法に準拠したときの貸借対照表価額を答える。
平成 25 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 8 イ.	正誤判定	時の経過による資産除去債務の調整額の損益計算書上の区分について問うている。
平成 25 年試験 論文式試験	第 5 問 問 3	記述式 計算	基準 18 号が引当金処理を採用しなかった理由、資産計上の根拠と負債計上の要件みつつ、設備投資について回収すべき金額、中途年度の費用計上額を答える。
平成 26 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 5	計算	予想インフレ率を用いて補正した除去支出の割引前将来キャッシュ・フローについて、現価係数表から適切な割引率を選び、その割引価値を答える。
平成 27 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 7	計算	除去支出額を期待値法により見積り、中途年度における資産除去債務の期末残高を答える。
平成 27 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 4 ア.	正誤判定	基準 18 号 8 項に準拠して、資産除去債務が使用の都度発生する場合の費用配分の方法について問うている。
平成 28 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 7	計算	時の経過による資産除去債務の調整額を算定し、(借)利息費用（ ）(貸)資産除去債務（ ）の仕訳を完成する。
平成 29 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 7	計算	設備を除去した会計期間の損益計算書に計上される費用の合計額を答える。

⁽²⁴⁾ 短答式試験は「財務会計論」、論文式試験は「会計学〔午後〕」における出題から抜粋している。

平成 30 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 6	計算	将来キャッシュ・フローの減少部分に適用すべき割引率を特定できないとき、資産除去債務の割引価値を答える。
平成 31 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 7	計算	複数の有形固定資産から構成される資産除去債務の割引価値を答える。
令和元年試験 論文式試験	第 4 問 問題 3	計算 記述式	基準 18 号が資産負債の両建処理を採用した理由、時の経過による資産除去債務の調整額を財務費用とみない理由を述べ、中途年度における財務諸表への計上額を答える。
令和 2 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 6	計算	設備を除去した会計期間の損益計算書に計上される減価償却費と資産除去費用とをそれぞれ答える。
令和 2 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 1 エ.	正誤判定	収益費用アプローチの会計観によって、貸借対照表で資産除去債務を計上することにはならないことを問うている。
令和 3 年試験 短答式試験	問題 3 ア.	正誤判定	機械装置の取得時に発生した資産除去債務について、取得 1 年めに必要な決算整理仕訳を答える。
令和 3 年試験 論文式試験	第 3 問 問題 1	計算	機械の取得時に発生した資産除去債務を加味して、中途年度における有形固定資産の帳簿価額を答える。
令和 4 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 7	計算	将来キャッシュ・フローの見積りの増加や減少をふまえて、設備を除去した会計期間の減価償却費を答える。
令和 5 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 7	正誤判定	基準 18 号 26 項および 6 項に準拠した記述を答える。なお、同 11 項や 14 項に準拠しない記述も紛れていた。
令和 5 年試験 論文式試験	第 3 問 問題 2	計算	リース取引により調達した機械装置に係る資産除去債務の貸借対照表計上額を答える。
令和 6 年試験 第Ⅰ回短答式試験	問題 5	計算	資産除去債務が取得時および通常の使用における稼働時間に応じて発生する場合の資産除去債務の金額を答える。
令和 7 年試験 第Ⅱ回短答式試験	問題 7	計算	設備の取得時に発生した資産除去債務について、インフレ率を加味して測定し、取得 1 年めの減価償却費を答える。

(出典)『会計人コース』各号の別冊付録(なお、中央経済社(201X)を含む。)および公認会計士・監査審査会(2025)にもとづき、筆者作成。

適用指針 21 号の「設例 1」において「費用(利息費用)」と表記されていたところ、平成 28 年試験第Ⅰ回短答式試験の **問題 7** において、利息費用勘定への借方へ記入する仕訳問題が出題された。また、令和 3 年試験短答式試験の **問題 3** アで出題された仕訳問題では、資産除去債務調整額勘定への借方記入が示され、利息費用勘定でなくとも差し支えないということを受験者にも知らしめる効果があった……とは過言であろうか。

ところで、損益計算書上の表示については、「時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。」と定められているのみである(基準 18 号 14 項)。たとえば営業用の設備から生じた時の経過による資産除去債務の調整額は販売費及び一般管理費の区分で計上する、と要請されているにすぎない。たとい独立掲記するとしても⁽²⁵⁾、「財務諸表等の用語、様式及び作成

⁽²⁵⁾ 金融庁の運営する EDINET の書類全文検索画面より、2015 年 4 月から 2025 年 7 月までに提出された有価証券報告書から、「連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」に限定して、「資産除去」の 4 文字を検索した。その結果、時の経過による資産除去債務の調整額を損益計算書上で独立掲記している例はなく、売上原価明細書において「資産除去債務利息費用」を区分掲記した 1 社が抽出された(CB グループマネジメント株式会社 2024, 83/101 頁)。なお、検索結果の大半は、「資産除去債務履行差額」

方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) で定められているわけではない。多様な会計実務は尊重すべきであるが、教育上の観点からは問題なしとしない。

2.4 『勘定科目・仕訳事典』

日本簿記学会が監修する『勘定科目・仕訳事典』の特徴ないし特長は、各項目(勘定科目)について、A 欄で一般的な解説が述べられたのちに、B 欄で分担執筆者の個人的な主張が展開されている点である。同書の第 3 版では、「資産除去債務」の項は A 欄のみであるが、「利息費用」および「履行差額」の項については A 欄とともに B 欄も用意されている。これらの項目については、第 3 版の刊行に際して分担執筆者が交代している。本稿では、基本的には第 3 版の記述を祖上に載せることとし、必要に応じて第 2 版の記述にも言及する。

図表 11-13 『勘定科目・仕訳事典』第 3 版の仕訳例 (A 欄)

X1 年度期首に構築物(取得原価¥800,000、耐用年数 4 年、残存価額ゼロ、定額法による減価償却。)を取得した。使用後に除去するときの支出見積り ¥40,000、割引率 3%としていたが、実際の除去支出額は ¥41,000 であった。									
X1 年度期首:	(借)	構 築 物	835,539	(貸)	現 金	800,000			
(資産除去債務の発生)					資 産 除 去 債 務	35,539			
X1 年度期末:	(借)	減 価 償 却 費	208,885	(貸)	構築物減価償却累計額	208,885			
	(借)	利 息 費 用	1,066	(貸)	資 産 除 去 債 務	1,066			
除 去 時:	(借)	構築物減価償却累計額	835,539	(貸)	構 築 物	835,539			
	(借)	資 産 除 去 債 務	40,000	(貸)	当 座 預 金	41,000			
		費用(履行差額)	1,000						

(出典) 渡辺 (2024) 174 頁; 417 頁; 425 頁にもとづき、筆者作成。

同書の第 3 版の A 欄に示された仕訳例(図表 11-13)は、適用指針 21 号[設例 1]との相違点として、適用指針 21 号において「費用(減価償却費)」「費用(利息費用)」とされた各期末の決算整理に、減価償却費勘定や利息費用勘定を用いていることが挙げられる。その一方で、適用指針 21 号[設例 1]に準拠したまま、除去時の仕訳に「費用(履行差額)」を用いているのは、B 欄に記された以下の提案のためと推定される(渡辺 2024, 417-418 頁)。

企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」では、設例 1 において「費用(履行差額)」としているが、どのような義務の履行かが明確でないため、資産除去債務の履行に伴う損益であることを明示するため、資産除去債務履行差損勘定または資産除去債務履行差益勘定を用いることを提案する。

又は「資産除去債務履行差益」、「資産除去債務戻入益」や「資産除去債務取崩益」又は「資産除去債務消滅益」、そして「資産除去費用」を特別損益あるいは営業外費用の区分に計上していた。

脚注(25)で示した実態調査によれば、連結損益計算書及び連結包括利益計算書または連結損益及び包括利益計算書において、多くの企業は特別損益の区分⁽²⁷⁾で「資産除去債務履行差額」を計上していた。なお、「資産除去債務履行差益」を特別利益として計上する企業は1社、「資産除去債務履行差損」はゼロであった。これらの履行差額（差益）を特別損益の区分に計上している事例は、「当初の除去予定時期よりも著しく早期に除去することとなった場合等、当該差額が異常な原因により生じたものである場合」である（基準18号58項）。大半の企業については、除去時に生じた履行差額については重要性が僅少なために独立掲記されていないものと推定される。

とはいえ、同一の会計期間に複数の資産除去債務を履行した場合、たとえば甲資産からは資産除去債務履行差損¥50が生じ、乙資産からは資産除去債務履行差益¥20が生じた場合に、これらを資産除去債務履行差額勘定への借方記入¥50と貸方記入¥20と一緒にしたとしても差し支えないだろうか。履行差損¥50と履行差益¥20とは、別個の資産の除去によって生じた損益であることに鑑みれば、これらを相殺消去して「履行差損¥30」としてはならない。取引の勘定記入から少なくとも決算整理後残高試算表までは、履行差損と履行差益とを区別しておくべきであろう⁽²⁸⁾。

なお、渡辺（2024）の真骨頂は、図表11-14のごとき仕訳例である。ここでの繰延資産除去費用勘定とは、「固定資産の下位勘定あるいは退職給付会計における未認識過去勤務費用・未認識数理計算上の差異のようなその他の包括利益累計額勘定」であり、「耐用年数にわたるその費用配分額と利息費用を合わせて「資産除去費用」勘定で処理する」（渡辺2024, 426頁）。資産負債の両建処理に内在する問題に対して、たいへん興味深い解決策のひとつである⁽²⁹⁾。

⁽²⁶⁾ 渡辺（2024）417-418頁で脱漏していた2文字について、引用者が下線を付して補った。なお、『勘定科目・仕訳事典』第2版では、次のように記されていた（菊谷2017, 349頁）。

上記「適用指針」では「費用（履行差額）」とされているが、その意味を明確に示すため、資産除去義務履行差額勘定、損益であることを明示するのであれば、資産除去義務履行差損勘定または資産除去義務履行差益勘定として計上すべきである。

⁽²⁷⁾ 営業外費用の区分に計上している1社は、「当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する」（基準18号15項）という定めに準拠したものと推定される。

⁽²⁸⁾ 「企業会計原則」第二・一・Bに定められた「総額主義の原則」に準拠するならば、損益計算書上も相殺してはならない。とはいえ実務においては、重要性の観点から両者が相殺されることもあろう。

⁽²⁹⁾ 石川（2020）43-52頁においても、（従来の）引当金方式や（現行の）両建処理方式に次ぐ「第3の方式」として、「OCI／リサイクリング方式」が示されている。拙稿（2020b）133頁も参照されたい。

図表 11-14 『勘定科目・仕訳事典』第3版の仕訳例（B欄）

X1 年度期首に構築物（取得原価¥800,000，耐用年数4年，残存価額ゼロ，定額法による減価償却。）を取得した。使用後に除去するときの支出見積り¥40,000，割引率3%としていたが，実際の除去支出額は¥41,000であった。							
X1 年度期首：	(借)	構 築 物	800,000	(貸)	現 金	800,000	
(資産除去債務の発生)	(借)	繰延資産除去費用	35,539	(貸)	資 産 除 去 債 務	35,539	
X1 年度期末：	(借)	減 価 償 却 費	200,000	(貸)	構築物減価償却累計額	200,000	
	(借)	資 産 除 去 費 用	9,951	(貸)	繰延資産除去費用	8,885	
					資 産 除 去 債 務	1,066	
除 去 時：	(借)	構築物減価償却累計額	800,000	(貸)	構 築 物	800,000	
	(借)	資 産 除 去 債 務	40,000	(貸)	当 座 預 金	41,000	
		資産除去債務履行差損	1,000				

（出典）渡辺（2024）417-418 頁；425-426 頁にもとづき，筆者作成。

3 会計実務の観点から

本研究部会は，現在実施されている簿記の各種検定試験における出題内容と会計実務とがどこまで関連しているのか等について検討することを目的としている。とはいえ，数多ある実務解説書や解説記事のすべてを取り上げることはできないので，3.1 では台帳を用いた資産除去債務の管理について，3.2 では敷金を支払っている場合における資産除去債務の取扱いについて検討をおこない，2 節での議論を補足したい。

3.1 台帳を用いた資産除去債務の管理

廣田・伊藤（2010）では，基準 18 号や適用指針 21 号の定めにも触れながら，『資産除去債務の実務』の書名にたがわず，資産除去債務にかんする実務上の作業プロセスについて論じられている。この作業プロセスのうち，第1段階「対象範囲の設定」においては，a. から g. で挙げられたような項目を整理しておくことが望ましいとされる（図表 11-15）。これらの項目は，すべてとは限らないものの，固定資産台帳によっても管理できる。ところで，同書では，図表 11-16 および図表 11-17 の台帳が例示されている（廣田・伊藤 2010, 93-94 頁）。

図表 11-15 『資産除去債務の実務』第2章の構成

1 資産除去債務の対象となる実務上の事項など	
図表 1-1 資産除去債務の概要	基準 18 号 28 項に準拠。
図表 1-2 環境法規	法令のほか当該資産が所在する地域における条例等の制定状況や内容を確認・把握する必要があるとされている。
2 実務上の作業プロセス	
図表 1-3 作業プロセスの概略図	
(1) 対象範囲の設定	重要性の原則に照らして、対象となる有形固定資産について次のような項目を整理しておくことが望ましいとされている。 a. 有形固定資産の所在地、規模、取得年次 b. 有形固定資産の保有形態 c. 有形固定資産の耐用年数 d. 有形固定資産の除去計画等の使用計画、平均的な使用期間 e. リースであるときは会計処理の方法と契約内容 f. 環境法規による届出施設の有無や届出書類の整理 g. 環境法規に関連した既存調査の有無
(2) 対象債務の洗い出し	(1)の整理により、契約による除去時の義務が課せられている資産の抽出とその内容の把握に係る時間的および経済的負担は低減されるとされている。また、アスベスト、土壌汚染、PCB 等の個別に留意すべき事項についても言及されている。
(3) 除去費用の見積り	適用指針 21 号 17 項に準拠。
(4) 資産除去債務の計上	基準 18 号 7 項や適用指針 21 号 23 項に準拠。
図表 1-4 資産除去債務台帳	企業の実情に応じて資産除去債務の算定方針を明確にし、関連する部門と連携して見積る。重要性についても、金額的側面および質的側面を勘案して企業ごとに判断する必要があるとされている。
図表 1-5 有形固定資産台帳	

(出典) 廣田・伊藤 (2010) 85-95 頁にもとづき、筆者作成。

図表 11-16 廣田・伊藤 (2010) で例示された「資産除去債務台帳」

(X5 年 3 月 31 日現在)

資産除去債務管理番号	設備名	種別	当初計上額 (見積り変更時計上額)	取得年月日 (見積り変更年月日)	支出予定時期	期首帳簿価額	割引率 (%)	利息費用	期末帳簿価額
0001	A	鉱山保安法	905 (*1)	X4 年 4 月 1 日	X9 年 3 月 31 日	905	2.0	18	923
0002	B	石綿障害予防規則	466 (*2)	X3 年 4 月 1 日	X7 年 3 月 31 日	474	1.8	9	483
0003-01	C	不動産賃貸借契約	1,359 (*3)	X1 年 4 月 1 日	X6 年 3 月 31 日	1,442	2.0	29	1,471
0003-02	C (見積り変更分)	不動産賃貸借契約	478 (*4)	X3 年 4 月 1 日	X6 年 3 月 31 日	485	1.5	7	492

(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額 $1,000/(1+0.02)^5=905$

(*2) 将来キャッシュ・フロー見積額 $500/(1+0.018)^4=466$

(*3) 将来キャッシュ・フロー見積額 $1,500/(1+0.02)^5=1,359$

(*4) 将来キャッシュ・フロー見積額 $500/(1+0.015)^3=478$

(出典) 廣田・伊藤 (2010) 93 頁。

図表 11-17 廣田・伊藤（2010）で例示された「有形固定資産台帳」

（X5 年 3 月 31 日現在）

固定資産管理番号	設備名	種別	当初計上額（見積り変更時計上額）	取得年月日	除却予定時期	償却方法	耐用年数	減価償却率	減価償却費	減価償却累計額	期末帳簿価額
0001	A	鉱山保安法	905	X4 年 4 月 1 日	X9 年 3 月 31 日	定額法	5	0.2	181	181	724
0002	B	石綿障害予防規則	466	X3 年 4 月 1 日	X7 年 3 月 31 日	定額法	4	0.25	117	233	233
0003-01	C	不動産賃貸借契約	1,359	X1 年 4 月 1 日	X6 年 3 月 31 日	定額法	5	0.2	272	1,087	272
0003-02	C（見積り変更分）	不動産賃貸借契約	478	X3 年 4 月 1 日	X6 年 3 月 31 日	定額法	3	0.33	159	319	159

（出典）廣田・伊藤（2010）94 頁の図表 1-5 に、「償却方法」の 4 文字を加筆。

図表 11-16 や図表 11-17 の最右列に示された「期末帳簿価額」の金額を合計すれば、X5 年 3 月 31 日の貸借対照表に計上される資産除去債務 3,369 および有形固定資産の帳簿価額 1,388 と一致する。財務諸表の作成には、これはこれで効果的である。しかし、いわゆる財産管理の観点からは、それぞれの資産および除去債務の帳簿価額の推移を連綿と 1 葉の台帳に記録し続けるほうが管理台帳としての機能を果たしうる。たとえば設備 C について、拙稿（2022）で提案した「有形固定資産及び資産除去債務台帳」を作成してみよう（図表 11-18）。

図表 11-18 「有形固定資産及び資産除去債務台帳」の例および勘定間の関係⁽³⁰⁾

有形固定資産及び資産除去債務台帳

名 称： 設備 C 所 在 地： ○○県××市…… 有形固定資産の勘定科目： 構築物
耐用年数： 5 年 残存価額： ゼロ " 償却方法： 定額法
備 考： 借地の契約期間満了後に原状回復する義務が課されている。資産除去債務は設備 C の取得時にのみ発生する。

年 月 日			摘 要	有形固定資産			資産除去債務		備 考 (支出見積額, 割引率)
				取得原価	償 却 額	帳簿価額	時の経過による調整額	帳簿価額	
X1	4	1	購入代価 付随費用 資産負債の両建処理	49,600 400 1,359	③	51,359	②	1,359	小切手振り出し 小切手振り出し 見積額 1,500 (2.0%)
X2	3	31	減価償却/時の経過		10,272	41,087	27	1,386	①
X3	3	31	減価償却/時の経過		10,272	30,815	28	1,414	
"	4	1	見 積 り 変 更	478	③	478	②	478	増額変更 500 (1.5%) ①
X4	3	31	減価償却/時の経過		10,272	20,543	28	1,442	
			同上 (増額変更分)		159	319	7	485	
X5	3	31	減価償却/時の経過		10,272	10,272	29	1,471	
			同上 (増額変更分)		159	159	7	492	
X6	3	31	減価償却/時の経過		10,272		29	1,500	
			同上 (増額変更分)		159	0	8	500	
"	4	1	除 却					2,000	
"	"	11	一 部 除 去					900	普通預金支出 1,100
"	"	22	除 去 完 了					0	普通預金支出 1,050

(出典) 中村 (2008) 91 頁の「建物台帳」を参照し、筆者作成。

現行制度を所与とするいじょう，除去支出の時期および金額を見積り，負債として計上し（図表 11-18, ①），有形固定資産の取得原価に加え（図表 11-18, ②），資産の帳簿価額に反映させる必要がある（図表 11-18, ③）。会計実務においては，図表 11-16 と図表 11-17 とが独立していても何ら問題はないのかもしれない。しかし，少なくとも簿記の学習や各種試験においては，図表 11-18 のように有形固定資産とそれに係る除去債務とを台帳において紐づけることで，資産除去債務の発生時や割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更における資産負債の両建処理を視覚的にも理解できるという教育上の効果が期待される⁽³¹⁾。

⁽³⁰⁾ 図表 11-16 および図表 11-17 をふまえて，翌 X6 年 3 月 31 日の決算および同年 4 月の除去時の台帳への記入を例示している。ただし，これらの図表に加えた前提条件として，設備 C の購入代価 49,600 および稼働に伴う付随費用 400 について小切手を振り出して支払っている。また，X6 年 4 月 11 日時点での資産除去債務勘定が貸方残高 900 のところ，同月 22 日までに普通預金口座から 1,050 を支払って除去が完了した。すなわち，2.4 で言及した資産除去債務履行差損 150 が生じたことになる。

⁽³¹⁾ 適用指針 21 号〔設例 3〕のように資産除去債務が複数の有形固定資産から構成される場合でも，甲設備と乙設備は有形固定資産及び資産除去債務台帳では区別して管理しつつ，除去支出見積りの全額を甲設備の帳簿価額と紐づけるといった工夫により効果的かつ効率的な管理が期待される。

なお、図表 11-18 にも課題がないわけではないと承知している。除去支出の割引前将来キャッシュ・フローは経営者による見積りであり、それが資産除去債務および有形固定資産の帳簿価額の根拠となるにもかかわらず、勘定の「外」に記入されるに留まっている（図表 11-18, ①）。すなわち、割引前将来キャッシュ・フローがそのまま資産除去債務勘定や構築物勘定に記入されるわけではない⁽³²⁾。図表 11-16 においては、割引前将来キャッシュ・フローは欄外に示されており、これが帳簿に記入されるか、それとも（いわゆる表計算ソフトにおける計算式のごとく）帳簿の背後にあるだけか、といった点も明らかでない。

むしろ帳簿への記入が手書きかソフトウェアを使用するかといった媒体の問題ではなく、将来の除去支出についてどの時点でいくらと見積ったかという記録が残る（すなわち、上書きできない）ことが肝腎であることは言を俟たない。ただし、図表 11-18 の記入例でも不十分であり、たとえば X1 年 4 月 1 日に除去支出の割引前キャッシュ・フローを 1,500 と見積った根拠や X3 年 4 月 1 日に 2,000 へ増額変更した根拠を台帳の備考欄へ記入できるような工夫ないし（物理的に）十分な紙幅が望まれるかもしれない。

3.2 敷金を支払っている場合における資産除去債務の取扱い

はじめに、敷金とは、賃料等の債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭を指す（民法 622 条の 2）。賃借契約が満了すると返還されるはずなので、将来に現金の流入を伴うという意味で、敷金は「カネのかたまり」である。契約満了までに賃料が未払いとなった場合にはその分が差し引かれるほか、賃借人の責めに帰する損傷が生じた場合には原状回復のための実費が差し引かれるものの、そのような事由がなければ預け入れた額がそのまま戻ってくるからである。これに対して、賃貸人へ支払ったきり返還されることのない礼金は、その支払によって賃借契約を締結できたと捉えるならば、支出の効果は賃借契約の期間にわたって及ぶことから、時の経過に応じて費用化させることが適正な期間損益の算定につながる。その意味で、礼金は「費用のかたまり」である。敷金と礼金とは、返還の有無という明確な違いをもって勘定科目や表示項目を分ける必要があることは言を俟たないが、貸借対照

⁽³²⁾ 資産除去債務に割引計算をおこなう現行制度では、割引前将来キャッシュ・フローが総勘定元帳ひいては貸借対照表に反映されることはなく、注記事項としての開示も要請されてはいない。割引率をゼロとすれば、割引前将来キャッシュ・フローが（結果として、資産除去債務の割引価値と同額となって）勘定の「内」に記録されるだけでなく、時の経過による資産除去債務の調整額も生じない。

如上の私見については、「会計情報として割引率の違いの効果を小さくするのであれば、利子費用部分と減価償却費部分とを区分せずに合算表示する」（黒川 2017, 638 頁）といった記述から示唆を得た。ただし、現行制度においても、資産除去債務は「その当初認識時において資産価格理論から導出される理論値より過大に計上される可能性がある」といった指摘もある（高橋 2021, 69 頁）。

表においては投資その他の資産の区分に計上すべきという共通点もある。⁽³³⁾

そのうえで、建物等の賃借契約に関連して敷金を支出している場合の会計処理は、適用指針 21 号 9 項および 27 項に定められている。その要点は、本稿でこれまでに取り上げた資産負債の両建処理に代えて、「当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によることができる。」というものである（9 項）。「敷金と資産除去債務に対応する除去費用が二重に資産計上されるという見方もある」なかで、「資産除去債務に係る実務負担を考慮し」た結果、如上の会計処理を採ることもできるようになった。なお、「この処理による場合、当期の負担に属する金額は、同種の賃借建物等への平均的な入居期間などの合理的な償却期間に基づいて算定することが適当と考えられる。」とのことである（27 項）。以上について、適用指針 21 号〔設例 6〕では、次のような会計処理が例示されている（図表 11-19）。

図表 11-19 賃借建物に係る原状回復費用の処理（適用指針 21 号〔設例 6〕）

1. 前提条件

Z 社は Y 社との間で C 建物の賃貸借契約を締結し、20X1 年 4 月 1 日から賃借している。また、Z 社は同日に 1,000 を、Y 社に敷金として支払っている。Z 社の決算日は 3 月 31 日である。Z 社の同種の賃借建物等への平均的な入居期間は 5 年と見積られている。

ただし、敷金のうち 600 について原状回復費用に充てられるため返還が見込めないものとした。

2. 会計処理

20X1 年 4 月 1 日：	(借)	敷	金	1,000	(貸)	普	通	預	金	1,000
20X2 年 3 月 31 日：	(借)	費用 (敷金の償却)		120	(貸)	敷		金		120

(出典) 適用指針 21 号〔設例 6〕について、敷金は普通預金口座から支払ったものとし、敷金 1,000 のうち返還が見込めない額を 500 から 600 に変更した。原典から変更した箇所には、下線を付している。

図表 11-19 については、以下の論点が指摘されよう。第 1 に、敷金の名目でも返還の見込まれない部分があると判明しているならば、勘定科目や表示項目を区別することで、より効果的な管理を達成しうる点である。そもそも返還が見込まれる敷金ですら（狭義の）保証金とは区別すべきという見解⁽³⁴⁾もあるなかで、支払ったきり返還を見込めない部分を敷金勘定

⁽³³⁾ この段落は、拙著（2019, 55-57 頁; 72 頁）に一部加筆している。礼金について補足するならば、礼金を投資その他の資産の区分に計上すべきという拙著（2019）の理解は少数説かもしれない。とはいえ、無形固定資産とはその保有や利用によって将来に収益を獲得することを意図するものであるが、礼金はこれに該当しない。礼金の支払によって、これに対応する何らかの役（役務の提供）を受けたことはなく、繰延資産でもない。家賃への上乗せ分として賃借契約の当初に支払ったという礼金の実態は、むしろ長期前払費用とみるべきであり、投資その他の資産の区分への計上をあらためて主張しておきたい。

⁽³⁴⁾ たとえば山本（2017）126-127 頁では、「土地や店舗などの賃借の際、賃借料不払い等の場合の担保として、貸主に差入れる敷金」について、「広義の保証金と解され、差入保証金勘定で処理することも考えられるが、法的には、賃借期間満了時に返還の請求権が発生するとされているなどの保全措置があることから、保証金と区別して処理すべきと考える。」との見解より、差入敷金勘定への借方記入を示している。

また、柴田（2015）38-41 頁では、保証金と敷金との一般的な定義を整理したうえで、

ないし差入保証金勘定で処理し続けることには問題があろう⁽³⁵⁾。

利息の有無（敷金は、なし）、金額の多寡（敷金は、一般的には少額）、賃貸借契約に付随するか（敷金は、付随する）といった相違点を挙げている。ただし、建設協力金および保証金等の財務諸表における表示の実態調査をおこなった結果、「約 40%の企業が「敷金及び保証金」の名称をもって表示しており、敷金と保証金の峻別が困難なことを示唆している」という見解も示されている（柴田 2015, 46 頁）。

なお、北村（2022）35 頁では、敷金・保証金・権利金（以下「権利金等」）のいずれの名目であっても、実務上、正しい経理処理をおこなうために判断するポイントは以下のみ一つであるとされている。

- ① 支払った権利金等は返還されるものか返還されないものか
 - ② 支払った権利金等のうちに返還されない金額がある場合には返還されないことが確定する時期はいつか
 - ③ 返還されない金額は法人の費用となるが、その費用となる時期はいつか
- ⁽³⁵⁾ 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「移管指針 9 号」と略記する。）において、2024 年 7 月 1 日改正までは次のような定めがなされていた。

「敷金は、取得原価で計上する。しかし、建物等の賃借契約において、返還されないことが明示されている部分については、賃借期間にわたって償却する。」（133 項）

「敷金は、賃料及び修繕の担保的性格を有し償還期限は賃借契約満了時であり、法的には契約期間満了時に返還請求権が発生すると解されており、通常無金利である。したがって、建設協力金と異なり取得原価で認識することとした。」（309 項）

しかし、2024 年 9 月 13 日改正において、これらの定めは削除されている。その理由は、建設協力金等および敷金は、「主にリースの締結により生じる項目である」というものであり、同日以降は、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針 33 号」と略記する。）において定められることとなった（BC59 項）。リースの借手における会計処理は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>33. 差入企業である借手は、差入敷金のうち、差入敷金の預り企業である貸手から差入企業である借手に将来返還される差入敷金について、取得原価で計上する。ただし、第 29 項及び第 30 項に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>34. 差入企業である借手は、差入敷金のうち、差入敷金の預り企業である貸手から差入企業である借手に返還されないことが契約上定められている金額を使用権資産の取得価額に含める。</p> <p>35. 企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第 9 項に従い、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を選択する場合、同項に従って差入敷金の会計処理を行う。</p> <p>BC64. 敷金は、賃料及び修繕の担保的性格を有し償還期限は賃貸借契約満了時であり、法的には契約期間満了時に返還請求権が発生すると解されており、通常無金利である。したがって、差入敷金については、建設協力金と異なり取得原価で計上することとしていた金融商品実務指針の取扱いを踏襲している（本適用指針第 33 項参照）。</p> <p>ただし、本適用指針においては、IFRS 任意適用企業が IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる会計基準の開発を行う方針（会計基準 BC13 項）を考慮し、差入敷金について建設協力金と同様の会計処理も認めることとした（本適用指針第 33 項ただし書き参照）。</p> <p>BC65. 本適用指針においては、差入敷金のうち、預り企業である貸手から差入企業である借手に将来返還されないことが契約上定められている金額について、リースの借手が賃貸借契約に基づいて原資産を使用する権利に関する支払である点で、毎月支払われるリース料と相違はないと考えられるため、当該金額を使用権資産の取得価額に含めることとした（第 34 項参照）。</p> |
|---|

以上より、2024 年 9 月 13 日の改正前後における（差入）敷金にかんする定めは、次のように整理することができる。

第2に、原状回復義務を負っているのは誰かという点である。そもそも原状回復費用を賃借人が負担するならば、賃借人が原状回復義務を負っている⁽³⁶⁾という経済的な実態があり、それに係る負債を認識する必要がなかろうか。将来の原状回復に必要なカネを契約締結時に差し入れたとしても、内部造作の原状回復に係る義務を履行したといえるのは契約満了後に当該工事を完了してからである。さらには、その表裏の関係にある借方側の費用は、「敷金の償却」といった性質ではなく、将来の原状回復費用のうちの当期負担分ではないか。

以上より、適用指針21号〔設例6〕は、図表11-20のような代替案も想定しうる。原状回復に係る工事を20X6年4月10日に実施し、それに580を要したので、敷金1,000から差し引いた残額420が同月15日に返還されたものとしよう。

-
- ③ 改正前移管指針9号の定めは、適用指針33号においてもおおむね踏襲されている。すなわち、将来に返還されると見込まれる部分は、取得原価で計上する。
 - ④ ただし、将来に返還されると見込まれる部分について、返還予定日までのキャッシュ・フローを割り引いた現在価値、すなわち時価をもって認識することも、IFRS会計基準を任意適用している企業等を想定した会計処理として認められている。
 - ⑤ 将来に返還されないことが明示されている部分は、時の経過に応じて費用化（償却）をおこなう。リースに伴って生じたときは、使用権資産の取得価額に含めたうえで減価償却をおこなう。
 - ⑥ 適用指針21号9項の定めについて、改正前移管指針9号には言及されていなかったところ、適用指針33号35項ではあらためて明記されており、他の項番とも内容に齟齬はない。

なお、⑤については、改正前移管指針9号〔設例15〕では「長期前払賃料」として資産計上したうえで毎期末に「支払賃料」として費用計上するよう例示されていた。適用指針33号では「使用権資産」として資産計上したうえで毎期末に「減価償却費」を計上するよう例示されているが、リースに伴って生じたわけではないのであれば（現行制度においても）長期前払費用勘定へ記入して差し支えないだろう。

⁽³⁶⁾ 適用指針21号〔設例6〕で想定される状況は、民法621条の定めとも齟齬はないものと解される。

図表 11-20 適用指針 21 号〔設例 6〕についての代替案(i)

1. 前提条件							
便宜上、20X1 年 4 月 1 日（契約締結日）のうちに、敷金のうち 600 について原状回復費用に充てられるため返還が見込めないと判断したとする。そのほかは、図表 11-19 と同じ。							
2. 会計処理							
20X1 年 4 月 1 日：	(借)	敷	金	1,000	(貸)	普 通 預 金	1,000
	(借)	長 期 前 払 費 用	600	(貸)	敷	金	600
20X2 年 3 月 31 日：							
～	(借)	原状回復引当金繰入	120	(貸)	原 状 回 復 引 当 金	120	
20X6 年 3 月 31 日：							
20X6 年 4 月 10 日 ⁽³⁷⁾ ：	(借)	原 状 回 復 用 役	580	(貸)	未 払 金	580	
	(借)	原 状 回 復 費 用	580	(貸)	原 状 回 復 用 役	580	
	(借)	未 払 金	580	(貸)	長 期 前 払 費 用	600	
		未 収 入 金	20				
	(借)	原 状 回 復 引 当 金	600	(貸)	原 状 回 復 費 用	580	
					原状回復引当金戻入	20	
20X6 年 4 月 15 日：	(借)	普 通 預 金	420	(貸)	敷	金	400
					未 収 入 金	20	

(出典) 筆者作成。

図表 11-20 は、いわゆる引当金処理にもとづいている。したがって、引当金処理の短所である「負債計上が不十分」(基準 18 号 34 項)という点は問題となりうる。また、長期前払費用とは、「企業会計原則」注解 5(1)に定められた「前払費用」のうち 1 年を超えて費用化するものであるとすると、20X1 年 4 月 1 日に借方記入した後、毎期末の償却はおこなわず、原状回復に係る工事を完了した 20X6 年 4 月 10 日まで勘定残高を据え置いたままとしている点も検討の余地があるかもしれない。なぜならば、「企業会計原則」注解 5(1)では、「時間の経過とともに次期以降の費用となる」と定められているからである。これらの問題を解消すべく、図表 11-21 では、資産負債の両建処理に準じた代替案(ii)を示そう。

⁽³⁷⁾ 20X6 年 4 月 10 日は、① 原状回復に必要な用役を取得する、② その用役を費消する、③ 用役の対価として長期前払費用を充当する、④ 引当金勘定への借方記入とともに②の費用を当期の期間費用から除外する、という各勘定の連繫を正則的に表現している。これらを 1 取引とみれば、次のようになるが……

20X6 年 4 月 10 日：	(借)	未 収 入 金	20	(貸)	長 期 前 払 費 用	600
		原状回復引当金	600		原状回復引当金戻入	20

しかし、これでは、仕訳によって企業の経済活動を表現できたと言うことはとうていできない。

かような分析によって(正則的な)仕訳を追究する姿勢は、慶應義塾大学名誉教授の笠井昭次先生に多くを学んでおり、ここに記して感謝申し上げる。ただし、本稿の内容に誤りがあれば筆者の責任である。

図表 11-21 適用指針 21 号〔設例 6〕についての代替案(ii)

20X1 年 4 月 1 日 :	(借) 敷 金	1,000	(貸) 普 通 預 金	1,000
	(借) 長 期 前 払 費 用	600	(貸) 資 産 除 去 債 務	600
20X2 年 3 月 31 日 :				
～	(借) 長期前払費用償却	120	(貸) 長 期 前 払 費 用	120
20X6 年 3 月 31 日 :				
20X6 年 4 月 10 日 ⁽³⁸⁾ :	(借) 原 状 回 復 用 役	580	(貸) 未 払 金	580
	(借) 原 状 回 復 費 用	580	(貸) 原 状 回 復 用 役	580
	(借) 未 払 金	580	(貸) 敷 金	580
	(借) 資 産 除 去 債 務	600	(貸) 原 状 回 復 費 用	580
			資 産 除 去 債 務 履 行 差 益	20
20X6 年 4 月 15 日 :	(借) 普 通 預 金	420	(貸) 敷 金	420

(出典) 筆者作成。

図表 11-21 によれば、原状回復義務を負っている旨を資産除去債務の負債計上によって示し、「時間の経過とともに次期以降の費用」として配分をおこなう長期前払費用償却の計上によって、如上の違和感も拭うことができたといえよう。ただし、そもそも長期前払費用勘定への借方記入が資産除去債務勘定への貸方記入を伴っている点は問題なしとしない。長期前払費用というからには、相手勘定は何らかの支払手段（普通預金口座からの支払等）となっているべきではなかろうか。しかしながら、当然に資産除去債務相当額の 600 を支払った事実はなく、また現時点で支払うべき義務もないために長期末払金のごとき確定債務を計上することもない。誤解を恐れずに書けば、[(借)長期前払費用 600 (貸)資産除去債務 600] のごとき仕訳は、伝統的には「簿記上の取引」ではなかったし、しかしこれが現行制度の実相であるとすれば「簿記上の取引」の概念が変容したともいいうる（拙稿 2018, 177 頁）。

ところで、適用指針 21 号 27 項では、「賃借建物等に関連する資産除去債務とこれに対応する除去費用を負債および資産として両建処理すると、敷金と資産除去債務に対応する除去費用が二重に資産計上されるという見方もある。」としたうえで、「資産除去債務に係る実務負担を考慮し」た結果、「当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法」を採用することを認めている。ここでの「二重」の資産計上とは、図表 11-21 の網掛け部を指しているものと理解できるが、これを「二重」というならば、図表 11-2 や図表 11-5 でみたような資産負債の両建処理はすべて「二重」となってしまわないだろうか。資産負債の両建処理が要請される場合とそうでない場合との線引きは、あくまで「実務負担を考慮」したものであって、理屈の問題ではないという理解で差し支えないだろうか。

さいごに、適用指針 21 号 9 項および 27 項の定めについて、企業会計基準委員会（2008）

⁽³⁸⁾ 脚注(37)と同様に、財務諸表への影響のみを示すならば、次のようになる。

20X6 年 4 月 10 日 :	(借) 資 産 除 去 債 務	600	(貸) 敷 金	580
			資 産 除 去 債 務 履 行 差 益	20

の整理を概観して、3.2のまとめとしよう。如上の会計処理については、「敷金の多くが最終的に原状回復費用に充当されるということが想定される場合」に「敷金が資産除去債務の精算に利用されることを前提として相殺を許容」する「実務上の負荷を考慮して設けられた簡便的な取扱い」であると述べられていた（企業会計基準委員会 2008, 30）および 31）。なるほど、「簡便的な取扱い」だからこそ、図表 11-19 の仕訳でも「許容」されるということなのだろうか。とはいえ、そうであれば図表 11-20 で示したようないわゆる引当金処理こそ、基準 18 号や適用指針 21 号が適用される以前から長きにわたっておこなわれてきた会計実務とも親和性があり、「実務上の負荷を考慮して設けられた簡便的な取扱い」として相応しいのではないか。

また、図表 11-19 のように、企業内部の帳簿上での財産管理という観点からは言わずもがな、企業外部へ公表する財務諸表においても、「敷金」という一項目に返還の見込まれる部分と見込まれない部分とを混在させることは問題である（重要性の観点はさておく）。さらに、3.2 の冒頭で述べたように敷金を「カネのかたまり」と捉える立場からは、図表 11-19 のように敷金を「償却」とするという用語法にも違和感をおぼえる。企業会計基準適用指針の〔設例〕のごとく会計実務の指針となりうる文書の必要性は承知している一方で、同時に、このことを問題であると認識できる感覚を養うような教育が他方では必要であり、そのためには、「企業の経済活動の表現技法」としての（正則的な）仕訳を追究することが教育上も研究上も重要であることをあらためて主張したい（脚注(37)もみよ。）。

4 おわりに

本稿では、いわゆる検定試験の公式テキスト等、資格試験における出題実績、『勘定科目・仕訳事典』での著者の見解を概観し、実務上の取扱いについて検討をおこなった。この検討の限りにおいて、資産除去債務については、財務諸表（附属明細書や個別注記表を含む）への計上額を算定することに主眼が置かれ、当該除去債務と紐づいているはずの個々の有形固定資産との連繋が強く意識されてはいない現状を確認した。3.1 で紹介した「有形固定資産及び資産除去債務台帳」は、資産負債の両建処理という勘定間の連繋を意識できるという有意義な一面を期待できるだろう。

また、企業外部に公表する損益計算書への表示項目がまちまちで定まっていない現状を、資格試験における出題実績を概観することで確認できた。たとえば仕訳問題において、利息費用勘定や資産除去債務調整額勘定が出題されていたとしても、企業内部での財産管理に資する限りにおいて勘定科目は個々の企業が自由に設定できるので、さしあたり問題はない（脚注(22)もみよ。）。その一方で、基準 18 号や適用指針 21 号はもちろん、「企業会計原則」や「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」において定められているわけでもな

い財務諸表の表示項目あるいは金額を空欄補充させる出題が散見された（一例として、脚注(23)をみよ。）。公的な試験において、複数の解答例が存在するという状況はできるだけ避けられるべきではなかろうか。

会計実務と簿記教育とを繋げるべく、(筆者自身のことを棚に上げて申し述べるならば)『勘定科目・仕訳事典』や『簿記研究』をはじめとする日本簿記学会会員からの発信がより活発になされることが期待される。たとえば3.2で概観したような適用指針21号〔設例6〕のごとき会計処理は、返還の見込めない部分と見込める部分とを同じく敷金勘定を用いて処理している点で問題なしとしない。簿記教育においては、適用指針の〔設例〕で示されたような会計実務がありうることも紹介しつつ、正則的にはどのように処理すべき（又は処理するはず）であるのかを学生や生徒と担当教員とが意見交換しながら理解を深めるような姿が望ましいだろう。

さらに、日本簿記学会が文部科学省とともに後援している全経簿記については、たとえば公式テキスト等において、3.1で紹介した「有形固定資産及び資産除去債務台帳」のようにより多様な帳簿（とくに補助簿）のありかたも例示することで、受検者の簿記能力を引き上げつつ検定するしくみが徐々に整っていくことも期待して筆をおく。

【参考文献】⁽³⁹⁾

CB グループマネジメント株式会社. 2024. 「第76期有価証券報告書」。

安藤英義. 2011. 「会計基準等に対する簿記の独立性」『会計』180(2), 1-15 頁。

石川純治. 2020. 『楯円の思考と現代会計：会計の世界で何が起きているか』日本評論社。

石原裕也編. 2012. 『全経簿記能力検定試験 上級（商業簿記・会計学）標準テキスト』税務経理協会。⁽⁴⁰⁾

企業会計基準委員会. 2008. 「企業会計基準公開草案第23号「資産除去債務に関する会計基準（案）」 企業会計基準適用指針公開草案第27号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメント」, https://www.asbj.jp/jp/project/exposure_draft/y2007/2007-1227/comment.html#:~:text=主なコメント の概要とそれらに対する対応（令和7年7月31日最終閲覧）。

企業会計基準委員会. 2011. 『企業会計基準適用指針第21号 資産除去債務に関する会計基準の適用指針』平成23年3月25日改正, 企業会計基準委員会。

⁽³⁹⁾ 本研究部会の方針にしたがい、『検定簿記講義1級商業簿記・会計学』および『検定簿記ワークブック1級商業簿記・会計学』については、記載を割愛している。

⁽⁴⁰⁾ 奥付には『全経簿記能力検定試験 上級 商業簿記・会計学』とあり、表紙との不一致がみられる。なお、たとえば国立国会図書館の書誌情報では、『全経簿記能力検定試験上級〈商業簿記・会計学〉標準テキスト：公益社団法人全国経理教育協会主催 文部科学省・日本簿記学会後援』と示されている。

- 企業会計基準委員会. 2024. 『企業会計基準第 18 号 資産除去債務に関する会計基準』2024 年 9 月 13 日改正, 企業会計基準委員会。
- 菊谷正人. 2017. 「資産除去債務」「履行差額」「利息費用」日本簿記学会監修『勘定科目・仕訳事典 (第 2 版)』中央経済社, 141-142 頁; 349 頁; 350-351 頁。
- 北村英寿. 2022. 「敷金・保証金・権利金の授受に伴う経理処理をおさらいする」『企業実務』61(7), 34-37 頁。
- 黒川行治. 2017. 『会計と社会：公共会計学論考』慶應義塾大学出版会。⁽⁴¹⁾
- 桑原知之編著. 2024a. 『全経 簿記能力検定試験 公式テキスト 1 級商業簿記・財務会計』ネットスクール株式会社出版本部。
- 桑原知之編著. 2024b. 『全経 簿記能力検定試験 公式問題集 1 級商業簿記・財務会計』ネットスクール株式会社出版本部。
- 公認会計士・監査審査会. 2025. 「公認会計士試験」,
<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikaishi-shiken/index.html> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 国税庁. 2025a. 「税理士試験」,
<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm#:~:text=過去の試験結果等> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 国税庁. 2025b. 「税理士試験＞試験日程・試験科目について」,
<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/qa/qa01.htm> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 柴田英樹. 2015. 「賃貸借契約における建設協力金及び保証金等の会計処理に関する一般的考察と実務上の問題点について」『経理知識』94, 37-56 頁。
- 全国経理教育協会編. 2023. 『全経簿記上級 商業簿記・財務会計テキスト (第 9 版)』中央経済社。⁽⁴²⁾
- 全国経理教育協会. 2024. 「全経ブログ」,<https://zenkei4.wordpress.com/2024/04/26/>【簿記能力検定-上級】市販テキストのご紹介/#1 級-問題集 (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 全国経理教育協会. 2025. 「令和 7 年度簿記能力検定試験受験要項」,

⁽⁴¹⁾ ただし, 引用箇所の初出は, 黒川行治. 2009. 「資産除去債務を巡る会計上の論点」『企業会計』61(10), 18-30. である。

⁽⁴²⁾ 脚注(5)で記したように, 本書の帯には「全受験者必携の公式テキスト最新版」と記されている。ただし, 脚注(6)で紹介したとおり, 全経簿記の試験科目は 1 級「商業簿記・財務会計」と上級「商業簿記／財務会計」というように, 「商業簿記」と「財務会計」とがナカグロもしくはスラッシュで並べられており, それぞれ級によって使い分けがなされているようである。とはいえ, 本書および田代・山田編著 (2024) のタイトルにはナカグロが用いられているので, そのとおり示している。

- <https://www.zenkei.or.jp/youkou#bookkeeping> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 高橋美穂子. 2021. 「第 3 章 会計における割引計算：割引率と対応する将来キャッシュ・フローの検討」高田敏文編著『会計・監査研究の展開』同文館出版, 57-71 頁。
- 武澤玲子. 2012. 「Ⅲ 資産除去債務に係る税効果のポイント」『旬刊経理情報』1333, 19-23 頁。
- 田代樹彦・山田康裕編著. 2024. 『全経簿記能力検定試験標準問題集 上級商業簿記・財務会計』中央経済社。⁽⁴³⁾
- 中央経済社. 201X. 「会計人コース ●公認会計士 試験 問題と解答」, https://kaikeijin-course.jp/magazine/kaikeijin_q-a.html (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 中村忠. 2008. 『現代簿記 (新訂第 5 版)』白桃書房。
- 日本商工会議所. 2022. 「商工会議所簿記検定試験出題区分表 (2021 年 12 月 10 日最終改定)」, <https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/exam-list> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 日本商工会議所. 2025a. 「簿記 1 級」, <https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/class1> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 日本商工会議所. 2025b. 「1 級過去問題 (第 158 回～)」, <https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/class1/1qkako> (令和 7 年 7 月 31 日最終閲覧)。
- 平野智久. 2018. 「資産除去債務の割引価値」『産業経理』78(1), 171-182 頁。
- 平野智久. 2019. 『仕訳でかんがえる会計学入門』新世社。
- 平野智久. 2020a. 「資産除去債務 (税効果あり) [第 1 特集 得点源にする要チェック 4 論点]」『会計人コース』55(8), 12-15 頁。
- 平野智久. 2020b. 「書評 石川純治著『楢円の思考と現代会計』」『産業経理』80(3), 132-133 頁。
- 平野智久. 2021. 「資産除去債務に係る「資産負債の両建処理」の発展可能性」『産業経理』80(4), 172-183 頁。
- 平野智久. 2022. 「資産除去債務と複式簿記：仕訳の意味をかんがえる」『日本簿記学会年報』37, 15-16 頁。
- 廣田善夫・伊藤恵子. 2010. 「第 2 章 資産除去債務の計上」新日本有限責任監査法人・財団法人日本不動産研究所編『資産除去債務の実務：対象債務の抽出と会計処理』中央経済社, 85-95 頁。⁽⁴⁴⁾
- 山本巖. 2017. 「差入敷金」「差入保証金」日本簿記学会監修『勘定科目・仕訳事典 (第 2 版)』中央経済社, 126-128 頁。

⁽⁴³⁾ 脚注(42)もみよ。

⁽⁴⁴⁾ 第 2 章 1, 2 を廣田氏が執筆したとされているが、そのうち 2(4)は伊藤氏による執筆ともされている。

渡辺竜介. 2024. 「資産除去債務」「履行差額」「利息費用」日本簿記学会監修『勘定科目・仕訳事典（第3版）』中央経済社, 174 頁; 417-418 頁; 424-426 頁。

第 12 章 消費税取引に関する検討

加藤大吾（公認会計士・税理士）

【論文要旨】

消費税法の改正により 2023 年 10 月 1 日よりインボイス制度が開始されているが、日商簿記検定の出題区分表などにおいて、インボイス制度の取扱いについて明らかにされていない。インボイス制度の導入により、会計上の仮払消費税の計上の有無や端数処理において、消費税の会計処理に一定の影響を及ぼすことになり、消費税を取り扱う検定簿記において、インボイス制度に触れることが必要である。また、消費税の会計処理について、日商簿記検定において、税抜方式のみが出題範囲に含まれているが、税込方式は含まれておらず、その根拠が明らかにされていない。一方で、会計実務において、免税事業者や簡易課税制度を採用する余地のある小規模な株式会社をモデルとする日商簿記 3 級では税込方式による教示が必要であると考ええる。

【キーワード】

消費税，インボイス，税抜方式，税込方式，会計上の仮払消費税

1 はじめに

本稿では、消費税および地方消費税（以下、「消費税」という。）に関する取引について、日商簿記検定の出題区分表にどのように反映されているかを確認し、会計実務を反映した内容になっているかを考察する。

そこで、最初にわが国における消費税法の動向および消費税に関する会計基準の取扱いを概観する。次に日商簿記検定の出題区分表や検定簿記講義における設例を検討し、検定簿記における取り扱いの提案を行うこととする。

2 消費税の概要

2.1 消費税

消費税は、消費一般に広く課税する間接税であり、国内における商品の販売、サービスの提供などを課税対象として、標準税率 10%（うち 2.2%相当は地方消費税）および軽減税率 8%（うち 1.76%相当は地方消費税）の税率で課税される。

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを提供を受ける消費者が負担する。そのため、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することにより、消費者の負担すべき消費税を各取引段階における事業者が分担して納税することになっている。

2.2 インボイス制度

仕入税額控除に関して、従来は帳簿の保存をもって仕入税額控除が適用されていたが、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023 年 10 月より「適格請求書等保存方式」（以下、「インボイス制度」という。）が開始された。インボイス制度は、売手が買手に対して正確な適用税率と消費税額を伝える制度であり、インボイス制度適用後では、適格請求書（以下、「インボイス」という。）の保存が仕入税額控除に必須となる（消費税法 30 条 1 項）。

売手側がインボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者としての登録が必要である（消費税法 57 条の 2 1 項）。なお、適格請求書発行事業者になると、消費税の申告納税の義務が発生するため、免税事業者（消費税法 9 条 1 項）や事業者の顧客がインボイスを必要としない事業者は、適格請求書発行事業者を選択しない可能性がある。インボイスの記載要件は次のとおりであり、下線はインボイス制度の導入後に追加されたものである（消費税法 57 条の 4 1 項）¹。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容
- ⑤ 税抜価額または税込価額を税率区分ごとに合計した金額
- ⑥ ⑤に対する消費税額等および適用税率
- ⑦ 請求書等受領者の氏名または名称

2.3 簡易課税制度

簡易課税制度とは、課税期間の課税売上げに係る消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税額とみなして控除することができる制度である（消費税法 37 条 1 項）。

¹ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業など、簡易適格請求書（簡易インボイス）の発行が認められている（消費税法 57 の 4②）。簡易インボイスは、左記①～⑦の記載要件のうち、⑥消費税額または適用税率のいずれかを記載および⑦相手方の氏名等の記載は不要とされており、インボイスと比較して記載要件が緩和されている。

前々期の課税売上高 5,000 万円以下の事業者は当該簡易課税制度を選択することができ、事業により 6 つに区分し課税売上高の 40%～90%の仕入税額控除ができる。この場合、インボイスの保存は不要である。

2.4 消費税の会計処理（税抜方式と税込方式）

わが国における消費税に関する会計基準として、『消費税の会計処理について(中間報告)』が存在する。消費税の会計処理について、税抜方式と税込方式が存在するが、同中間報告によれば、税抜方式を採用することが適当であるとされている。また、企業会計基準第 29 号『収益認識に関する会計基準』（以下、「収益認識会計基準」という。）を適用する場合、顧客より預かった消費税は取引価格に含まれないため（収益認識会計基準 47 項）、上場企業等においては税抜方式による会計処理が広く行われている。

その一方で、上場企業等以外においては、『中小企業の会計に関する指針』（以下、「中小会計指針」という。）によれば、企業会計原則に基づく実現主義によることができる（中小会計指針 73 項）。そのため、消費税の会計処理について、原則として税抜方式を適用するものとしているが、税込方式の適用を排除していない（中小会計指針 61 項）。また、『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱い』（以下、「消費税経理通達」という。）において、税込経理方式と税抜経理方式の 2 通りの方法があることが明示されている（消費税経理通達 2）なお、免税事業者については、税込経理方式しか採用することはできない（消費税経理通達 5）。

2.5 会計ソフトにおける消費税に関するデータ入力

弥生株式会社が提供するコンピュータ会計ソフト「弥生会計」において、課税取引に関する仕訳入力には、摘要を除いて、最低、以下の①～⑥に関するデータ入力が必要となる。

- ① 借方科目
- ② 借方金額
- ③ 借方消費税区分（10%・軽減税率 8%・インボイスの有無など）
- ④ 貸方科目
- ⑤ 貸方金額
- ⑥ 貸方消費税区分（10%・軽減税率 8%など）

上記の②において、金額データを入力する際には、税抜方式の場合は「内税入力」「外税入力」「別記」の 3 通りの方法が存在している（図表 12-1）。

図表 12-1 弥生会計における経理方式と金額データ入力

税抜方式	内税入力	税込みの取引金額を入力します。	
		入力した金額から自動的に消費税が計算されます。	
		入力／1,100	金額／1,100 消費税額／100
	外税入力	税抜きの取引金額を入力します。	
		入力した金額から自動的に消費税が計算されます。	
		入力／1,000	金額／1,000 消費税額／100
	別記	取引の税抜きの仕訳と消費税の仕訳を別々に入力します。 消費税は自動計算されません。	
		仕訳：入力／1,000	金額／1,100 消費税額／表示なし
		消費税：入力／100	金額／100
税込方式	—	すべて税込みの取引金額を入力します。	
		入力／1,100	金額／1,100 消費税額／表示なし

(出典：消費税設定の設定項目 弥生会計 サポート情報 https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=18599 2025 年 5 月 22 日閲覧)。

税抜方式により会計処理を行う場合、会計ソフトにおけるデータ入力に関する取引として、例えば消耗品（税抜金額 1,000 円、消費税額 100 円）を購入し、代金を現金で支払った場合、次の仕訳となる²。

(借) 消耗品費 1,000 (貸) 現金 1,100
 仮払消費税 100

この仕訳を内税入力または外税入力により会計ソフトにおける入力すると、次のように表示される。

(借) 消耗品費 ※ $\frac{1,100}{100}$ (貸) 現金 1,100

※ **【100】**…借方消費税区分（10%）を選択する

データ入力の方法を内税入力または外税入力を行う場合、実際に総勘定元帳へ転記される仮払消費税勘定を意識することなく、費用の勘定科目を選択し、借方の消費税区分を選択する。この結果、総勘定元帳の消耗品費勘定の借方に 1,000 円と仮払消費税勘定の借方に 100 円がそれぞれ転記される一方で、仕訳形式の画面上では税込方式によった場合の仕訳とほぼ同じ表示がなされる。

² なお、税込方式による場合は、(借) 消耗品費 1,100 (貸) 現金 1,100 となる。

このように、別記方式に比べて、入力が容易な内税入力または外税入力において、税込方式と同様の仕訳入力を行うことになる。会計ソフトを前提とする会計実務においては、仮払消費税勘定を取引の都度科目を選択する必要がない一方で、消費税率の10%や軽減税率8%などの消費税区分を正確に入力することに重点がおかれることになる。

2.6 インボイス制度が会計処理に与える影響

インボイス制度の導入により、消費税の税抜方式による仕入税額控除の要件を満たさない消費税の会計処理やインボイスに記載される消費税の端数処理について、消費税の会計処理に影響を受けることになる。

2.6.1 会計上の仮払消費税

インボイス制度の開始に伴い、消費税経理通達が改正され、仕入税額控除の要件を満たさない消費税は税務上の仮払消費税がないことになり、取引の対価に含めて法人税の課税所得計算を行うことが明らかにされた（消費税経理通達14の2）。

インボイス制度の導入前のように、支払った消費税を一律に仮払消費税に計上することはできず、インボイス制度の導入後は取引の都度、仕入税額控除の可否の判断が求められる。

原則課税の場合には、インボイスの保存がなく、仕入税額控除が受けることができない消費税額は、税務上の仮払消費税がゼロとみなされ、本体価格に加算されることになる。

会計上の仮払消費税は、仕入税額控除を行うことを前提に計上するものであることから、課税計算期間の終了を待たずとも、インボイスの保存がない場合は当然に仕入税額控除をすることができない。よって、会計上は、名目上は消費税を支払ったとしても、実質的には本体価格に対する付随費用を支払ったものとして、支払った消費税相当額は本体価格に加算すべきである。

取引の例を示せば、備品（税抜金額200,000円、消費税額20,000円）を購入し、代金は現金で支払った場合、税抜方式における仕訳は次のとおりである。

（インボイスの保存がある場合）

（借）	備	品	200,000	（貸）	現	金	220,000
		仮 払 消 費 税	20,000				

（インボイスの保存がない場合）

（借）	備	品	220,000	（貸）	現	金	220,000
-----	---	---	---------	-----	---	---	---------

一方で、簡易課税制度において、インボイスの保存に関わらず、事業区分別の課税売上高に基づく仕入税額控除が認められることから、消費税経理通達では支払った消費税について本体価格に含める場合と仮払消費税として計上する場合のいずれも認められている（消費税

経理通達 14 の 2)。しかし、会計上では、消費税を支払った事実を会計帳簿で明らかにするために、インボイスの保存の有無に関わらず、すべての課税取引について仮払消費税として処理すべきである（図表 12-2）。

図表 12-2 インボイス制度と仮払消費税の関係

税額計算	仕入税額控除の要件	インボイスの保存	仮払消費税	
			税務上	会計上
原則課税	インボイスの保存が必要	有	計上可	計上すべき
		無	計上不可(消費税を本体価格に含める)	計上不可(消費税を本体価格に含める)
簡易課税	インボイスの保存は不要	有	計上可	計上すべき
		無	計上するかは任意	計上すべき(消費税を支払った事実を明らかにするため)

（出典）筆者作成。

2.6.2 端数処理に関する会計処理

インボイスに記載される消費税について、1 円未満の端数についてインボイス当たり税率ごとにそれぞれの消費税 1 回の端数処理を行う（消費税法施行令 70 条の 10、消費税法基本通達 1-8-15）の定めがある。日々の取引による会計帳簿への記帳は円単位による記帳であることから、円未満に端数が生じる場合には、その都度消費税の端数処理が行われる。

このために、月締めなど一括して請求書を発行したインボイスと帳簿上の消費税の消費税額や債権債務の差異が生じる。この場合、売上側では帳簿上の消費税額とインボイスの金額を一致させるために仮受消費税の修正を行う必要があり、また、仕入側も同様に、仮払消費税の修正が必要となる。

3 日商簿記検定における出題範囲の検討

3.1 日商簿記検定に関する出題範囲

商工会議所簿記検定試験出題区分表および商業簿記標準・許容勘定科目区分表（2022 年 4 月 1 日施行）において、消費税に関する出題区分表および勘定科目区分表は、図表 12-3 および図表 12-4 のとおりである。

図表 12-3 消費税に関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
2 1. 税金 ア. 固定資産税など イ. 法人税・住民税・事業税※ ウ. 消費税(税抜方式)	(課税所得の算定方法)	

(出典) 商工会議所簿記検定試験出題区分表より筆者加工。

図表 12-4 消費税に関する勘定科目区分表

	A 欄 (標準科目)	B 欄 (許容勘定科目)
3 級	仮払消費税 仮受消費税 未払消費税	仮払金 仮受金 未払金
2 級	未収還付消費税(等)	未収消費税, 未収入金, 未収金

(出典) 商業簿記標準・許容勘定科目区分表より筆者加工。

日商簿記検定では 2019 年の出題区分の改定により従来 2 級の出題範囲であった税抜方式による消費税処理を 3 級に移行し, 2 級では税込方式の会計処理を出題するように変更した。

「平成 31 年 (2019 年) 度以降の簿記検定試験出題区分表の改定などについて」(日本商工会議所 2018) によれば, 次のように記述されている。

「消費税は企業規模に関わらず必然的に生じるため, 3 級受験者にとっても重要であると判断し, 出題範囲へ含めることとした。なお, 小規模の会社において簡易課税制度を適用して税込方式を採用している場合もあるが, 受験者に対して消費税の基本的な仕組みの理解を促すことや複数の処理方法を範囲に含めることによる学習負担を考慮し, 3 級では税抜方式に限定して出題する。また, 受験者の解答の便宜のため売上高の桁数を小さくすることにより, 本来は免税事業者に該当する会社となる場合でも, 同じ問題内で消費税を出題した際には課税事業者であることを前提とする。これら小規模の会社の実務で見られる簡易課税制度や免税事業者に関する出題は行わないことに留意されたい。」

その後, 2021 年の出題区分の改定により, 2 級の出題範囲であった税込方式の会計処理が削除されている。この理由について, 「企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等の適用にともなう商工会議所簿記検定試験出題区分表などの改定について」(日本商工会議所 2021) において, 次のように記述されている。

「商品販売時に受け取る消費税は、本基準等において売手が第三者のために回収する額に該当するため、これを収益に含める税込方式は認められないこととなる。そこで、税込方式を削除した。」

以上の変遷により、日商簿記 3 級において、税抜方式を前提として、課税取引の発生時における仮払消費税と仮受消費税の会計処理と決算整理における未払消費税の会計処理が出題区分に含まれている。また、日商簿記 2 級において、出題区分表では明示されていないが、勘定科目区分表において、未収還付消費税勘定が明示されていることから、仮受消費税が仮払消費税を上回る場合の会計処理が出題区分に含まれている。

なお、会計実務では、インボイス制度の導入以前より、簡易課税制度や免税事業者が税込方式を採用しているが、現在の日商簿記検定の出題範囲からは削除されている点に差異が生じている。日本商工会議所 2021 で明示されているように、税抜方式につき収益認識に関する会計基準の適用となる日商簿記 2 級において出題することには同意できるが、日商簿記 3 級などで出題区分に含めることを避ける理由については明らかにされていない。

3.2 設例の検討

『検定簿記講義 3 級商業簿記』『第 14 章 税金』の「第 3 節 消費税」において、期中および決算整理を経て、確定申告による消費税の納付に関する設例が示されている（図表 12-5）。

図表 12-5 検定簿記講義 3 級の消費税の納付に関する設例（仕訳問題）

例題 14-4

次の連続する取引について、税抜方式で仕訳しなさい。

- ① 商品 ¥300,000 を仕入れ、代金は消費税 ¥30,000 とともに小切手を振り出して支払った。
- ② 上記①の商品を ¥400,000 で売り上げ、代金は消費税 ¥40,000 とともに掛けとした。
- ③ 決算に際して、納付すべき消費税の額を未払消費税として計上した。
- ④ 消費税の確定申告を行い、上記③の未払消費税を普通預金口座から支払った。

<解答>

①	(借)	仕	入	300,000	(貸)	当	座	預	金	330,000
			仮	払	消					
			費	税	30,000					
②	(借)	売	掛	金	440,000	(貸)	売		上	400,000
								仮	受	
								消	費	
								税		40,000

- (出典)『検定簿記講義 3 級商業簿記』200 頁。

『検定簿記講義 2 級商業簿記』において、例題 11-2 において、3 級とほぼ同様の例題が掲載されている³。これに加えて、2 級では未払消費税のほか、決算整理に際して、消費税が「仮受分より仮払分が多いときにはその差額を未収還付消費税（資産）の借方に記入します。」

図表 12-6 検定簿記講義 2 級の設例 (仕訳問題)

次の取引の仕訳を示しなさい。なお、消費税率は10%とする。

- <解答>**

- (出典)『検定簿記講義 2 級商業簿記』142-143 頁, 318 頁。

— 218 —

3.3 日商簿記3級の総合問題における設例の検討

日商簿記3級の総合問題において、消費税を含んだ決算整理に関する練習問題が示されている（図表 12-7）⁴。

図表 12-7 検定簿記講義3級の設例（総合問題）

練習問題 16-1

以下の【資料1】と【資料2】にもとづいて、(1)決算整理後残高試算表を作成し、(2)当期純利益を答えなさい。当期はX7年4月1日からX8年3月31日までの1年間である。

【資料1】（筆者注、一部抜粋）

決算整理前残高試算表		
X8年3月31日		
（単位：円）		
借 方	勘定科目	貸 方
3,000	現金過不足	
240,000	仮払金	
65,000	仮払消費税	
	仮受消費税	128,000
	売上	1,280,000
	受取手数料	6,000
650,000	仕入	
148,000	給料	
12,000	通信費	
37,000	水道光熱費	
20,000	支払利息	

【資料2】決算整理事項（筆者注、一部抜粋）

- ① 現金過不足の原因を調査したら、水道光熱費¥2,000の記帳漏れが判明した。しかし、残額は原因不明のため雑損または雑益とする。
- ② 仮払金は備品取得に係るものである。この備品はX8年1月1日に納品されて使用している。納品に伴う備品勘定への振替が未処理である。
- ⑧ 受取手数料の未収分が¥4,000ある。
- ⑩ 消費税の処理を税抜方式で行う。

⁴ 『検定簿記講義2級商業簿記』の総合問題では未払消費税や未収還付消費税に関する決算整理はない。

<練習問題の解説>

①	(借)	水道光熱費	2,000	(貸)	現金過不足	3,000
		雑損	1,000			
②	(借)	備品	240,000	(貸)	仮払金	240,000
⑧	(借)	未収手数料	4,000	(貸)	受取手数料	4,000
⑩	(借)	仮受消費税	128,000	(貸)	仮払消費税	65,000
					未払消費税	63,000

(出典)『検定簿記講義 3級商業簿記』230-231 頁, 283 頁。

本問では、決算整理前残高試算表の仕入勘定と売上勘定のそれぞれ 10%が仮払消費税勘定と仮受消費税勘定と一致しており、商品売買以外に生じる課税取引を無視しているものと推測できる。

また、収益や費用に関する決算整理仕訳を出題しているが、解説の仕訳においては消費税を考慮しない仕訳を示している。これらの取引はすべて課税取引であるものと推定できることから、実際には消費税率 10%を前提とした場合は、会計実務においては次のような仕訳になる。なお、雑損は課税対象外であるものとしている。

<消費税を考慮した会計実務における仕訳>

(消費税額は税込金額を 0.1/1.1 を乗じて、円未満切り捨てるものとする。)

①	(借)	水道光熱費	1,819	(貸)	現金過不足	3,000
		仮払消費税	181			
		雑損	1,000			
②	(借)	備品	218,182	(貸)	仮払金	240,000
		仮払消費税	21,818			
⑧	(借)	未収手数料	4,000	(貸)	受取手数料	3,637
					仮受消費税	363
⑩	(借)	仮受消費税	128,363	(貸)	仮払消費税	86,999
					未払消費税	41,364

このように、消費税を考慮に入れた総合問題において、決算整理仕訳が複雑になることが想定される。会計実務においては、実際の消費税の納付税額を算定すると、控除対象外消費税や端数処理の関係から、納付税額と会計上の仮払消費税と仮受消費税を相殺した差額が発生する。簿記検定試験では、消費税法の知識を細かく問うことを想定していないのであれば、仕訳問題のみの出題に留め、総合問題での出題を控えるなど検討の余地があるものとする。

3.4 インボイス制度を反映した証憑に基づく設例の提案

『検定簿記講義 3 級』107-109 頁において、領収書や請求書などの証憑を用いた消費税を考慮しない売上取引や仕入取引の仕訳が示されている。これらの証憑は、消費税におけるインボイスとして利用されることから、インボイスの要件を満たす証憑を問題文で提示することにより、インボイス制度への理解を深める一助になるものとする。

よって、次のインボイス制度を反映された設例を提案する。

<設例>

A社は、B社へ商品を売り上げ、次の請求書を送付した。よって、消費税の会計処理を税抜方式によった場合のA社およびB社の仕訳を示しなさい。

請

求

書

B社 御中

A社

登録番号 T0123456789XXX

発行日 : X1 年 4 月 5 日

品名	数量	単価	金額
X 商品	10	¥ 1,000	¥ 10,000
Y 商品	15	¥ 1,200	¥ 18,000
		小計	¥ 28,000
10%対象 (¥28,000) 消費税			¥ 2,800
御請求金額			¥ 30,800

(A社)

(借)	売 掛 金	30,800	(貸)	売 上	28,000
				仮 受 消 費 税	2,800

(B社)

(借)	仕 入	28,000	(貸)	買 掛 金	30,800
	仮 払 消 費 税	2,800			

4 おわりに

以上の検討の結果、消費税に関する取引と日商簿記検定の対応関係は、次のとおりである（図表 12-8）。

図表 12-8 消費税に関する取引の日商簿記検定の出題状況

	消費税に関する取引	日商簿記検定
①	税抜方式による会計処理	3 級・2 級
②	税込方式による会計処理	出題区分表において記述なし
③	インボイス制度	出題区分表において記述なし

（出典）筆者作成。

会計ソフトのデータ入力においても内税入力または外税入力を行い、消費税の課税区分をその都度入力を行うことにより、会計ソフトにおける消費税集計機能に基づき、消費税申告書に必要なデータを入手できる。

会計ソフトにおけるインプットからアウトプットまでのプロセスを理解するためには、期中における売上や仕入における仮受消費税や仮払消費税という仕訳が行われ、決算整理で未払消費税の計上が行われる一連の取引が最低限必要な知識があれば、会計実務においても十分に通用するものとする。

日商簿記 3 級の出題範囲では、想定する企業モデルを以前は個人商店を前提としていたが、現在では小規模の株式会社を前提としている。この前提によれば、図表 12-7 のように、総合問題において、仕訳の都度消費税の考慮する必要がある問題は、消費税法の知識が乏しい簿記学習者にとって過度の負担になるおそれがある。

また、小規模の株式会社では免税事業者や簡易課税制度を採用する場合には、会計実務において、税込方式による会計処理が行われている。また、税抜方式による会計処理を行っている場合においても、外税入力により金額のデータ入力を例にとれば、アウトプットにおいては自動的に税抜価額と仮払消費税の起票が行われ、総勘定元帳に転記されることになる。これは、消費税の会計処理における税込方式と同じデータ入力となる。よって、2021 年度の出題区分表から消費税の税込方式が削除されたが、税込方式の会計処理の出題を検討すべきである。

さらに、会計実務で行われているインボイス制度により、インボイスの要件、インボイスの有無による会計上の仮払消費税の取扱いおよび端数処理について、インボイス制度による会計実務に与える影響があることを明らかにした。よって、日商簿記検定においても、イン

ボイスの記載要件などの記述を追加し，必要に応じて会計以外の周辺知識を教示することは重要であるとする。

【参考文献】

日本公認会計士協会・消費税の会計処理に関するプロジェクトチーム.1989.『消費税の会計処理について（中間報告）』。

辻・本郷税理士法人編 辻・本郷 I T コンサルティング株式会社編.2023.『これだけは押さえておきたい インボイスと電帳法のルール』中央経済社。

第 13 章 税務会計からみた簿記検定

金子友裕（東洋大学）

【論文要旨】

本稿では、繰延資産、圧縮記帳および洗替法・差額補充法の 3 つの論点について、それぞれの会計処理の考え方、日本商工会議所簿記検定の取扱いおよび法人税法上の取扱いとの差異等について検討を行い、ここから学習範囲等に関して考慮すべき要素の抽出を試みた。これらの検討の結果、税務処理を簿記検定に反映させるか否かを考えるにあたっては、その会計処理がどのような根拠で要求されるか、経理要件として義務的に処理が要求されるものか、代替処理の許容の有無、等が考慮すべき要素として抽出された。法人税法が強制法規であり、税金という現金流出をもたらすことから会計処理においても考慮する必要はあるが、これらの考慮すべき要素を総合的に勘案して学習範囲等を検討する必要があるものと思われる。

【キーワード】

税務会計、繰延資産、圧縮記帳、洗替法、差額補充法

1 はじめに

いくつかの会計処理については、企業会計の取扱いと税務上の取扱い（税務処理）に差異が存在する。これらの差異の簿記検定での取扱いは複数の観点から考える必要があり、何を重要視するかにより解が異なると思われる。現状では、会計実務の一部として税務処理を考慮するというあいまいで抽象的な議論になっており、どのような視点で検討すべきという点すらも明らかではないという問題がある。

本稿では、繰延資産、圧縮記帳および洗替法・差額補充法の 3 つの論点について、それぞれの会計処理の考え方、日本商工会議所簿記検定の取扱い¹および法人税法上の取扱いとの差異等について検討を行う。

そして、これらの検討を通じて、検定試験の範囲や学習進度に応じた教育等のあり方（以

¹ 議論の発散を避けるため、簿記検定については日本商工会議所簿記検定に焦点を当てた検討とするが、全国経理教育協会簿記能力検定や全国商業高校簿記実務検定に関しても、適宜指摘を行うこととする。

下、「学習範囲等」とする) に関して考慮すべき要素の抽出を試みることにする。

2 繰延資産の取扱いに関する問題

2.1 日本商工会議所簿記検定における繰延資産の取扱い

繰延資産とは、将来の期間に影響する特定の費用は「その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる」(企業会計原則注解 15) として定められるものである。

そして、従来は「旧商法施行規則において列举され、具体的な会計処理についても、実務上、同規則に従って取り扱われてきた」(実務対応報告 19 号, 1 頁) とされるが、平成 18 年 5 月に施行された会社計算規則では、資産の部の区分に繰延資産を示し、「繰延資産として計上することが適当であると認められるもの」を繰延資産に計上することが示されているのみとなった(会社計算規則 74 条 1 項 3 号, 74 条 3 項 5 号)。このような商法から会社法への取扱いの変更を受け、企業会計基準委員会は、平成 18 年 8 月に実務対応報告 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』を公表した。実務対応報告 19 号では、株式交付費、社債発行費等、創立費、開業費および開発費の 5 つに限定し、支出時に費用処理とし、支出時に費用処理しない場合には繰延資産に計上すると定めている。

日本商工会議所は、2015 年の出題区分表の改定時に「この度の平成 28 年度以降に向けた改定では、企業会計に関連する諸制度の変更に的確に対応するのに加え、一般的な企業における近年のビジネススタイルや会計実務の動向を踏まえ、検定試験がより実際の企業活動や会計実務に即した実践的なものとなるよう区分表を見直し、出題項目の一部修正または追加等を行いました」(日本商工会議所 HP) と改正に関する説明をし、この修正の一つとして 2 級の範囲から繰延資産の資産計上を削除している。

このため、日本商工会議所簿記検定における繰延資産の取扱いとしては、2 級において「研究開発費、創立費、開業費など」が「収益と費用」の項目の中で示されており、繰延資産となりうる支出項目(創立費等)につき費用処理の場合のみを 2 級の出題範囲としている。そして、1 級において、「繰延資産」の項目が示されており、資産計上する場合は 1 級の出題範囲としている。なお、現在の日本商工会議所簿記検定の繰延資産に関する出題区分表の記載を図示すれば、図表 13-1 のようになる。

図表 13-1 繰延資産に関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 12. 有形固定資産 ～ 20. 収益と費用 受取手数料等	13. 無形固定資産 15. 投資その他の資産 ～ …研究開発費，創立費・開業費など	14. 固定資産の減損 16. 繰延資産 ～

（出典）日本商工会議所（2021）を一部修正。

日本商工会議所は，この繰延資産の取扱いの理由として，「繰延資産については，従来は 2 級以上での出題範囲とされてきたが，現実には貸借対照表に繰延資産が計上されることは極めて稀であるため相対的な重要性は乏しいと考えられる。そこで，繰延資産は 2 級の範囲から削除し，すべて発生時に費用処理するとしたが，実務対応報告 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』にもとづく会計処理は，1 級の出題範囲として残すこととした。」（日本商工会議所 2015，11 頁）と説明している。

2.2 法人税法上の取扱いと学習範囲等から考える繰延資産

法人税法では，実務対応報告 19 号が示す 5 項目についてはいわゆる任意償却²とし税務調整が生じない取扱いとしているが（法人税法施行令 64 条 1 項 1 号，法人税法施行令 14 条 1 項 1 号～5 号），税法固有（税法独自）といわれる繰延資産を規定しており，これらは資産計上が強制されており，償却限度額が定まっている（法人税法施行令 64 条 1 項 2 号，法人税法施行令 14 条 1 項 6 号）。このため，税務も含めて会計実務を考慮するのであれば，資産計上される繰延資産が「実務的に極めて稀」とは言い難い。日本商工会議所が考慮する会計実務が大企業の財務諸表を前提とする簿記に限定するということであれば繰延資産の計上が「実務的に極めて稀」ということも否定はできないかもしれないが，税務を考慮するのであ

² 法人税法では，その繰延資産の額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものがある場合には，当該金額を控除した金額）を償却限度額とすることとしており（法人税法施行令 64 条 1 項 1 号），会計処理に依存した損金算入を認めているという意味で「いわゆる任意償却」と表記している。

れば「実務的に極めて稀」ということはできず、実務的には繰延資産の資産計上は必須の学習項目であると考えられる。

なお、繰延資産として資産計上を検討すべきものは、企業会計原則注解 15 の定義を充足するものという点では、実務対応報告 19 号が示す 5 つに限定されるものではなく、税法固有といわれる繰延資産も含まれる。実務対応報告 19 号が 5 つに限定しているのは、旧商法で 8 つ（創立費、開業費、研究費、開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、建設利息）が列挙されていた経緯等があり、実務対応報告 19 号で示される取扱いが繰延資産となり得るものすべてを網羅したものではない³。

そして、繰延資産は、「会計学上、…（中略）…適正な期間損益計算の観点から、対応の原則に基づき資産化された計算擬制的資産であって、換金性もなく、また法律上の権利でもなく、実体を伴わない資産である」（武田 2002, 475 頁）の記述のように、繰延資産の資産計上は、「会計学上」の適正な期間損益計算の観点から要求されるものであり、税務上の政策的配慮によるものではない。繰延資産は、「会計学上」の取扱いを法人税法でも課税所得計算に組み入れているものであり、2 級程度の段階に学習する機会を設けることで、会計学の論点として繰延資産の概念や資産計上も含めた会計処理を学習することが望ましいと思われる⁴。現状、会計実務の実践的な経験の中で、税務上の取扱いとして繰延資産の資産計上を初めて知ることになるかもしれない状況には問題があるといわざるを得ない⁵。

³ 実務対応報告 19 号でも、「会社法上、繰延資産の項目は限定されていないが、本実務対応報告では、これまで限定列挙と解されていた繰延資産の項目を増やす検討は行っていない。したがって、上記 5 項目の繰延資産は、結果として、限定列挙となる。なお、いわゆる法人税法上の繰延資産は、本実務対応報告における繰延資産には該当しないことになる。」（注 2）と指摘されている。

⁴ 本論点は、金子（2017, 18 頁）でも同様の指摘をしているが、現在まで日本商工会議所の簿記検定出題区分表では繰延資産の出題範囲の変更は行われていない。

⁵ 本稿では、企業会計と法人税法の取扱いの差異を考慮して簿記検定の取扱いを検討するという展開のため、日本商工会議所簿記検定に焦点を当てて検討を行っている。議論を広げ、全国計教育協会簿記能力検定と日本商工会議所簿記検定の比較を行うのであれば、全国経理教育協会簿記能力検定の「令和 6 年改定簿記能力検定出題範囲」では、「繰延創立費、繰延開業費、繰延社債発行費（等）、繰延株式交付費、繰延開発費」と資産計上される勘定科目に「繰延」を付した記載とされており勘定科目の取扱いに差異が生じている。このような差異からは、資産計上される繰延資産の勘定科目のあり方等も改めて検討されるべきものと思われる。なお、「創立費」等の勘定科目では費用処理か資産計上かが明確ではないという問題が内在しているという点では全国経理教育協会の記載に妥当性を感じられるが、このような会計処理が会計実務で確認されるものか、または、今後一般化するものか、という点を検証する必要があるものと思われる。

3 圧縮記帳

3.1 法人税法における圧縮記帳の取扱い

法人税法では、資本等取引以外の取引に係る収益の額を益金の額としているため（法人税法 22 条 2 項）、「設備投資をする際に国や地方公共団体から補助金を受けた場合や、災害等による固定資産の損害により保険金を受けた場合でも、その収入金額を益金の額に算入しなければならない」（税務大学校 2025, 108 頁）取扱いとなる。

このような取扱いにつき、「企業会計原則においては、…（中略）…資本的抛出を意味する贈与益（例えば、建設助成のための国庫補助金、工事負担金等）は資本剰余金であると考えられているようであるが、税法上は、資産の贈与を受けること、債務免除を受けることは資本等取引に該当しないので、その相手方及び贈与の目的等に関係なく、全て益金の額に算入すべきものである。」（松尾編著 2023, 562 頁）と説明されている。

このため、国庫補助金収入につき受贈益として課税が行われることになるが、「この課税によって目的資産や代替資産の取得を困難にさせるという障害が生じ、補助金等を受けた目的が達成されなくなるおそれがあるなど、租税政策および産業政策から適当とされない場合がある」（税務大学校 2025, 108 頁）とされ、政策上の問題が生じる懸念がある。このため、「補助金や交換等で取得した資産の取得価額をその受贈益や譲渡益等に相当する額だけ減額し、その減額した部分を損金の額に算入することにより、一時的に課税利益を生じさせない、すなわち課税の繰延べを図る制度」（税務大学校 2025, 109 頁）となる圧縮記帳が採用されている。

なお、法人税法が認める圧縮記帳には、法人税法で規定する国庫補助金等（法人税法 42 条, 45 条）、保険差益（法人税法 47 条）、交換（法人税法 50 条）と租税特別措置法で規定する収用換地等（租税特別措置法 64 条, 65 条）、買換え（租税特別措置法 65 の 7 条）がある。

圧縮記帳では、経理方法が定められており、①損金経理により帳簿価額を直接減額する方法、②損金経理により積立金として積み立てる方法、③剰余金の処分により積立金として積み立てる方法、のいずれかによることとされている⁶。ここで、③の方法による場合、損金経理された金額はない（当期純利益の計算段階での減少額が認識されていない）が、圧縮積立金の額を所得金額から減算する税務調整が行われる。

この経理方法は、次の設例⁷のように示すことができる。

⁶ 交換については①損金経理により帳簿価額を直接減額する方法のみが認められている。

⁷ 本設例は、税務大学校（2025, 109 頁）で示される【参考】を参照している。

設例

国庫補助金等 2 億円を受領し、この国庫補助金等を用いて目的に合致する土地 3 億円を購入した。この国庫補助金受領時および土地の購入時に次の仕訳を行っている。

(借) 当座預金	200,000,000	(貸) 国庫補助金受贈益	200,000,000
(借) 土 地	300,000,000	(貸) 当 座 預 金	300,000,000

当期中に国庫補助金等の返還不要が確定⁸したものとし、圧縮限度額は 2 億円であるとする。この場合の圧縮記帳の仕訳を、次の①から③の経理方法により示しなさい。

- ①損金経理により帳簿価額を直接減額する方法
- ②損金経理により積立金として積み立てる方法
- ③剰余金の処分により積立金として積み立てる方法

解答

- ①損金経理により帳簿価額を直接減額する方法

(借) 固定資産圧縮損	200,000,000	(貸) 土 地	200,000,000
-------------	-------------	---------	-------------

- ②損金経理により積立金として積み立てる方法

(借) 固定資産圧縮損 ⁹	200,000,000	(貸) 固定資産圧縮積立金 ¹⁰	200,000,000
--------------------------	-------------	-----------------------------	-------------

- ③剰余金の処分により積立金として積み立てる方法

(借) 繰越利益剰余金	200,000,000	(貸) 固定資産圧縮積立金	200,000,000
-------------	-------------	---------------	-------------

3.2 日本商工会議所簿記検定における圧縮記帳の取扱い

日本商工会議所簿記検定の圧縮記帳に関する出題区分表の記載を図示すれば、図表 13-2 のようになる。

⁸ 国庫補助金等の返還不要が確定する前に、特別勘定として処理することで圧縮記帳と類似する取扱いが認められるが（法人税法 43 条、44 条）、本稿では議論の拡散を防ぐため割愛する。なお、日本商工会議所簿記検定では、特別勘定は出題区分表では確認できない。

⁹ 税務大学校（2025）による経理方法の説明で示される仕訳では、②の借方は「圧縮積立金積立損」（109 頁）と記載されているが、期中に損失計上される性格を考慮し、固定資産圧縮損勘定とした。

¹⁰ なお、②の方法で計上された固定資産圧縮積立金を取崩しでは、剰余金の振替（繰越利益剰余金への振替）を行うと損益計算書の純利益レベルでの全体損益計算がゆがむという問題がある。このため、②の方法の積立金の取崩しにより生じる戻入益は企業会計上の収益として計上すべきである。

図表 13-2 圧縮記帳に関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 12. 有形固定資産 ア 有形固定資産の取得 ～ 第四 株式会社会計 3. 利益剰余金 ア 利益剰余金 イ その他利益剰余金 繰越利益剰余金	… (a) 省略 (b) 圧縮記帳 (2 級では国庫補助金・ 工事負担金を直接控除方 式により記帳する場合に 限る) ～ …任意積立金	… (積立金方式) ～ …税法上の積立金の処理

(出典) 日本商工会議所 (2021) を一部修正。

上記の出題区分表によれば、2 級では、国庫補助金等を直接控除方式により記帳する場合に限り出題することとし、1 級で積立金方式が試験範囲としている。なお、圧縮積立金は税法上の積立金の一部として取り扱っているものと思われるので、積立金方式と平仄を合わせて 1 級の範囲としているものと思われる。

ちなみに、『検定簿記講義 2 級商業簿記』では、第 11 章税金の中で「4 圧縮記帳」を取り扱っている (143-145 頁)。『検定簿記講義 1 級商業簿記・会計学上巻』では、有形固定資産の取得原価の決定における「⑤受贈の場合」の中でごく簡略に圧縮記帳の説明があり (38 頁)、例題 3-9 に積立金方式の設例が示されている (46 頁)。

日本商工会議所簿記検定の 2 級で出題範囲となる直接控除方式は、上記①に相当する処理であろうと思われるが、1 級で試験範囲となる積立金方式がどのような方式であるか (上記の②③のいずれか、または、この両方であるか) 明らかではない。『検定簿記講義 1 級商業簿記・会計学上巻』でも、積立金方式について、「固定資産圧縮積立金を設定することにより、当該補助金等の金額をその期の益金とせず、次期以降の益金として配分する処理方法」(39 頁) としており②③の区分は判別できないが、設例 3-9 で示される問題の解答では、借方に繰越利益剰余金勘定 (貸方は固定資産圧縮積立金勘定) とする仕訳が示されているため、積立金方式として③を想定しているものと思われる。

3.3 学習範囲等から考える圧縮記帳

3.3.1 日本商工会議所簿記検定における圧縮記帳の出題内容の検討

『検定簿記講義 1 級商業簿記・会計学』の記載に従えば、日本商工会議所簿記検定では②の経理方法は 1 級でも範囲外の可能性がある。

しかし、会社法 452 条では、一定のものを除き、株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分をすることができる旨を定めている。この一定のものには、「法令又は定款の規定により剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合」（会社計算規則 153 条 2 項 1 号）が定められており、法人税法および租税特別措置法に規定する圧縮記帳のための積立金はこの取扱いに合致するものと考えられ、株主総会の決議なしに積み立てることが可能となっている。

このため、②の経理方法は、株主総会の決議なしに処理しても会社法において違法ではなく、期中の会計処理として②の経理方法を行うことができる。このように手続的な観点で考えると、②の経理方法を日本商工会議所簿記検定が試験範囲に含めていないとすれば、法人税法の圧縮記帳を念頭においた会計処理としては不十分ということになる。

おそらく、実際にこのような処理を行っている企業が多くないという実態があることが想定されるが、会社法や税法の手続的に問題がない処理であれば簿記検定等においてこのような会計処理もありうることを啓蒙的に指導すべきであろう。現在は②の処理が多くないとはいえ、簿記検定等を通じた啓蒙の結果、将来的には一定の企業の会計処理として定着し、会計慣行を構成する可能性も考える必要がある。

なお、②の会計処理には、架空の圧縮損を計上するという点で①の会計処理と同様の問題を内在している。この点は 3.3.2 を参照してもらいたい。

3.3.2 圧縮記帳に関する会計処理の優先順位

圧縮記帳は、法人税法が認める課税の繰延べのための経理要件である。税務を会計実務の一部として重要視するのであれば、簿記の段階¹¹で一定の経理が要求されている圧縮記帳については、学習範囲等においても配慮されてしかるべきものと考えられる。

¹¹ 法人税法では確定した決算での対応が要求されているが、圧縮記帳の経理要件は表示科目等の問題のレベルではなく、会計帳簿に何らかの会計処理が必要という意味で簿記の段階と記している。なお、具体的には、「税法上の積立金（例えば、圧縮積立金）は、これまで利益処分案の株主総会決議によって積立て及び取崩しがなされていたが、会社法の下では、法人税等の税額計算を含む決算手続として会計処理することになる。具体的には、当期末の個別貸借対照表に税法上の積立金の積立て及び取崩しを反映させるとともに、個別株主資本等変動計算書に税法上の積立金の積立額と取崩額を記載（注記により開示する場合を含む。）し、株主総会又は取締役会で当該財務諸表を承認することになる。」（『株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針』25 項）という取扱いとなる。

一方で、圧縮記帳における直接減額方式で計上される固定資産圧縮損は、経済的実態からすると生じていない架空の損失を計上することになり、適正な期間損益計算の観点からは認めるべきではない会計処理であるという問題もある¹²。

なお、監査第一委員会報告 43 号『圧縮記帳に関する監査上の取扱い』では、「国庫補助金、工事負担金等により取得した固定資産について、国庫補助金、工事負担金等に相当する金額をその取得価額から控除した場合も、企業会計原則注解 24 の趣旨に照らして、監査上、妥当なものとして取り扱う」（一（注 1））とされており、監査上は妥当なものとする取扱いが示されている。監査第一委員会報告 43 号は昭和 58 年 3 月に公表されたものであり、昭和 51 年 4 月に公表された監査委員会報告 23 号『税法上の圧縮記帳に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い』にはない交換の取扱いの検討等が行われているが、国庫補助金等については監査委員会報告 23 号の考え方¹³を引き継いでおり、「商法 285 条の取得原価主義の規定に照らし問題があるとされてきた税法上の圧縮記帳額を直接減額方式によることも監査上妥当な会計処理とみなして取り扱ってきた。…（中略）…利益処分方式が認められるものについては、優先してこの方式を採用することが望ましい」（監査第一委員会報告 43 号、解説 I）と記述している。

監査委員会報告 23 号の指摘のように、架空の損失を計上する会計処理は理論的には妥当ではなく、損失を計上しない積立金方式により企業会計における損益計算に影響を及ぼさない方法が妥当であるという教育も必要であると思われる。

中小企業の会計実務においていわゆる税法基準というものがあるとされ、これは税法に依拠した会計処理を慣行とするものとされる。しかし、企業会計において果たすべき役割（例えば、適正な期間損益計算）を果たした上で、選択可能なものを税法に依拠するというのであれば妥当性もあるだろうが、期間損益計算をゆがめる会計処理を認めるべきではないと思われる。ここで現実的な観点として、税法上の経理要件はキャッシュアウトを伴う税額に直接影響するため重要性が高いことを考慮したとしても、少なくとも学習の順序としては、監査委員会報告 23 号が積立金方式を「優先してこの方式を採用することが望ましい」と指摘していることを考慮し、日本商工会議所簿記検定でも損失を計上しない積立金方式を優先することを検討してもらいたい。この主張に対しては、2 級における難易度の問題という反論が容

¹² 財政状態という観点からは、取得原価を客観的交換価値として捉えれば固定資産圧縮損控除の金額は過少ということになるだろうが、企業が犠牲にした対価と捉えれば固定資産圧縮損控除後の金額でも過少とはならないという考え方もありうる。

¹³ 監査委員会報告 23 号では、「企業会計原則が、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産について圧縮記帳方式を認めていることに照して、…（中略）…監査上妥当な会計処理とみなして取扱うこととする。」（監査委員会報告 23 号、1.）としており、企業会計原則の記載を根拠としている。企業会計基準も多く公表されている現在においても、現在でも当時と同様の考え方で良いのか再検討が必要であろう。

易に想像できるが、この反論により学習順序の変更が難しく 2 級での出題を前提とすると直接減額方式から学習せざるを得ないとしても、固定資産圧縮損勘定が損失計上されることの不自然さを教育的に配慮した出題を心掛けて欲しい。このような配慮も難しいのであれば、圧縮記帳を 2 級で出題すること自体に無理があるといわざるを得ないものとする。

4 差額補充法と洗替法

4.1 差額補充法と洗替法の会計処理と現行の会計制度上の取扱い

貸倒引当金の会計処理は、差額補充法と洗替法の会計処理が考えられる。差額補充法とは、前期に設定した貸倒引当金が当期末に残高としてある場合に、当期の設定額から当期末残高を控除した差額部分の金額を貸倒引当金として繰り入れる方法である。また、洗替法とは、前期に設定した貸倒引当金が当期末に残高としてある場合に、当期末残高の戻入れを行い、改めて当期の設定額を貸倒引当金に繰り入れる方法である。

日本商工会議所簿記検定の出題区分表における引当金に関する部分は、図表 13-3 のようになっている。

図表 13-3 引当金に関する出題区分表

3 級	2 級	1 級
第二 諸取引の処理 7. 引当金 ア 貸倒引当金（実績法）	…（個別評価と一括評価、営業債権および営業外債権に対する貸倒引当金繰入額の損益計算書における区分） イ．商品（製品）保証引当金 ウ．退職給付引当金 エ．修繕引当金 オ．賞与引当金	…（債権の区分、財務内容評価法、キャッシュ・フロー見積法） …退職給付債務の計算 カ．その他の引当金

（出典）日本商工会議所（2021）を一部修正。

出題区分表では、差額補充法および洗替法に関する記載はないが、これは『金融商品に関

する会計基準』や『金融商品会計に関する実務指針』の改正を反映し差額補充法に一本化しており、差額補充法および洗替法の用語を削除したためである。

なお、『金融商品会計に関する実務指針』では、「当事業年度末における貸倒引当金のうち直接償却により債権額と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩さなければならない。ただし、当該取崩額はこれを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合にはその差額を繰入額算定の基礎となった対象債権の割合等合理的な按分基準によって営業費用（対象債権が営業上の取引に基づく債権である場合）又は営業外費用（対象債権が営業外の取引に基づく債権である場合）に計上するものとする。また、取崩額の方が大きい場合には、過年度遡及会計基準第 55 項に従って、原則として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益として当該期間に認識する。」（125 項）とされており、差額補充法の用語は用いていないが、取崩額は当期繰入額と相殺するとしており差額補充法による処理が示されている。

このように、実務指針により差額補充法が明示されているため、会計制度においては差額補充法での処理（少なくとも財務諸表の表示）が要求されており、これらの会計制度の規制を受ける企業は洗替法は採用できないことになっている¹⁴。

4.2 法人税法上の取扱い

法人税法では、「各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。」（法人税法 52 条 10 項）とされ、翌事業年度において益金の額に算入することが要求されており、洗替法が要求されている。ただし、法人税基本通達¹⁵11-1-1 では、「法人が貸倒引当金につき当該事業年度の取崩額と当該事業年度の繰入額との差額を損金経理により繰り入れ又は取り崩して益金の額に算入している場合においても、確定申告書に添付する明細書にその相殺前の金額に基づく繰入れ等であることを明らかにしているときは、その相殺前の金額によりその繰入れおよび取崩しがあったものとして取り扱う。」としている。

この取扱いについては、「法人税法に定める貸倒引当金（法 52）については、その規定に

¹⁴ 当然、簿記の役割は財務諸表の作成だけに限定されるものではないため、財産管理等の視点から社内の帳簿の記載において洗替法を採用し、財務諸表の表示上差額補充法と同じ結果になるように修正する（主要簿以外の精算表等により修正）方法も可能である。財務諸表の作成という役割を重視すれば、財務諸表作成上の規制を考慮した簿記を採用すること企業もあるという前提である。

¹⁵ 法人税基本通達は、あくまでも通達であり法源はない。通達は、「国税庁長官が税務職員に対して発する命令であり、行政組織の内部では拘束力をもつが、国民に対して拘束力を持つ法規ではない」（増井 2014, 37 頁）のように説明されるものであるが、ここでは税務実務における一般的な取扱いという観点で提示している。

において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが定められている。したがって、貸倒引当金は毎期洗替えを行うこととなる。しかしながら、①当該事業年度において益金の額に算入する額と②当該事業年度において新たに損金の額に算入する額との差額を、貸倒引当金勘定へ繰入れ又は当該引当金勘定から取崩しを行う方法についても、従来から会計慣行があるところから、確定申告書に添付する明細書より、上記①と②の差額を貸倒引当金勘定へ繰入れ又は当該引当金勘定から取崩ししたものであることが明らかな場合には、この方法が認められる。」(松尾編著 2023, 1190 頁)と解説されている。

このように、法人税法では、従来から差額補充法による会計慣行が認められることから、確定申告書に添付する明細書で明らかにすることを条件として、企業会計（確定した決算）において差額補充法で処理していたとしても貸倒引当金繰入額の損金算入の取扱いを認めている。

4.3 学習範囲等から考える差額補充法と洗替法

4.1 および 4.2 で示したように、会計基準¹⁶では差額補充法を、法人税法では洗替法を定めている。このような会計基準と法人税法とで差異がある場合は、常に両方の学習が必要になるかという問題がある。日本商工会議所が会計実務を考慮し、この会計実務に税務も含まれるのであれば、受験者数の多い 2 級までの検定の出題範囲に含めるべきとも考えられる。しかし、2 級の難易度等を考慮すると、何らかの学習すべきものを識別することも必要である。簿記検定という性格からは、企業会計のみに注力して教育することも正当化は可能であろう。このように考える場合には、会計基準等に準拠した会計処理である差額補充法を優先的に教えることを考慮し、2 級までの出題範囲に洗替法を含めないこともあながち間違いとはいえないと思われる。

ただし、このような判断を行うためには、法人税法が洗替法を採用する根拠を確認し、その必要性や重要性を理解し、この必要性や重要性が実務を通じて会計に与える影響を勘案して決めるべきであろう。法人税法は洗替法について、法人税基本通達 11-1-1 で一定の条件は付されているが差額補充法での会計処理を認めているという状況であること、法人税法における洗替法の採用が会計理論に基づくものではなく課税所得計算における効果が考慮され

¹⁶ 日本の会計制度（会計基準）は、金融商品取引法の委任を受ける財務諸表等規則に規定されるものだけでも、4 つ（日本基準、国際財務報告基準（IFRS）、修正国際基準

（JMIS）、米国基準）存在する。これに中小企業向けの会計制度として、「中小会計の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の 2 つがある。これらの会計基準の中にも差異が存在する（典型的な例としては、IFRS では繰延資産（deferred expense）の資産計上が認められない）が、本稿では会計と税務の議論に集中するため、日本基準（企業会計原則及び企業会計基準等による一式の会計制度）を前提としている。

ていること（事業年度ごとに繰入限度額が計算されるため、「引当金を絶えず各期の期末における債権残高をベースとして計上する」（武田 2002, 853 頁）方法である洗替法がなじむ）等を考慮して、学習範囲等の位置付けを検討すべきであろう。とりあえず、現状で把握できる情報では、2 級程度までは差額補充法のみを学習範囲とすることも否定される状況ではないように思われる¹⁷。

5 おわりに

本稿では、繰延資産、圧縮記帳、洗替法と差額補充法の 3 つの取引について、企業会計の考え方、日商簿記検定簿記検定の取扱いおよび法人税法上の取扱いの整理をした。そして、それぞれにつき、学習範囲等の観点から検討を行った。

この 3 つの検討において、洗替法と差額補充法の関係のように、企業会計と法人税法とで要求する会計処理は異なるが、法人税法が要求する会計処理と異なるものを容認する場合がある。このような場合は、その取引の重要性等を勘案しつつ、企業会計として要求される会計処理を 2 級程度までは優先して教育し、必要に応じて法人税法が要求する会計処理を指導する方法が考えられる。

また、圧縮記帳のように、税法独自の考えに基づく取扱いにつき経理要件が付されている場合には、企業会計は本来の役割（例えば、適正な期間損益計算）を重視して法人税法の取扱いは簿記検定では考慮しないという方向性と、キャッシュアウトを伴う税金という経営上の重要性等を勘案して法人税法が経理要件を課しているものは簿記検定でも指導範囲に含めるという方向性がある。日本商工会議所が、「実際の企業活動や会計実務に即した実践的なもの」を意識しているのであれば、後者の方向性ということになる。そして、後者の場合に、法人税法の取扱いをどこまで指導するかという問題があるが、会計処理に関するものは十分に指導する必要がある。なお、法人税法の内容も難解なものもあろうかと思われるが、後者の立場であれば、経理の現場の重要性を考えれば正確な指導が重要であろう。

さらに、繰延資産については、会計理論から派生する会計処理であり、企業会計での利用が減少しているかもしれないが、会計基準等でも資産計上が廃止されているわけでもない。そして、法人税法で一定の項目は資産計上が強制適用となっているため、実践的に資産計上の会計処理を行う可能性がある。このような項目については、2 級程度までに簡単にでも学

¹⁷ なお、貸倒引当金の限定した議論としては、出題区分表の 2 級の欄に「個別評価と一括評価」の表記があり、これが法人税法に定める「個別評価金銭債権」（法人税法 52 条 1 項）及び「一括評価金銭債権」（法人税法 52 条 2 項）であるとすれば、貸倒引当金の会計処理に関して逆基準性（税法が企業会計に影響を及ぼすこと）が生じていることを是認しているものと思われる。このような税法の影響を考慮した出題範囲の決定がされているのであれば、洗替法も 2 級の出題範囲と再検討すべき要素にはなると思われる。

習機会を確保すべきであろう。

このような検討から、税務処理を簿記検定に反映させるか否かを考えるにあたっては、その会計処理がどのような根拠で要求されるか、経理要件として義務的に処理が要求されるものか、代替処理の許容の有無、等が考慮すべき要素として抽出されることになる。法人税法が強制法規であり、税金という現金流出をもたらすことから会計処理においても考慮する必要はあるが、これらの考慮すべき要素を総合的に勘案して学習範囲等を検討する必要があるものと思われる。

【参考文献】

金子友裕.2017.「税務会計教育に関する現状と課題」『会計教育研究』5号, 17-24頁。

税務大学校.2025.『税務大学校講本法人税法（基礎編）令和7年度版』。

武田隆二.2002.『法人税法精説14版』森山書店。

日本商工会議所.2015.「商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定等について」。

日本商工会議所.2021.「商工会議所簿記検定試験出題区分表（2021年12月10日改）」。

日本商工会議所 HP, <https://www.kentei.ne.jp/7293>（2025年6月30日アクセス）。

増井良啓.2014.『租税法入門』有斐閣。

松尾公二編著.2023.『法人税基本通達逐条解説十一訂版』税務研究会出版局。

結章 本研究のまとめと今後の検討課題

加藤大吾（公認会計士・税理士）

1 本研究のまとめ

本研究部会では、序章において述べたとおり、現在実施されている検定簿記の学習内容および試験問題と会計実務がどこまでリンクしているか、もしリンクしていないとするとそれはなぜか、そしてリンクさせるためにはどのような修正を行うべきかについて検討することを目的とした。2025年8月の日本簿記学会第41回全国大会までに、12回の研究部会を開催し、委員およびオブザーバーから多岐にわたる論点に関する報告を行った。

【第1部 検定簿記の動向に関する報告】（第1章～第5章）において、検定簿記の意義と役割について、各論稿において過去から現在までの詳細な記述とともに、第2部における議論の前提となる土台となる研究成果が含まれている。

また、【第2部 検定簿記と会計実務の比較に関する報告】（第6章～第13章）において、マクロ的な視点とミクロ的な視点の両方から、検定簿記と会計実務の異同点を明らかにした。本報告書における特筆すべき点として、会計実務において無視することのできない法人税法や消費税法に関する複数の論稿が含まれている点が挙げられる。このことは、本研究部会が検討してきた会計実務目線から検定簿記に対する検討した結果であると考ええる。

以上を踏まえて、本研究部会の議論や最終報告書を通じて、検定簿記と会計実務の関連性に関して、以下の2点を指摘しておきたい。

第1に、簿記教育において会計実務を無視することはできない点である。簿記教育において、会計実務を取り入れることは一定の教育効果があるものの、必ずしも簿記教育を行う者が会計実務に触れたことがあるとは限らない。しかし、簿記の指導においては、学習者に対して取引の内容を説明することにより、単に仕訳や勘定科目を暗記させるのではなく、理解させることにつながる。またそれと同時に、簿記教育を行う者が“副次的な”効果としての会計実務を学びたいという学習者のニーズに応える必要があり、「真理は実務にある」¹という言葉には、簿記研究に強い意義を有していると思われる。

よって、本報告書において示唆されている、会計実務で行われているが検定簿記では触れ

¹ 2018年2月3日の辻山栄子先生の最終講義における発言である。また、本研究部会の川村義則委員によれば、「早稲田会計学の特徴の一つに、学問と実務の融合がございます」（川村2018）と述べている。

られていない論点について、わが国社会から期待される検定簿記の役割に応えるために、今後も継続して議論されるべきであると考ええる。

ただし、留意すべき点として、会計実務で行われていないことを簿記教育では触れる必要がないという意味ではない。例えば、日商簿記検定の出題範囲から除外された商品売買の記帳方法に関する分記法については、簿記の 5 要素のうち、資産および収益の 2 要素のみで商品売買を説明できる点については、簿記の 5 要素が未だ十分に理解できていない簿記の初学者への指導には一定の効果がある。また、日商簿記検定の紙片を前提とした伝票会計について、会計ソフトの利用を前提とした会計実務においては直接的には必要がない論点かもしれないが、会計実務を分掌する必要性や一部現金取引が発生した場合の仕訳の方法などを教示することができるため、簿記教育上の意義があると考ええる。

第 2 に、簿記教育に対して強い影響を与える検定簿記の出題範囲や実際の試験問題に関して、第三者の立場から十分に検証されるべきであると考ええる。また、大学のカリキュラムにおいて、日商簿記 3 級の出題範囲を前提としている場合には、簿記教育において必要であるかどうかは、各自が責任をもって検討する必要がある。

一部の試験問題²では、例えば株式会社の設立に際して、預金口座に入金されたという出題が見受けられるが、会社設立登記申請の当日に登記が完了することはありません、会社名義の銀行預金口座の開設に必要な書類であり履歴事項全部証明書と印鑑証明書などを設立日に入手することは困難である。この場合、正規の簿記の原則で求められる正確な会計帳簿に基づく出題を行うのであれば、設立日には現金として記帳されるべきであると考ええる。

このように、検定簿記が会計実務に即した出題が行われているかどうかについて、今後も継続して幅広い議論の必要性が強く望まれる。

2 今後の研究課題

今後の研究課題として、序章の図表 0-1 に掲げた「検定簿記と会計実務との関係」において、制度や会計理論を軸とした検討は不足している。また、第 2 部に掲げた論点についても、検定簿記における出題範囲をすべて網羅できていないために、収益認識や金融商品といった主要な論点や、企業会計基準第 34 号『リースに関する会計基準』の原則適用が 2027 年 4 月 1 日に迫るなどを中心に検討課題が残されている。

日本簿記学会の設立趣旨にある「理論」「教育」「実務」を議論する場である日本簿記学会において、本報告書を通じて会計実務に対する理解が深まり、簿記教育に携わる会員の一助

² 例えば、第 212 回全経簿記能力試験 2 級商業簿記・第 1 問の 1 において、「福岡株式会社は、会社設立に際し、株式 30,000 株を 1 株あたり ¥2,400 で発行し、全額の払い込みを受け払込金は当座預金に預け入れた。」とされている。

になれば幸いである。なお、本報告書の意見や提案は各委員の論考であるが、誤解や検討の不十分な箇所も存在すると思われる。日本簿記学会の会員諸氏からのコメント・ご批判・建設的なご提案など多くのご意見をいただければ幸いである。

【参考文献】

川村義則.2018.「消息 辻山栄子先生のご退職にあたって」.早稲田商学第 451・452 合併号 213-222 頁。